

主 文

- 1 別紙3-1 「増額変更される1審原告ら一覧表」記載の1審原告らの1審被告国に対する本件各控訴に基づき、原判決分冊1の主文第1項及び第2項のうち、上記の各1審原告の1審被告国に対する請求に係る部分を、次のとおり変更する。
 - (1) 1審被告国は、別紙3-1 「増額変更される1審原告ら一覧表」記載の各1審原告に対し、別紙3-2 「認容額等一覧表」のうち、上記の各1審原告に関する「1審被告国に対する認容額」欄に記載の金員及びこれに対する「遅延損害金起算日」欄に記載の年月日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 上記(1)記載の各1審原告の1審被告国に対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 1審被告国の別紙3-3 「棄却原告など一覧表」記載3の1審原告らに対する本件控訴に基づき、原判決分冊1の主文第1項及び第2項のうち、上記の各1審原告の1審被告国に対する請求に係る部分を、次のとおり変更する。
 - (1) 1審被告国は、別紙3-3 「棄却原告など一覧表」記載3の各1審原告に対し、別紙3-2 「認容額等一覧表」のうち、上記の各1審原告に関する「1審被告国に対する認容額」欄に記載の金員及びこれに対する「遅延損害金起算日」欄に記載の年月日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 上記(1)記載の各1審原告の1審被告国に対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 別紙3-3 「棄却原告など一覧表」記載1ないし3の1審原告らの1審被告国に対する本件各控訴をいずれも棄却する。
- 4 1審被告国の前記第2項の1審原告らに対する本件控訴を除く、その余の本件控訴をいずれも棄却する。

5 1審原告らの1審被告企業らに対する主位的控訴及び予備的控訴（「直接取扱い建材」による予備的控訴及び「主要曝露建材」による予備的控訴）をいずれも棄却する。

6 当審における1審原告ら（原告番号1-46, 1-52, 1-94, 2-12-1, 2-12-2）の1審被告企業らに対する遅延損害金の追加請求及び拡張請求をいずれも棄却する。

7 訴訟費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 第1項(1)及び第2項(1)に記載の1審原告らと1審被告国との間で生じた分については、第1, 2審を通じて、これを5分し、その1を1審被告国 の負担とし、その余を上記1審原告らの負担とする。

(2) 別紙3-3「棄却原告など一覧表」記載1の1審原告らと1審被告国との間で生じた当審における訴訟費用は、上記1審原告らの負担とする。

(3) 別紙3-3「棄却原告など一覧表」記載2の1審原告らと1審被告国との間で生じた当審における訴訟費用は、各自の負担とする。

(4) 1審原告らの1審被告企業らに対する当審における訴訟費用は、すべて1審原告らの負担とする。

8 この判決は、第1項(1)及び第2項(1)に限り、1審被告国に本判決が送達された日から14日を経過した時から、仮に執行することができる。

ただし、別紙3-2「認容額等一覧表」の「仮執行免脱宣言の担保額」欄に金額の記載のある各1審原告については、1審被告国は、当該各金員の担保を供するときは、その執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

（以下、百分率、単位等の表記は、記号による。）

第1章 当事者の求める裁判

第1 1審被告国の控訴の趣旨

1 原判決中、1審被告国の敗訴部分を取り消す。

2 前項の部分につき、1審原告らの1審被告国に対する請求をいずれも棄却する。

3 1審原告らと1審被告国との間で生じた訴訟費用は、第1、2審とも1審原告らの負担とする。

第2 1審原告らの控訴の趣旨

1 主位的控訴

(1) 原判決分冊1の主文第1項及び第2項を次のとおり変更する。

(2) 1審原告1-2 [] 及び1審原告1-121 [] について
1審被告ら（ただし、1審被告クリオンを除く。）は、1審原告1-2 []
及び1審原告1-121 [] に対し、各自、別紙4「主位的請求の請求額等一覧表」の各1審原告に係る「請求総額」欄に記載の金員及びこれに対する「遅延損害金起算日」欄に記載の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 1審原告1-3 [] について
1審被告ら（ただし、1審被告倉敷紡績、1審被告クリオン、1審被告大阪ソーダ及び1審被告文化シャッターを除く。）は、1審原告1-3 [] に
対し、各自、別紙4「主位的請求の請求額等一覧表」の上記1審原告に係る
「請求総額」欄に記載の金員及び「請求遅延損害金起算日」欄に記載の日か
ら支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 1審原告1-24 []、1審原告1-42 [] 及び1審原告2-48 []
について
1審被告ら（ただし、1審被告新日鉄住金化学、1審被告太平洋セメント、
1審被告ナイガイ及び1審被告日本バルカ一工業を除く。）は、1審原告1-24 []、1審原告1-42 [] 及び1審原告2-48 [] に対し、各自、
別紙4「主位的請求の請求額等一覧表」の上記各1審原告に係る「請求総額」
欄に記載の金員及びこれに対する「遅延損害金起算日」欄に記載の日から支

払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- (5) 1審原告1-129 [REDACTED], 1審原告1-208-1 [REDACTED], 同1-208-2 [REDACTED] 及び同1-208-3 [REDACTED] について
1審被告ら（ただし、1審被告倉敷紡績、1審被告クリオン、1審被告小松ウォール工業、1審被告昭和電工建材、1審被告大阪ソーダ、1審被告デンカ、1審被告日本碍子、1審被告ノダ、1審被告文化シャッターを除く。）は、1審原告1-129 [REDACTED], 1審原告1-208-1 [REDACTED], 同1-208-2 [REDACTED] 及び同1-208-3 [REDACTED] に対し、各自、別紙4「主位的請求の請求額等一覧表」の上記各1審原告に係る「請求総額」欄に記載の金員及びこれに対する「遅延損害金起算日」欄に記載の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- (6) その余の1審原告らについて

1審被告らは、別紙4「主位的請求の請求額等一覧表」の「控訴時の控訴人（1審原告）名」欄に記載の1審原告（「承継控訴人名」欄に記載がある場合は、同欄に記載の各1審原告）に対し、各自、同別紙の上記各1審原告に係る「請求総額」欄に記載の各金員及びこれに対する「遅延損害金起算日」欄に記載の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- (7) 訴訟費用は第1, 2審とも前記(2)ないし(6)記載の1審被告らの負担とする。

- (8) 仮執行宣言の申立て。

2 予備的控訴

（「直接取扱い建材」による予備的控訴）

- (1) 原判決分冊1の主文第1項及び第2項を次のとおり変更する。
(2) 別紙5「直接取扱い建材による予備的請求の請求額等一覧表」の「被控訴人（1審被告）名」欄に「○」及び「●」を付した1審被告らは、当該1審被告らに対応する同別紙の「控訴時の控訴人（1審原告）名」欄に記載の1審原告（「承継控訴人名」欄に記載がある場合は、同欄に記載の各1審原告）

に対し、各自、同別紙の各1審原告に係る「請求総額」欄に記載の各金員及びこれに対する「遅延損害金起算日」欄に記載の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は第1、2審とも上記(2)記載の1審被告らの負担とする。

(4) 仮執行宣言の申立て。

(「主要曝露建材」による予備的控訴)

(1) 原判決分冊1の主文第1項及び第2項を次のとおり変更する。

(2) 別紙6「主要曝露建材による予備的請求の請求額等一覧表」の「被控訴人(1審被告)名」欄に「○」及び「●」を付した1審被告らは、当該1審被告らに対応する同別紙の「控訴時の控訴人(1審原告)名」欄に記載の各1審原告(「承継控訴人名」欄に記載がある場合は、同欄に記載の各1審原告)に対し、各自、同別紙の各1審原告に係る「請求総額」欄に記載の各金員及びこれに対する「遅延損害金起算日」欄に記載の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は第1、2審とも上記(2)記載の1審被告らの負担とする。

(4) 仮執行宣言の申立て。

第3 1審被告国の答弁

1 1審原告らの1審被告国に対する本件各控訴をいずれも棄却する。

2 控訴費用のうち、1審原告らと1審被告国との間で生じた分は、1審原告らの負担とする。

3 仮執行宣言を付することは相当ではないが、仮に、仮執行宣言を付する場合、次のとおり申し立てる。

(1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言

(2) その執行開始時期を判決が1審被告国に送達された後14日を経過したこと

第4 1審原告らの答弁

- 1 1審被告国の本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用のうち、1審被告国と1審原告らとの間で生じた分は、1審被告国の負担とする。

第5 1審被告企業らの答弁

1 1審被告ウベボードの答弁

(1) 主位的控訴に対する答弁

ア 1審原告らの1審被告ウベボードに対する本件控訴をいずれも棄却する。

イ 控訴費用のうち、1審被告ウベボードと1審原告らとの間で生じた分は、1審原告らの負担とする。

(2) 予備的控訴に対する答弁

ア 本案前の答弁

(ア) 1審原告らの1審被告ウベボードに対する訴えをいずれも却下する。

(イ) 訴訟費用は1審原告らの負担とする。

イ 本案の答弁

前記(1)と同じ。

2 1審被告ウベボード並びに主位的控訴及び予備的控訴の対象とされていない各1審被告企業を除く、その余の1審被告企業らの答弁

(1) 1審原告らの主位的控訴及び予備的控訴をいずれも棄却する。

(2) 控訴費用のうち、1審被告企業らと1審原告らとの間で生じた分は、1審原告らの負担とする。

(3) 1審被告クボタ、1審被告ニチハ、1審被告文化シヤッター及び1審被告バルカ一工業は、それぞれ仮執行免脱宣言の申立て。

第2章 事案の概要等

第1節 事案の概要

第1 当事者等

1 1審原告ら

1審原告らは、建設作業従事者であった者（労働者、一人親方（労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者）又は事業主（いわゆる中小事業主））ないしその相続人（数次の相続人を含む。）である。

2 1審被告企業ら

1審被告企業らは、国交省データベース（国交省と経産省が、我が国で製造又は販売されてきた石綿含有建材の調査を行い、製造企業や製造期間等をインターネット上で公開している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」）において、石綿含有建材を製造又は販売していた企業であるとして表示されている株式会社又はその地位を承継した株式会社である。

第2 本件請求（訴訟物）の内容等

1審原告らは、自ら又はその被災者らが建設作業に従事し、石綿（アスベスト）粉じんに曝露したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患したと主張する者である。

本件は、1審原告らが、①1審被告国は、石綿が有する生命又は身体への危険性にかんがみれば、石綿含有建材の製造又は販売を禁止するか、少なくとも、建設作業従事者の石綿粉じん曝露を防止するために、建設作業従事者を使用する事業者に対し、建設現場において、集じん機付き電動工具や送気マスク等の使用の義務付け、石綿含有建材の製造又は販売企業に対する石綿のがん原性や中皮腫への罹患可能性等の当該製品への警告表示の義務付けなど、安衛法等の法令に基づく規制権限を適時にかつ適切に行使すべきであったのにこれを怠ったこと、また、建基法等の法令に基づいて既に行った石綿含有建材の指定・認定の取消し等をせず、新たな指定・認定等をし、建基法90条に基づく石綿粉じん曝露防止の技術的基準制定義務に違反したこと、以上の1審被告国の行為は違法であると主張して、1審被告国に対し、国賠法1条1項に基づき、被災者一人当たり3850万円（元本額。相続人による請求の場合は各自の相続分に相当する金額）、総額1

18億1948万9000円の損害金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、②1審被告企業らは、石綿含有建材の製造及び販売を中止する義務又は建設作業従事者に対して石綿が含有されている事実や石綿の危険性等を警告する義務を負っていたにもかかわらず、これらを怠り、又は、発がん物質である石綿が含有されている建材を製造又は販売した（製造物責任法3条）と主張して、1審被告企業らに対し、民法719条1項前段若しくは後段（後段の適用については、類推適用を含む。以下、この節において同じ。）又は製造物責任法3条に基づき、上記と同額の損害金及びこれに対する遅延損害金の各自支払を求めた事案である。なお、1審原告らの1審被告企業らに対する民法719条1項前段又は後段に基づく損害賠償請求（民法719条1項前段に基づく損害賠償請求と同項後段に基づく損害賠償請求とは、訴訟物としては同一であると解される。）と、製造物責任法3条に基づく損害賠償請求とは、訴訟物として異なり、選択的競合の関係に立つものと解される。

第3 原審の判断（原判決は平成24年12月5日に言い渡される。）

原審は、1審原告らの1審被告国に対する請求について、1審被告国には、屋内で労働者として建設作業に従事し、石綿関連疾患に罹患した者のうち、石綿吹付工（以下、単に「吹付工」という。）との関係では、昭和49年以降、その他の屋内で建設作業に従事した労働者との関係では、昭和56年以降、労働関係法規に基づく規制権限を行使しなかった点に違法性が認められ（ただし、1審被告国の違法行為の終期については、明確に判断していない。），1審被告国は、1審原告ら合計170名（原判決別紙「認容額等一覧表」の「原告名」欄に記載の1審原告ら）に対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負うとした上、1審被告国の責任は、事業者等の責任と比較して後次的なものであること、1審原告らの労働期間、喫煙歴等を考慮して、1審被告国に対し、損害金合計10億6394円2018円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があるとして、これを認容し、他方、屋外作業にしか従事していない労働者、昭和5

6年より前にしか建設作業に従事していない労働者及び安衛法が対象とする労働者ではない一人親方及び事業主との関係では、1審被告国の規制権限の不行使の責任は認められないなどの理由により、これらの1審原告ら（原判決別紙「棄却原告一覧表」の「原告名」欄に記載の1審原告ら）の1審被告国に対する国賠法1条1項に基づく損害賠償請求はいずれも理由がないとして、これらを棄却した。また、1審原告らの1審被告企業らに対する民法719条1項前段もしくは後段又は製造物責任法3条に基づく損害賠償請求は、いずれも理由がないとして、これらをすべて棄却した。

第4 1審被告国の本件控訴及び1審原告らの1審被告らに対する本件各控訴等

まず、1審被告国が、敗訴した1審原告らとの関係で本件控訴をした。なお、1審被告国は、本件控訴に伴い、東京地方裁判所に執行停止決定の申立てをし（同裁判所平成24年（モ）第4831号）、別紙3-2「認容額等一覧表」の「原審における執行停止の担保額」欄に記載の金額（ただし、当審における訴訟承継に伴い、上記担保額を分割したり（原告番号のみで表示すれば、1審原告2-11-1、2-11-2、2-12-1、2-12-2、2-60-1、2-60-2、2-62-1ないし9、2-95-1ないし4）、合算したりして（1審原告2-11）、計算上の金額を記載している部分がある。）を東京法務局に供託し、平成24年12月26日、原審で敗訴した1審原告らにつき、東京地方裁判所から強制執行停止決定を受けた。

1審被告国の本件控訴に次いで、1審原告らは、1審被告国及び1審被告企業らに対する各敗訴部分につき、本件各控訴をした。1審原告らは、当審・第1回口頭弁論期日（平成25年7月4日）において、1審被告企業らに対し、「予備的控訴の趣旨追加申立書」を陳述して予備的控訴をし、当審・口頭弁論終結時（平成29年11月15日）において、前記第1章第2の2のとおり、「直接取扱い建材」による予備的控訴と「主要曝露建材」による予備的控訴とに分けて控訴の趣旨を整理した。

また、前記第2のとおり、1審原告らの1審被告企業らに対する民法719条1項前段に基づく損害賠償請求と同項後段に基づく損害賠償請求とは、訴訟物としては同一であると解されるから、1審原告らは、当審において、「直接取扱い建材」による予備的控訴及び「主要曝露建材」による予備的控訴をしているが、いずれも訴訟物としては同一であり、訴えの変更（追加）を含むものではないと解される。

第5 控訴の取下げ又は訴えの取下げ等、当審における遅延損害金請求の追加又は拡張及び訴訟承継

1 控訴の取下げ又は訴えの取下げ等

(1) 控訴の取下げ

亡 [] 訴訟承継人1審原告1-58-1 [] 及び同1-58-2 [] は、平成25年2月8日、本件各控訴を取り下げ、上記2名に対する原審の請求棄却判決が確定した。

亡 [] 訴訟承継人1審原告1-116-2 [] は、平成25年2月8日、本件控訴を取り下げ、同人に関する原審の請求棄却判決が確定した。

1審原告2-111 [] は、平成25年2月8日、本件控訴を取り下げ、同人に関する請求棄却判決が確定した。

(2) 訴えの取下げ

[] 訴訟承継人1審原告1-219 [] は、平成26年2月9日、死亡し、[] (長女) 及び [] (長男) がその地位を承継したところ、両名は、平成27年3月5日、第1事件に係る訴えを取り下げ、1審被告国は、同月19日、これに同意し、1審被告企業らに対し、上記各訴えの取下書謄本が送達されたが、1審被告企業らは、上記取下げに異議を述べなかったため（民事訴訟法297条、261条5項）、同人らに対する請求に係る訴えは、初めから訴訟係属していなかったものとみなされた。

(3) 当審における不服の範囲の限定

以下の者は、当審・第15回口頭弁論期日（平成29年11月15日）において、遅延損害金の起算日を別紙3-2「認容額等一覧表」の「遅延損害金起算日」欄に記載の年月日からに不服の範囲を限定した。すなわち、1審原告1-19 [REDACTED], 1審原告1-25 [REDACTED], 1審原告1-33 [REDACTED], 1審原告1-57 [REDACTED], 1審原告1-80 [REDACTED], 1審原告1-102 [REDACTED], 1審原告1-103 [REDACTED], 1審原告1-126 [REDACTED], 1審原告1-139 [REDACTED], 1審原告1-208-1 [REDACTED], 同1-208-2 [REDACTED], 同1-208-3 [REDACTED], 1審原告1-301 [REDACTED], 1審原告1-309 [REDACTED], 1審原告2-1-1 [REDACTED], 同2-1-2 [REDACTED], 同2-1-3 [REDACTED], 1審原告2-2 [REDACTED], 1審原告2-5 [REDACTED], 1審原告2-20 [REDACTED], 1審原告2-31 [REDACTED], 1審原告2-49 [REDACTED], 1審原告2-60-1 [REDACTED], 同2-60-2 [REDACTED], 1審原告2-62-1 [REDACTED], 同2-62-2 [REDACTED], 同2-62-3 [REDACTED], 同2-62-4 [REDACTED], 同2-62-5 [REDACTED], 同2-62-6 [REDACTED], 同2-62-7 [REDACTED], 同2-62-8 [REDACTED], 同2-62-9 [REDACTED], 1審原告2-63 [REDACTED], 2-67 [REDACTED], 1審原告2-84 [REDACTED], 1審原告2-88 [REDACTED], 1審原告2-103 [REDACTED], 1審原告2-107 [REDACTED], 1審原告2-109 [REDACTED] 及び1審原告2-201 [REDACTED], 以上の者である。

また、被災者 [REDACTED] の相続人であった1審原告2-95 [REDACTED]（同人は、被災者 [REDACTED] の妻としてその権利義務を4分の3（民法900条3号参照）の限度で相続した。）は、平成23年8月27日、死亡した。亡 [REDACTED] には、相続人として [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED] ほか2名がいるが、このうち、上記4名が、1審原告 [REDACTED] の権利義務を1審原告2-95-1 [REDACTED]

[REDACTED]につき、9分の2、その余の相続人3名につき、各9分の1の割合で相続し、当審における不服の範囲を相続分合計9分の5の限度に限定した。

2 当審における遅延損害金請求の追加又は拡張

原審で遅延損害金を請求していなかった1審原告1-94 [REDACTED]は、本件各控訴に際して、平成19年7月3日から支払済みまでの年5分の割合による遅延損害金請求を追加した。

また、1審原告1-46 [REDACTED]、1審原告1-52 [REDACTED]及び1審原告2-12-1 [REDACTED]、同2-12-2 [REDACTED]は、当審・第15回口頭弁論期日（平成29年11月15日）において、遅延損害金の起算日を別紙3-2「認容額等一覧表」の「遅延損害金起算日」欄に記載の年月日からに請求を拡張した。

3 当審における訴訟承継

以下の者は、被相続人である被災者又はもと1審原告（承継原告を含む。）の権利義務を承継し、訴訟上の地位を承継した者である。すなわち、1審原告1-19 [REDACTED]、1審原告1-25 [REDACTED]、1審原告1-33 [REDACTED]、1審原告1-46 [REDACTED]、1審原告1-51 [REDACTED]、1審原告1-52 [REDACTED]、1審原告1-57 [REDACTED]、1審原告1-60 [REDACTED]、1審原告1-64 [REDACTED]、1審原告1-78 [REDACTED]、1審原告1-80 [REDACTED]、1審原告1-97-1 [REDACTED]（相続分2分の1）、1審原告1-97-2 [REDACTED]（相続分2分の1）、1審原告1-98 [REDACTED]、1審原告1-10 [REDACTED]、1審原告1-103 [REDACTED]、1審原告1-112 [REDACTED]、1審原告1-118 [REDACTED]、1審原告1-122 [REDACTED]、1審原告1-126 [REDACTED]、1審原告1-130-1 [REDACTED]、1審原告1-130-2 [REDACTED]、1審原告1-132-3 [REDACTED]、1審原告1-139 [REDACTED]、1審原告1-208-1 [REDACTED]、1審原告1-208-2 [REDACTED]、1

審原告 1-208-3 [REDACTED], 1審原告 1-301 [REDACTED], 1審原告
1-309 [REDACTED], 1-311-1 [REDACTED], 1審原告 1-311-2 [REDACTED]
[REDACTED], 1審原告 1-311-3 [REDACTED], 1審原告 2-1-1 [REDACTED], 1審
原告 2-1-2 [REDACTED], 1審原告 2-1-3 [REDACTED], 1審原告 2-2 [REDACTED]
[REDACTED], 1審原告 2-5 [REDACTED], 1審原告 2-6 [REDACTED], 1審原告 2-11-
1 [REDACTED], 1審原告 2-11-2 [REDACTED], 1審原告 2-12-1 [REDACTED]
[REDACTED] (相続分2分の1), 1審原告 2-12-2 [REDACTED] (相続分2分の1),
1審原告 2-15-1 [REDACTED] (相続分2分の1), 1審原告 2-15-2 [REDACTED]
[REDACTED] (相続分2分の1), 1審原告 2-20 [REDACTED], 1審原告 2-21 [REDACTED]
[REDACTED], 1審原告 2-23 [REDACTED], 1審原告 2-31 [REDACTED], 原告 2-4
9 [REDACTED], 1審原告 2-60-1 [REDACTED] (相続分2分の1), 1審原告 2
-60-2 [REDACTED] (相続分2分の1), 1審原告 2-63 [REDACTED], 1審原
告 2-62-1 [REDACTED] (相続分2分の1), 1審原告 2-62-2 [REDACTED]
(相続分16分の1), 1審原告 2-62-3 [REDACTED] (相続分16分の1),
1審原告 2-62-4 [REDACTED] (相続分16分の1), 1審原告 2-62-5
[REDACTED] (相続分16分の1), 1審原告 2-62-6 [REDACTED] (相続分
16分の1), 1審原告 2-62-7 [REDACTED] (相続分16分の1), 1審
原告 2-62-8 [REDACTED] (相続分16分の1), 1審原告 2-62-9 [REDACTED]
(相続分16分の1), 1審原告 2-67 [REDACTED], 1審原告 2-69 [REDACTED]
[REDACTED], 1審原告 2-76 [REDACTED], 1審原告 2-84 [REDACTED], 1審原告 2-
88 [REDACTED], 1審原告 2-95-1 [REDACTED] ([REDACTED] 相
続分につき, 相続分9分の2), 1審原告 2-95-2 [REDACTED] ([REDACTED]
[REDACTED] 相続分につき, 9分の1), 1審原告 2-95-3 [REDACTED]
[REDACTED] ([REDACTED] 相続分につき, 9分の1), 1審原告 2-95-4 [REDACTED]
[REDACTED] ([REDACTED] 相続分につき, 9分の1), 1審原告 2-
103 [REDACTED], 1審原告 2-107 [REDACTED], 1審原告 2-109 [REDACTED]

██████████， 1審原告 2-201 ██████████ 及び 1審原告 2-210 ██████████， 以上の者である。

第2節 前提事実

以下の前提事実は、原判決を引用する部分以外の事実は、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実である（後に本節の前提事実を引用する場合、当審判決で認定している箇所を引用するときには、「当審判決・前提事実第1の1」のように略記して引用し、原判決分冊1の第2章第2の前提事実を引用している箇所を引用するときには、分冊1の第2章第2の記載を省略し、「原判決・前提事実1（原判決〇〇頁）」のように略記して引用する。）。

第1 当事者等

1 1審原告ら

1審原告らは、建設作業従事者であった者（労働者、一人親方又は事業主（中小事業主））ないしその相続人である。（弁論の全趣旨）

2 1審被告企業ら

1審被告企業らは、国交省データベースにおいて、石綿含有建材を製造又は販売していた企業であるとして表示される株式会社又はその地位を承継した株式会社である。（甲A393の1ないし5，甲C29の1ないし2153，弁論の全趣旨）

第2 石綿の種類等

1 石綿の種類

石綿（アスベスト，アミアントス）は、単一の鉱物名ではなく一群の鉱物の総称である。WHOやILO等の公的機関は、蛇紋石族のクリソタイル（白石綿）と角閃石族のアモサイト（茶石綿），クロシドライト（青石綿），アンソフィライト，トレモライト，アクチノライトの6種類の鉱物のうち，顕微鏡レベルで長さと幅の比が3以上のアスペクト比を持つ纖維状のものを石綿と定義している（角閃石系のことをアンフィボール系ともいう。）。我が国の法律で

は、石綿は定義されていないが、国際的には、上記の内容の定義によっている。世界で過去に大々的に採掘されて産業的に用いられてきた石綿は、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソフィライトの4種類である。そのうち、クリソタイルが全体の9割以上で最も多く、次いでアモサイト、クロシドライトの順に利用してきた。（甲A4（13ないし16頁。以下では、書証として提出されている文献の頁数は、文献それ自体の頁数を表記する。），弁論の全趣旨）

2 石綿の物性

石綿は、産業界で貴重な材料として盛んに使われた理由は、優れた性質を一種類の物質がすべて兼ね備えた安価であることがある。石綿の持つ優れた物性は、紡織性（しなやかで、糸や布に織ることができること）、抗張力（引っ張りに強いこと）、耐熱性（燃えないで高温に耐えること）、断熱・防音性（熱や音を遮断すること）、耐薬品性、絶縁性（電気を通しにくいこと）、親和性（他の物質との密着性に優れていること）などの特質を有することである。（甲A4（17, 18頁））

このような特長は石綿以外の単一の天然鉱物や人工物質にはほとんど見られないことから、石綿は「奇跡の鉱物」と呼ばれることがある。（甲A4（18頁））

石綿纖維は、粉碎したときに縦に裂ける傾向があり、高いアスペクト比を保ったまま次々に細い纖維になる。こういった細い纖維は、人の鼻毛や気管・気管支の纖毛を通り越して肺胞にまで到達しやすく、吸入されやすい纖維の代表でもある。クロシドライトとアモサイトは、クリソタイルよりしなやかさが低く、真っ直ぐで堅い纖維の傾向がある。しかし、特にクロシドライトは、しなやかさこそクリソタイルに負けるものの、それ以外の石綿の優れた性質をすべて完璧に持っている最高性能の石綿であると評される。（甲A4（18頁））

3 石綿の用途等

明治 20 年代に石綿製品の輸入が始まり、富国強兵、殖産興業の国策の下に軍事と工業の発展が図られた。特に戦艦を含む造船業の奨励により、船舶用の保温材やパッキングの需要が増加した。さらに、石綿セメント製品や石綿ジョイントシートの生産も、昭和初期に始まり、石綿が産業発展を支える重要な役割を果たしてきた。（甲 A 4（21 頁））

石綿は、①石綿紡織品（船舶の保温材、自動車の摩擦材等）、②石綿含有建材（波板スレート、住宅用屋根スレート、ボード類、石綿セメント円筒等）、③シール材（グランドパッキング、ガスケット等）、④石綿板（ディスクロール等）及び石綿紙（電線被覆等）、⑤摩擦材（ブレーキライニング、クラッチフェーシング等）、⑥保温材、⑦吹付け石綿、⑧石綿タイル等として広く使用された。（甲 A 4（24ないし35 頁））

石綿製品の種類は、3000 種類以上あったといわれている。（甲 A 394（7 頁））

石綿の種類別にみると、クリソタイルは、紡織用原料や石綿高圧管、石綿スレート等に用いられた。クロシドライトは、耐酸性が極めて強いので、長纖維は耐酸用の紡織品等に、中間の長さのものは吹付け石綿として利用された。アモサイトは、保温材として単体で板や筒に成型され、また、つなぎ材としてマグネシア、珪藻土に混入して使用されることがあり、その弾力性からアスベスト布団の中綿としても使われた。（甲 A 4（23, 24 頁））

平成 7 年頃には、我が国の石綿消費量のうち、約 9 割を建材製品が占めるようになっていた。（甲 A 394（7 頁の図表 1-6, 8 頁）、甲 A 395（4, 6 頁））

4 我が国における石綿輸入量

我が国においては、前記 3 のとおり、明治 20 年代に石綿製品の輸入が始まり、石綿は産業発展を支える重要な役割を果たしてきた。（甲 A 4（21 頁））

しかし、昭和 17 年から昭和 23 年までの間は第二次世界大戦により石綿の

輸入が途絶えたため、一時的に国内産の石綿に頼ることとなった。戦後は専ら輸入に依存し、昭和25年以降輸入量は増加の一途を辿り、昭和36年には、10万tを超え、昭和45年には、30万t近くに達した。昭和49年に約35.2万tと最高を記録した後、増減を繰り返しながら、徐々に減少し、昭和60年頃から平成元年頃まで再度増加したもの、平成2年以降、石綿条約や通産省の石綿含有率低減化政策があり、急速に減少していった。平成7年には、クリソタイル以外の石綿の輸入・使用が禁止され、平成12年には、輸入量が10万tを切り、平成16年には1万tを下回り、平成18年には、安衛法の改正により石綿の使用が全面的に禁止されたことから、その輸入量はゼロとなった。昭和5年以降平成17年までの石綿の総輸入量は、合計987万9865tである。（乙アA19、弁論の全趣旨）

第3 石綿含有建材の概要

1 我が国における石綿使用状況

石綿は、纖維状の鉱物で、クリソタイルの纖維の直径は、およそ0.02ないし0.06μmである。その特徴は、燃えない、腐らない、酸やアルカリに侵されにくく、他の物質との親和性がある等のすぐれた性質を多く持っている。石綿のこれらの長所を生かして重要な工業用原料として各分野で使用されてきた。（甲A4（22頁））

前記第2の4のとおり、石綿のほぼ全量を輸入に依存していた我が国では、輸入量が石綿消費量とみてよいと思われる。（甲A4（24頁））

我が国に輸入された石綿のうち、約8割が建材に使用されていた。（乙アA107（4頁））

なお、前記第2の3のとおり、平成7年頃には、我が国の石綿消費量のうち、約9割を建材製品が占めるようになっていた。

2 種類とその特徴

石綿含有建材は、①石綿含有吹付け材、②石綿含有保温材、断熱材、耐火被

覆板, ③石綿含有成形板（石綿セメント製品等）に分けられる。（甲A 3.9.6 (1, 2頁)）

これらの石綿含有建材の主な種類, 特徴, 使用している石綿の種類, 使用時期等は, 以下のとおりである。

(1) 石綿含有吹付け材

我が国における吹付け石綿の使用は, 昭和30年頃からイギリスから導入されて始まり, 熱に強い石綿纖維とバインダー（セメント）を機械により吹付け施工するため, いかなる形状の場所にも施工が可能であるほか, 吸音, 断熱, 結露防止, 耐火など諸性能にすぐれ, かつ施工後は継ぎ目のない平滑な仕上がりとなることから, その需要も経済成長とともに増加した。用途は, その特性を生かして, 昭和31年頃から学校, ビル, ホテル, 劇場, 公民館・公会堂, 体育館, ダンスホール, ボウリング場, 駐車場, 船舶, 電車等の車両, 工場などに吸音, 断熱・耐火, 結露防止のために広く用いられた。昭和42年頃からは建築物の高層ビル化, 鉄骨造構造化の進展に伴い, その鉄骨に耐火被覆のために吹き付けられて用いられた。その後, 昭和50年改正特化則により, 石綿含有量が重量比で5%を超える石綿吹付け作業が原則として禁止された。（乙アA 3.5 (34頁), 乙アB 2.9）

(2) 石綿含有保温材, 断熱材及び耐火被覆板

ボイラーや各種の加熱炉, 配管などの熱損失を防ぐために保温材が用いられる。アモサイトは, 熱伝導率及び嵩比重が小さく, 強度が大きく, 耐熱性が高いなどの特性を有することから, 保温・断熱材として古くから使用されてきた。（乙アA 3.5 (33頁)）

(3) 石綿含有成形板

石綿含有成形板のうち, 特に石綿セメント製品は, 使用量が多く, 昭和57年には, 石綿の6.8%, 昭和61年には, 78.2%, 平成8年には, 93%が石綿セメント製品に用いられていた。（乙アA 3.5 (37頁)の図4及

び図5))

第4 建物の主な種類、建設工事の作業工程及び建設作業従事者の関与形態

原判決分冊1の第2章第2の4ないし6（原判決分冊1・14ないし16頁）のとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決分冊1・14頁8行目の「4 建物の主な種類」を「1 建物の主な種類」と、15頁20行目の「5 建築工事の作業工程」を「2 建設工事の作業工程」と、16頁6行目の「6 建設作業従事者の事業形態」を「3 建設作業従事者の関与形態」と、7行目の「事業形態」を「関与形態」と、それぞれ改める。

第5 石綿関連疾患の医学的知見

1 石綿曝露の指標

石綿曝露の指標となる医学的所見としては、胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）が見られること、石綿小体・石綿纖維が見られること、石綿肺に罹患していること等が挙げられる。（甲A106、乙アA156（3頁））

(1) 胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）

胸膜プラークは、壁側胸膜に生じる両側性の不規則な白板状の限局性胸膜肥厚である。胸膜プラークそれ自体では、肺機能障害を伴わず、良性病変と考えられている。（甲A107（7、8頁））

現在の我が国においては、胸膜プラークは、石綿曝露のみによって発生すると考えられている。胸膜プラークは、石綿曝露開始直後には認められず、年余をかけて徐々に成長し、曝露開始後少なくとも10年以上、概ね15年から30年で出現し、時間の経過とともに石灰化する。石灰化胸膜プラークの出現には、概ね20年以上を要する。（甲A106、乙アA156（3頁））

(2) 石綿小体

肺内に吸入された比較的長い石綿纖維に対しては、マクロファージ等の貧食・運搬作用がうまく機能せず、それらは、そのまま長期間肺内に滞留する。

そのうちの一部は、多数のマクロファージの作用で石綿繊維の表面に鉄質蛋白が付着して鉄亜鉛状になった石綿小体を形成する。石綿小体は、位相差顕微鏡でも見やすいので、石綿曝露の良い指標として利用されている。（乙ア A 3 5 (70, 71頁)）

2 石綿関連疾患の種類

次のとおり、付加訂正するほか、原判決分冊1の第2章第2の3(1)ないし(5)まで（原判決分冊1・6ないし14頁）のとおりであるから、これを引用する。（原判決分冊1の付加訂正）

- (1) 原判決分冊1の第2章第2の3(2)ウ（原判決分冊1・10頁）を、以下のとおり改める。

「ウ 肺がんに対する喫煙の影響

石綿曝露と肺がん発生との間には、喫煙との相乗作用があることが知られている。石綿曝露もなく、喫煙しない人の肺がんリスクを1とすると、石綿曝露者では5倍、喫煙者では10倍、石綿曝露と喫煙の両者のある人は50倍になるといわれる。（甲A107（13頁）、乙アA9（65頁）、乙アA157（4頁）、原審・証人 [] （主尋問調書1頁））

なお、喫煙の肺がんのリスクの高さを示す指標として、プリンクマン指数がある。プリンクマン指数は、1日の喫煙本数×喫煙年数から算出される指数で、この喫煙指数が400を超えると、喫煙による肺がんの発生危険が確実に上昇するものとされている。（乙アA271（1頁）、乙アA272（表紙を入れて2, 3頁））」

- (2) 原判決11頁12行目冒頭から13行目末尾までを削る。
(3) 原判決分冊1・12頁8行目末尾の次で改行し、以下のとおり加える。

「ウ 中皮腫に対する喫煙の影響

喫煙と中皮腫の関係については、1970年（昭和45年）のセリ

コフの報告では、胸膜中皮腫については、症例数が少なく結論を下すことができず、胸膜中皮腫は、喫煙がその発生率を高めることは認めないとされた。また、1972年のワグナーの報告では、中皮腫は、喫煙との関連は認められないとされた。（甲A5、乙ア40（120頁））

(4) 原判決12頁11行目末尾の次で改行し、以下のとおり加える。

「国内でも昭和46年頃から、石綿肺患者には、胸膜炎を合併するが多く、血性胸水を伴うことが多いことが指摘されていた。（甲A4（116頁））」

(5) 原判決13頁12行目末尾の次で改行し、以下のとおり加える。

「石綿肺にびまん性胸膜肥厚が伴うことは古くから知られていた。1971年（昭和46年）改訂のILOじん肺分類U/C1971では、石綿肺の型分けとともに胸膜肥厚が記録されるようになった。（乙アA10（190頁））」

第6 労災保険法に基づく認定等

1 石綿認定基準（「石綿による疾病の認定基準について」）の発出

厚生労働省労働基準局長は、平成24年3月29日付で、石綿認定基準を発出した。（甲B37）

石綿認定基準は、石綿曝露作業と各疾病について次のとおり定めている。

2 石綿曝露作業

石綿曝露作業とは、石綿鉱山等における作業、倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業、石綿製品の製造工程における作業のほか、石綿吹付け作業、耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業、石綿製品の切断等の加工作業、石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業、石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業、石綿を不純物として含有する鉱物等の

取扱い作業、以上に掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんの曝露を受ける作業、及びこれらの作業の周辺等において、間接的な曝露を受ける作業をいう（以下、石綿粉じん曝露作業と同じ意味で「石綿切断等作業」ということがある。）。（甲B37（1、2頁））

3 石綿肺の認定要件等

（1）石綿肺の認定要件

石綿曝露労働者（石綿曝露作業に従事しているか又は従事したことのある労働者。労災保険法33条に規定する特別加入者を含む。）に発生した疾病であって、①じん肺法4条2項に規定するじん肺管理区分が管理4に該当する石綿肺、又は②石綿肺に合併した同法施行規則1条1号から5号までに掲げる疾病を、労基法施行規則別表第1の2第5号に該当する業務上の疾病として取り扱う。（甲B37（2頁））

（2）じん肺管理区分

ア エックス線写真の像の分類

じん肺のエックス線写真の像は、じん肺法4条1項により、次の第1型から第4型までに区分される。（甲A6（35頁）、乙アB19）

第1型「両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの」

第2型「両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの」

第3型「両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの」

第4型「じん肺による大陰影があると認められるもの」

イ じん肺管理区分

じん肺管理区分は、じん肺法4条2項により、次のとおり管理1から管理4までが定められている。（甲A6（109頁）、乙アB19）

管理1 「じん肺の所見がないと認められるもの」

管理2 「エックス綿写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの」

管理3イ 「エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの」

管理3ロ 「エックス線写真の像が第3型又は第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの」

管理4 「エックス線写真の像が第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る。）と認められるもの」又は「エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型又は第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの」

4 肺がんの認定要件

石綿曝露労働者に発症した原発性肺がんであって、次の(1)から(6)までのいずれかに該当するものは、最初の石綿曝露作業（労働者として従事したものに限らない。）を開始したときから10年未満で発症したものを除き、労基法施行規則別表1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱う。（甲B37(2,3頁)）

- (1) 石綿肺の所見が得られていること（じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上であるものに限る。）
- (2) 胸部エックス線検査、胸部CT検査等により、胸膜プラークが認められ、かつ、石綿曝露作業への従事期間（石綿曝露労働者としての従事期間に限る。以下同じ。）が10年以上あること。ただし、平成8年以降の従事期間は、実際の従事期間の1/2とする。
- (3) 次のアからオまでのいずれかの所見が得られ、かつ、石綿曝露作業への従

事期間が1年以上あること

ア 乾燥肺重量1g当たり500本以上の石綿小体

イ 乾燥肺重量1g当たり200万本以上の石綿纖維(5μm超)

ウ 乾燥肺重量1g当たり500万本以上の石綿纖維(1μm超)

エ 気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体

オ 肺組織切片中の石綿小体又は石綿纖維

(4) 次のア又はイのいずれかの所見が得られ、かつ、石綿曝露作業の従事期間が1年以上あること

ア 胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断することができる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像により当該陰影が胸膜プラークとして確認されるもの

イ 胸部CT画像で胸膜プラークを認め、左右いずれか一側の胸部CT画像上、胸膜プラークが最も広範囲に抽出されたスライスで、その広がりが胸壁内側の1/4以上のもの

(5) 石綿曝露作業のうち、石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品の製造工程における作業、石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品の製造工程における作業、若しくは石綿の吹付け作業のいずれかへの従事期間又はそれらを合算した従事期間が5年以上あること。ただし、従事期間の算定において、平成8年以降の従事期間は、実際の従事期間の1/2とする。

(6) 後記6の要件を満たすびまん性胸膜肥厚を発症している者に併発したもの

5 中皮腫の認定要件

石綿曝露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫であって、

①石綿肺の所見が得られていること(じん肺法に定める胸部エックス線写真的像が第1型以上であるものに限る。), 又は②石綿曝露作業の従事期間が1年以上あることに該当するものは、最初の石綿曝露作業(労働者として従事したも

のに限らない。)を開始したときから10年未満で発症したもの除き、労基法施行規則別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱う。(甲B37(3, 4頁))

6 びまん性胸膜肥厚の認定要件

石綿曝露労働者に発症したびまん性胸膜肥厚であって、次の(1)から(3)までのいずれの要件にも該当する場合には、労基法施行規則別表第1の2第4号7に該当する業務上の疾病として取り扱う。(甲B37(4頁))

- (1) 胸部CT画像上、肥厚の広がりが、片側にのみ肥厚がある場合は側胸壁の1/2以上、両側に肥厚がある場合は側胸壁の1/4以上あるものであること
- (2) 著しい呼吸機能障害を伴うこと
- (3) 石綿曝露作業への従事期間が3年以上あること

7 良性石綿胸水

全事案につき、関係資料を添えて本省と協議する。(甲B37(6, 7頁))

8 石綿健康被害救済法

石綿健康被害救済法1条は、同法は石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする旨定めている。

石綿健康被害救済法4条1項は、独立行政法人環境再生保全機構は日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病(同法2条1項。中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物その他石綿を吸入することにより発生する疾病であって政令で定めるもの)にかかった旨の認定を受けた者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する旨を定めている。

石綿健康被害救済法59条1項は、死亡労働者等の遺族であって、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、

その請求に基づき、特別遺族給付金を支給する旨を定めている。

第7 関係法令等の定め

1 労働安全衛生関係の規制措置

次のとおり、付加訂正するほか、原判決分冊1の第2章第2の8(1)から(6)まで(原判決分冊1・17ないし45頁)のとおりであるから、これを引用する。
(原判決分冊1の付加訂正)

- (1) 原判決分冊1・17頁24行目末尾の次で改行し、以下のとおり加える。

「なお、旧労基法の制定に伴い、工場法（明治44年法律第46号）が廃止されたため、前記アの工場危害予防及衛生規則も廃止された（旧労基法附則123条）。（乙アB2）」
- (2) 原判決分冊1・23頁1行目から2行目にかけての「自主的検査の鑑賞対象とされていた」を「自主的検査の勧奨対象とされていた」と改める。
- (3) 原判決分冊1・27頁2行目の「g 特定化学物質等作業主任者」を「h 特定化学物質等作業主任者」と、28頁1行目の「乙アA140・5.2ないし6.9」を「乙アA140（5.2ないし6.9頁）」と、5行目の「厚労省令」を「労働省令」と、それぞれ改める。
- (4) 原判決分冊1・27頁26行目の「いずれも昭和47年10月1日に」を「いずれも原則として昭和47年10月1日に」と改める。
- (5) 原判決分冊1・30頁7行目の「昭和50年改正特化則」から8行目末尾までを、「昭和50年改正安衛令（乙アB30）は、原則として、昭和50年4月1日から、昭和50年改正特化則（乙アB29）は、原則として、同年10月1日から、それぞれ施行された。」と改める。
- (6) 原判決分冊1・33頁25行目の「2mg/m³（33本/m³相当）」を「2mg/m³（33本/cm³相当）」と、25行目から26行目にかけての「5本/m³」を「5本/cm³」と、それぞれ改める。
- (7) 原判決分冊1・34頁20行目の「特殊防じんマスク」を「特級防じんマ

スク」と改める。

(8) 原判決分冊1・36頁2行目から3行目にかけての「石綿の管理濃度については2本/cm³とした(なお、管理濃度については第4章第1・5(4)ア参照)。」を「石綿の管理濃度については2本/cm³とした。」と改める。

(9) 原判決分冊1・45頁22行目末尾の次で改行し、以下のとおり加える。

「平成18年、安衛令の一部を改正する平成18年改正安衛令（平成18年政令第257号）が制定され（施行は、平成18年9月1日からである。）、製造等が禁止される対象物の石綿の含有量が、1%超から0.1%超に改められた。（乙アB40、乙アB69）

また、石綿則は、平成21年にも改正され（平成21年2月5日厚生労働省令第9号）、14条1項において、事業者は、隔離を行った作業場所において、建築物の解体等の作業を行う場合における石綿等を除去する作業に労働者を従事させる場合、電動ファン付き呼吸用保護具等を使用させなければならないものと規定した。（弁論の全趣旨）」

2 建基法における防火規定及び材料・構造の定め等

次のとおり、付加訂正するほか、原判決分冊1の第2章第2の10(1)から(3)まで（原判決分冊1・48ないし58頁）のとおりであるから、これを引用する。

（原判決分冊1の付加訂正）

(1) 原判決分冊1・55頁5行目の「延べ面積が1000立方メートル以下の」を「延べ面積が1000平方メートル以下の」と改める。

(2) 原判決分冊1・58頁12行目末尾の次で改行し、以下のとおり加える。

「(4) 建基法90条

建基法90条は、第6章の「雑則」の中に規定されている。同条1項は、工事の施工者に対し、当該工事の施工に伴う地盤の崩壊、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講

じる義務を課し、2項は、1項の上記措置の技術的基準を政令（建基令）で定める旨規定しているところ、同条1項は、「当該工事の施工に伴う地盤の崩壊、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害」と定め、危害の内容を例示している。

同条2項を受けた建基令は、①一定の建築物の建築工事等における仮囲いの設置義務（建基令136条の2の20）、②根切り工事、山留め工事等の基礎工事を行う場合における地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管及び下水道管の損壊による危害、土地の掘削を行う場合における工作物の傾斜又は倒壊による危害、矢板等の抜取りに際する周辺の地盤沈下による危害の防止措置義務（136条の3第1、3、6項）、③くい打機等の基礎工事用機械又は移動式クレーンを使用する場合における当該機械の転倒による工事現場周辺への危害の防止措置義務（136条の4）、④一定の場所からくず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合における当該くず、ごみ等の工事現場周辺への飛散防止義務（136条の5第1項）及び⑤はつり、除去、外壁の修繕等に伴う落下物によって工事現場の周辺に危害を生じるおそれがある場合における落下物による危害の防止措置義務（同条の5第2項）、⑥建築物の建方を行う場合における荷重又は外力による倒壊防止措置義務（136条の6）、⑦工事用材料の集積を、当該材料の倒壊、崩落等による危害の少ない場所に安全にすべき義務（136条の7第1項）、⑧火気を使用する場合に不燃材料の囲いを設ける等防火上必要な措置を講じる義務（136条の8）をそれぞれ定めている。」

第8 労災保険特別加入制度

1 労災保険法の目的

労災保険法1条は、「業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、

あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする」ものである。

2 昭和40年改正労災保険法による労災保険特別加入制度の導入

昭和40年、労災保険法の一部を改正する昭和40年改正労災保険法が制定された。その趣旨は、労災保険は、労働者の業務災害に対する補償を本来の目的としているところ、業務の実情、災害の発生状況等に照らし、実質的に労基法の適用がある労働者に準じて保護するにふさわしい者に対し、労災保険を適用しようとする点にある。（甲A257（602頁）、甲A534（15頁））

労働者以外の者であっても、特別加入の対象となる者は、①常時300人（金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下の労働者を使用する事業主であって、事務組合に労災保険事務の処理を委託する者（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）（労災保険法33条1号、同法施行規則46条の16）、②土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業等について、労働者を使用しないで行うことを常態とする者（労災保険法33条3号、同法施行規則46条の17）等である。

労災保険法上は、上記①が、いわゆる中小事業主に、上記②が、いわゆる一人親方に相当する。

第9 条約等

次のとおり、付加訂正するほか、原判決分冊1の第2章第2の9(1)から(3)まで（原判決分冊1・45ないし48頁）のとおりであるから、これを引用する。

（原判決分冊1の付加訂正）

1 原判決分冊1・46頁15行目の「措置をとること」を「措置をとること（4

条)」と改める。

2 原判決・分冊1・47頁6行目の「次に、」を「さらに、」と、8行目の「(10条1項)」を「(10条(a)(b))」と、それぞれ改める。

第3章 争点及び当事者の主張

第1節 争点

本件の争点は、次のとおりである。

- 1 争点1：1審被告国の責任・労働関係法規に基づく規制権限の不行使の違法性
- 2 争点2：1審被告国の責任・建基法に基づく規制権限の不行使の違法性
- 3 争点3：1審被告企業らの責任
- 4 争点4：損害等

第2節 当事者の主張

第1 争点1ないし争点4に関する当事者の主張

1 原審における当事者の主張

争点1ないし争点4に関する原審における当事者の主張は、次のとおり付加訂正するほか、原判決分冊1の「事実及び理由」第3章(原判決分冊1・58頁から304頁まで)のとおりであるから、これを引用する。

ただし、以下、原判決を引用する場合、「ダイソー」を「大阪ソーダ」と、「電気化学工業」を「デンカ」と、「三菱マテリアル建材」を「エム・エム・ケイ」と、それぞれ読み替える。

(原判決分冊1の付加訂正)

- (1) 原判決分冊1・96頁11行目から12行目にかけての「昭和50年改正特化則と同様、労働者に送気マスク又は空気呼吸器及び」まで及び25行目の「送気マスクや」を、それぞれ削る。
- (2) 原判決分冊1・109頁3行目の「③昭石綿条約が」を「③石綿条約が」と改める。

- (3) 原判決分冊1・113頁1行目の「被告INAX」を「1審被告LIXIL」と改める。
- (4) 原判決分冊1・155頁4行目の「遅くとも昭和47年以降においては、」を「遅くとも昭和50年、昭和53年及び昭和62年の各時期以降においては、」と改める。
- (5) 原判決分冊1・203頁15行目冒頭から21行目末尾までを、以下のとおり改める。

「4 民事再生手続について

1審被告壽工業は、平成14年11月1日、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受け、再生計画認可の決定は、平成15年4月24日、確定した。

仮に、1審被告壽工業に不法行為責任が生ずるとしても、1審原告らが主張する1審被告壽工業の行為は、すべて再生手続開始の決定前に行われているから、1審原告ら又は被災者らの石綿関連疾患の発症時期がいつになるかに関わりなく、すべての1審原告らの1審被告壽工業に対する債権が再生債権となり、再生計画認可の決定の確定により、1審被告壽工業は、免責される（民事再生法178条）。

- (6) 原判決分冊1・255頁4行目から5行目にかけての「等しい者が含まれる者は、」を「等しい者が含まれ、それらの者は、」と改める。

2 当審における当事者の主張

- (1) 争点1：1審被告国の責任・労働関係法規に基づく規制権限の不行使の違法性

(1審原告ら)

ア 規制権限の不行使の違法性の判断基準について

(ア) 旧労基法、安衛法は、労働者ないし労働者に準じる者の生命・身体に対する危害を防止し、その安全と健康を守ることを直接の目的とし、そ

のための規定を設け、事業者（使用者）が、石綿粉じんを含む粉じんによる労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならないと定め、事業者が講ずるべき具体的措置を省令に委任している。旧労基法45条、安衛法27条が、省令に上記具体的措置を包括的に委任した趣旨は、事業者が講ずるべき措置の内容が、その事業内容に応じて多岐にわたる専門的、技術的事項であること、また、その内容をできる限り速やかに、作業現場の現状、技術的進歩及び最新の医学的知見等に適合したものに改訂していくためには、これを主務大臣に委ねるのが適当であるとされたことによる。

したがって、建設現場における石綿関連疾患の防止対策について、主務大臣である労働大臣等が旧労基法、安衛法の委任の趣旨に沿った具体的な措置等を定める省令等制定権限を有していたことは明らかである。

また、労働大臣、労働基準局長、地方労働局長、都道府県労働基準局長、労働基準監督署長及び労働基準監督官は、それぞれ建設現場における石綿関連疾患を防止するための監督権限を有していたことも明らかである。

そして、これらの規制権限の不行使に係る違法性判断においては、①被害法益の重大性を中心に、②予見可能性の存在、③結果回避可能性の存在を総合考慮して判断されるべきである。

上記②の予見可能性は、1審被告国の作為義務の根拠となるものであるところ、それは、1審被告国に石綿粉じんの危険性に関する情報収集、調査義務の存在を前提に、予見可能性の有無が判断されなければならぬものである。

- (イ) この点、1審被告国は、独自の見解に基づいて、最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600頁（以下「クロロキン最高裁判決」という。）を引用し、規制権限の不行使の違法性に関する

判断枠組みを主張する。

しかし、泉南アスベスト訴訟判決（最高裁平成26年10月9日第一小法廷判決・民集68巻8号799頁）は、クロロキン最高裁判決を引用しないで、同じ労働安全衛生の分野で規制権限の行使の在り方が問題となった筑豊じん肺最高裁判決（最高裁平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁）等を引用し、「できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものである」と判示したのであり、クロロキン最高裁判決は、石綿粉じんから生ずる健康被害を防止するための労働安全衛生行政の場面には妥当しないといえるのである。

したがって、1審被告国上の上記主張は理由がない。

(ウ) さらに、1審被告国は、①1審被告国がとってきた規制措置に一応の合理性が認められる場合には、規制権限の不行使の違法性は認められず、また、②規制の不遵守と規制の不備とは区別されるべきである旨主張する。

しかし、前記(イ)のとおり、労働安全衛生の分野では、行政庁の裁量を尊重するクロロキン最高裁判決ではなく、筑豊じん肺最高裁判決の違法性判断の枠組みが適用されるから、一応の合理性を有するか否かを問題とする1審被告国上の主張は、最高裁判決の判断枠組みに反するものである。

また、1審被告国が特化則で定める防じんマスクの規定は、建設現場における石綿粉じん曝露対策としては、規制の不遵守ではなく、規制の不備と評価すべきものである。

したがって、1審被告国上の上記主張は理由がない。

イ 被害の実情が相当深刻になっていることが判明していたという事情の要否について

1審被告国は、規制権限の不行使の違法性が認められるためには、その当時、石綿関連疾患罹患の実情が相当深刻であることが明らかになっていことがあることが必要である旨主張する。

しかし、規制権限の不行使が違法とされる時点において、現実に疾患罹患の実情が深刻であった（ないし広範な広がりを見せていた）状況にあることが、違法性肯定のための要件とされるものではない。

すなわち、前記ア(ア)によれば、生命・健康被害が被侵害法益であり、しかも、規制されることによる不利益が事業者の経済的負担である場合、1審被告国は、その当時の具体的な事情の下で、①石綿関連疾患の医学的知見が集積しており、②現に石綿関連疾患の罹患状況が深刻である場合はもちろん、深刻化ないし広範化することを認識ないし予見可能であれば、被害の認識ないし予見可能性があったものとして、1審被告国に適時にかつ適切に規制権限が行使されることが求められるものというべきである。

したがって、1審被告国の上記主張は理由がない。

ウ 規制権限の不行使の違法性に関する基礎となる事実について

(ア) 吹付工の防じんマスクの着用状況

吹付工の防じんマスクの着用状況に関しては、1審原告1-54の被承継人亡[]の供述録取書（甲A231の1）の記載内容を信用し得ることから、昭和50年代以前において、吹付工も防じんマスクを着用していない状況であったと認定すべきであって、その事実認定に何の問題もない。

(イ) 建設現場における防じんマスクの備付け・着用状況

1審被告国は、建設現場における防じんマスクの備付け・着用状況に関して、昭和62年4月以降に日本石綿協会が行った調査（乙ケ4）及び平成15年の「はつり労働者の健康調査」（乙アA247）を挙げて粉じん作業が行われる際には、建設現場を含めて、多くの場合、防じん

マスクが着用されていた旨主張する。

しかし、1審被告国が指摘する調査結果のうち、日本石綿協会が行った調査については、調査対象や調査内容が一切明らかにされておらず、データとしての価値がなく、また、はつり作業については、目に見える大量の粉じんが発生することから、当該作業時に防じんマスクを着用する労働者が相対的に多かったといえるが、はつり工以外の建設作業従事者については、防じんマスクの着用が義務付けられておらず、その着用率は極めて低率にとどまっていたのであるから、粉じん作業が行われる際、建設現場を含め、多くの場合、防じんマスクが着用されていたとはいえない。

したがって、1審被告国の上記主張は理由がない。

(ウ) 養生シートに囲まれた建設現場の状況等

1審被告国は、周囲を養生シートで覆われるだけでは、屋内に近い状態になるとはいえない旨主張する。

しかし、1審被告国の上記主張は、粉じんを建設屋内現場内に閉じ込める目的で養生シートが設置されるという基本的理解を欠くとともに、メッッシュシートは、1審原告らが建設作業に従事していた時期より後に普及したもので、1審原告らが建設作業に従事していた時期には、通気性の悪いシートも使用されていたのが実態であるから、1審被告国の上記主張は、建設現場の実態に整合しない理由のないものである。

また、1審被告国は、建設現場においては、石綿粉じんの飛散が、同じ屋内作業とはいっても、石綿紡織工場とは異なることは明らかである旨主張する。

しかし、石綿粉じんの飛散という観点からすれば、建設現場において、石綿紡織工場内と同視し得るかということが問題なのではなく、養生シート等によって密閉状態となった建設現場において、電動丸鋸による

切断等、石綿含有建材の加工作業によって発生した石綿粉じんが、工場等（石綿紡織工場に限定するものではない。）の建物内において作業を行った場合と同程度に気中の石綿粉じん濃度が高まることが問題なのであるから、1審被告国は上記主張は理由がない。

(エ) 建設工事の各工程の同時並行性

1審被告国は、極めて例外的な同時並行作業において間接曝露による健康被害の高い危険性があることを認識していたとはいえない旨主張する。

しかし、建物の建設は、その施工に多種多様な建材が用いられるとともに、その施工に携わる職種も分化・専門化しているから、多様な専門業種による分業に基づく協業として行われ、複数の職種が同時並行的に建設現場で作業することはごく一般的に行われていることであるから、1審被告国は上記主張は理由がない。

エ 1審被告国責任の終期について

1審被告国は、平成7年改正特化則によって、石綿粉じん曝露防止措置のうち、主たる粉じん発生作業に関して、防じんマスクの着用を罰則をもつて義務付ける措置がとられたから、1審被告国責任の終期は、遅くとも上記時点までである旨主張する。

しかし、防じんマスクの着用の義務付けと石綿含有建材への警告表示や建設現場での警告表示の掲示義務及び安全衛生教育が三位一体となってどれが1つ欠けても不十分であるから、平成7年改正特化則によって防じんマスクの着用が義務付けられたからといって1審被告国責任が否定されるものではない。

したがって、1審被告国は上記主張は理由がない。

オ 石綿粉じん曝露防止対策に求められる規制措置の水準について

石綿の肺がん性の知見は、昭和30年のドール報告で確立しており、石

綿粉じんの少量曝露でも、中皮腫が発症するとの知見は、ニューヨーク科学アカデミー（昭和39年）とその直後に開催されたUICCの地理病理学委員会の後援に係るアスベストとがんに関するワーキンググループの「報告と勧告」によって確立した。

ところで、1審被告国は、昭和46年に旧特化則を制定し、石綿を第二類物質（微量でも有害な作用をもたらす物質）に指定しているのであるから、遅くとも旧特化則制定時（昭和46年）において、全種類の石綿が微量で有害な作用をもたらす有害物質であり、少なくとも、石綿粉じんの微量な曝露で肺がん、中皮腫が発症するとの医学的知見が確立しており、1審被告国も、そのことを認識しており、石綿が微量で有害な作用をもたらす有害物質（第二類物質）であることから、石綿粉じん曝露対策においては、一般の粉じん曝露対策に求められる水準とは異なる一層厳格な規制措置を講ずるべきである。

カ 石綿吹付け作業に関する規制権限の不行使の違法性について

1審被告国が、昭和50年改正特化則において、石綿吹付け作業を原則として禁止した趣旨に基づくと、1審被告国には、①昭和47年時点以降において、吹付工に送気マスク（空気圧縮機等を用いないホースマスク）を着用させるべきであったのに、これを義務付けなかった違法性（昭和50年以降は、石綿含有量が重量比で5%以下の石綿吹付け作業か否かを問わず、これを義務付けなかった違法性），及び②昭和50年以降において、石綿吹付け作業の原則的禁止措置に例外を設け、吹付け作業の全面禁止措置をとらなかった規制権限の不行使の違法性がある。

(ア) 昭和47年以降に吹付工に送気マスクを着用させなかったことの違法性について

昭和46年には、吹付け作業に伴う石綿粉じん曝露による吹付工の健康障害の危険は明らかになっていた。したがって、昭和46年の時点に

において、吹付工の吹付け作業に伴う石綿粉じん曝露を防止するための規制をとることは喫緊の課題であった。

通常のろ過式防じんマスクでは目詰まりをしてしまうため、この対策には、送気マスクが有効であり、送気マスクの有効性は、昭和38年の「ずい道建設工事における粉じん対策」（甲A185）や昭和61年の粉じん作業特別教育テキスト（甲A328）においても指摘されており、1審被告国は、送気マスク着用の必要性について十分認識していた。

また、ホースマスクのJIS規格は、既に昭和28年に定められていたから、上記時点において、送気マスクの着用を義務付けることに何ら技術的障害はなかった。

したがって、遅くとも吹付工の健康障害の危険性が明らかになった昭和46年の翌年である昭和47年以降において、1審被告国は、旧労基法42条、43条、45条、あるいは、安衛法22条、23条、27条1項に基づく規制権限を行使し、吹付工に対する送気マスクの着用を事業者に義務付けるべきであったのに、これをしなかったのは、著しく不合理である。

また、昭和50年以降において、昭和50年改正特化則で原則として禁止された石綿含有量が重量比で5%を超える石綿吹付け作業か否かを問わず、5%以下の石綿吹付け作業であったとしても、石綿吹付け作業に送気マスクの着用を事業者に義務付けるべきであったのに、これをしなかったのは、著しく不合理である。

(イ) 昭和50年の時点において、吹付け作業につき全面的禁止措置をとらなかったことの違法性について

1審被告国は、昭和50年改正特化則において、石綿含有量が重量比で5%を超える石綿吹付け作業を原則として禁止したが、建物の柱等として使用されている鉄骨等への石綿吹付け作業を送気マスクの着用等を

条件に禁止作業対象から除外した。しかし、建物の鉄骨等への石綿吹付け作業を例外として認めることは、石綿吹付け作業を原則として禁止する趣旨に反するもので著しく不合理である。

すなわち、1審被告国は、昭和45年以降、大気汚染防止法の観点から、石綿吹付け作業を禁止する海外の動向を認識しており、石綿粉じんの微量な曝露によっても、肺がん、中皮腫を発症することを踏まえ、昭和46年の旧特化則において、石綿を第二類物質として厳格な規制対象とするとともに、昭和48年には、庁舎仕上げ基準において、内部仕上げから石綿吹付けを除外し、さらに、昭和50年改正特化則において、石綿吹付け作業を原則として禁止したという経過によれば、1審被告国が、昭和50年改正特化則において、石綿吹付け作業を原則として禁止したのは、石綿吹付け剤の著しい飛散性のため、吹付け作業に従事する労働者のみならず、その周辺の労働者、住民に石綿粉じん曝露の危険があるため、それを防止する点にあったと解されるから、建物の鉄骨等への石綿吹付け作業のみを例外として許容する合理的理由は全くない。

そして、昭和50年当時、石綿吹付けの代替品としてロックウールが存在し、実際に使用されていたから、例外なく石綿吹付け作業を全面的に禁止することに何ら支障はなかった。

また、前記のとおり、1審被告国は、石綿含有量が重量比で5%以下の石綿吹付け作業を禁止から除外したが、旧特化則が制定された当時、石綿含有量が重量比で5%以下の石綿含有吹付け材であれば、健康に有害ではないという知見は存在せず、石綿含有率の多寡により石綿吹付け作業の禁止に例外を設ける合理性は全くない。

したがって、1審被告国が、昭和50年時点において、石綿吹付け作業の禁止対象から、建物の鉄骨等への吹付け作業及び石綿含有量が重量比で5%以下の吹付け作業を除外したことは、著しく不合理である。

キ 電動ファン付マスクの使用義務付け及びそれを実効あらしめるための警告表示等及び特別教育を義務付けなかった違法性について

(ア) 電動ファン付マスクの使用義務付けをしなかった違法性について

通常の防じんマスクでは、鼻の脇等からの防じんの侵入を防ぐことはできず、この弱点を克服するために開発されたのが、電動ファン付マスクである。電動ファン付マスクは、小型の電動ファンを回すことで、強制的に作業環境中の空気をフィルターでろ過し、清浄な空気をマスク内に送り込む構造のろ過式の呼吸用保護具であり、通常の防じんマスクとは防じん効果において大きな違いがある。

また、遅くとも旧特化則制定時において、電動ファン付マスクの技術は確立していた。

したがって、1審被告国は、昭和50年改正特化則制定時以降、安衛法22条、23条、27条1項に基づく規制権限を行使し、石綿吹付け作業以外の建設作業従事に対する電動ファン付マスクの使用を事業者に義務付けるべきであったのに、これをしなかったのは、著しく不合理である。

(イ) 警告表示等を義務付けなかった違法性について

1審被告国は、昭和50年改正特化則において、安衛法57条に基づいて、石綿含有量が重量比で5%を超える建材について、製品への警告表示や建設現場での警告の掲示を規定したが、その表示が、石綿が重篤な健康障害を及ぼすことが理解し得るような内容にすべきであることはもちろんのこと、石綿含有量が重量比で5%以下の建材を除外する合理的理由を見出せないから、すべての石綿含有建材について、上記の警告表示をすべきである。

なお、石綿含有量の測定は、必ずしも事業者が行う必要はなく、製品の製造者がこれを行えば足りるから、成分の測定方法の困難さは、石綿

含有量が重量比で5%以下の建材を禁止対象から除外する理由とはなり得ない。

(ウ) 特別教育を義務付けなかった違法性について

さらに、事業者が労働者に発がん性のある石綿粉じんに曝露する機会を十分に理解させ、呼吸用保護具の着用を実効あらしめるためには、事業者に、単に雇入れ時の教育を義務付けるだけでは不十分であり、安衛法59条3項に基づき特別教育を罰則をもって義務付けるべきであった。

しかるに、1審被告国は、遅くとも、昭和46年旧特化則又は昭和50年改正特化則制定時以降、平成17年に石綿則が制定されるまでの間、石綿取扱業を特別教育の対象と定めなかった規制権限の不行使は、著しく不合理である。

ク 集じん機付電動工具の使用等に関する規制権限の不行使の違法性について

集じん機付電動工具は、海外においては、1930年（昭和5年）代初頭には、開発され、相当普及していた。

また、我が国では、海外より遅く、実際に集じん機付電動工具が製造又は販売されるようになったのは、昭和40年代以降である。しかし、遅くとも昭和50年の時点では、海外ではもちろんのこと、我が国においても、電動工具の使用に伴う粉じん曝露を防止する工学的対策として、集じん機付電動工具は早くから実用化され、実用可能であったのである。

そして、集じん機付電動工具は、建設作業における電動工具の使用に伴い発生する一般的な粉じん対策として製造又は販売されてきたものであるが、石綿粉じん対策として特化して開発されてきたものではないものの、各測定結果や国際機関（ILO）による実施要綱によれば、集じん機付電動工具は、古くから石綿粉じん対策の1つとして実用可能であったものである。

国際機関による実施要綱では、集じん機付電動工具を使用した場合の二次発じん等の弊害については、集じん機付電動工具の使用を差し控えるべき具体的危険性として指摘しておらず、このことからすると、集じん機付電動工具を使用した場合の二次発じん等の弊害は存在しないか、存在しても、使用を差し控えるべき事項として考慮に値しない程度のものであることを示している。

以上のとおり、1審被告国が平成4年通達を発出した時点において、集じん機付電動工具の使用を事業者に義務付けるべき工学的知見は十分に備わっていたものと評価することができるが、そのことにとどまらず、昭和50年の時点においても、集じん機付電動工具の構造は、変わらないこと、捕集に必要なHEPAフィルターも存在したことからすると、昭和50年の時点以降、遅くとも平成4年通達が発出された平成4年には、集じん機付電動工具の使用を事業者に義務付けることは十分に可能であったというべきである。

したがって、1審被告国は、昭和50年以降、遅くとも平成4年には、旧労基法42条、43条、45条、あるいは、安衛法22条、23条、27条1項に基づく規制権限を行使し、集じん機付電動工具の使用を事業者に義務付けるべきであったのに、これをしなかったのは、著しく不合理である。

ケ 移動式局所排気装置に関する規制権限の不行使の違法性について

1審被告国は、昭和54年、粉じん則11条1項4号において、移動式局所排気装置について規定し、さらに、昭和63年通達において、建設現場における移動式局所排気装置の使用を奨励しており、工場内の環境改善を念頭に置いた局所排気装置と基本的構造に差異はない。そうすると、1審被告国は、昭和46年の旧特化則において、粉じんが発散する屋内作業場に局所排気装置の設置を義務付けているから、遅くとも昭和46年の時

点で、移動式局所排気装置の技術的基盤は確立していた。

1審被告国は、昭和63年通達において、「建築物の建設、改修等の工事における石綿を含有するスレート、石綿セメント板その他の建設用資材の加工等の作業」について、移動式局所排気装置の使用を勧めた。これは、1審被告国自身が、移動式局所排気装置の使用が建設現場における石綿粉じん曝露防止に効果があると考えたからに他ならない。

そして、移動式局所排気装置は、フードの設計を工夫することで曝露の機会を減少させる効果を有するものである。

したがって、1審被告国は、昭和50年改正特化則制定時以降において、旧労基法42条、43条、45条、あるいは、安衛法22条、23条、27条1項に基づく規制権限を行使し、建設現場において、移動式局所排気装置の使用を事業者に義務付けるべきであったのに、これをしなかったのは、著しく不合理である。

コ 吹付け石綿の剥離・除去に関する規制権限の不行使の違法性について

昭和40年代以降、鉄骨建物を中心として大量の吹付け石綿が使用されるようになったが、吹付け石綿は剥がれやすく、細かな石綿纖維となって飛散するという特質を有しているため、改修工事や解体工事の際に高濃度の石綿粉じんが大量に発生するとともに、劣化によっても、石綿粉じんを発生・飛散させる。しかも、吹付け石綿には、発がん性がより強いクロシドライトやアモサイトが大量に使用されており、この点からも特別の対策が必要であった。

したがって、昭和40年代以降、石綿吹付けが多用されるようになり、1審被告国は、吹き付けられた石綿の剥離作業や解体作業、あるいは損傷・劣化等に伴う石綿粉じんの飛散、建設作業従事者への石綿粉じんの曝露を十分に予見し得たのであるから、昭和50年改正特化則制定時以降、平成17年の石綿則に準じた規制を行うべきであったのに、平成17年まで十

分な規制を行わなかった規制権限の不行使は、著しく不合理である。

サ 定期的粉じん測定に関する規制権限の不行使の違法性について

定期的粉じん測定は、作業環境管理、作業管理及び健康管理の3種類の管理を適切に実施するために極めて重要であり、粉じん測定をせずに適切な作業環境管理等の安全衛生措置をとることは不可能である。

建設現場において、個人サンプラーによる粉じん測定を行えば、時々刻々変化する作業現場において、また、屋外作業においても、作業環境で働く労働者が有害因子にどの程度曝露されているのかを把握することは可能であり、必要である。

そして、個人サンプラーは、古くから研究開発が進められており、その研究開発の歴史にかんがみれば、1審被告国は、昭和40年には、個人サンプラーを開発することは十分可能であった。

もっとも、石綿繊維の数量を測定するには、メンプランフィルター法の開発が必要であるが、メンプランフィルター法と総粉じんを測定する従来の測定方法との差は相対的なものにすぎない。

そうすると、メンプランフィルター法の確立を待つのではなく、個人サンプラーによって総粉じんの測定が可能であれば、まずは、それによる規制を行うべきは当然のことである。

そして、昭和40年には、このような測定結果を評価する基準（許容濃度）も存在していた。

したがって、1審被告国は、昭和50年以降において、昭和47年に制定された安衛法65条、安衛令21条に基づき、石綿含有建材を取り扱う建設現場について、粉じん測定を実施すべき作業場に指定する措置をるべきであったのに、これをしなかったのは、著しく不合理である。

シ 屋外作業の被災者ら及び間接曝露のみを受けた被災者らに対する規制権限の不行使の違法性について

1審被告国は、昭和50年改正特化則38条の8第1項において、屋内外の作業を問わず、①石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業（1号）；②石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の破碎、解体等の作業（2号）等に労働者を従事させるときは、「石綿等を湿潤なものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤なものとすることが著しく困難なときは、この限りではない」と規定した。このように、1審被告国が、一律に原則湿潤化を義務付けたのは、昭和40年代の建設現場における石綿粉じん曝露の危険性、微量な曝露でも労働者に重大な健康障害を与える石綿粉じんの危険性から、建設現場の屋外における作業の石綿粉じん曝露によっても、肺がん、中皮腫といった健康障害が生ずることを認識していたからに他ならない。

なお、昭和53年報告書（石綿による健康被害に関する専門家会議が、昭和53年9月18日付で、労働省労働基準局長に対して提出した「石綿による健康障害に関する専門家会議検討結果報告書」）は、屋外作業において使用される屋根ぶき用フェルト、スレート用といった石綿含有建材を列挙しており、比較的高濃度の石綿粉じん曝露の可能性のある作業として、各種石綿製品の切削作業等としているのであるから、屋外作業を前提としていることは明らかであり、1審被告国は、遅くとも昭和54年当時、石綿粉じん曝露の健康障害の危険性を認識していたものである。

したがって、1審被告国が、昭和50年改正特化則制定時において、建設現場の屋外作業における石綿粉じん曝露による健康障害の危険性を認識していたことは、明らかである。

そして、平成4年通達が発出される平成4年までは、他の者が行った作業により発生した石綿粉じん曝露によって発症した石綿関連疾患の罹患について予見可能性がなく、間接曝露による健康障害について、1審被告国は責任を負わないのではないかが問題となるが、昭和35年のじん肺法及

び同法施行規則の制定以来、粉じん防止対策において、間接曝露による健康障害の防止は当然の前提とされていたこと、昭和46年の旧特化則の制定時、1審被告国は、石綿粉じん曝露が微量でも健康障害を与える有害物であることを認識しており、その延長線上に昭和50年改正特化則の制定があることに照らすと、1審被告国は、遅くとも昭和50年の時点において、建設現場における屋外作業の石綿粉じん曝露による危険性を認識しており、また、建設現場における他の者が行った作業によって発生した石綿粉じん曝露による危険性についても認識していたから、その認識・認識可能性を否定することはできないというべきである。

ス 石綿含有建材の製造等の禁止措置に関する規制権限の不行使の違法性について

(ア) 製造禁止措置をとるべき時期

1審被告国は、①昭和50年、②昭和53年、③昭和62年、④平成7年の各時点以降において、安衛法55条に基づいて、すべての種類の石綿含有建材の製造禁止措置をとるべきであった。

(イ) クリソタイルの発がん性について

1審被告国は、ワグナーらによるアンフィボール仮説（石綿等による重大な被害は専らアンフィボール系（クロシドライト、アモサイト等の角閃石系）によるものであるとする仮説）を前提に、アンフィボール系ではないクリソタイルについては発がん性のリスクの程度が小さく、安全な使用が可能であるとの考え方支配的であった旨主張する。

しかし、アンフィボール仮説は、中皮腫の発症とクリソタイルとの関連性について否定的見解を示したものであって、クリソタイルによる肺がんの危険性について否定的見解を示したものではない。

また、WHOの職業曝露限界の報告は、閾値が定められていない石綿において、厳格な管理下におけるクリソタイルの使用について言及した

ものであって、建設現場においては、石綿含有建材による被害も懸念されているのであり、同報告書をもって、我が国における石綿含有建材の製造禁止措置をとらなかつたことを正当化し得るものではない。

したがつて、1審被告国の上記主張は理由がない。

(ウ) 石綿の厳格な管理使用が困難であったこと、多くの石綿含有建材の代替建材の開発・販売がされていること

建設現場において、石綿含有建材の使用を前提とした厳格な規制措置を行うという施策（厳格な管理使用）では建設作業従事者の安全と健康を確保することが著しく困難、あるいは不可能であることが明らかになっており、しかも、1990年代初頭には、多くの石綿含有建材の代替建材が開発・販売されている。そうすると、1審被告国は、平成7年時点以降において、安衛法55条に基づいて、クロシドライト、アモサイトのみならず、クリソタイルを含めたすべての石綿を含有する建材の製造等の禁止措置をとるべきであったのに、これを怠ったことは、国賠法1条1項の適用上違法である。

(エ) 海外における石綿粉じんの規制及び代替化の状況と1審被告国の主張の誤り

1審被告国は、先進主要国の多くでは、1990年代前半には種類を問わず、すべての石綿について、その製造等を禁止する措置はとられておらず、このことは、石綿を適切に管理し、安全に使用することができるとの考え方が支配的であったことを示している旨主張する。

しかし、これは、諸外国の石綿に対する規制の状況や石綿消費量の推移といった重要な事実をあえて無視した主張である。欧米諸国では、我が国と対照的に1980年代に大幅に石綿消費量を減少させているのである。

これは、欧米諸国では、石綿のがん原性が強く意識された1970年

前後から、濃度規制を中心として、石綿粉じん規制の抜本的強化を図り、その後も規制を強化してきたからに他ならない。

他方、我が国では、建設現場における濃度規制を導入することなく、屋外作業を粉じん測定の規制対象外として事実上建設作業を除外し、また、主として行政指導のみで済ませ、石綿の生産・使用実態がなくなるまで法的規制を先延ばしにしてきた結果、欧米諸国の動きとは対照的に1975年以降も石綿使用量を増大させ、諸外国が大幅に石綿使用量を減少させている1990年の時点でも、我が国の使用量は、約30万tにも及んでいるのである。

したがって、1審被告国の上記主張は理由がない。

セ 安衛法55条・57条の保護対象には、一人親方が含まれること

(ア) 一人親方の定義

一人親方の概念について、必ずしも法的な定義規定はないが、労働行政上は、労災保険法施行規則46条の17第2号に定められた建設業を「労働者を使用しないで行うことを常態とする者」（労災保険法33条3号）であると観念される。建設業の実態としては、元請や下請業者等との間で請負契約を締結し、手間請けで、労働者を使用することなく、自ら建設作業に従事する者を意味する。

したがって、一人親方とは、元請や下請業者との間で請負などの役務提供契約を締結し、労働者を使用しないで自ら建設業に従事する者を意味すると解される。そうすると、小規模であっても、労働者を雇用する法人の代表者及び労働者を雇用する個人事業主は、ここでいう一人親方ではないことになる（ただし、後記(エ)のとおり、一人親方及び事業主（個人事業主）を国賠法1条1項の保護範囲に含めて考えるべきである。）。

(イ) 労働者であるエレベーター設置工について

エレベーター設置工は、エレベーター製造又は販売会社との関係で使

用従属関係にあることから、後記(ウ)の広い意味での使用従属関係を満たすとともに、エレベーター製造又は販売会社を使用者とする労基法上の使用従属関係も認められ、労働者に当たる。エレベーター設置工との関係では、安衛法第4章及び第5章が全面的に適用されるものである。

エレベーター会社は、エレベーターの機械・機器をビル建設会社に販売するのではなく、ビル建設会社から、その据付工事、建基法上の確認申請及び完了検査の全体を請け負っているのであり、自社のエレベーターの据付工事をするためには、エレベーターの技術・安全担当者が、その専門的知識技術を有する専属性的な下請・孫請を監督しながら、工事を行う必要があり、このことは、エレベーター会社がどこであっても、変わるものではない。

ところで、労働者としての使用従属関係は、①仕事の依頼への諾否の自由の有無、②業務遂行上の指揮監督の有無、③場所的・時間的拘束性の有無、④労務提供の代替性の有無、⑤報酬の労務対償性の有無を主たる要素として、⑥事業性（機械・器具の負担関係、報酬額、事業遂行上の損害等に対する責任等）の有無、⑦専属性の程度を補強的要素として判断される。

そうすると、エレベーター設置工（1審原告1-9 [] の被災者亡 [] 、1審原告1-134 [] ）は、このような使用従属関係を満たすエレベーター会社の専属下請（孫請）であるから、上記の使用従属関係を満たす労基法上の労働者に当たる。

(ウ) 安衛法55条及び57条の保護対象となる労働者に準ずる一人親方にについて

安衛法55条及び57条の規制対象者が使用者（労働者を雇用する事業者）ではなく、石綿含有建材を製造等する事業者であるため、個々の使用者との間で労基法9条の労働契約関係にあることを主張・立証する

必要はなく、建設現場において雇用された大工等の建設労働者と同様、現場監督的立場の者に統括され、その作業指示に従うという広い意味での使用従属関係を満たすのであれば、一人親方であっても、労働者に準ずる者として、安衛法第5章の55条及び57条の保護対象になる。

その広い意味での使用従属関係は、①組織的従属性（不可欠な労働力として事業に組み込まれていること）、②契約の一方的決定性（契約内容が元請や事業者によって一方的に決定されていること）、③報酬の労務対償性（労務の対価として報酬が支払われること）を主たる要素として、④経済的従属性（仕事の依頼に応すべき基本的な関係にあること）、⑤指揮監督性（広い意味での労務指揮監督性、時間的場所的拘束性の有無及び程度）を補完的要素として判断される。

そして、一人親方である1審原告らは、その専門職種に応じて、元請の代理人ないし現場監督らの全体を統括する監督者の指示の下、労働者と混在して同一現場、同一工程にて作業に従事する者であるから、このような労働過程において、建設工事に不可欠な労働力として事業に組み込まれており、その報酬等の労働条件についても、元請や工務店等の下請によって一方的に決定され、労務の提供の度合に応じて報酬を受けている者であるから、これらの一人親方も、安衛法第5章の保護の対象となる。

(エ) 国賠法1条1項の保護範囲に含まれる一人親方及び事業主（個人事業主）について

建設作業従事者のうち、一人親方の占める割合は、昭和55年の時点で総建設作業従事者約317万人のうち、13.4%，平成2年の時点で総建設作業従事者約285万人のうち、13.6%，平成17年の時点で総建設作業従事者約258万人のうち、15.8%となっており、我が国の建設産業においては、一人親方は必要不可欠な建築労働力と

なっており、一人親方がいなくては、建設産業自体が成り立たない状況になっている。

石綿を取り扱う建設現場に一定時間滞在し、建設現場の石綿粉じん曝露による被害を受ける可能性のある者、すなわち、一人親方及び事業主（個人事業主）である一人親方等は、国賠法1条1項の保護範囲に含まれる者と解すべきである。

その理由は、以下のとおりである。

1審被告国の規制権限の行使の根拠法令である旧労基法や安衛法自体、直接の雇用関係を前提とする規制にとどまらず、直接の雇用関係にある者を超えた規制を行うことを目的としており、その保護対象を事業主に雇用された労働者に限定しているわけではない。

すなわち、安衛法1条は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」ことのほか、「快適な職場環境」の実現をも目的としている。この「快適な職場環境」の実現によって保護されるべき者は、労働者に限られず、労働者と同様に建設現場の作業に従事する者をも含まれると解すべきである。

また、旧労基法は、「工場ないし設備」から生じる工場内外の危害を防止することを目的とした工場法を前身とし、労基法42条の条文には、「労働者」という文言はなかった。労基法から派生した安衛法も、直接の雇用関係がある場合を超えて、広く規制を行うために職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的として独立法として制定されたものである。

さらに、1審被告国（労働省）は、昭和40年の労災保険特別加入制度の導入前から、一人親方について、労災保険法の擬制適用を認めており（「昭和22年11月12日付け基発第285号「土木建築労働者についての労働者災害補償保険法適用に関する件」」）、その後、この擬制

適用の範囲は順次拡大され、一人親方にも、労基法適用労働者と同様に労災保険法が擬制適用されてきたものである。

1審被告国が、一人親方に対し、前記のような労災保険法の擬制適用を採用したのは、昭和6年に制定された労働者災害扶助法において、労働者ではない労働者の代表者又は親方も、自己もまた作業に従事する者であるときは労働者に加えられるべきであると解釈されていたためである。そして、その後、昭和40年改正労災保険法の制定により、労災保険特別加入制度が導入されて立法的解決が図られたのである。

以上の事実に、前記の我が国の建設現場の実態を踏まえれば、労働関係法令に基づいて建設現場における石綿粉じん発生を防止・抑止するための規制権限が適時にかつ適切に行使されるに際しては、石綿粉じんが発生・浮遊する建設現場に職務上継続的に留まって建設作業に従事する一人親方及び事業主（個人事業主）である一人親方等の生命・健康もまた保護されるものというべきである。

このように、一人親方等を保護すべきことは、近時の立法からもいえることである。すなわち、平成28年12月、建設工事従事者安全健康確保推進法（この建設工事従事者には、一人親方等も含まれる。）が制定された。この法律は、安衛法等の労働関係法令だけでは、一人親方等を含めた建設工事従事者の保護が不十分であることから、1審被告国（厚生労働大臣及び国土交通大臣）に建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を義務付けたものであるから、1審被告国が、一人親方等の安全及び健康の確保の必要がないように主張することは、許されないというべきである。

したがって、1審被告国は、石綿粉じんに関する建設現場の作業環境改善を目的とする規制権限の不行使について、一人親方等の建設作業従事者との関係においても、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負う

ものというべきである。

これに対し、1審被告国は、国賠法1条1項の違法性とは、公務員が「個別の国民」に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいうものであって（職務行為基準説），当該規制権限の不行使が法的義務を負わない国民との関係で国賠法上違法となるものではない旨主張する。

しかし、1審被告国の主張する職務行為基準説は、本件のように人の生命、身体、健康の被害が発生した事案については、妥当しないというべきである。人の生命、身体、健康という法益は、行政活動において、常に尊重されるべきものであるから、当該法令の直接的な保護対象のみに拘泥するのではなく、その趣旨、目的に照らして、損害賠償における保護範囲を検討すべきである。

仮に、1審被告国の主張する職務行為基準説に立ったとしても、そこでいう公務員が国民に対して負担する職務上の法的義務とは、公務員が「石綿含有建材の使用により健康被害を受ける者」との関係で職務上負うべき法的義務の意味に理解すべきである。

（1 審被告国）

ア 規制権限の不行使の違法性の判断基準について

（ア）規制権限の行使に裁量が認められている場合の規制権限の不行使の違法性については、行政庁の規制権限の不行使が、具体的な事情の下において、その規制権限が付与された目的、権限の性質等に照らし、その許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法となるものと解される（最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600頁（クロロキン最高裁判決））。

（イ）そして、国賠法上の違法性が認められるか否かは、公務員の行為の違法性が問題とされる当時に存在していた事情を基礎として、その当時、

その立場にあった公務員に、どのような職務上の注意義務が課せられたかを検討して判断すべきである。

このような観点からすると、規制権限の不行使が国賠法上違法となるのは、著しく合理性を欠く場合であるから、1審被告国が既に講じていた規制措置が、回顧的に見た場合には十分とはいえないものであったとしても、当時の具体的な事情の下では、一応の合理性を有するものと評価することができる場合、国賠法上の違法性は否定されるものと解される。

(ウ) したがって、既に他の規制措置が講じられている場合、問題とされている規制権限の不行使が国賠法の適用上違法であると認められるためには、既に講じられている規制措置が遵守されてもなお、被害の発生を防止し得ず、さらなる規制権限を行使する必要があり、かつ、それを行わないことが法の目的等に照らして著しく合理性を欠くと認められることが必要である。そして、既存の規制措置が複数ある場合には、それらを総合考慮して、既存の規制措置が一応の合理性を有するものか否かを判断すべきものである。

(エ) その際、既に設けられている法令による規制の不遵守は、特段の事情がない限り、被規制者の責任に帰すべき問題であるから、規制の不備（規制不備）とは異なり、1審被告国がとった規制措置の合理性を判断するに当たり考慮されるべき事情には当たらない。

安衛法は、事業者が遵守すべき最低基準を定めたものであり（安衛法3条1項），事業者が労働者の健康被害の防止に対して第一次的かつ最終的な責任を負うことを前提として各種の規制を定めている。他方、労基法及び安衛法は、個別の事業者の法令不遵守については、労働基準行政に基づく監督等による是正を予定している。

したがって、規制の不遵守に対しては、規制の強化ではなく、労働基準監督署の監督等により是正を図ることを予定しているから、事業者に

法令不遵守や安全配慮義務違反が認められたからといって、1審被告国に全国一律の最低基準としての規制として、労働者に防じんマスクを着用させるよう事業者に義務付ける必要が生ずるものではない。

- (オ) そうすると、たとえ、建設現場においては、防じんマスクの備付け及び着用がほとんどされていなかったとの事実関係を前提としても、それは、事業者が、防じんマスクの備付義務や労働者に対する安全配慮義務に違反していることを指すのであって、1審被告国の規制措置の一応の合理性を判断するに当たって考慮されるべき事情ではない。
- (カ) 昭和47年に施行された安衛則593条の定める呼吸用保護具等適当な保護具を備えるべき義務は、その規定の趣旨からして、労働者に防じんマスクを使用させることが当然の前提のこととされている。

そして、昭和47年に施行された安衛則597条は、安衛則593条に規定する作業に従事する労働者自身に対し、使用者から着用を命じられた際に就業中は呼吸用保護具等を使用する義務を課しており、防じんマスクが適切に使用されるよう履行の確保を図っていたのである。

したがって、防じんマスクの備付け義務等を超えて改めて省令によつて事業者に対し、防じんマスクを着用させる義務まで定める必要がなかつたものと1審被告国において判断したことが、著しく合理性を欠くとまではいえないというべきである。

- (キ) さらに、昭和47年に施行された特化則5条1項は、「事業者は、第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場については、当該発散源に局所排気装置を設けなければならない。ただし、局所排気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときはこの限りではない。」と規定し、同条2項は、「事業者は、前項ただし書の規定により局所排気装置を設けない場合には、全体換気装置を設け、又は第二類物質を湿潤な状態にする等労働者の健康障害を予防するために必要な

措置を講じなければならない。」と規定している（石綿含有建材には、昭和50年改正特化則から同規定が適用される。）。上記規定の解釈上、屋内作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁等が設けられ、又は粉じんがその内部に滞留するおそれがある場合、その作業場は「屋内作業場」に該当し、「第二類物質を湿潤な状態にする等」の「等」には、臨時の作業を行う場合における適切な労働衛生保護具の使用が含まれるから、1審被告国は、昭和50年の時点で、石綿粉じんが発生する建設現場において、事業主に対し、労働者に防じんマスクを着用させる義務を課しているといえる。

- (ク) そして、粉じん則27条1項本文により、吹付け作業以外の建設作業への防じんマスクの使用も義務付けられていた。
- (ケ) また、昭和50年改正特化則の制定に際し、石綿含有量が重量比で5%以下の製品による石綿吹付け作業について、送気マスクの着用を義務付けなかったとしても、上記の5%を超える石綿含有率という基準は、石綿含有吹付け材の大部分を規制対象とするものであり、しかも、事業者自身による含有物の測定精度を考慮に入れて規制対象に下限値を設けることは合理的であり、そのような1審被告国の規制措置は、著しく不合理ではなかった。
- (コ) 以上を総合評価すれば、1審被告国の規制措置に一応の合理性があることは明らかである。
- イ 規制権限の不行使の違法性判断の前提として、当該不行使が問題とされた当时、被害の実情が相当深刻になっていることが判明していたという事情が重要な判断要素となること
- (ア) 建設労働者一般について、1審原告らが主張する各時期について、石綿関連疾患罹患の実情が相当深刻であることが明らかになっていた事実は認められない。

平成11年の海老原らの論文（甲A109），又は海老原が平成19年に出版した雑誌（甲A108）中の昭和61年当時，平成7年当時，平成9年当時，平成17年から18年当時における各調査結果によつても，建設労働者の石綿関連疾患罹患の実情が深刻であることが明らかになつてゐたとはいえない。

また，大阪労働基準局が昭和63年度から平成6年度までの間，同局管内の各種事業場のうち，建設業の事業場を対象とした石綿対策推進状況等について調査した結果（乙ア294の1ないし7）によれば，じん肺管理区分2以上の労働者数は1名か0名であり，石綿関連疾患罹患の被害が相当深刻であることが明らかになつてゐたとはいえない。

したがつて，1審被告国が，建設労働者一般について，石綿関連疾患罹患の被害が相当深刻であることについて認識していたとは認められないことは，明らかである。

(イ) この点，1審原告らは，石綿関連疾患の罹患状況が深刻化ないし広範化することを認識ないし予見可能であれば，1審被告国に適時にかつ適切に規制権限が行使されることが求められるものというべきである旨主張する。

しかし，罰則を伴う強力な規制をすることには慎重な姿勢が求められるのであり，石綿関連疾患の発症数が増大する危険性があることを抽象的に想定することができることをもつて，その時点での規制権限行使しなかつたことが著しく合理性を欠くと評価することはできないというべきである。

したがつて，1審原告らの上記主張は理由がない。

ウ 規制権限の不行使の違法性に関する基礎となる事実について

(ア) 吹付工の防じんマスクの着用状況

1審原告らは，昭和50年代以前において，吹付工も防じんマスクを

着用していない状況であったと認定すべきである旨主張する。

しかし、吹付工は、専門職であり、他の職種で多くの者が防じんマスクをしていなかったからといって、吹付工が防じんマスクをしていなかつたと推認することはできないのであって、これに沿う1審原告1-54の被承継人亡の供述録取書（甲A231の1）は信用することはできず、1審原告らの上記主張は理由がない。

(イ) 建設現場における防じんマスクの備付け・着用状況

建設現場における防じんマスクの備付け・着用状況に関して、昭和62年4月以降に日本石綿協会が行った調査（乙ケ4）及び平成15年の「はつり労働者の健康調査」（乙アA247）によれば、粉じん作業が行われる際には、建設現場を含めて多くの場合、防じんマスクが着用されていたものである。

また、東の作成した文献（甲A319）によれば、石綿の危険性を知らなかつたのは、本来極めてまれなケースであると記載されている上、東京土建一般労働組合が、昭和63年2月に組合員にしたアンケート調査の結果（乙マ28）によれば、約7000枚の回答のうち、石綿の有害性を「よく知っている。」と答えた人は、64.1%で、事業主で71%，一人親方で67%であった。さらに、昭和63年7月、8月に実施された、全建総連東京都連に加盟する組合員361名に対するアンケート（乙アA248）によれば、「アスベストが肺がんをおこすことを知っているか」という質問に対し、「よく知っている」と回答した者が41.8%で、「少し知っている」とする者も併せて9割の者が石綿粉じんの有害性を認識していることがうかがわれるとされた。

このように、相互に整合する東の前記の文献と上記アンケート結果は、信用し得るものであり、建設作業従事者が、石綿の危険性を全く知らなかつたため、防じんマスクを着用しなかつたということはあり得ない。

(ウ) 養生シートに囲まれた建設現場の状況等

建設現場においては、躯体ができあがった後の建物は、周囲に養生シートで覆われるが、これをもって、屋内に近い状態になるとすることはできない。なぜならば、養生シートには、通気性のあるメッシュシートが使われるのが一般的である上、通常、養生シートで覆われても、天井部分は覆われておらず、建物と養生シートとの間には空間があるから、屋内と同様の状態になるものではないからである。

また、建設現場においては、石綿粉じんの飛散が、同じ屋内作業とはいっても、石綿紡織工場のそれとは大きく異なる。なぜならば、建設現場においては、同じ屋内作業とはいっても、就労時間中、原料である100%の石綿の加工を行っている石綿紡織工場とは異なり、①切断、加工するものが石綿100%の原料ではなく、その一部に石綿を含有する建材にすぎないこと、②作業全体に占める石綿含有建材の切断、加工等の作業（石綿粉じんを発生させる作業）の割合が、時間的にも分量的にも石綿紡織工場における同種作業よりはるかに小さいことから明らかであるからである。

(エ) 建設工事の各工程の同時並行性

1審被告国は、平成4年通達を発出した平成4年の時点でも、建設現場における自ら直接行う作業（清掃作業を含む。）による石綿粉じん曝露のみならず、他の者が行った作業によって発生した石綿粉じんへの曝露も含めて、建設現場における石綿粉じん曝露による健康障害の危険性を認識していたとはいえない。

なぜならば、建設作業では、別の作業過程が同時並行で行われることは想定されておらず、1審被告国がそのような極めて例外的な同時並行作業において間接曝露による健康被害の高い危険性があることを認識していたとはいえないからである。

エ 1審被告国責任の終期について

(ア) 仮に、1審被告国が国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負うとしても、吹付工との関係では、1審被告国責任の終期は、遅くとも石綿含有ロックウール等の製造が中止された平成元年までである。

(イ) 仮に、1審被告国が国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負うとしても、吹付工以外の屋内での建設作業従事者との関係では、平成7年改正特化則によって、石綿粉じん曝露防止措置のうち、主たる粉じん発生作業に関して防じんマスクの着用を罰則をもって義務付ける措置がとられたから、1審被告国責任の終期は、遅くとも上記時点までである。

平成15年改正安衛令によって、石綿含有建材の製造、使用等が禁止され、建設現場で使用されなくなったから、1審被告国責任の終期は、遅くとも平成15年改正安衛令による規制時点までである。

平成17年の石綿則によって、清掃作業の湿潤化の規制措置がとられたから、1審被告国責任の終期は、どれほど遅くなろうとも、上記規制措置がとられた時点までである。

オ 石綿粉じん曝露防止対策に求められる規制措置の水準について

1審原告らは、1審被告国は、昭和46年に旧特化則を制定しており、その当時、当時、石綿の種類を問わず、その微量な曝露により労働者に肺がん等の治癒が困難な遅発性の重篤な健康障害をもたらす危険性があるとの医学的知見があった旨主張するが、そのような事実はなかった。

また、石綿が旧特化則において第二類物質に指定されたのは、その発がん性に関する医学的知見が確立していたからではなく、その疾病予防の観点からの措置にすぎないから、昭和46年に制定された旧特化則において、肺がん等の医学的知見が確立していたことを前提として、一般の粉じん対策以上に厳格な規制措置が求められることをいう1審原告らの主張は、その前提において理由がないものである。

すなわち、旧特化則の制定に先立ち発出された昭和46年1月5日付け「石綿取扱い事業場の環境改善等について」（昭和46年基発第1号）には、あくまでも石綿が発がん性物質である可能性に言及しているにとどまる。

また、旧特化則の制定時の担当官も、「石綿が、特に特化則の対象物質とされたのは、石綿肺が珪肺に劣らず、重篤な肺疾患であるのみならず、・・・ある種のものは、肺がん、または胸膜などに悪性腫瘍を起こす疑いがあるため、その解明は、今後の調査研究にまつとしても、予防は、有害化学物質と同等に扱う必要があるとされたからである。」と述べてお（甲A82（29頁）），あくまでも石綿が発がん性物質である疑いがあることから、旧特化則の対象にしたことを明らかにしているところである。

以上のとおり、あらゆる石綿について、微量な曝露でも労働者に肺がん等を発症させるといった医学的知見が確立していたとの1審原告らの上記主張は、その前提において理由がない。

カ 石綿吹付け作業に関する規制権限の不行使の違法性について

(ア) 昭和47年以降に吹付工に送気マスク（空気圧縮機等を用いないホースマスク）を着用させなかったことの違法性について

昭和46年の時点で、石綿の発がん性等に関する医学的知見が確立していたとはいえず、また、昭和47年の時点において、1審被告国が、石綿吹付け作業従事者に送気マスクの着用を義務付ける必要性があると認識していたとはいえず、さらに、送気マスクの着用を義務付けることに技術的障害がなかったともいえない。

したがって、1審原告らの上記主張は理由がない。

(イ) 昭和50年の時点において、吹付け作業につき全面的禁止措置をとらなかったことの違法性について

昭和50年改正特化則制定時において、石綿含有量が重量比で5%以下のものを除外したこと、及び送気マスク等の保護具を作業員に装着させること等の一定の厳しい管理を条件として、建築物の柱等として使用される鉄骨等への石綿吹付け作業に関する一定の例外を設けたことには、それぞれ合理性があったというべきである。

すなわち、前記ア(イ)のとおり、石綿含有量が重量比で5%を超えるという基準は、石綿含有吹付け材の大部分を規制対象とするものであり、しかも、事業者自身による含有物の測定精度を考慮に入れて規制対象に下限値を設けたもので合理的である。

そして、石綿吹付け作業に関する一定の例外も、石綿吹付け作業労働者以外の者に対する健康障害防止対策については、安衛法によって対策がなされており、昭和50年改正特化則に際して定められた上記例外的措置は、こうした既存の対策に上乗せされた措置であるから、殊更に一定の措置のみを取り上げて不合理であると評価するのは相当ではなく、上記例外的措置も不合理ではなかった。

したがって、1審原告らの上記主張は理由がない。

キ 電動ファン付マスクの使用義務付け及びそれを実効あらしめるための警告表示等及び特別教育を義務付けなかった違法性について

(ア) 電動ファン付マスクの使用義務付けをしなかった違法性について

電動ファン付き呼吸用保護具のJISが制定されたのは、昭和57年のことであり、それ以前に電動ファン付マスクを一律に建設作業従事者に使用させることができる程度に実用化していたとはいはず、昭和50年改正特化則制定時において、電動ファン付マスクの使用を義務付けなかつたことが著しく不合理であるとはいはず、1審原告らの上記主張は理由がない。

(イ) 警告表示等を義務付けなかつた違法性について

前記カ(イ)のとおり、昭和50年当時、石綿含有製品のほとんどが重量比で5%を超えて石綿を含有しており、石綿含有量の下限値を5%とすることで実質的にはほとんど上記の規制対象となし得るものであったことや含有量の下限値を設定するに当たって事業者自身において実施可能な石綿含有量に係る測定精度を考慮すれば、石綿含有量が重量比で5%以下のものについて、警告表示等を義務付けなかつたことが合理性を欠くものとはいはず、1審原告らの上記主張は理由がない。

(ウ) 特別教育を義務付けなかつた違法性について

さらに、特別教育の義務付けに関しては、昭和46年旧特化則又は昭和50年改正特化則制定時において、既に安衛則によって、事業者に対する業種に応じた労働者の雇入れ時の教育の実施が義務付けられており、石綿関連疾患の危険性等に関する労働者に対する教育の実施につき、その時々の知見に応じて必要な規制が行われてきたといえるから、特別教育に関する規制権限の不行使が違法性ではなく、1審原告らの上記主張は理由がない。

ク 集じん機付電動工具の使用等に関する規制権限の不行使の違法性について

集じん機付電動工具は、昭和50年において、技術的可能性があつたとはいはず、具体的な使用状況いかんによっては、吸引した空気の排気等による二次発じんをもたらす等、かえって、労働者に悪影響を及ぼすことが懸念される上、電動丸鋸を使用する際の安全性や作業性等をも考慮すると、罰則をもつて事業者に強制することは相当とはいはず、それは、平成4年当時においても、同様であり、当時の労働省は、平成4年通達による指導にとどめたものであつて、一律にその使用を義務付けるべきではなかつた。

したがつて、1審原告らの上記主張は理由がない。

ケ 移動式局所排気装置に関する規制権限の不行使の違法性について

発生源の移動を伴う作業が多くみられる建設現場での石綿粉じん作業における移動式局所排気装置の使用は実用的とはいえない。粉じんは、作業態様によって、その飛散方向が変化するのであって、手持ち電動工具の場合、建材との接触角度が作業中に変われば、粉じんの飛散方向も変わり、その調整が必要となるため、この点でも、移動式局所排気装置の使用は、建設現場のあらゆる作業において実用的とはいえないものである。

そうすると、建設現場におけるあらゆる作業において、移動式局所排気装置が有用でないとすれば、同装置の使用について、昭和63年通達による指導にとどめた1審被告国の対応は合理的である。

したがって、1審原告らの上記主張は理由がない。

コ 吹付け石綿の剥離・除去に関する規制権限の不行使の違法性について

1審原告らの上記に関する主張は、具体的な根拠を示すことなく、平成17年の石綿則と同様の規制を昭和50年当時において行うべきであったと主張しているにすぎず、失当である。

サ 定期的粉じん測定に関する規制権限の不行使の違法性について

屋外作業場においては、個人曝露濃度測定等を義務付ける前提となる知見は、現在でも存在しないのであるから、昭和50年の時点において、個人曝露濃度測定を義務付ける1審被告国に対する作為義務は認められず、1審原告らの上記主張は理由がない。

シ 屋外作業の被災者ら及び間接曝露のみを受けた被災者らに対する規制権限の不行使の違法性について

屋外作業においては、作業をしている場所の周囲を遮るものがないのが通常であり、一般的に風等による自然換気を十分に期待することができ、作業環境当たりの粉じん濃度は相当に希釈されるものである。

また、前記ウ(ウ)のとおり、作業現場においては、養生シートで覆う場合も、養生シートは、天井部分までは張られず、建物の周囲に設けられた外

部足場の周囲に張られるのが通常であり、建物とシートとの間に空間があつて外部との通気性があることから、屋内に近い状態になるとはいえない。建物が完成に近づくと、屋内と同様の状態が生じ得るとしても、そのような段階での作業はそれほど多くはない。

したがって、1審原告らの上記主張は理由がない。

ス 石綿含有建材の製造等の禁止措置に関する規制権限の不行使の違法性について

(ア) クリソタイルの発がん性のリスクの程度が小さいこと

ワグナーらによるアンフィボール仮説の提起等から、我が国を含め、国際的に蛇紋石系であるクリソタイルについては発がん性のリスクの程度が小さく、安全な使用が可能であるとの考え方方が支配的状況にあった。

すなわち、平成元年のWHOの職業曝露限界の報告では、クリソタイル石綿については、石綿関連疾患のリスクが非常に小さい管理レベルを達成することが可能であるとされ、すべての種類の石綿について製造等を禁止すべきであるとの考え方はとられておらず、むしろ、クリソタイルについては、安全に管理していくことが可能であるとの意見が示されている。

このように、先進主要国では、1990年代前半には種類を問わず、すべての石綿について、その製造等を禁止する措置はとられておらず、石綿を適切に管理し、安全に使用することができるとの考え方方が支配的であった。

(イ) 代替製品の安全性についての知見が確立していなかったこと

クリソタイルが、平成7年当時、クロシドライトやアモサイトに比して危険であるとは考えられておらず、また、その当時、クリソタイルの製造等禁止に不可欠な代替製品の安全性についての知見が確立していなかつた。

(ウ) 平成 7 年から平成 14 年にかけての石綿の製造等の禁止に係る医学的知見等の集積

平成 7 年前後から平成 14 年前後にかけて、石綿の製造等の禁止に係る医学的知見及び技術的知見が概ね集積するとともに、社会的コンセンサスが形成されるに至った。

そうすると、1 審被告国が、石綿の製造等の禁止措置を平成 18 年までにとらなかったことが、安衛法の趣旨、目的及びこれに基づき付与された権限の形質等に照らし、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは認められない。

したがって、1 審原告らの上記主張は理由がない。

セ 安衛法 55 条・57 条と一人親方等について

(ア) 労働者であるエレベーター設置工について

1 審原告らは、エレベーター設置工である 1 審原告 1-9 [] の被災者亡 [] 及び 1 審原告 1-134 [] は、労基法上の労働者である旨主張する。

しかし、これらの者が労基法上の労働者と認めるに足りる証拠は提出されていない。

したがって、1 審原告らの上記主張は理由がない。

(イ) 安衛法 55 条及び 57 条の保護対象となる労働者に準ずる一人親方にについて

1 審原告らは、労基法及び安衛法第 4 章の労働者と安衛法第 5 章の労働者とはその概念を異にし、後者においては、事業者との間の個別的な厳密な使用従属関係を立証する必要はなく、広い意味での使用従属関係があれば足りる旨主張する。

しかし、安衛法は、総則において、労働者を「労働基準法 9 条に規定する労働者」と明確に定義していることに加えて（安衛法 2 条 2 号）、

安衛法は、旧労基法中の労働者の安全及び衛生に関する規制規定を独立の法律とするとともに詳細化したものであるから、安衛法第5章の労働者と労基法及び安衛法第4章の労働者とが同一概念であることは、安衛法の文言解釈からも、その制定経緯からも明らかである。

したがって、1審原告らの上記主張は理由がない。

(ウ) 国賠法1条1項の保護範囲に含まれる一人親方等について

1審原告らは、一人親方等も国賠法1条1項の保護範囲に含まれる旨主張する。

しかし、国賠法1条1項の違法性とは、公務員が「個別の国民」に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいうものであって（職務行為基準説），公務員は、その権限の根拠法規が保護対象とした当該個別の国民以外の者に対して当該権限を行使すべき義務を負わず、当該規制権限の不行使が当該国民との関係で国賠法上違法となるものではない。

そうすると、本件で、国賠法1条1項の根拠法令となる安衛法等の法律は、一人親方等の労基法上の労働者以外の建設作業従事者を保護対象として解釈する余地はなく、これらの者の生命又は身体の安全がその保護対象に含まれないことは明らかである。そもそも、労基法上の労働者以外の建設作業従事者は、自己の計算と危険において、独立して利益を上げる事業主であるという点で、労働者とは決定的に異なる立場にあり、このような立場にある一人親方等を労働者と同視することはできない。

なお、1審原告らは、近時の立法である建設工事従事者安全健康確保推進法が、一人親方を含めた建設工事従事者の保護が不十分であることから、1審被告国（厚生労働大臣及び国土交通大臣）に建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を義務付けたものであるから、1審被告国が、一人親方の安全及び健康の確保の必要がないように主張することは、

許されない旨主張する。

上記法律は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることにかんがみ、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とするものであるが（同法1条）この法律でも、一人親方が安衛法の保護対象に含まれず、自らの安全及び健康確保については、一人親方自身の責任に委ねられていることを前提にしているというべきである。

したがって、1審原告らの上記主張は理由がない。

また、1審原告らは、戦前の工場法や労働者災害扶助法等の法律の沿革等に照らせば、一人親方等についても、安衛法等の規定に基づく国賠法1条1項の規制権限の不行使に関して、保護範囲に含まれる旨主張する。

しかし、戦前の工場法が保護対象を「職工」としていたことと、戦後の労基法や安衛法がその保護対象を「労働者」としていることとの間に、条文上何の関連性もないから、労基法や安衛法における「労働者」に非労働者が含まれるとする1審原告らの主張には理由がない。

また、労働者災害扶助法2条は、原則として「労働者」を対象としており、その解釈及び当てはめとして、一人親方も労働者に含める場合があり得たというにすぎない。

さらにいえば、労働者災害扶助法の適用を受ける業種は、「國、道府

縣，市町村其他公共團體及鐵道，電氣，ガス，水道等の直営工事」のほかは，通常の木造家屋建築を除く大規模な建設工事に限られていたのであり，全ての一人親方が労働関係法令の保護対象になっていたとは到底いえないのであって，戦前の労働関係法令が一人親方も含めて保護していたとする1審原告らの主張は，前提において誤りである。

したがって，1審原告らの上記主張は理由がない。

(2) 争点2：1審被告国責任・建基法に基づく規制権限の不行使の違法性
(1審原告ら)

ア 建基法2条7号ないし9号に基づく1審被告国責任について

(ア) 建設作業従事者は建基法の保護の対象となること

建築物は，建設作業従事者なくして存続し得ない関係にあり，建基法が建設作業従事者に無関心であるとは到底解されないし，建基法1条の「国民」から建設作業従事者を除外しているとも解されない。現に，建基法90条が，工事の危険から工事関係人を含め国民の安全を守る措置をとることを建設大臣等に義務付けている。

建設大臣・国土交通大臣は，告示を改正し，労働大臣等の規制権限とは別に，石綿含有建材が建設作業従事者の生命・健康に有害であることを考慮して，建設大臣等が独自に固有の権限を行使してきたものである。

建設作業従事者は，建基法2条7号ないし9号において，保護の対象になっているというべきであるから，内閣総理大臣・建設大臣等は，同号に基づく耐火構造等の指定・認定に当たり，その指定内容が建設作業従事者の生命・健康への侵害をもたらすことのないよう配慮すべき法的義務を負うと解すべきである。

(イ) 告示からの取消権限不行使等の違法性

内閣総理大臣及び建設大臣等は，石綿含有建材の危険性を把握した時点で，建基法2条7号ないし9号に基づき，指定・認定した石綿含有建

材の取消し、削除をすべきであったのに、これを怠ったことは、国賠法1条1項の適用上違法となる。

内閣総理大臣及び建設大臣等は、石綿含有建材の危険性を把握した時点で、建基法2条7号ないし9号に基づき、その後も、石綿含有建材を指定することは、国賠法1条1項の適用上違法となる。

上記の違法時期は、安衛法55条に基づく石綿含有建材の製造禁止の措置と平仄を合わせて、①昭和50年、②昭和53年、③昭和62年、④平成7年の各時点を主張する。

(ウ) 内閣総理大臣及び建設大臣等が警告表示を義務付けなかった違法性
(当審における新主張)

建設現場では、労基法9条の労働者、一人親方等が混然として働いており、これらの建設作業従事者は等しく石綿粉じんに曝露し、石綿関連疾患に罹患してきた。ところが、1審被告国は、安衛法によって救済することができるるのは、労基法9条の労働者に限られると主張している。このような考え方によれば、労働大臣等の労働関係法令に基づく規制権限の不行使の違法性を認めながら、一人親方等は、「反射的利益」を有するにとどまるとして救済対象とはならないことになる。

労働関係法規による救済をすることができない被害者がいるとすれば、建基法2条7号ないし9号に基づく指定・認定の権限を行使して、危険な石綿含有建材を建設作業従事者に提供する内閣総理大臣及び建設大臣等が適切な措置を講じて、法による保護の隙間のないような解釈をとるべきである。

そうすると、内閣総理大臣及び建設大臣等は、建基法2条9号に基づいて、石綿含有建材を不燃材料等として指定・認定するに当たり、指定・認定の条件として、建材の製造企業等に対し、出荷する建材の表面及び包装に、石綿粉じんの生命・健康に対する危険性の具体的な内容及び建

設作業従事者が石綿粉じん作業を行う際には、必ず防じんマスクを着用するよう明示することを使用の条件として付するべきであった。

さらに、不燃材料等の認定を受けた製造企業に対し、毎年、当該製造企業が当該年度に製造した石綿含有建材に警告表示を付している状況を写真等を添付して報告することを義務付け、この報告がされていない不燃材料等や、報告された警告表示の方法及び内容が、建設作業従事者が防じんマスクの着用等石綿粉じんに曝露することによる危険を回避する方策を講じさせるという趣旨からみて不十分である不燃材料等については、建設大臣は、その不燃材料等の認定を取り消す措置をとり得るものとの規制をすべきであった。

したがって、1審被告国（内閣総理大臣及び建設大臣等）は、遅くとも昭和50年の時点において、製造業者に建材の指定・認定の条件として、建材への警告表示を義務付け、この警告表示が適切になされているかどうかの点検をし、指定・認定の取消しという権限を適切に行使し、警告表示を徹底させる義務があったというべきであり、1審被告国がこれを怠ったことは、国賠法1条1項の適用上違法である。

イ 建基法90条に基づく1審被告国の責任について

(ア) 石綿粉じん曝露対策は、建基法90条2項の委任の範囲に含まれること

建基法90条2項は、建設作業従事者だけでなく、広く周辺住民、一般通行人らを含む第三者をも保護する規定であるから、同条1項の「危害」には、建設作業に伴って発生する石綿粉じん曝露も含まれると解され、同条による石綿粉じん曝露防止措置は、固有の労働災害防止措置にとどまらないものと解される。

したがって、建基法90条の趣旨、目的に照らすと、石綿粉じん曝露対策は、建基法90条2項の委任の範囲に含まれるから、内閣総理大臣

及び建設大臣は、建基法90条2項に基づいて、遅くとも昭和50年までには、工事関係人（建設作業従事者）、周辺住民、通行人らを含む第三者について、石綿粉じん曝露防止措置をとるべき義務を負っていたものと解すべきである。

(イ) 建基法90条に基づく石綿粉じん曝露防止のための技術的基準を定める義務

1審被告国（内閣）は、遅くとも昭和50年までには、建基法90条2項に基づき、工事に伴う一般的危害である石綿粉じん曝露による危害発生防止のため、周辺住民のみならず、建設作業従事者の生命・健康を保護するべく、①石綿粉じん作業の明示、②発じん場所の密閉措置、③発じん場所に対する局所排気措置あるいは集じん装置の設置、④防じんマスクの着用の義務付けといった技術的基準を政令で定める義務を負っていた。

しかし、1審被告国（内閣）は、建基法90条2項に基づいて、石綿粉じん曝露防止のための技術的基準を政令で定めておらず、この政令制定義務を怠った規制権限の不行使は、著しく不合理であって、国賠法1条1項の適用上違法というべきである。

(1審被告国の主張)

ア 建基法2条7号ないし9号に基づく1審被告国の責任について

(ア) 建基法の趣旨、目的等

昭和25年に制定された建基法は、当時頻発していた大火に備えての木造建築の防火対策にあり、火災から国民の生命、身体及び財産の保護を図ろうとしていたものである。

そして、建基法2条7号ないし9号の趣旨、目的は、建築物の構造の防耐火性能や建材の不燃性に関する最低基準を定め、建築の際にこれを遵守させることによって、建築された建築物の火災発生の際の延焼や倒

壊を防止し、火災から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることにあるから、建基法2条7号ないし9号において、当該建築物の建設・解体等の工事に従事する建設作業従事者は、その保護の対象に含まれるものではない。

したがって、内閣総理大臣又は建設大臣が、建基法上の各規定に基づき、1審原告らとの関係において、個別具体的な職務上の法的義務を負担することではなく、建基法2条7号ないし9号に基づく、指定等の行為が、1審原告らとの関係で、国賠法上違法とされる余地はない。

(イ) 建基法による規制は建物の通常の使用状態を前提としていること

建基法は、建築物の使用に関する建材等の衛生上の観点から、建築物完成後の通常の使用状態を前提として規制をしているのであって、建築物の建設、解体をする際における規制について何ら規定をしておらず、前記(ア)のとおり、建基法の趣旨、目的に建築物の建築・解体等の工事の作業従事者の生命・健康の保護が含まれるということはできない。

(ウ) 建基法2条7号ないし9号に基づく耐火構造の指定等は、使用者の安全配慮義務違反を前提とはされていないこと

また、1審原告らの建設作業従事者との関係で問題となっている石綿含有建材の有害性は、工事施工時に石綿含有建材を加工等する際に生ずる石綿粉じんに労働者が曝露し、これを吸入することによる健康障害であるから、かかる有害性からの保護は、個別の施工時における曝露対策によって図られるべきであり、使用者は、労働者に対してそのような健康被害を生じさせない安全配慮義務を負っているものと解される。

建基法2条7号ないし9号に基づく耐火構造等の指定は、使用者が上記の安全配慮義務を履行することを予定しているから、1審原告らの主張は、本来予定されていない、あってはならない事態を前提としており、その前提が誤っているから、失当である。

イ 建基法90条に基づく1審被告国責任について

建基法90条1項による防止措置の対象とされる危害とは、地盤の崩壊や建築物等の倒壊等、工事に伴う物理的な倒壊等によるものを前提としているのであり、建設作業従事者の工事現場における作業時の石綿粉じんへの長期・継続的な曝露による健康被害についてまで予定するものではない。このことは、同条2項の委任に基づいて規定された同法施行令第7章の8（工事現場の危害の防止）の各規定が、いずれも工事に伴う物理的な損壊等による危害に関する防止措置を定めるものであることから、明らかとうべきである。

このように、1審原告らが主張する健康被害を防止するための規制を内容とする政令を定めることは、建基法90条2項の委任の範囲を超えるものであって、内閣総理大臣はもとより建設大臣においても、上記内容の規制をする職務上の法的義務を負担していないのであるから、建基法90条2項に基づく政令制定権限の不行使が国賠法上違法とされる余地はない。

(3) 争点3：1審被告企業らの責任

(1審原告ら)

ア 1審被告企業らの過失

(ア) 高度な合理的安全性確保義務

製品生産者が、製品を製造又は販売し、流通に置く場合には、製品使用者に対し、その製品について、社会通念上当然に具備すると期待される合理的安全性を確保すべき義務（合理的安全性の確保義務）を負う。

そして、この製品の合理的安全性の確保義務は、第1に、製品の危険性に関する情報収集と調査・研究を尽くして被害発生の危険を事前に予見すべき義務（予見義務）、第2に、その予見内容を前提として、被害発生を回避するための具体的な措置をとるべき義務（危険性除去義務）の2つの義務を内包するものである。

1審被告企業らは、石綿含有建材の製造者又は販売者として、石綿含有建材のもたらす危険性の大きさと被害の重大性に照らし、極めて高度な安全性確保義務を負う。

以下で主張する警告義務は、安全性確保義務の一態様として生ずるものである。

また、石綿不使用義務は、上記警告義務の履行をしたとしても、健康被害の危険性を完全に除去し得ないと認識又は認識し得たときに、信義則又は条理に基づき生ずるものである。

(イ) 警告義務違反

a 石綿には、発がん性があり、発がん性には、閾値が存在しないから、発じんの原因となった石綿含有建材の石綿含有量が重量比で5%超であれ、5%以下であれ、発じんした石綿粉じんの発がん性の危険性は全く同一であるから、製造者は当然のこととして、自ら製造に関与しない単に販売行為を行ったにすぎない者も、すべての石綿含有建材に警告を表示すべき義務を負う。

そして、警告義務の始期は、石綿含有建材による石綿関連疾患発症の危険性について予見可能となった時期、すなわち、石綿の発がん性の知見が確立した昭和40年とされるべきであるが、どれほど遅くなろうとも、①自ら石綿含有吹付け材を製造又は販売する1審被告企業らについては、吹付工との関係では、昭和47年1月以降、②その余の石綿含有建材を製造又は販売する1審被告企業らについては、昭和49年1月以降、それぞれ警告義務を負うに至ったものというべきである（屋外作業において取り扱われる石綿含有建材であっても、どれほど遅くなろうとも、昭和62年1月以降には、警告義務を負う。）。

上記の警告義務の内容としては、石綿含有建材の使用が合理的に予見することができる者に対して、当該石綿含有建材が持つ危険の内容

が的確に告知され、かつ、その危険をどのように回避すべきかという取扱い上の注意が告知されるものであることが必要である。

b 危険の内容の告知としては、①当該建材が石綿を含有すること、②石綿含有建材を取り扱う作業によって発生する石綿粉じんに曝露することが、石綿肺、肺がん、中皮腫に罹患する原因となる危険性があること、③特に中皮腫は、少量の石綿粉じん曝露でも発症する危険性があること、④石綿肺、肺がん、中皮腫は、潜伏期間の長い遅発性の疾患であること、⑤肺がん、中皮腫は、重度の健康障害であり、発見されたときは、手遅れのことが多く、死に至る可能性があること、以上の事実を告知する必要がある。

上記危険を回避するための取扱い上の注意としては、吹付け材については、a 吹付けに用いる石綿等を容器に入れ、容器から取り出し、又は混合する作業は、隔離された屋内の作業所で行うこと、b 吹付け作業を行う際には、送気マスク又は空気呼吸器及び保護衣を使用すること、c 吹付け作業中は他の者の立入りを禁止すること、d 吹付け作業終了後に吹付け場所で作業を行う者も防じんマスクを着用する必要があることを適切な方法で伝達する必要がある。

また、吹付け材以外の石綿含有建材については、e 石綿含有建材を取り扱う作業中は、国家検定に適合した適切な防じんマスクを常時、確実に着用する必要があること、f 石綿含有建材の切断等に当たっては、集じん機付電動工具を使用する必要があること、g 上記作業を行う周辺で作業を行っている場合には、その者も国家検定に合格した適切な粉じんマスクを着用する必要があることを適切な方法で伝達する必要がある。

(ウ) 石綿不使用義務違反

a 石綿含有吹付け材の製造又は販売を行う 1 審被告企業ら

石綿含有吹付け材の製造又は販売を行う 1 審被告企業らは、石綿含有吹付け材について、旧特化則が制定された翌年である昭和 47 年 1 月以降の時点において、どれほど遅くなろうとも、昭和 50 年改正特化則が制定された翌年である昭和 51 年 1 月以降の時点において、石綿吹付け材における石綿不使用義務を負う。

その理由は、次のとおりである。石綿含有吹付け材は、発がん物質としての危険性を有するとともに、特に発がん性のリスクが高いクロシドライトが主に使用されており、石綿の含有率も高く、さらに、高い飛散性を有することから、高濃度・大量の石綿粉じんを発生・飛散させるものである。

国際的な中皮腫をめぐる知見の確立に照らせば、石綿含有吹付け材の製造又は販売を行う 1 審被告企業らは、昭和 40 年頃には、石綿ががん原性物質であり、石綿粉じんの曝露により肺がん、中皮腫等のがんが発生することを認識していたといえるし、石綿吹付建材の危険性・飛散性を認識していたといえる。

さらに、石綿含有吹付け材の製造又は販売を行う 1 審被告企業らは、石綿含有吹付け材の使用目的（鉄骨造建物の耐火・防熱、防音、結露防止；装飾、鉄筋コンクリート造建物の防音、天井面の装飾、機械室の結露防止）に照らせば、このような使用目的で石綿含有吹付け材を製造又は販売する以上、吹付工の石綿粉じん曝露実態（大量かつ高濃度曝露）についても認識していたといえるし、他の職種の作業も、建設作業の工程において、基本かつ重要な作業の 1 つであるから、他の職種の者が石綿含有吹付け材を扱い、これによって石綿粉じんに曝露することを認識していたし、認識することができた。

しかも、石綿含有吹付け材から飛散する石綿粉じんによる曝露を完全に防止することは不可能であり、上記 1 審被告企業らは、このこと

を認識していたし、認識することができた。

1審被告国（労働省）は、海外の状況及び国内における石綿含有吹付け材の規制の必要性を前提として、昭和46年に旧特化則を制定し、石綿を第二類物質（微量でも有害な作用を有する物質）と定めて、石綿粉じんの微量曝露の防止を前提とする規定を定めた。

したがって、石綿含有吹付け材の製造又は販売を行う1審被告企業らは、石綿含有吹付け材について、昭和47年1月以降の時点において、どれほど遅くなろうとも、昭和51年1月以降の時点において、石綿含有吹付け材における石綿不使用義務を負っていたというべきである。

b 石綿含有吹付け材以外の石綿含有建材の製造又は販売を行う1審被告企業ら

石綿含有吹付け材以外の石綿含有建材の製造又は販売を行う1審被告企業らは、石綿含有吹付け材以外の石綿含有建材について、昭和51年1月以降の時点、昭和54年1月以降の時点、昭和62年1月以降の時点、どれほど遅くなろうとも平成7年1月以降の時点において、石綿不使用義務を負う。

その理由は、次のとおりである。前記aのとおり、昭和40年頃には、石綿が中皮腫等のがんを発生させるがん原性物質であり、中皮腫発生のリスクをゼロにする許容量（閾値）が存在しないことが明らかになっていた。

また、石綿含有吹付け材以外の石綿含有建材は、その加工時において、石綿粉じんが発生するものであり、特に電動工具が普及した昭和40年代以降は、石綿含有吹付け材以外の石綿含有建材でも、大量の石綿粉じんが発生するようになったが、1審被告企業らは、当該石綿含有建材を製造又は販売する者として、建設現場での加工・使用の過

程での石綿粉じんの発生、特に建設作業は分業化が進み、複数職種の同時並行作業が常態化していることの実態を認識していたし、認識することができた。

石綿ががん原性物質であることを前提とする我が国の法令の制定・改正が昭和50年までに相次いで行われ、昭和61年には、ILOで石綿条約が採択され、すべての石綿について原則的禁止が定められること等に照らすと、石綿含有吹付け材以外の石綿含有建材の製造又は販売を行う1審被告企業らは、石綿含有吹付け材以外の石綿含有建材について、昭和51年1月以降の時点、昭和54年1月以降の時点、昭和62年1月以降の時点、どれほど遅くなろうとも平成7年1月以降の時点において、石綿不使用義務を負っていたというべきである。

イ 本件事案の特殊性を踏まえた共同不法行為論の枠組み

本件事案の特質は、1審原告（被災者）らは、いずれも相当な長期間にわたって多くの建設現場で就労してきたことから、多数の建設現場において石綿粉じんに複合的に曝露し、それを繰り返す累積的な曝露を受けた結果、石綿関連疾患に罹患したという点にある。

そのため、1審原告らが、石綿関連疾患に罹患した原因となった加害行為である石綿含有建材の製品やそれを製造又は販売した行為者をすべて特定すること、すなわち、建設現場を具体的に特定し、その各建設現場で石綿粉じん曝露の原因となった石綿含有建材やその製造又は販売企業を具体的に特定して主張・立証することは、不可能か、著しく困難である。

したがって、本件は、加害行為者が複数存在し、上記の理由によって被害者が損害の原因となった行為を特定することができないこと、つまり、個別的因果関係を立証することが困難な事案であり、このような事案において、個別的因果関係を立証することができないことをもって被害者の救済を拒否することは正義公平に反することは明らかである。本件では、こ

のような事案の特殊性を考慮する必要がある。

ウ 主位的控訴に係る主位的主張—間接曝露等を含む関連共同性に基づく共同不法行為

1審被告企業ら（被災者らの職種、就労期間等を踏まえ、国交省データベースで特定された企業）は、1審原告らに対し、被災者らが現に就労した建設現場群に到達し得る態様において、石綿含有建材を製造又は販売し、建材市場の流通に置いた加害行為を共に行つたものであるから、1審原告らが受けた直接曝露のみならず、間接曝露による被害を含めて、民法719条1項前段（強い関連共同性）又は後段（弱い関連共同性）に基づく損害賠償義務を負うべきである。

エ 予備的控訴に係る予備的主張

(ア) 直接曝露による関連共同性に基づく共同不法行為

a 1審原告らの主張の概要

1審被告企業ら（被災者らが建設作業に従事する際、被災者らの職種（別紙5「直接取扱い建材による予備的請求の請求額等一覧表」及び別紙6「主要曝露建材による予備的請求の請求額等一覧表」の各「職種」欄の記載を参照）に応じて、直接に取り扱い、そのため石綿粉じんに曝露し、結果発生に強く寄与したことが推認される石綿含有建材（「直接取扱い建材」後記b参照）を製造又は販売し、建材市場の流通に置いた企業ら）は、1審原告らに対し、被災者らが現に就労した建設現場群に到達し得る態様において、「直接取扱い建材」を製造又は販売し、建材市場の流通に置いた加害行為を共に行って、石綿関連疾患という重大な被害発生の危険を伴う状態を共同して作出了るものであるから、1審原告らが受けた直接曝露について、民法719条1項後段（弱い関連共同性）に基づく損害賠償義務を負うべきである。

「直接取扱い建材」の製造又は販売には、一体性があり、共同行為

者間の加害行為に時間的・場所的近接性が認められ、特に昭和50年以降の法令による規制の存在及びこれに対する違背は、共同行為者間の関連性を基礎付ける事実である。すなわち、1審被告企業らは、「直接取扱い建材」の製造又は販売行為を共同する場合において、昭和50年改正特化則に基づく石綿の代替化に向けた努力義務及び安衛法57条に基づく警告表示の義務を負い、共同して遵守することが期待される義務を負っていたから、この義務違背は、共同行為者間の関連共同性を基礎付けるものといえるのである。

上記主張は、1審原告らの原審からの主位的な主張（前記ウ）と同様、関連共同性に基づく共同不法行為の主張であるが、「直接取扱い建材」を製造又は販売した行為における共同性に着目して、共同不法行為者の範囲をより限定的に捉えて構成するものである。

b 「直接取扱い建材」

(a) 「直接取扱い建材」の内容

「直接取扱い建材」を職種及び新築工事、解体・改修工事の別ごとに整理したものが、別紙7「直接取扱い建材」である。

「直接取扱い建材」の特定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

まず、国交省データベース（平成25年2月版）に掲載された全2153個の石綿含有建材について、「建材名（一般名）」、「商品名」、「生産時のメーカー」、「現在のメーカー名」、「製造期間」、「使われ方」等を整理した「大分類」を作成し、国交省データベースに記載がない混和材については、1審原告ら訴訟代理人が独自に「混和材大分類」をまとめた。

これらを基礎として、次に、大分類記載の42種類の建材に混和材を加えた43種類を前提として、被災者らの職種ごとに直接取り

扱った可能性のある建材を整理する。

上記整理を前提として、「大分類」の全データから、全職種に共通する建材の限定、製造期間による限定、データ不足による限定、製品の特性による限定及び1審被告企業らの主張を考慮した限定を行い、被災者らの職種ごとの主要な作業内容に基づいて、「中分類」として、各職種ごとの「直接取扱い建材」を特定する（その際、国交省データベースで示されている当該石綿含有建材が使用された「建物の種類」と「使用部位」から一部の建材を除外した。）。

最後に、1審原告らの個別事情及び建材の製造期間も考慮して、被災者らが直接取り扱った可能性のある具体的な石綿含有建材（商品）と石綿含有建材の製造企業（共同行為者）を特定し、「小分類」を作成する。小分類で特定された1審被告企業らが共同不法行為者となる。

(b) 国交省データベースの信用性

国交省データベースには、以下の「ご利用上の注意」の記載がある。すなわち、①石綿を使用した可能性のある建材のうち、製造メーカーが既に廃業した等の理由により石綿の含有率や製造期間等の確認をとっていないもの等が含まれている。②国交省データベースの内容の正確性は国交省及び経産省が保証するものではない。③既に廃業しているメーカーの製品等について、完全な情報整備には至っておらず、実際に存在する石綿含有建材を検索することができないことがある。④製造期間については、建材メーカーによっては、当時製造していたと推定される期間より長めの製造期間を申告している場合もある。

しかし、前記①及び④については、1審被告企業らにおいて、反論・反証すべき事柄である。

そして、前記②は、一般的注意事項にすぎず、さらに、前記③については、事後的調査である国交省データベースの限界ではあるが、仮に、国交省データベースに登載されていない石綿含有建材が存在するとしても、社会通念上、それらの石綿含有建材が1審原告方に及ぼした悪影響は無視することができる程度である。

したがって、国交省データベースにおいて、「ご利用上の注意」で指摘されている事項をもって、共同行為者の特定のため、国交省データベースを利用することができないとはいえない。

国交省及び経産省が公表する国交省データベースは、①専門家集団による精密な実質的審議を経ていること、②長期間にわたり、改訂作業を繰り返してきたこと、③国も国交省データベースの実用性を認めていることに照らすと、信用性の高いものであり、その情報をもとに共同不法行為の共同行為者を特定することは極めて合理的であり、正当なものである。

我が国において、製造又は販売してきた多種多量の石綿含有建材を使用し、そこから発生した石綿粉じんに曝露したことによって石綿関連疾患の罹患という重大な被害を受けた被害者にとっては、国交省データベースを超えてさらに厳密な情報収集を行うことは不可能である。

そもそも、1審被告企業らが、石綿粉じん曝露の危険性を知りながら、適切な警告表示を行っていないかったため、厳密な情報収集を行うことが困難な現状が生じているにもかかわらず、1審原告方に国交省データベースを超えた範囲について情報収集を求め、それができない場合には、共同行為者の特定が不十分であるとして被害者救済を拒否することは著しく正義に反する。

よって、被害者側に共同行為者の特定について主張・立証責任が

あるとしても、国交省データベースに基づいて主張・立証すれば、その主張・立証責任は果たされたものとして、むしろ、1審被告企業らにおいて、その反論・反証をすべきである。

c 被告となる1審被告企業ら

このようにして特定された、1審原告ごとの1審被告企業らは、別紙5「直接取扱い建材による予備的請求の請求額等一覧表」に記載のとおりである。

(イ) 行為の危険性に基づく「加害者不明の共同不法行為」

a 1審原告らの主張の概要

1審被告企業（被災者らの職種ごとに、その職種において想定される作業内容と石綿粉じんへの曝露態様を踏まえて、当該職種の建設作業従事者の石綿関連疾患発症の主要な原因となった石綿含有建材（「主要曝露建材」後記b参照）を製造又は販売して建材市場の流通に置いた企業）らは、1審原告らに対し、被災者らが現に就労した建設現場群に到達し得る態様において、「主要曝露建材」を製造又は販売し、建材市場の流通に置いた加害行為を共に行つたものであるから、民法719条1項後段の適用（択一的競合の類型）又は同項の類推適用（重合的競合の類型）に基づく損害賠償義務を負うべきである。

上記の主張は、前記ウ及びアの関連共同性に基づく2つの類型の共同不法行為の主張に加え、これらとは別に追加的に主張するものである。すなわち、共同不法行為に関する従前の2つの主張は、いわゆる関連共同性に基づく共同不法行為として、「危険を作出した行為の一体性（共同性）」に帰責の根拠（帰責の正当化）を求め、これを理由として、加害行為と損害の間の因果関係の擬制（強い関連共同性）又は推定（弱い関連共同性）を許すべきであると主張するものである。

これに対して、「加害者不明の共同不法行為の主張」は、「個々の行

行為者が、損害発生の危険性のある行為を行ったこと」に着目して、これを帰責の根拠（帰責の正当化）として、各行為者の加害行為と損害との間の因果関係の推定を許すべきであると主張するものである。

なお、択一的競合の類型（後記e）及び重合的競合の類型（後記f）に係る要件は、福岡高裁平成13年7月19日判決・判例時報1758号89頁、判例タイムズ1077号72頁（以下「筑豊じん肺控訴審判決」という。）を参照して整理したものである。

b 「主要曝露建材」

「主要曝露建材」を職種及び新築工事、解体・改修工事の別ごとに整理したものが、別紙9「主要曝露建材」である。

「主要曝露建材」とは、前記ア)bの「直接取扱い建材」のうち、被災者らの職種ごとに、その職種において想定される作業内容と石綿粉じんへの曝露態様を踏まえて、当該職種の建設作業従事者の石綿関連疾患発症の主要な原因となったと考えられる石綿含有建材のことをいう。

これは、被災者らが取り扱う可能性のある石綿含有建材の中から、取り扱う時間が長く、取り扱う頻度も高い石綿含有建材をもって、当該被災者が石綿関連疾患に罹患したと考えられるものとして、特定したものである。

c 共同行為者の特定

共同行為者を特定するためには、前記bのとおり、「主要曝露建材」を特定し、それを前提として、1審被告企業らが、その石綿含有建材市場において占める割合（以下「シェア」という。）が後記dの割合（概ね10%以上）に達する場合、1審被告企業らを共同行為者となり得るものとした上で、被災者らについて、製品の製造期間と就労期間の重複、経験した建設現場数等を検討して、共同行為者の行為の到達

について検討し、共同行為者として特定すべきである。

具体的に共同行為者を特定するための要素について挙げれば、①石綿含有建材を製造又は販売していた企業のその製造又は販売期間、②販売された地域と従事した地域、③販売の相手（対象）と当該代理店等への帰属、④使用された建物の種類と施工した建物の種類（木造建物の就労比率等）、⑤使用された箇所と施工した場所、⑥使用された工程、使用された方法と従事した工程、施工した方法、⑦経験した建設現場数等である。

d 概ね10%以上のシェアによる共同行為者の特定

1審被告企業らのシェアを石綿含有建材ごとに時期を特定して整理したものが、別紙8「シェア一覧」である。

シェアが、概ね10%以上であれば、1審被告企業らの加害行為が、被災者らに対し、相当回数にわたって到達した高度の蓋然性があり、共同行為者を特定する上で合理性がある。

例えば、企業のシェアX（小数）、建設現場数をYとすれば、当該被災者への到達の可能性は、 $1 - (1 - X)^Y$ で計算されるから、シェア10%の建材でも、上記被災者が10件の建設現場を経験したときにこれを1回以上取り扱う確率は、 $1 - (1 - 0.1)^{10} = 0.651$ （約65%）となり、20件の建設現場を経験したときは、同様の計算で、約88%、30件の建設現場を経験したときは、同様の計算で、約96%となり、本件の被災者らは、実際には、数百から1000を超える建設現場を経験しているから、上記の確率論からすれば、シェアが概ね10%を超える1審被告企業らの加害行為が1回以上到達したことは明らかである。

以上のこととは、被災者らが、就労した建設現場において、どのメーカーの建材が使用されていたかは、当該被災者にとっては、偶然的な

要素で決定されていたため、経験した現場の総体としては、概ねシェアに応じた割合で各メーカーの製品が使用されていたと推測されることを前提とするものである。

また、別紙8「シェア一覧」の「甲号証」欄に記載のある甲号証（シェアに関する資料）は、相当な信用性があり、1審原告らにおいて、恣意的に提出したものではなく、また、シェア資料のすべてを提出することは不可能であり、資料が網羅されていなくともやむを得ないから、これらの甲号証によって、10%以上のシェアを認定することは合理的である。

各1審被告企業において、自社が製造又は販売する建材のシェアについて資料を保有していないとは考え難く、1審原告らの提出するシェアに関する資料が不十分であるというのであれば、そのような点については、各1審被告企業が立証責任を負うべきである。

e 拝一的競合の類型

(a) 要件

拜一的競合の類型（民法719条1後段の適用）は、次の要件を満たす必要がある。すなわち、①「特定の複数の加害者」につき（「共同行為者の特定」の要件）、②「それぞれ因果関係以外の点では、独立の不法行為の要件が具備されている」こと（「一般的な不法行為の要件充足」という要件）、③「被害者に生じた損害が加害者らの行為のいずれかによって発生したことは明らかであること」（「共同行為総体と結果との間の因果関係」の要件）、④「加害者らの各行為が原因として競合していると考えられるために、現実に発生した損害の一部又は全部がそのいずれによってもたらされたかを特定することができない」こと（「因果関係の立証の困難性」の要件）、⑤「加害者らの各行為がそれだけで損害をもたらし得るような危険

性を有し、現実に発生した損害の原因となった可能性があること」（「特定の者の行為により損害の全部が惹起される危険性と可能性」の要件）である。

前記①の共同行為者の特定の要件の充足は、前記c及びdのとおりである。

また、択一的競合の類型では、前記⑤の「特定の者の行為により損害の全部が惹起される危険性と可能性」の要件が要求されるので、「特定の行為者の行為が当該被害者に到達したこと」自体は要件とはならない。

以上の択一的競合の類型では、関連共同性（時間的・場所的近接性）は、要件とはならない。

(b) 本件への当てはめ

(左官及びタイル工)

混和材については、昭和31年から平成3年までの35年間、1審被告ノザワが製造及び販売していた「テーリング」しかなかったから、その期間と就労期間が重なっている1審原告ら（左官及びタイル工）については、上記「テーリング」は到達しており、それだけで上記1審原告らの石綿関連疾患発症をもたらした危険性があるから、1審被告ノザワに対する関係では、択一的競合の要件を満たしている。

(吹付工)

1審原告2-90 [] は、昭和49年10月、和久産業に勤務しているときに使用した和久産業が製造した石綿含有吹付けロックウールを使用していたことはあるが、その使用期間は1年3か月にすぎず、昭和42年10月から昭和49年9月までの7年間、新屋工業に吹付工として勤務していたときには、1審被告ニチアス、1

審被告エーアンドエーマテリアル及び1審被告ノザワが製造又は販売していた吹付け石綿による吹付け作業に従事していた。

しかも、1審原告2-90[]が、新屋工業時代に使用した吹付け石綿には、発がん性のリスクが高い青石綿が使用されていた。

なお、1審被告ニチアスらは、遅くとも、旧特化則が制定された年の翌年の昭和47年1月1日以降、注意義務（警告義務）を負うが、このことを前提とすれば、昭和46年に吹付け石綿の製造及び販売を中止した1審被告エーアンドエーマテリアルは除かれることになる。

これらの1審被告企業らの吹付け石綿の製造又は販売行為は、それだけで1審原告2-90[]の石綿関連疾患をもたらし得る危険性を有し、その原因となったことは明らかであるので、逐一的競合の要件を満たしている。

(保温工)

プラント等での作業経験を有しない保温工である①1審原告1-76-1ないし3の[]の被承継人亡[]、②1審原告1-201[]、③1審原告2-43[]の被承継人亡[]、④1審原告2-89[]及び⑤1審原告2-211[]の石綿関連疾患を発症させた主要な原因是、保温材による曝露であり、対応する企業は、1審被告エーアンドエーマテリアル1社である（ただし、同1審原告[]については、対応する企業は、1審被告エーアンドエーマテリアルに加え、1審被告ニチアスである。）。

そして、被災者らは、いずれも絶対的曝露と評価し得る長期間、保温工として就労している。

したがって、被災者らは、上記1審被告企業らが製造及び販売していた保温材を直接取扱い、その石綿粉じんに曝露したことは明ら

かであり、同1審被告企業らに対し、択一的競合の要件を満たしている。

(配管工)

①1審原告1-2 []、②1審原告1-8 []の被承継人亡 []
[]、③1審原告1-46 []の被災者亡 []、④1審原告1
-311-1 []ほか2名の被災者亡 []、⑤1審原告2
-217 []の被承継人亡 []及び⑥1審原告2-218 []
の石綿関連疾患を発症させた主要な原因是、石綿セメント円筒による曝露であり、対応する企業は、1審被告エーアンドエーマテリアル1社である。

そして、被災者らは、いずれも絶対的曝露と評価し得る長期間、配管工として就労している。

したがって、被災者らは、1審被告エーアンドエーマテリアルが製造及び販売していた石綿セメント円筒を直接取扱い、その石綿粉じんに曝露したことは明らかであり、同1審被告に対し、択一的競合の要件を満たしている。

f 重合的競合の類型

(a) 要件

重合的競合の類型（民法719条1後段類推適用）は、次の要件を満たす必要がある。すなわち、択一的競合の類型の前記e(a)の①ないし④の要件に加え、前記e(a)の⑤（「特定の者の行為により損害の全部が惹起される危険性と可能性」の要件）に代えて、⑤(I)複数の行為が相加的に累積して被害を発生させていること（客観的共同の要件）、(II)各行為者が他者の同様の行為を認識しているか、少なくとも自己と同様の行為が累積することによって被害を生じさせる危険があることを認識していること（主観的要件）の2つの要

件を満たすことである。

前記⑤(I)の「複数の行為が相加的に累積して被害を発生させていること(客観的共同)」の要件が満たされるといえるためには、(i)加害行為が到達したことが高度の蓋然性をもって立証されるべきこと、(ii)各行為者の加害行為に損害を発生させる相当程度の危険性があることが必要である。

前記(ii)は、「單一行為により損害の全部を惹起させる危険性があるとまではいえないもののそれに準じる危険性がある行為」、「損害の一部を惹起させる危険性がある行為であり他者の同様の行為と相加的に累積することで損害の全部を惹起する危険性がある行為」等がこれに当たるものと解される。

前記①の共同行為者の特定の要件の充足は、前記c及びdのとおりである。

以上の重合的競合の類型では、択一的競合の類型と同様、関連共同性(時間的・場所的近接性)は、要件とならない。

なお、重合的競合の類型では、択一的競合の場合とは異なり、1審原告らが特定した「共同行為者」は、いずれも眞の加害者(主要な原因者)と評価されるべき者であるから、問題とされている共同行為者以外に行為者として考えられる者がいないことは要件とはならない。

(b) 本件への当てはめ

前記aのとおり、被災者らの石綿関連疾患罹患の主要な原因となつたといえる「主要曝露建材」を製造又は販売していた1審被告企業らは、当該被災者らとの関係で、これらの企業が製造又は販売した石綿含有建材が被災者らに到達し、その建材から発生する石綿粉じんに被災者らが曝露し、これらが相加的に累積して被災者らの

石綿関連疾患を発症させたことは明らかであり、1審被告企業らに重合的競合の要件の1つである客観的共同の要件を満たすものである。

また、1審原告らが被告として選定した1審被告企業らは、相当期間にわたって石綿含有建材を製造又は販売していたものであり、建設現場で使用される石綿含有建材の種類が一部異なるものであったり、その製造期間が厳密に重なっていない部分があつたりしたとしても、自社の石綿含有建材による曝露だけでなく、他社の石綿含有建材による曝露の危険があることを、そして、それが累積すれば、建設作業従事者に石綿関連疾患が発症する危険が高いことを認識していたというべきであって、1審被告企業らに重合的競合の要件の1つである主観的要件を満たすものである。

したがって、本件では、1審被告企業らにつき、重合的要件の要件を満たすものと解される。

g 被告となる1審被告企業ら

このようにして特定された1審原告ごとの1審被告企業らは、別紙6「主要曝露建材による予備的請求の請求額等一覧表」に記載のとおりである。

h 寄与率減額について

以下のとおり、特定の職種にあった者については、他の原因による曝露も考慮せざるを得ない者もあり、その具体的な事情は、次のとおりであるが、このような寄与率減額の処理を通じて、公平な結論を得ることが可能である。

- (a) 保温工、築炉煉瓦積工、電工、板金工、大工・内装工については、寄与率減額もやむを得ないが、他の石綿含有建材からの影響は少ないと考えられるので、その割合は、2割を超えることはない。

- (b) 耐火被覆用の石綿吹付け材を「主要曝露建材」とする職種、すなわち、電工、エレベーター設置工、空調設備工、ダクト工、サッシ工、鉄骨工、溶接工、電気保安工、防災シャッター工、ALC工、現場監督については、寄与率減額もやむを得ないが、他の石綿含有建材からの影響は少ないと考えられるので、その割合は、2割を超えることはない。
- (c) 保温材を「主要曝露建材」とする職種、すなわち、築炉煉瓦積工作、保温工については、寄与率減額もやむを得ないが、他の石綿含有建材からの影響は少ないと考えられるので、その割合は、2割を超えることはない。
- (d) 混和材のうち、1審被告ノザワのテーリングを「主要曝露建材」とする職種、すなわち、左官、タイル工については、寄与率減額もやむを得ないが、他の石綿含有建材からの影響は少ないと考えられるので、その割合は、2割を超えることはない。
- (e) 塗装工（1審原告1-21 [] を除く。）については、寄与率減額もやむを得ないが、他の石綿含有建材からの影響は少ないと考えられるので、その割合は、2割を超えることはない。
- (f) 配管工については、寄与率減額もやむを得ないが、他の石綿含有建材からの影響は少ないと考えられるので、その割合は、2割を超えることはない。
- (g) 解体、とび、はつり工については、寄与率減額もやむを得ないが、他の石綿含有建材からの影響は少ないと考えられるので、その割合は、2割を超えることはない。

(1審被告企業ら)

ア 1審被告旭硝子（乙イ）・1審被告旭トステム外装（乙ウ）

（ア）1審被告旭硝子の製品と1審原告らの石綿関連疾患罹患とが無関係で

あること

1審被告旭硝子が開発した製品（スラグ石膏板（軒天材「パンパン」）及び窯業系サイディング（外壁材「ほんばん」））は、その職種・専門領域に照らすと、実際に施工した可能性のある1審原告らのうち、ごく一部に限られる上、解体工事に際しても、釘を取り外して製品を取り外すため、この製品から石綿粉じんが発生することはほぼなく、石綿含有率も4%程度で、白石綿は建材中に固化・固定されているため、切断等の施工時に粉じんが発生・飛散することもほとんどなかった。

加えて、1審被告旭硝子の製品の生産量・出荷量は、微々たるもので、製造期間も、昭和53年から昭和60年までのごく短期間に限定されおり、しかも、その流通経路も極めて限定されていたため、1審被告旭硝子の製品から石綿粉じんが発生することはほぼなかつたのである。

したがって、1審原告らが、1審被告旭硝子の製品から発生・飛散した粉じんに曝露し、これによって、石綿関連疾患に罹患したということはあり得ない。

(イ) 外装材を販売したメーカーには注意義務がないこと

1審被告旭硝子が製造又は販売していた製品は、前記(ア)のとおり、スラグ石膏板（軒天材）及び窯業系サイディング（外壁材）であり、これらは、いずれも外装材であって、屋外での石綿粉じん濃度は、屋内での切断作業と比較して許容濃度を下回る低い曝露濃度にとどまっていたから、1審被告旭硝子に重篤な石綿関連疾患に罹患する危険があることを具体的に明示すべき義務はなく、注意義務違反はなかつた。

(ウ) 1審原告らの主位的主張について

1審原告らの主位的主張は、そもそも、1審被告企業らの具体的な加害行為及びそれとの1審原告らの権利・法益侵害及び損害との因果関係を明確に主張しないもので、そもそも共同不法行為論として不当である

上、本件においては、1審原告らが主張するような関連共同性は存在しないため、理由がない。また、主として屋外で使用される建材を製造又は販売した1審被告企業らには、注意義務違反がないため、外装材を製造又は販売した1審被告旭硝子には、注意義務違反がない。さらに、個々の1審原告が、1審被告旭硝子の製品を使用したことではなく、それによって石綿関連疾患に罹患したものでもない。このことから、1審原告らの主位的主張との関係で、1審被告旭硝子が責任を負うことはない。

共同不法行為の主張に関して、敷衍すると、1審原告らは、本来であれば、建材を製造又は販売した企業を特定し、具体的な加害行為を主張・立証しなければならないところ、立証の困難性を理由として個別の加害行為の主張・立証を放棄しており、不当である。また、本件においては、1審被告旭硝子が他の1審被告企業らと共同して権利・法益侵害ないし損害を惹起することについての意思的関与というものは存在せず、主観的共同類型には該当しないし、共同加功の意思も存在せず、客観的共同類型にも該当しない。

そして、1審原告らは、具体的加害行為を主張していないから、関連共同性を認めるに足りるものではないし、石綿含有建材を製造又は販売し、建材市場の流通に置いたとしても、これらの行為の時間的・場所的一体性を肯定するに足りるものではないから、この意味での客観的共同類型にも該当しない。いわゆる弱い関連共同性が認められるためには、時間的・場所的近接性及び時間的・場所的に近接した空間で個々の行為の個別的因果関係を証明困難とする事情が被害者側に存在していなければならぬが、そもそも、1審原告らは、1審被告企業らの具体的加害行為を主張していないのであるから、このような観点から判断される弱い関連共同性も認められない。

(エ) 1審原告らの関連共同性の予備的主張について

1審原告らは、各人が直接取り扱った可能性のある石綿含有建材（「直接取扱い建材」）を特定し、1審原告ごとの個別の事情に応じて当該「直接取扱い建材」の追加・除外を行う方法により、1審原告ごとに石綿関連疾患に寄与する石綿粉じん曝露を惹起した危険性のある建材を選定し、共同行為者の特定を行っている。

しかし、前記(ウ)のとおり、1審原告らは、1審被告企業らの具体的な加害行為及び共同の不法行為と被害者の権利・法益侵害及び損害との間の因果関係について、何ら明確な主張・立証を行っていない。その上、1審被告旭硝子の製造又は販売する製品と個々の1審原告が各疾病に罹患したこととの間には、因果関係が存在しないか、存在する可能性が極めて低く、1審原告らとの間で、1審被告旭硝子が民法719条1項後段の「共同行為者」に該当することはあり得ない。

(オ) 1審原告らの加害者不明の共同不法行為に係る予備的主張について

板金工との関係における1審原告らの主張は、板金工の作業内容から板金工が直接取り扱った可能性のある石綿含有建材の種類を選択し、当該種類の建材を製造又は販売していた企業のシェアを根拠に1審原告らの到達の可能性をいうものにすぎず、1審原告らが当該建材を実際に使用したことをいうものではなく、1審被告旭硝子の責任を肯定する根拠となるものではない。

すなわち、択一的競合の類型で問題となる「加害行為」は、当然のことながら、個々の1審原告らの個別の権利・法益に向けられた行為でなければならないし、被害者に権利・法益侵害ないし損害が生じた具体的な場所・時間における具体的なものでなければならないが、そのような行為は何ら主張・立証されていない。

そして、重合的競合の類型でも、個別の1審原告が、1審被告旭硝子の製造又は販売した建材から飛散する石綿粉じんに曝露し、これを吸引

し、その結果として、1審原告らがそれぞれの疾患罹患に影響を及ぼしたことの主張・立証が必要であるが、1審原告らは、この点についての具体的な主張・立証を行っていない。

(カ) 1審被告旭硝子のシェアについて

1審原告らは、1審被告旭硝子のシェアを主張する（別紙8「シェア一覧」⑬参照）。

しかし、1審原告らがその根拠とする証拠（甲C35ないし甲C38）の数値の算出根拠、その数値自体の正確性には、疑問がある上、1審被告旭硝子が石綿含有建材を販売していた期間はごく短期間で、その販売地域も限られていたから、1審被告旭硝子の製品が「主要曝露建材」に当たらないことは明らかである。

また、1審原告らは、主要暴露建材について、概ね10%以上のシェアを有する1審被告企業らの加害行為が、1審原告らに相当多数回にわたり到達した高度の蓋然性がある旨主張する。

しかし、各職人が各建設現場において使用した建材を製造又は販売したメーカーは、当該施工を行う工事店や当該工事店と取引のある工務店、建材店と取引関係のあるメーカーであり、それ以外のメーカーの建材が建設現場に到達する可能性は建設現場数が増えても変わらないのであるから、1審原告らの上記主張は理由がない。

(キ) 1審被告旭システム外装が責任を負わないこと

1審被告旭硝子は、平成16年12月1日付で、1審被告旭システム外装（当時の商号は、旭硝子外装建材）を承継会社として、窯業系外装建材事業について、吸収分割を行い、その際、1審被告旭システム外装は、1審被告旭硝子から何らの債務も承継しなかったから、仮に、1審被告旭硝子が法的責任を負うとしても、1審被告旭システム外装が法的責任を負うことはない。

イ 1審被告ウベボード（乙オ）

(ア) 時機に後れた攻撃防御方法の却下等

予備的控訴が、訴えの変更を含むものであれば、その訴えの変更は、著しく訴訟手続を遅滞させるものとして、民事訴訟法143条1項ただし書により許されない。

また、予備的控訴に係る1審原告らの新たな請求原因の追加は、時機に後れた攻撃防御方法として却下（民事訴訟法157条1項）されるべきである。

(イ) 1審被告ウベボードの製品の特徴について

1審被告ウベボードの製品の特徴は、そのほとんどが外装材であり、内装材として使用されるものについては、白石綿を用い、固化された非飛散性のものであることに加え、非常にシェアが小さく、さらに、関東地方における使用率は非常に低いものであり、1審原告らとの間で、具体的な関わり合いやその蓋然性及び疾病への寄与の蓋然性・可能性は認められない。さらに、1審被告ウベボードのスレート波板は、専門のスレート職人が工事を担当するものであり、1審原告らの中にそのような経歴を持つ者はいない上、関東に地盤もない1審被告ウベボードの製品を1審原告らが使用したとはおよそ考えられない。

(ウ) 予見可能性及び結果回避義務の不存在について

1審被告ウベボードの主力製品であるスレート波板を中心とする外装材については、屋外作業において用いられるところ、屋外作業では、客観的な石綿粉じん濃度の高さを示すような研究結果等がない状態において、長期の潜伏期間を経た後、石綿関連疾患に罹患する相当程度の蓋然性があると判断することは、困難であったというべきであって、屋外作業を中心に行っていた職種の者で、石綿関連疾患に罹患した患者が実際に多数現れるまでは、1審被告ウベボードにおいて、屋外作業について

石綿曝露による健康障害が生じるリスクが少ないと考えていたとしてもやむを得なかつたというべきであるから、外装材について予見可能性はなかつたというべきである。

また、過剰発がん生涯リスクレベルという評価値（クリソタイルのみの石綿の場合、過剰発がん生涯リスクレベル 10^{-3} で評価値 0.15 本/ cm^3 。一人の労働者が 1 日 8 時間、週 40 時間、50 年間働いた場合、クリソタイルであれば、 0.15 本/ cm^3 に曝露したときは、1,000 人に一人、中皮腫及び肺がんの過剰発がんリスクが発生するという数値）を前提としても、1 審被告ウベボードの主力製品であるスレート波板については、スレート工において、 0.15 本/ cm^3 の濃度で 1 日 8 時間、50 年間、継続的に曝露されることはあり得ないのであるから、前記の評価値を前提としても、1 審被告ウベボードに結果回避義務は存在しない。

(エ) スレート工については、シェアによる推論が誤りであること

1 審原告らは、1 審被告ウベボードが、スレート波板に関して、高いシェアを有する企業であり、共同行為者である旨主張する（別紙 8「シェア一覧」③④⑤参照）。

しかし、前記(イ)のとおり、1 審被告ウベボードのスレート波板は、専門のスレート職人が工事を担当し、スレート波板の施工は専門化しており、スレート波板の使用可能性はシェアとは関わりがないから、シェアによる建材の使用可能性の推論は誤りである。

ウ 1 審被告永大産業（乙カ）

(ア) 予備的主張における共同不法行為の特定について

1 審原告らの主張する共同行為の主張は、個々の 1 審原告が曝露した可能性のある建材を特定したにすぎず、その中に曝露した可能性のない建材も含まれているのであるから、共同行為の特定としては極めて不十

分である。

1審被告永大産業は、1審原告らの「主要曝露建材」による予備的控訴の被告とはされてはいないところ、1審原告らのシェアを考慮した「主要曝露建材」による加害者の特定を肯定するものではないが、石綿含有建材における建設作業従事者の石綿関連疾患発症への寄与度は、そのシェア及び製造期間によって大きく左右されることは明らかであるのに、1審原告らの主位的主張及び「直接取扱い建材」に関する予備的主張において、シェアの大きい建材も、販売実績の乏しい建材も、十把一絡げにして、その製造又は販売をしたメーカーを加害行為者とする1審原告らの主張は、行為者の特定として不十分であるといわざるを得ない。

(イ) 「直接取扱い建材」に1審被告永大産業が製造及び販売する製品が含まれないこと

1審被告永大産業の製造及び販売する製品（石綿含有パルプセメント板、石綿含有ロックウール吸音天井板、その他パネルボード、石綿含有けい酸カルシウム板第1種）は、以下のとおり、1審原告らが主張する「直接取扱い建材」に該当する可能性は皆無か、極めて低い。

- ① 1審被告永大産業が製造及び販売する石綿含有建材は、専ら一般住宅で使用されるものであり、鉄骨造建物及び鉄筋コンクリート造建物等の建設現場において使用されないのであるから、このような建設現場で作業していた1審原告らが1審被告永大産業の製造及び販売する石綿含有建材を「直接取り扱った」可能性は皆無である。
- ② 1審被告永大産業が製造及び販売する石綿含有建材は、販売期間が5年と短いほか（仕入販売の一部の製品を含めても10年），販売量が非常に少なかった上、台所に限定して使用されていたため、一戸当たりの使用量も非常に少なかった。そして、切断を要する場面が限定されており、施工に際して発生する石綿粉じんの量も皆無ないし軽微

であったから、一般住宅においても、1審原告らが1審被告永大産業の製造及び販売する石綿含有建材を「直接取り扱った」可能性は皆無か、極めて低い。

③ 1審被告永大産業は、製造及び販売する製品は、簡単に取り外すことができるために、石綿粉じんを発生させるような機械を使用せずに解体が可能であるから、仮に、1審被告永大産業の製造及び販売した製品をハンマー等で破壊したとしても、含有している少量の石綿は破壊されたセメント等の固まりに固着しており、粉じんとなって飛散することは考え難い。

(ウ) 1審原告ら主張の注意義務違反の始期について

1審被告永大産業が製造及び販売していた製品は、一部を除き、1審原告らが主張する注意義務違反の始期には、販売を終了していたものである。このような点からすれば、1審原告らが問題とする期間において、1審被告永大産業の製造及び販売する石綿含有製品の製造及び販売量は極めて少なかったと考えられ、およそ1審原告らに石綿関連疾患罹患に影響を及ぼしたとは考え難い。

また、1審被告永大産業が、石綿含有建材を製造する際に使用した白石綿（クリソタイル）については、1審被告永大産業が石綿含有建材の製造及び販売を完全に終了した昭和55年により前の時期においては、石綿関連疾患に罹患する危険があることの知見は確立されていなかったというべきである。

(エ) 建材名・メーカー名に関する1審原告らの主張について

1審原告らの中には、1審被告永大産業の名前を記憶している旨主張する者もいる。しかし、当該1審原告らがメーカーとして1審被告永大産業の名前を記憶していたということであれば、かかる事実は、同人らがいずれかの時期に1審被告永大産業という企業の存在を認識したとい

うことを示すにとどまるものであり、かかる事実をもって、1審被告永大産業が製造及び販売する製品を使用したということはできない。

また、1審被告永大産業が製造及び販売していた製品の販売量は、石綿を含有しない他の製品と比較して圧倒的に少なかったから、1審原告らの中に1審被告永大産業が製造及び販売する製品を使用した記憶を持つ者がいたとしても、それは、石綿含有製品ではない他の製品であったと考えられ、1審原告らが、1審被告永大産業の製造及び販売した石綿含有製品を使用した可能性は皆無か極めて低いと考えられる。

(オ) 除斥期間の経過による免責（民法724条後段）

1審被告永大産業は、石綿含有建材の製造を1976年（昭和51年）に終了しているから、その時点から起算して、1審原告らの第1事件の訴訟提起時点までに32年が経過しており、また、仕入れ販売を終了した1980年（昭和55年）の時点から起算しても、1審原告らの第1事件の訴訟提起時点までに27年が経過している。

したがって、1審被告永大産業の共同不法行為責任は、除斥期間の定め（民法724条後段）により免責されるべきである。

エ 1審被告エーアンドエーマテリアル（乙キ）

(ア) 民法719条1項後段の適用は許されないこと

民法719条1項後段が適用されるためには、択一的競合関係が必要であるが、本件では、1審原告らの予備的主張として限定された1審被告企業ら以外のメーカーによって、被災者らが石綿粉じんに曝露して石綿関連疾患に罹患した可能性がある限り、択一的競合関係はなく、民法719条1項後段の適用は許されない。

(イ) 民法719条1項後段の類推適用は許されないこと

1審原告らが主張する重合的競合が認められるためには、少なくとも、1審被告エーアンドエーマテリアルの製品に係る石綿粉じんが被災者ら

に到達していることが証明される必要がある。しかし、1審原告らの主張は、自己が直接取り扱った建材以外の建材に含まれる石綿粉じんにも曝露してきたことを前提とするものであり、「他原因の存在」を自認するものにほかならず、上記の証明はなされていない。

したがって、1審原告らの予備的主張に理由がないことは明らかである。

(ウ) 正確なシェアの算出は不可能であること

1審原告らは、1審被告エーアンドエーマテリアルについて、シェアを主張する（別紙8「シェア一覧」①②⑦③⑤⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑳⑳⑳参照）。

しかし、シェアを算出する前提となる製品ごとの販売（出荷）数量に係る正確な情報開示がなされておらず、その正確な算出が不可能であるにもかかわらず、推測に基づいて算出されたシェアは正確性を欠くものである。

(エ) 1審被告エーアンドエーマテリアルの吹付け材は「主要曝露建材」ではないこと

1審原告らは、1審被告エーアンドエーマテリアルの前身である朝日石綿工業の石綿含有吹付け材（プロベスト）が「主要曝露建材」に当たる旨主張する。しかし、朝日石綿工業は、建設会社から吹付け工事を受注し、これを専属の職人のみで施行していたところ、1審原告1-54 [] の被承継人亡 [] 及び1審原告2-90 [] が朝日石綿工業の専属下請であった事実は存在せず、したがって、1審被告エーアンドエーマテリアルの吹付け材は、「主要曝露建材」には当たらない。

(オ) 1審被告エーアンドエーマテリアルの石綿セメント円筒、保温材は「主要曝露建材」ではないこと

1審原告らは、主に水道管理設工事に従事した被災者らは、その石綿関連疾患の原因となった石綿セメント円筒の製造及び販売業者は、1審

被告エーアンドエーマテリアル一社である旨主張する。

しかし、これらの被災者らは、水道管理設工事以外の建設作業に従事しており、1審被告エーアンドエーマテリアル以外の1審被告企業らの石綿粉じんに曝露していたことは明らかである。

また、1審原告らは、プラント等での作業経験をほとんど有しない保温工（1審原告2-211[]ら）については、1審被告エーアンドエーマテリアル及び1審被告ニチアスが加害者不明の共同不法行為責任を負う旨主張する。

しかし、そもそも、国交省データベースは、建設作業事業者、解体事業者や住宅・建築物所有者等が、解体工事等に際し、使用されている建材の石綿含有状況に関する情報を簡便に把握することができるようとする目的として作成されたものである。1審被告エーアンドエーマテリアルは、同被告の製造製品が使用されている「建物の種類」について、最大可能性を前提に「安全側」に申告したものであるから、同被告の保温材が、「店舗、事務所」「劇場・百貨店等」に確実に使用されているという趣旨ではなく、国交省データベースは、同被告の製造製品に含まれる石綿が前記被災者らに到達した可能性を根拠付けるものではない。

しかも、1審原告2-211[]は、①アスベスト含有建材を取り付けたり、切断したりする横で鉄骨に直接アスベストを吹き付ける作業が同時に行われ、粉じんに曝露していたこと、②建設現場で作業している場所まで断熱材の運搬をし、その建設現場には、保温工以外の吹付け作業をしている職人がいたこと、③使用していた保温材の割合は、石綿を含有しない建材の割合が多かったこと、④パッキングと保温筒の製造及び販売をしていた会社に勤務していたこと、以上の事実を自認しており、1審原告2-211[]を含め、1審原告らが主張するその他の

被災者らを含め、これらの者は、1審被告エーアンドエーマテリアル以外の建材に含まれる石綿に、複合的、間接的、累積的に曝露してきたものである。

したがって、1審被告エーアンドエーマテリアルの建材に含まれる石綿粉じんが、被災者らに高度の蓋然性をもって到達したことが証明されているとはいえない。

オ 1審被告クボタ（乙ク）

(ア) 国交省データベースについて

1審原告らは、被災者らが直接取り扱った建材を個別具体的に列挙しているが、1審被告クボタについては、9製品がその対象になるとするようである。しかし、上記9製品は、国交省データベースが平成25年2月に改訂された際、新規掲載されたものであるところ、4製品は、1審被告ケイミューの製品と二重登録され、かつ、久保田鉄工で登録されている商品名で商品化された事実がなく、5製品は、会社の都合で商品化しておらず、いずれも市場で販売された事実はない。そのため、上記9製品のすべてが、平成26年2月27日公表の国交省データベース（平成26年2月版）から削除された。

したがって、1審原告らは、国交省データベースに1審被告クボタの製品が掲載されていることをもって、これらが「直接取扱い建材」に該当する旨主張するが、上記のとおり、国交省データベースから1審被告クボタの製品が削除されたから、その前提を欠くというべきである。

(イ) 1審被告ケイミューの主張の援用

1審被告クボタは、同社の屋根材及び外壁事業等並びにこれに関する権利及び義務の全部を、1審被告ケイミューに対し、平成15年12月1日を分割期日として、会社分割（吸収分割）により移転しているから、屋根材及び外壁材に関する権利及び義務は、1審被告ケイミューが承継

している。

したがって、1審被告クボタは、屋根材及び外壁材に関する1審被告ケイミューの主張をすべて援用する。

カ 1審被告ケイミュー（乙ケ）

(ア) 時機に後れた攻撃防御方法の却下

1審原告らの予備的主張は、いずれも時機に後れた攻撃防御方法として却下（民事訴訟法157条1項）されるべきである。

(イ) 注意義務及び注意義務の不存在について

1審被告ケイミューの製品は、後記(エ)のようなものであり、そのことを前提とすると、1審原告ら（建設作業従事者）が、1審被告ケイミューの製造又は販売していた製品を使用し、石綿粉じんに曝露し、そのことによって、身体に重大な影響を与える石綿関連疾患に罹患する危険性についての予見可能性は存在しない。

そもそも、1審被告ケイミューの製品に石綿粉じん曝露による疾患発症リスクがないか、わずかであり、他方で、1審原告らが一定の危険を伴う建設現場において安全作業を行うことができるよう教育・訓練された専門職人であることにかんがみると、1審被告ケイミューの製品に関して詳細な警告表示を行うまでの必要性はなく、1審原告ら主張の警告義務はその前提を欠く。

また、1審被告ケイミューが、石綿含有建材を製造及び販売していた平成15年以前に警告義務があるとした場合でも、1審被告ケイミューは、昭和53年以降、1審被告ケイミューの製品につき、①販売店・工事店等に対する文書の配付、②施工者に対する小冊子の配付、③施工説明書による警告、④端面保護材への警告表示によって、警告義務を履行済みである。

他方、1審原告らは、中皮腫及び肺がんに関して、石綿粉じん曝露量

の閾値がないことから、石綿不使用義務を導こうとするが、閾値がないということは、閾値があることが証明されていないというにすぎず、石綿繊維を一本でも吸入すれば、中皮腫又は肺がんの原因になることを意味するわけではない。

そして、白石綿粉じんへの少量曝露であれば、中皮腫の原因にならないとする考え方（ワグナーらによるアンフィボール仮説）もあり、評価値を下回るようなレベルでの微量曝露の場合に中皮腫が発症する予見可能性があるとはいはず、石綿不使用義務は、その前提を欠く。

(ウ) 「直接取扱い建材」の特定について

国交省データベースに掲載された情報は、少なくとも現在のメーカー名欄に1審被告ケイミューと記載されている建材に関していえば、実際の使用形態とは齟齬があり、1審原告らによる「直接取扱い建材」の特定に合理性はない。また、特定の職種に該当することをもって1審原告らの作業内容を明らかにしようとする1審原告らの主張に合理性はなく、1審原告らの職種の類型化・一般化が恣意的である。

(エ) 1審被告ケイミューの石綿含有建材に実質的危険性がないこと

1審被告ケイミューの石綿含有建材は、住宅屋根用化粧スレート、窯業系サイディング及びスレートボード・フレキシブル板であり、白石綿の繊維をその一部に含有するも、セメントと混練され固化された製品であり、そこに含まれる石綿は、危険性の高い青石綿や茶石綿とは異なり、また、飛散性の石綿含有建材とも異なるから、実質的危険はない。

例えば、これを住宅屋根用化粧スレートについてみれば、その施工に伴って発生する石綿粉じんの濃度は、0.0017本/mlであり、これは、1日8時間、週5日（週40時間）、50年間、石綿に曝露しても、平均寿命に到達するまでに石綿に起因する肺がん又は中皮腫で死亡する者が1000人に1名の割合で生じる最も厳格なレベルの0.015本

／mlという濃度をはるかに下回るものであり、住宅屋根用化粧スレートの施工により1審原告らに石綿関連疾患が発生するとは実質的に考えられない。

また、石綿肺との関係では、25本／ml×年の累積曝露量が閾値とされており、また、かかる累積曝露量が、肺がんとの関係で石綿起因性を判定し得る基準として国際的に認められているところ（いわゆるヘルシンキクライテリア）、上記住宅屋根用化粧スレートの使用により、被災者らが累積曝露量に至ることはあり得ず、1審原告らが、住宅屋根用化粧スレートを直接取り扱ったとしても、それが原因となって石綿関連疾患に罹患することは考えられない。

したがって、1審被告ケイミューに警告義務、製造及び販売の中止義務並びに当該各義務の違反は認められない。

(オ) 共同不法行為の主張について

共同不法行為の規定は、個別の加害行為と損害との間の因果関係の立証困難を救済する法理であり、加害行為及び加害者を特定し得ない場合を救済しようとする法理ではない。1審原告らの予備的主張に係る共同不法行為論は、主位的主張と同様に加害行為及び加害者を特定していいない点において、失当なものといわざるを得ない。

(カ) 加害者不明の共同不法行為（「主要曝露建材」に関する主張）について

本件訴訟において、1審原告らは、そもそも、加害行為を特定していないため、具体的な被害との関係で共同行為者が誰であるかについて特定することができておらず、多数の無関係な1審被告企業らを共同行為者として含んでいることになる反面、すべての原因行為者を網羅しているわけではなく、択一的競合の要件を満たしているとはいえない。そして、重合的競合の要件としては、個別の損害との関係で、当該加害行為

がその原因として寄与したことが必要になるところ、前記(エ)のとおり、1審被告ケイミューの製品に関しては、1審原告らの石綿関連疾患発症のリスクが著しく限定されていることから、重合的競合における加害行為に該当しない。

加えて、1審原告らが重合的競合の場合に必要であると認める「主要曝露建材」の到達が立証されていない。

(キ) シェアに基づく共同行為者の特定について

1審原告らは、シェアに基づいて共同行為者を特定して主張している(別紙8 「シェア一覧」 ⑬⑭参照)。

しかし、1審原告らが主張するシェアの年度は過去のものであり、1審被告ケイミューにおいて、過去の正確な出荷情報等を調査することは著しく困難である上、自社商品ではない他社製品の情報を持ち合わせていないから、シェアに認否しないからといって、1審被告ケイミューを不利益に扱うことは許されない。

また、1審原告らによるシェアの主張は、ごく一定の時期のものに限られているが、シェアは、年々変遷していくのが通常であり、しかも、製造又は販売している企業ですら、シェアの算定に必要なデータを入手することができるとは限らず、競合企業の販売数については、なおさらその把握に困難を伴うから、このようなシェアを共同不法行為論に取り込むこと自体が不合理である。

キ 1審被告倉敷紡績(乙コ)

(ア) 1審被告倉敷紡績の製造及び販売に係る建材の特性、販売状況等

「クランパネルLG」は、石膏ボードに硬質ウレタンを発泡させ、その上に石綿含有紙を貼付した断熱材で、主にビル・マンション等の鉄筋コンクリート造(RC造)又は鉄筋コンクリート造(SRC造)の一般建物において、コンクリートに張り付ける形で使用されるものである。

この建材は、仮に、建設現場で切断する必要がある場合であっても、カッターナイフ等で行われるものであり、石綿粉じんが大気中に飛散するものではない。

また、「クランセリート」は、アスベストをセラミックス原料内に混ぜ込み固着させたもので、戸建住宅やアパート（低層集合住宅）の破風や窓飾り等に用いられ、住宅の外観に意匠性を付与する外装化粧材であり、その用途からして一戸の住宅に使用される量は極めて少ない。

このように住宅の外観に意匠性を与える外装化粧材である「クランセリート」は、その切断は長さの調整以外ではなされず、しかも、屋外で行われ、上記建材で用いられるアスベストはセラミックス原料内に固着されているため、これが飛散することではなく、建設作業従事者が石綿に曝露することは考えられない。

そして、1審被告倉敷紡績が製造及び販売した製品である石綿含有建材に使用された石綿の量については、日本の石綿の総輸入量に比べてごく少い割合にとどまり、日本国内の石綿含有建材に使用されていたと推定されるアスベストの使用量に占める割合も、ごく少い割合にとどまるものである。

したがって、1審被告倉敷紡績が製造及び販売した製品は、建設作業従事者において、曝露することが考えられない製品であり、しかも、その販売状況に照らしても、1審原告らが1審被告倉敷紡績の製品によって石綿粉じんに曝露したとはおよそ考え難いものである。

(イ) 1審被告倉敷紡績の過失について

1審原告らが石綿不使用義務があるとして主張する時期（昭和40年、昭和50年、昭和62年）において、我が国においては、石綿粉じん曝露と石綿関連疾患との間の因果関係についての医学的知見は確立していかなかったし、医学的知見について、比較的早い時期に知り得る1審被告国

でさえ、1審原告らが主張する時期にアスベストの危険性について認識し得なかつたのであるから、一企業にすぎない1審被告倉敷紡績にアスベストの危険性について認識し得たとはいはず、1審被告倉敷紡績に石綿不使用義務違反の過失はない。

また、1審被告倉敷紡績の製品（クランセリート）は、戸建住宅等の破風や窓飾りなどに用いられ、住宅の外観に意匠性を付与する外装化粧材であるから、主として屋外で用いられる石綿含有建材であり、屋外の空気の流れ等にかんがみれば、建設作業従事者がこのような石綿含有建材から石綿粉じんに曝露することを予見することは困難であり、1審被告倉敷紡績は、警告義務を負わない。

(ウ) 製造物責任について

1審被告倉敷紡績が製造及び販売していた「クランパネルLG」は、その製造及び販売期間が、昭和55年から昭和61年までの間であり、平成7年7月1日に施行された製造物責任法は適用されない。

また、1審被告倉敷紡績が製造及び販売していた「クランセリート」は、平成元年から平成14年までの間、製造及び販売していたから、その一部について、製造物責任法が適用されるが、上記製品に同法にいう「欠陥」は存在しない。なぜならば、「クランセリート」のアスベストはセラミックス内に固着されており、通常の使用においては、アスベストを飛散させるようなものではなく、住宅の外観に意匠性を与える外装化粧材であり、その作業は屋外で行われることから、「通常有すべき安全性を欠いている」とはいはず、「欠陥」は存在しないからである。

(エ) 共同不法行為について

a 加害行為の特定がなされていないこと

そもそも、共同不法行為において問題となるべき「加害行為」の意義は、具体的被害者の権利・利益を侵害した行為である。そして、共同不

法行為の成立を検討するに当たっては、具体的被害者の権利・利益が、いつどの場所でどのように侵害されたのかを、被害者ごとに特定し、かつ、この具体的な権利・法益侵害に一体となって加害行為をした者が誰かを特定する必要がある。仮に、個々の被害者について、権利侵害の生じた場所・時間等が複数存在している場合には、それぞれの局面ごとに別箇独立に観念される具体的な権利・法益侵害を対象として、行為者と一体となって当該加害行為を行った者が誰かを特定しなければならない。ところが、1審原告らの予備的主張において、1審原告らが特定したのは、「直接取扱い建材」を製造又は販売した者が誰かという点だけである。しかし、「直接取扱い建材」としてまとめ上げられている石綿含有建材であっても、①当該建材を製造又は販売した時期が異なる場合、②建材を用いる対象たる建築物が異なる場合、③粉じんの飛散程度が異なる場合、④含有する石綿の含有率や種類が異なる場合があり、「直接取扱い建材」なるものは、均質ではないし、被害者における曝露の可能性もまちまちである。

したがって、1審原告らは、1審被告企業らの加害行為を何ら特定しておらず、「直接取扱い建材」を根拠に加害行為の存在を認めることは不当である。

b 弱い関連共同性について

1審原告らは、各1審被告企業間に弱い関連共同性が認められ、民法719条1項後段が適用される旨主張する。

しかし、前記aのとおり、1審原告らは、何ら加害行為を特定しておらず、共同行為者が誰かを特定することができない状況にあり、共同行為者間の時間的・場所的近接性等を挙げた上で、社会通念上的一体性があることを具体的に主張・立証していない。

したがって、1審原告らの弱い関連共同性の主張が認められる余地は

ない。

c 民法719条1項後段の適用ないし類推適用の要件を充足していないこと

1審原告らは、本件への民法719条1項後段の適用ないし類推適用が認められるべきである旨主張する（なお、1審被告倉敷紡績は、「主要曝露建材」による予備的控訴の被告とはされていない。）。

しかし、民法719条1項後段の適用に関しては、択一的競合が必要であるところ、「直接取扱い建材」を基礎としても、1審原告らは、前記aのとおり、具体的加害行為を特定して主張していないのであるから、択一的競合が主張・立証されたと評価し得る余地はなく、民法719条1項後段の適用ないし類推適用はあり得ない。

ク 1審被告クリオン（乙サ）

(ア) 1審被告クリオンの製品について

1審被告クリオンの製品（石綿含有押出成形セメント板「ファッショントボーダー」）は、建物を解体するに当たって、容易に取り外せるし、そもそも、上記製品を取り付けた建物は、その耐用年数に照らしても、いまだ解体時期が到来しておらず、1審原告らが上記製品から生ずる石綿粉じんに曝露した可能性も、これによって石綿関連疾患に発症した可能性もない。

(イ) 1審被告クリオンの過失の不存在

1審被告クリオンは、石綿を含有しないALC（軽量気泡コンクリート板）の建材メーカーである。石綿を含有する「ファッショントボーダー」を製造しておらず、販売したにすぎない。しかも、1審被告クリオンは、その販売に係る「ファッショントボーダー」に含有される石綿は危険性の低い白石綿であり、その重量比は5%以下であって、安衛法57条所定の警告義務を負っていなかった上、「ファッショントボーダー」中の石綿

は上記建材のセメント質原料に固着され、飛散性を有していなかったし、「ファンションボーダー」の施工は屋外で行われることから、その危険性は低く、警告義務を負うものではなかった。

したがって、1審被告クリオンには、過失は存在しない。

(イ) 関連共同性・一体性がないこと等

1審被告クリオンは、石綿を含有しないALCの建材メーカーであり、外壁材を独自の判断で販売しており、他の企業との関係では、競争関係にあるのであって、販売時期等が重ならない企業も多く存在し、他の企業との間に関連共同性・一体性がない。

また、「ファンションボーダー」は、施主の求めに応じて低層の鉄骨造り建物の外壁に取り付けられる副資材であって、その販売数量は極めて少なく、また、前記(ア)のとおり、その販売時期や建物の耐用年数に照らして、建物の解体作業時に建設作業従事者が「ファンションボーダー」による石綿粉じんに曝露する可能性はない。

ケ 1審被告神島化学工業（乙シ）

(ア) 時機に後れた攻撃防御方法の却下

1審原告らの予備的主張は、いずれも時機に後れた攻撃防御方法として却下（民事訴訟法157条1項）されるべきである。

(イ) 共同不法行為について

1審原告らは、1審被告企業らの加害行為を、石綿含有建材を製造又は販売して市場の流通に置いたことであると主張しているから、当該製造又は販売によって市場の流通に置かれた建材が個別の1審原告らに到達したことが主張・立証されなければ、1審原告らの共同不法行為成立の前提として考慮される加害行為の主張・立証としては足りない。

また、民法719条1項後段の共同不法行為が成立するためには、加害者は、この数人のうち誰かであり、この数人以外に疑いをかける者は

一人もいないという点の証明が必要であるところ、1審原告らは、「直接取扱い建材」の製造業者に被告を限定したため、間接曝露による1審原告らへの影響が全く無視されており、「直接取扱い建材」の製造業者以外に疑いをかける者は一人もいないという状況とは到底いえない。そして、1審原告らが「直接取扱い建材」の特定の根拠とした国交省データベースには、本件で被告として指定された以外にも41社にも及ぶ石綿含有建材製造業者が記載されているのであるから、加害者は、この数人のうち誰かであり、この数人以外に疑いをかける者は一人もいないという点の証明がなされていないことは明らかである。

(ウ) ゼネコンや工務店が直接的に責任を負うべきこと、1審被告神島化学工業に警告義務違反があるとは認められないこと

そもそも、1審原告らが建設現場において、石綿粉じんに曝露し、石綿関連疾患を発症したとしても、それは建設現場を監督するゼネコンや工務店がマスクを配布する等の適切な労務管理をしなかったからであり、石綿含有建材を製造していたメーカーの責任にはならない。1審被告神島化学工業は、1審原告らに対し、何らの指導を行う権限も有しておらず、自ら製造した建材がどこで誰に施工されるのかについても、知り得る立場にはいない。

また、ゼネコンや工務店だけでなく、建設作業従事者もまたアスベスト建材について十分認識していたことは明らかである。

石綿含有けい酸カルシウム保温材について、1審被告神島化学工業に警告義務違反があるとは認められない。すなわち、昭和50年の段階において、最新の知見を収集し得たはずの1審被告国でさえ、石綿含有率5%を超える高濃度の石綿含有建材や飛散系の石綿含有建材についてのみ規制すれば足りると考えていたという状況において、国内の一企業にすぎない1審被告神島化学工業としては、石綿含有率5%以下の低濃度

の石綿含有建材や固着系の石綿含有建材であれば、安全に使用し得ると信じて、そのような石綿含有建材（ダイヤライト）を製造又は販売しても、やむを得ない理由があるから、そのことについて、警告義務違反はない。

(エ) 保温工事会社の責任について

保温作業は、石綿製造会社自らやその下請けである保温の専門会社が行っていた。そのような業者は、自ら保温材に石綿が含有されているを知っているし、石綿の危険性及びマスク着用の必要性について十分承知していたし、直接に建設現場を監督し得る立場にあった。

したがって、仮に、1審原告らが、1審被告神島化学工業の製造したけい酸カルシウム保温材を使用することがあったとしても、保温作業の建設現場において、保温専門会社によってマスク着用等がなされているものと期待するのが当然であり、その信頼は保護に値するから、保温作業によって保温工が石綿に曝露したのであれば、そのことは、建設現場を監督する保温会社の責任である。

(オ) 1審被告神島化学工業のシェアについて

1審原告らは、1審被告神島化学工業のシェア率が高い旨主張する（別紙8「シェア一覧」⑦⑬参照）。

しかし、1審原告らがその根拠として提出する資料（甲A489）記載のけい酸カルシウム保温材の数量と、建築統計年鑑（乙シ201（枝番号分を含む。））のそれとの間には大きな齟齬があり、上記記載をそのまま使用することはできない。

昭和50年から52年までの間、ほぼ100%の石綿含有率を有する石綿保温材や水塗り保温材が、1審原告らが提出する資料（甲A489）のけい酸カルシウム保温材の出荷量とほぼ同量の出荷量が出荷されていたものと考えられるから、石綿含有率が3%にすぎない1審被告神島化

学工業の製造の製品による石綿曝露の影響はごく限られたものになる。

けい酸カルシウム板第2種についても、1審原告らが提出する資料(甲A489)の記載は、他の資料(甲C16)と整合せず、信用することができない。

国交省データベースによれば、他者の製造する製品の石綿含有率は、1審被告神島化学工業の製品のそれよりはるかに大きいものがある。1審原告らが提出する前記の資料は、他のデータと矛盾する部分があり、そのままでは使用し得ないが、少なくとも、本件訴訟で被告とはされていないメーカーの石綿使用量も無視することはできず、その石綿使用量をゼロと評価することはできない。

さらに、上記のシェアの点を撇くとしても、1審原告らがある建材を扱ったか否かは、建設現場数とシェア率のみで明らかになるものではない。すなわち、建設現場において実際にどの建材が使用されるのかは、流通量のみによって決まるものではなく、建設を請け負ったゼネコンや下請業者らの取引関係、当該建築物の性質及び用途、建築費用(建材の価格)、具体的な建設現場と建材の製造工場ないし保管場所との距離(運搬の容易さ)等の様々な要因が影響して決定されるのである。

(カ) 他の1審被告らの主張の援用

その他、1審被告神島化学工業は、他の各1審被告らの主張を、1審被告神島化学工業に有利に援用する。

コ 1審被告壽工業(乙ス)

(ア) 1審被告壽工業の製品と1審原告らの石綿関連疾患との間の因果関係について

石綿曝露から石綿関連疾患の発症までの期間をみると、石綿肺は、通常で10年以上、肺がんは、多くの場合30年以上、中皮腫は、40年前後とされている。他方、1審被告壽工業が、その製品の販売を開始し

たのは、昭和57年であるから、石綿肺を発症している患者のうち、平成4年以前に発症している患者、肺がんを発症している患者のうち、平成24年以前に発症している患者、中皮腫を発症している患者のうち、平成34年以前に発症している患者については、潜伏期間の点から、1審被告壽工業の製品と1審原告らの石綿関連疾患との間の因果関係を欠くか、あるいはその可能性が高いというべきである。

改修・解体工事については、製品の発売後、相当期間を経過した製品が改修・解体作業の対象となるから、なおさら、因果関係を欠くことは明らかである。

中皮腫については、クリソタイルの発がん性を1とすると、アモサイトは100倍、クロシドライトは500倍とされているところ、1審被告壽工業の製品に含まれる石綿は、すべてクリソタイルであるから、中皮腫が発生している患者については、1審被告壽工業の製品から生じた石綿粉じん曝露との因果関係を欠くものというべきである。

(イ) 1審被告壽工業が販売した製品は、厨房メーカー及びハウスメーカーに対する特注品の販売がほとんどであったこと

1審被告壽工業が販売した石綿含有建材は、他の建材メーカーと比較して極めて僅少であった（乙ス28、乙ス36）。

また、1審被告壽工業が販売した石綿含有建材は、厨房メーカー及びハウスメーカーに対する特注品の販売がほとんどであり、1審原告らが建設現場において、上記製品から生ずる石綿粉じんに曝露することはなかった。もっとも、1審被告壽工業が中間販売業者に販売した石綿含有建材については、建設現場で石綿粉じんを発生させる可能性は否定し得ないものの、その取扱量はわずかであった。

したがって、1審被告壽工業は、1審原告らに対し、責任を負うことはない。

(ウ) 販売数量の多寡を考慮すべきであること

1審原告らは、「直接取扱い建材」か否かにおいて、職種や従事する作業の建物の種類等を考慮して、職種によっては、1審被告壽工業の製品を「直接取扱い建材」に含めている。しかし、1審被告壽工業は、そもそも販売数量自体が僅少である以上、「直接取扱い建材」に限定したところで、曝露の可能性が有意に高くなることはないのであるから、1審被告壽工業の共同不法行為の責任は否定すべきである。

(エ) 民事再生手続について

仮に、1審被告壽工業に不法行為責任が生ずるとしても、1審原告ら又は被災者らの石綿関連疾患の発症時期がいつになるかに関わりなく、すべての1審原告らの債権が再生債権となり、1審被告壽工業は、再生計画認可の決定の確定により、免責される。

サ 1審被告小松ウォール工業（乙セ）

(ア) 1審被告小松ウォール工業の製品は「直接取扱い建材」ではないこと、

1審被告小松ウォール工業は警告義務を負わないこと

1審被告小松ウォール工業の製品は、パーテーション（可動式間仕切り）であり、けい酸カルシウム板やアスベストハニカム等のボード類そのものではない。1審被告小松ウォール工業の製品である耐火・耐熱パーテーションは受注生産品であり；他者製品であるけい酸カルシウム板等のボード類を購入し、あらかじめ測量した図面上の数値に合わせて1審被告小松ウォール工業の工場でプレカットした上鋼板で覆って製品化したものであって、建設現場では、1審被告小松ウォール工業又はその関連会社の作業員によって据え置かれるだけである。

したがって、1審被告小松ウォール工業又はその関連会社に所属していない1審原告らは、同1審被告の製品を直接取り扱うことはない。

上記の事情からすると、1審被告小松ウォール工業が警告義務を負う

ことはない。また、1審被告小松ウォール工業は、法令に適合して販売された石綿含有ボード類を購入し、加工して販売しているにすぎず、石綿不使用義務を負わない。1審被告小松ウォール工業は、このほか、製造物責任に係る義務を含め、いかなる義務も負うものではない。

(イ) 因果関係の不存在について

1審被告小松ウォール工業の製品の製造後、40年以内に発病した1審原告らは、同1審被告の製品との発病との間に因果関係は認められない。すなわち、1審被告小松ウォール工業が製造及び販売を開始した最も早い製品は、1976年（昭和51年），その他の製品は、1980年（昭和55年）以降であることからすると、同1審被告の製品を使用した建物が解体されるのは、2006年（平成18年）以降となる。肺がんの潜伏期間は曝露から10年以上であるから、1審被告小松ウォール工業の製品で発病するのは、2016年（平成28年）以降となる。現時点では石綿関連疾患に発症している1審原告らの疾患と1審被告小松ウォール工業の製品との間の因果関係は存在しないというべきである。

(ウ) 他の1審被告らの主張の援用

その他、1審被告小松ウォール工業は、他の各1審被告らの主張を、1審被告小松ウォール工業に有利に援用する。

シ 1審被告 J F E 建材（乙ソ）

(ア) 1審被告 J F E 建材が製造及び販売した石綿含有建材の特殊性

1審被告 J F E 建材が製造及び販売した「リバーウォール」は、鋼板を使用した建材であり、重量は1m²当たり約25kgに及ぶもので、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の大規模建築物向けの内外装材（主として外壁に用いられる建材）であり、特殊な製品である。

そうすると、建設作業従事者の中で、1審被告 J F E 建材が製造及び

販売した「リバーウォール」に含まれる石綿粉じんに曝露した可能性がある者は、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の大規模建築物の全面解体工事に従事した者であつて、かつ、建設用重機を用いて作業に従事していた者に限られるといえる。

しかし、「リバーウォール」を取り壊す際に発生する石綿粉じんの発生量は少ないと考えられ、また、「リバーウォール」は、主として外壁材として用いられる建材であり、その取壊しは、専ら屋外で行われるものであることからすると、前記の石綿粉じんに曝露した可能性のある者についても、その可能性がゼロではないということを意味するにすぎず、「リバーウォール」に含まれる石綿粉じんに曝露した相当程度の可能性があるとはいえない。

そして、「リバーウォール」は、その特殊性に照らせば、解体工にとって、これが「直接取扱い建材」に当たるということもできない。

(イ) 1審被告 J F E 建材に注意義務違反（過失）がないこと

前記(ア)のとおり、1審被告 J F E 建材が製造及び販売した「リバーウォール」は、1審原告らが従事した建物の新築工事ないし改修工事の建設現場において、石綿粉じんを発生させることはなかったのであるから、1審被告 J F E 建材は、建設作業従事者である1審原告らに対し、石綿含有建材に関する警告を行う必要は全くなく、警告義務を負っていなかった。

また、前記(ア)のとおり、建物の全面解体工事においては、「リバーウォール」から石綿粉じんが発生する可能性はゼロとはいえないが、その取壊しは、専ら屋外で行われるものといえ、屋外作業については、客観的な石綿粉じん濃度の高さを示すデータはなかったのであり、その建設作業従事者が石綿関連疾患に罹患することを予見することは困難であったから、建物の全面解体工事に従事する1審原告らに対しても、警告義務を

負っていなかった。

さらに、1審被告国が石綿含有建材の製造禁止措置を講じた平成18年より前の時点において、石綿含有建材について適切な管理使用をとることで石綿関連疾患への罹患を予防する事が不可能である等の知見や考え方方が主流であったとはいえないのであるから、1審被告JFE建材は、石綿含有建材の製造及び販売の中止義務を負っていたということはできない。

(ウ) 共同不法行為に関する主位的主張について

1審原告らは、1審被告JFE建材に対し、主位的主張として、被災者らが現実に就労した建設現場群に到達し得る態様において、石綿含有建材を製造又は販売し、建材市場の流通に置いたすべての石綿建材企業を「共同行為者」とする共同不法行為が成立する旨主張するが、上記共同行為者間に関連共同性は認められない上、「リバーウォール」の前記(ア)の特殊性にかんがみれば、1審原告らとの関係において、「リバーウォール」に含まれる石綿粉じんに曝露した相当程度の可能性があるとはいえないから、1審原告らの上記主位的主張は失当である。

(エ) 共同不法行為に関する予備的主張について

1審原告らは、各1審原告に対応した「直接取扱い建材」を製造又は販売した1審被告企業らが、当該1審原告に対し、石綿関連疾患という重大な被害発生の危険を伴う状態を共同で作出了ことを挙げて、1審被告企業らの「直接取扱い建材」の製造又は販売行為には、(弱い)関連共同性が認められる旨主張する。なお、1審被告JFE建材は、1審原告らの「主要曝露建材」による予備的控訴の被告とはされていない。

ところで、「直接取扱い建材」といっても、その種類は様々であり、かつ、その製造・加工時期も日々である上、かかる「直接取扱い建材」を製造又は販売した1審被告企業らは、それぞれ独立の事業主体として

自由主義経済の下、自社の利益を考えて企業活動を行っていたのであるから、当該1審被告企業らによる「直接取扱い建材」の販売行為が共同して行われたものでないことは明らかであり、1審原告らの共同不法行為の主張は、その前提を欠き、失当である。

また、1審原告らは、1審被告企業らは、石綿の代替化努力義務違反及び警告義務違反を同時並行的に行つたから、1審被告企業らには（弱い）関連共同性が認められる旨主張する。

しかし、石綿の代替化努力義務や警告義務は、1審被告企業らがそれぞれの地位に基づき独自に負う義務であつて、他の1審被告企業らとの間で問題となる義務ではない。また、1審被告企業らは、それぞれの独立の事業主体として、自由主義経済の下、自社の利益を考えて企業活動を行つていたのであるから、上記義務の履行の認識を共同しつつ、同時に並行的に怠つたとはいえず、1審原告らの共同不法行為の主張は、その前提を欠き、失当である。

ス 1審被告昭和電工建材（乙タ）

(ア) 時機に後れた攻撃防御方法の却下

1審原告らの予備的主張は、いずれも時機に後れた攻撃防御方法として却下（民事訴訟法157条1項）されるべきである。

(イ) 注意義務違反について

1審原告らの予備的主張によると、1審被告昭和電工建材が共同不法行為責任を問われる相手方は、ブロック工、鉄骨工、溶接工、解体工、とび及びはつり工ということになるが、解体ないし改修を行う職人は、既に加工され、建物に使用されている建材を解体するのであるから、警告表示の相手方とはなり得ない。また、原判決は、屋外用の石綿含有建材のみを製造又は販売した1審被告企業らについて、警告義務を負わないと判断しており、いずれにせよ、1審被告昭和電工建材は、警告義務

を負わない。

また、平成15年ないし平成18年までに至るまでの間、国際的にもクリソタイルの管理使用が可能であるとの知見が大勢を占めており、1審被告企業らが石綿含有建材を製造又は販売したことをもって、安全確保義務に違反したとはいはず、1審被告昭和电工建材の石綿代替製品の開発は困難を極めたものであるから、1審被告昭和电工建材に石綿不使用義務違反はない。

(ウ) 「直接取扱い建材」と「主要曝露建材」の不当性

1審原告らが主張する「直接取扱い建材」も、「主要曝露建材」も、1審原告らに対する詳細な聴取調査をして、実際の建設現場や現実に使用された資材を調査して特定するのではなく、市場占有率等を根拠にした抽象的特定であり、具体的危険に基づくものではなく、不当である。これらの建材は、1審原告らが任意に決定した特定方法であり、何ら具体的根拠に基づくものではなく、1審原告らが現実に使用した資材かどうかかも不明である。市場のシェアが高くとも、当該原告が当該建材を使用しない可能性も十分にあり、現実に1審原告らが使用したとの立証がなされない限り、1審原告らの主張はフィクションであり、法的主張足り得るものではない。

(エ) 筑豊じん肺控訴審判決と本件訴訟との異質性

1審原告らは、筑豊じん肺控訴審判決を引用し、本件訴訟と同質性を有する旨主張する。しかし、筑豊じん肺控訴審判決は、その訴訟の原告らが被告三社で稼働していたことは明らかな事案であり、被告三社の行為とじん肺の罹患という結果との間の因果関係は立証されている事案であり、本件とは全く事案を異にするものである。

(オ) 国交省データベースについて

国交省データベースは、厳密な事実認定を経て作成されたデータベー

スではなく、同省も認めるとおり、その正確性が担保されているわけではなく、あくまでも、石綿含有建材を調査する際の参考資料にすぎない。そもそも、1審原告らの主張は、曝露現場及び曝露建材を具体的に特定した主張ではなく、単に国交省データベースを根拠にした抽象的主張にすぎず、上記のとおり、正確性の担保がされていない国交省データベースを根拠にした抽象的な共同不法行為論であり、1審原告らの主張のみでは、因果関係の存在を擬制するといった強い効果を持つ共同不法行為責任発生の要件を充足したものとは到底いえないものである。

(カ) 重合的競合の要件を満たさないことについて

1審原告らが主張する重合的競合の類型では、①複数の行為が相加的に累積して被害を発生させているという客観的共同の要件と、②各行為者が他者の同様の行為を認識しているか、少なくとも自己と同様の行為が累積することによって被害を生じさせる危険があることを認識していることという主観的要件の、2つの要件を満たすことが必要である。

1審被告昭和电工建材が、製造及び販売していたサイディング材（「ラムダ」）については、「ラムダ会」の職人に集じん機付電動工具の使用を指導していたから、その他の石綿含有建材とともに1審原告らに石綿関連疾患という被害を発生させたとはいえず、前記①の客観的共同の要件を満たすとはいえない。他方、クリソタイルの製造及び販売が禁止された平成15年から平成18年までの間、国際的にもクリソタイルは、管理使用が可能であるとの知見が大勢を占めていたのであるから、前記②の主観的要件を満たすともいえない。

(キ) 他の1審被告らの主張の援用

その他、1審被告昭和电工建材は、他の各1審被告らの主張を、1審被告昭和电工建材に有利に援用する。

(ア) 石綿不使用義務違反、警告義務違反について

1審原告らは、1審被告新日鉄住金化学は、遅くとも昭和50年には、石綿含有建材の製造及び販売を中止すべきであった旨主張するが、疫学研究の報告内容、各国におけるアスベストの規制状況、日本国内におけるアスベストの危険性に対する認知及び規制状況に照らすと、1審原告らが主張する時期において、1審被告新日鉄住金化学の石綿不使用義務違反を基礎付ける医学的知見は確立しておらず、1審被告新日鉄住金化学に石綿不使用義務違反は認められない。

1審被告新日鉄住金化学の石綿含有建材の製造期間は、昭和43年から昭和53年までであり、その時期において、労働安全衛生に関する当時の規制状況等に照らせば、1審被告新日鉄住金化学に、警告義務の前提となる石綿の危険性に関する具体的予見可能性はなかった。

仮に、石綿含有吹付け材メーカーが、建材の包装等に警告表示を行うことによって、1審原告らが主張する警告義務を果たしたとしても、吹付工以外の職種の建設作業従事者との関係では、吹付工とは異なり、これらの者に建材の警告表示を確認する機会はなく、警告義務を果たすことが不可能である。また、1審被告新日鉄住金化学は、吹付工との関係では、吹付け作業者に防じんマスクの着用をすること、石綿含有吹付け材が散乱しないように養生をすること等を作業マニュアルに記載して、後記(エ)のとおり、研修を受けた事業者のみを特約店に認定して、かかる特約店についてのみ石綿含有吹付け材を販売していたのであるから、仮に、警告義務があるとしても、それを履行している。

(イ) 「直接取扱い建材」の特定について

1審原告らが主張する「直接取扱い建材」の定義が不明確であり、恣意的である。例えば、1審被告新日鉄住金化学が当時製造していた石綿含有吹付け材についていえば、これを建材として取り扱っていたのは、

吹付工のみであるのに、吹付け作業に従事していない他の職種の者にとって、間接的な使用方法にすぎない石綿含有吹付け材を「直接取扱い建材」であるとする1審原告らの主張は明らかに無理がある。

また、1審原告らの特定方法は、各職種の一般的な作業内容のみから、直接曝露の有無（「直接取扱い建材」の有無）を判断してしまっており、作業労働者ごとの個別の作業内容に応じた直接曝露の有無や各就労期間ごとの具体的な作業内容が考慮されていない点にも問題がある。

(ウ) 共同不法行為における共同行為者の特定について

1審原告らは、共同行為者の特定に際して、「直接取扱い建材」を製造してきた建材メーカーに該当するにもかかわらず、その一部について、対象から恣意的に除外している。

(エ) 1審被告新日鉄住金化学が製造してきた石綿含有吹付け材を「直接取扱い建材」から除外すべきであること

1審被告新日鉄住金化学は、当時、石綿含有吹付け材の施工上の要領、衛生管理を定めたロックウール工業会作成の標準仕様書に基づく作業マニュアルを作成し、それを徹底するために研修を受けた事業者を特約店に認定し、かかる特約店に対してのみ、石綿含有吹付け材を販売していた。

したがって、1審被告新日鉄住金化学の製造していた石綿含有吹付け材は、「直接取扱い建材」から除外されるべきである。

(オ) 「主要曝露建材」の特定方法が相当ではないこと

1審原告らは、各社が製造した建材の種類、量、石綿含有量をすべて無視し、かつ、1審被告新日鉄住金化学の製造していた石綿含有吹付け材を、飛散性が高く、高濃度曝露をもたらすといった事実に反する主張を前提に、吹付け材の多くの職種との関係で、上記吹付け材を「主要曝露建材」と位置付けているが、不合理である。

(ガ) 1審被告新日鉄住金化学は、ボード（けい酸カルシウム板）の製造業者ではないこと

1審被告新日鉄住金化学は、他社（日本インシュレーション）に製造委託し、同社が製造したボード製品を自社ブランドとして販売していたにすぎないのに、国交省データベースには、1審被告新日鉄住金化学はボードの製造業者として記載され、しかも、ボードの製造期間の終期の欄、含有アスベストの種類の欄、含有量の欄がいずれも空欄となっているなど、国交省データベースの記載の信ぴょう性には問題がある。

(キ) 1審被告新日鉄住金化学のロックウール吹付け材のシェアについて

1審原告らは、1審被告新日鉄住金化学のロックウール吹付け材のシェアについて、10%以上有していた旨主張する（別紙8「シェア一覧」②参照）。

しかし、1審被告新日鉄住金化学のロックウール吹付け材のシェアは、昭和43年から昭和53年までの平均で5.8%にすぎず（乙チ10），1審原告らの上記主張は誤りである。

なお、昭和46年における1審被告新日鉄住金化学のロックウール吹付け材のシェアは、3.8%である。

ソ 1審被告住友大阪セメント（乙ツ）

(ア) 1審被告住友大阪セメントが製造及び販売した製品について

1審被告住友大阪セメントは、昭和35年まで厚形スレート（屋根材）、昭和50年7月までスレート波板（外壁材），昭和50年7月以降、窯業系サイディング材（ベルダ）を製造及び販売してきた。

なお、1審被告住友大阪セメントは、国交省データベース記載の住宅屋根化粧スレート（「ダイケンかわら」）を製造及び販売していない。

(イ) 警告義務の対象について

1審被告住友大阪セメントが製造及び販売したスレート波板について

は、スレート職人のみが、「ベルダ」については、施工代理店に所属する職人又はその下請けの職人のみが、それぞれ扱ってきたから、このような個別の事情を排除し、各製品の種類ごとに職種を対応させ、これらの職種に属する者に対して警告義務を負うとするのはあまりにも抽象的である。

(ウ) 石綿含有吹付け材以外の石綿含有建材についての警告義務の始期について

1審原告らは、石綿含有吹付け材以外の石綿含有建材を製造又は販売した1審被告企業らは警告義務を負っていた旨主張する。

しかし、1審被告住友大阪セメントが製造及び販売していたスレート波板は、昭和50年7月以降は製造及び販売をしておらず、また、外装材のみを販売していた企業らは、屋外における粉じん発生状況に関する知見を欠き、そもそも、警告義務を負わないから、1審原告らの上記主張は理由がない。

(エ) 石綿不使用義務について

1審原告らは、昭和62年1月以降、石綿含有吹付け材以外の石綿含有建材について、1審被告企業らは石綿不使用義務を負っていた旨主張する。しかし、平成15年ないし平成18年に至るまでの間、クリソタイルは管理使用が可能であるとの知見が大勢を占めていたことから、1審原告らが主張するような石綿不使用義務を1審被告住友大阪セメントが負うことではない。

(オ) 民法719条1項前段について

1審原告らが主位的に主張している民法719条1項前段による責任(いわゆる強い関連共同性がある場合)は、加害行為の到達可能性のない者が共同行為者に含まれている点で不当であり、理由がない。

(カ) 民法719条1項後段について

1審原告らは、筑豊じん肺控訴審判決において、択一的競合が認められる要件として、「加害者らの各行為がそれだけで損害をもたらし得るような危険性を有し、現実に発生した損害の原因となった可能性があること」を要件としているところ、本件では、1審原告らにおいて、1審被告企業らの製造又は販売した製品が1審原告らに到達したことについて、到底具体的な立証がなされているとはいひ難い。

また、重合的競合の場合も、「択一的競合」との均衡上、民法719条1項後段が適用ないし類推適用されるためには、各行為者の侵害行為がすべて被害者に到達しているが、単独の侵害行為だけでは結果を招来しない、又は損害に対する割合的因果関係が不明である場合を指すと解されるところ、本件では、1審被告企業らの行為が被害者である1審原告らに到達していることの立証がされていないのであるから、1審原告らの主張は理由がない。

なお、1審被告住友大阪セメントは、1審原告らの「主要曝露建材」による予備的控訴の被告とはされていない。

タ 1審被告積水化学工業（乙テ）

（ア）注意義務違反について

1審被告積水化学工業は、平成2年をもって、屋外用建材（屋根材）であるセキスイかわらを非石綿化しているところ、それまでの間、石綿粉じん曝露の危険性に関する基準である許容濃度を明確に上回るような屋根材の石綿粉じん濃度の測定結果は存在しておらず、1審被告積水化学工業には、屋根材の石綿粉じん曝露による石綿関連疾患発症の危険性について予見可能性があるとは認められないでのあるから、セキスイかわらの製造又は販売行為につき、1審被告積水化学工業に警告義務や石綿不使用義務等による注意義務違反が成立することはない。

（イ）現実的危険性を有する行為者の特定が必要であること

1審原告らは、主位的主張の共同不法行為における共同行為者から「直接取扱い建材」以外の石綿含有建材の製造又は販売企業を排除することによって共同行為者の特定がなされている旨主張する。

しかし、主位的主張における共同行為者の中から間接曝露を前提とした石綿含有建材の製造又は販売企業を排除したところで、「直接取扱い建材」の製造又は販売企業につき、到達すべき相当程度の可能性が認められることになるはずもなく、結局のところ、共同行為者を特定したことにはならない。

(ウ) 石綿含有建材の製造又は販売行為のみによって加害行為と評価することはできないこと

特定の被害者との関係で、石綿含有建材の製造又は販売企業が現実的危険性を有する行為を行った共同行為者であるといえるためには、その製品を製造又は販売した事実のみを主張するだけでは足りず、製造又は販売行為に包摂された要素として、流通や使用実態等の周辺事情が明らかにされなければならないから、1審原告らの上記主張は、理由がない。

(エ) 択一的競合以外の場合における共同行為者の特定について

1審被告企業らの義務は、石綿含有建材の製造又は販売業者の地位に基づき独自に負う注意義務であり、他の1審被告企業らとの関係で問題となる義務ではなく、かつ、1審被告企業らが一体となって義務の履行を怠ったとの事実も認められないであるから、民法719条1項前段の関連共同性は認められない。

また、緩やかな関連性（累積的競合又は寄与度不明の場合の関連性）の場合でも、行為の現実的危険性の程度を緩和するものではなく、共同行為者の特定がなされていない。

(オ) 共同不法行為に関する予備的主張について事実関係に誤りであること

1審被告積水化学工業の建材（内装仕上げ材である「アスベール」）

の分類が不十分である。すなわち、石綿含有スレートボード・フレキシブル板及び石綿含有けい酸カルシウム板第1種のうち、使用部位が内装材とされている建材の中にも、下地材として用いられるボードのほか、「アスペーラ」のように仕上げ材として用いられる化粧材等の多種多様な建材が存在し、その使用箇所や作業実態は大きく異なるのに、これらの特性が無視されている。

また、1審原告らの主張する内装工には、表具職人である1審原告2-23 [] の被承継人亡 [] が含まれているなど、職種の分類も極めて不十分である。

したがって、1審原告らの共同不法行為に関する予備的主張については、法律論のみならず、事実関係についても、理由を欠くものである。

(カ) セキスイかわらのシェアは10%を大幅に下回ること

1審原告らは、1審被告積水化学工業のシェアについて主張する（別紙8「シェア一覧」⑬参照）。

しかし、建設作業従事者による建材の使用は、無作為にされるものではなく、建設元請企業や建材店との取引関係によって決まるため、1審被告企業らのシェアをもって、建設作業従事者が当該建材を取り扱う確率と同視することはできない。

また、1審原告らが主張する1審被告積水化学工業の販売量及びシェアには、無石綿の製品が含まれていることや、シェアの分母としては住宅屋根用化粧スレート以外の屋根材も含めて考えるべきことなどからすると、そもそも、セキスイかわらのシェアが1審原告らが主張する10%のシェアを大幅に下回るものである。

チ 1審被告大建工業（乙ト）

(ア) 時機に後れた攻撃防御方法の却下

1審原告らの予備的主張は、いずれも時機に後れた攻撃防御方法とし

て却下（民事訴訟法157条1項）されるべきである。

(イ) 解体工・塗装工等の施工後の建材を取り扱う職種に対する警告義務違反は認められないこと

補修・解体工事に従事する者との関係では、実効性のある警告が困難であり、警告義務はない。また、成形板の取り付け後に作業する職種との関係でも、事業者による安全配慮義務の履行によって対策がとるべきであって、警告表示の対象とはいえない。

(ウ) 民法719条1項前段について

1審原告らは、原審において、各1審被告企業間に危険共同体としての一体性及び利益共同体としての一体性等が存在すると主張して、1審被告企業ら全員の間に関連共同性がある旨主張する。しかし、吹付け石綿以外の非飛散性建材については、同種の建材といえども、メーカーによって製造している建材は様々であり、1審被告企業らが一体的に加害行為をしたとは認め難い。また、1審被告企業らに求められる警告義務は、各1審被告企業が、石綿含有建材の製造又は販売する業者としての地位に基づき独自に負う注意義務であり、1審被告企業らが一体となって上記警告義務を怠ったとも認め難い。

したがって、1審原告らの上記主張は理由がない。

(エ) 民法719条1項後段について

民法719条1項後段の共同不法行為が成立するためには、加害者は、この数人のうち誰かであり、この数人以外に疑いをかける者は一人もないという点の証明が必要であるところ、1審原告らは、「直接取扱い建材」の製造業者に被告を限定したため、間接曝露による1審原告らへの影響が全く無視されており、「直接取扱い建材」の製造業者以外に疑いをかける者は一人もいないという状況とは到底いえない。そして、1審原告らが「直接取扱い建材」の特定の根拠とした国交省データベース

には、本件で被告として指定された以外にも41社にも及ぶ石綿含有建材製造業者が記載されているのであるから、加害者は、この数人のうち誰かであり、この数人以外に疑いをかける者は一人もいないという点の証明がなされていないことは明らかである。

(オ) 1審原告らが提出する資料の信用性について

1審原告らは、甲C第16号証（「石綿含有建築廃棄物量の予測調査結果報告書」と題する書面）を提出する。

しかし、甲C第16号証は、業界に加盟していない業者の出荷量等が入っておらず、大量に石綿が使用されたと推定される石綿含有吹付け材や混和材が含まれておらず、日本石綿協会の公表資料にも矛盾した資料が存在することも併せ考慮すると、甲C第16号証の各石綿含有建材の出荷量や石綿使用量を無条件に採用することはできず、上記書証から、スレートボード及びけい酸カルシウム板第1種の出荷量が圧倒的に多いとはいえない。

甲C第57号証の「住宅システム市場調査総覧」と題する書面（富士システム・リサーチ）には、昭和54年及び昭和55年におけるケイ酸カルシウム板の企業別シェアの記載があるところ、そこには、1審被告大建工業の名は記載されていないから、そのシェアは少なかったものというべきである。

(カ) パルプセメント板の影響を無視していること

甲C第16号証のパルプセメント板の出荷量については、昭和60年より前のパルプセメント板の出荷量が記載されていない。しかし、通産省の建材統計年報には、パルプセメント板の昭和43年以降平成8年までの出荷量が記載されており、平成9年以降の甲C第16号証のデータを前提とすると、昭和43年以降平成13年までのパルプセメント板の推定石綿使用量は、10万8198tと推計される上、パルプセメント

板の石綿含有率は5%とされているが、国交省データベースによれば、石綿含有率5%をはるかに上回る製品も多いから、大工、内装工、解体工に関して、パルプセメント板の影響を無視すべきではない。

(イ) 大工・内装工に対して、平板、フレキシブル板、けい酸カルシウム板第1種につき、木造建物の就労比率や出荷量（シェア）による限定を加える理由はないこと

健康被害について問題なのは、出荷量ではなく、石綿の曝露量であるから、大工・内装工に対して、軟質板、パーライト板、軟質フレキシブル板、パルプセメント板につき、木造建物の就労比率や出荷量による限定を加える必要はない。

また、大工・内装工が、床材を取り扱うことも多く、床材には、石綿含有率が50%を超える商品も存在する。

そして、1審原告らが使用する石綿含有建材は、国交省データベース記載の建材に限定されるものではないし、被告とされていないメーカーの塗料や下地調整剤の中には、石綿含有率が20%を超えるものも存在する。

したがって、1審原告らが主張する「直接取扱い建材」（「主要曝露建材」）には問題が多い。

(ク) けい酸カルシウム板1種のシェアについて

1審原告らは、けい酸カルシウム板1種について、1審被告大建工業が高いシェアを有していた旨主張する（別紙8「シェア一覧」②参照）。

しかし、その根拠となる甲C第34号証及び甲C第45号証は、あくまでも推定に基づく資料であり、絶対的な資料とはいえない上、他の資料（乙ト203）の1審被告大建工業の生産量と比較すると、その数値は、過大であり、その記載は誤記と推認するのが相当である。

また、1審原告らが提出する甲C53号証は、「石綿セメント硅酸カ

ルシウム板」に関する資料であり、けい酸カルシウム板1種に限定された資料ではなく、かえって、けい酸カルシウム板2種を含めた資料である可能性が高く、この資料から1審被告大建工業のシェアが高いということはできない。

さらに、大工・内装工の石綿粉じんへの曝露可能性を考える場合、ケイ酸カルシウム板第1種のほか、これと相互に代替可能な建材であるフレキシブル板、平板の、石綿スレートボード内のシェアを検討する必要があるところ、スレートボード中で1審被告大建工業のケイ酸カルシウム板第1種のシェアを考えれば、その割合は、相当程度低くなる。

イ 他の1審被告らの主張の援用

その他、1審被告大建工業は、他の各1審被告らの主張を、1審被告大建工業に有利に援用する。

ツ 1審被告大阪ソーダ（乙ナ）

1審原告らの共同不法行為の主張は争う。1審原告らは、「直接取扱い建材」によって被告となる1審被告企業らを絞り込んではいるが、各職種について各建材の抽象的な取扱可能性を前提にして絞り込むものにすぎず、関連共同性が認められる余地はなく、1審原告らの主張は理由がない。

また、1審被告大阪ソーダのように、製品のシェアが極めて小さい企業については、注意義務を負わないというべきである。そして、1審原告らは、石綿の危険性に関する知見や海外の取扱い状況について言及するが、その時点で、日本国内において石綿の不使用が法令上義務付けられていなかつたことは明らかであって、国内で法規制がなされていない段階で、1審被告企業らに石綿不使用の法的義務があったと解することはできず、特に、上記のとおり、1審被告大阪ソーダのように、製品のシェアが極めて小さい企業については、なおさら注意義務を負わないというべきである。

テ 1審被告太平洋セメント（乙ニ）

(ア) 時機に後れた攻撃防御方法の却下

直接曝露による関連共同性に基づく共同不法行為及び行為の危険性に基礎を置く加害者不明の共同不法行為に係る主張は、いずれも時機に後れた攻撃防御方法として却下（民事訴訟法157条1項）されるべきである。

(イ) 警告義務違反及び石綿不使用義務違反について

1審被告太平洋セメントは、石綿含有吹付けロックウール「スプレーコート」（昭和46年8月から昭和53年10月まで製造及び販売）、湿式石綿含有吹付け材「スプレーコートウェット」（昭和48年11月から平成元年11月まで製造及び販売）、モルタル混和材「ニューコテエース」（平成4年4月から平成12年5月まで販売）のいずれについても、その製造又は販売の期間（以下「本件期間」という。）中、全職種との関係において、警告義務を負っていなかった。

すなわち、「スプレーコート」及び「スプレーコートウェット」については、吹付け施工業者において、十分な安全管理がなされ、これにより、吹付工が石綿関連疾患に罹患することはなかったから、1審被告太平洋セメントは、吹付け施工業者等に対する警告義務を負っていなかった。

「スプレーコート」及び「スプレーコートウェット」については、販売期間が限定されていた上、施工対象が限られ、しかも、材料及び工事が系列化されており、1審被告太平洋セメントと同系列ではない建設作業従事者がこれらの石綿含有建材から石綿粉じんに曝露する可能性はほとんどなかった。

また、吹付工以外の職工についても、これらの者に石綿含有吹付けロックウール等から石綿に曝露し、石綿関連疾患に罹患することの予見可能性はなく、1審被告太平洋セメントは、吹付工以外の職工に対する警告

義務を負っていなかった。

さらに、1審被告太平洋セメントが販売していたモルタル混和材「ニューコテエース」は、蛇紋岩系のアンチゴライトであり、石綿は含有されておらず、そのことを確認の上、仕入れ販売してきたものである。

仮に、上記製品の販売中止後に発表された新たな分析法によれば、上記製品に石綿が含有されていたとしても、1審被告太平洋セメントが販売していた当時、新たな分析法に基づく分析機関は存在しなかったから、1審被告太平洋セメントは、上記製品に石綿が含有することを認識・予見することができなかつたから、上記製品に関して、その販売期間中、建設作業従事者に警告義務を負っていなかつた。

そして、1審被告太平洋セメントは、国際機関の状況及び諸外国の規制の状況に照らせば、本件期間中、石綿不使用の知見が確立していたとはいえないから、石綿不使用義務を負っていなかつた。

(ウ) 共同不法行為に関する主位的主張及び「直接取扱い建材」に基づく予備的主張について

1審原告らの共同不法行為に関する主位的主張は、関連共同性を基礎付ける事実として「競合的な危険状態の作出」「複合的・累積的曝露の不可避性と1審原告らの不可分一体の損害」等を主張するものであるが、独自の主張であつて認められる余地はない。

また、1審原告らの共同不法行為に関する「直接取扱い建材」に基づく予備的主張は、「直接取扱い建材」の製造販売企業が、「直接取扱い建材」の製造販売行為を共同して行つたり、特定の1審原告の石綿関連疾患発症の危険を高めたりしたことではなく、そのような主張は認められない。

(エ) 共同不法行為に関する「主要曝露建材」に基づく予備的主張について

a 共同行為者の特定

1審原告らが主張している「主要曝露建材」は、国交省データベースに掲載された建材のうち、被災者らがその属する職種に応じて一般的に取り扱う可能性のある建材である「直接取扱い建材」を基礎として主張されているにすぎないところ、国交省データベースは、すべての石綿含有建材の製造又は販売企業を掲載したものとはいえない上、記載された石綿含有建材の製造期間は、必ずしも実態を反映したものとはいはず、被災者ごとに特定された病気発症の危険性が相当程度ある建材を実際に使用したことを主張するものではない。

また、国交省データベースは、掲載されているデータに不正確な点があることに加え、そもそも、1審原告らの石綿関連疾患の原因となつた可能性のある建材を建材種別単位で丸ごと捨象しているなど、データベースとして著しく不完全である。

したがって、1審原告らが選定した「主要曝露建材」の製造又は販売企業以外の者によって被災者らの損害がもたらされた可能性は否定することができず、共同行為者の特定に欠けており、民法719条1項後段適用の要件を欠いている。

b 重合的競合の要件

重合的競合の場合、民法719条1項後段を類推適用するためには、民法719条1項後段の趣旨及び効果を踏まえ、共同行為者の行為が累積ないし重合又は寄与することによって損害が発生することが明らかな場合に限られる。しかし、本件では、その前提として、個別の被災者らが従事した建設現場において石綿粉じんに曝露した可能性のある石綿含有建材を特定しなければならないが、1審原告らは「主要曝露建材」を選定し、被災者らが一般的に取り扱う建材の一部を特定したにとどまるから、民法719条1項後段類推適用の基礎を欠くというべきである。

また、1審被告太平洋セメントは、建設作業従事者が吹付け作業後に吹付工以外のどのような職工がどのような作業を行うか等の具体的な事情を認識しておらず、1審原告らが主張する重合的競合の主観的要件を満たすことではない。

(オ) シェアの不正確性について

1審原告らは、ロックウール吹付け材について、1審被告太平洋セメントのシェアを主張する（別紙8「シェア一覧」②参照）。

しかし、これらのシェア認定の根拠となった資料（甲C34の2、甲C45の3、甲C50の2、甲53）は、ロックウール吹付け材の施工量のみがロックウール工業会由来の資料であり、その他の各社の出荷量や比率は建築同友会という民間団体の推定値にすぎず、その根拠資料や推定過程は不明であり、1審原告らの上記主張は理由がない。

(カ) 他の1審被告らの主張の援用

その他、1審被告太平洋セメントは、他の各1審被告らの主張を、1審被告太平洋セメントに有利に援用する。

ト 1審被告チョダウーテ（乙ネ）

(ア) 警告義務・石綿不使用義務を負わないこと

1審被告チョダウーテは、石綿とラテックス（合成ゴム）及びパルプとが混合抄造された「ボード用原紙」を製紙メーカーから購入してそれを石膏ボードの表面に貼付して石綿含有石膏ボード製品を製造してたものである。上記製品は、石綿含有率（重量比）が、約1.5%であり、石綿含有率5%を超えるものを対象としていた昭和50年改正特化則等の対象となるものではなかったし、建基法上の不燃材料としても指定を受けていた。

そして、上記製品は、工場から出荷された状態のままで建設現場で貼付されるものであり、仮に、切断を必要とする場合でも、カッターナイ

フで切ることから、パルプ繊維に固着されている石綿が粉じんとなって飛散することは考えられないものである。

したがって、1審被告チョダウーテは、上記製品によって石綿関連疾患が発生するとの危険性についての予見可能性はなかったから、1審原告らが主張するような警告義務を負うものではない。

また、1審被告チョダウーテが石綿含有石膏ボードを製造又は販売していた期間は、昭和46年から昭和61年までの間であるから、昭和62年以降、石綿不使用義務を負うものではない。

(イ) 「直接取扱い建材」の特定方法について

1審原告らの共同不法行為に関する主張（民法719条1項後段の類推適用）における「直接取扱い建材」は、建設作業における各職種の作業内容は同質性があるため、その職種によって特定されることを前提とし、形式的当てはめを行っているものにすぎず、1審原告らが当該建材に由来する石綿粉じんに曝露した可能性に関わる最も重要な要素である、個別建材の生産量（出荷量）、当該建材に含まれる石綿の種類や量、当該建材の石綿の含有状態、当該建材の建設現場での施工方法などについては何らの考慮もされていない。

したがって、1審原告らの上記主張は、結局、加害行為の到達の可能性がゼロでない限り、共同行為者に該当していると主張しているものにすぎず、因果関係の証明責任を転換するという民法719条1項後段の効果にかんがみると、損害賠償責任を負う者の範囲を不当に広げるもので相当ではない。

なお、1審被告チョダウーテは、1審原告らの「主要曝露建材」による予備的控訴の被告とはされていない。

(ウ) 1審被告チョダウーテが生産した石膏ボードの生産量は極めて小さいこと、国交省データベースによって共同行為者を特定することはできな

いこと

石綿含有石膏ボード製品の生産量に占める1審被告チョダウーテの製造したすべての石膏ボード製品の生産量の割合は、約0.6%弱（昭和57年にボード用原紙を石綿無含有の不燃性ボード用紙に切り替えた「エースウォール」の生産量を石綿含有ボード原紙に含めても、0.7%前後にすぎない。）と極めて小さいものであった。

したがって、1審被告チョダウーテの製造した石綿含有石膏ボード製品が、1審原告らに到達する相当程度の可能性があるとは到底いえない。

なお、1審原告らは、国交省データベースによって共同行為者を特定しているところ、国交省データベースでは、建材（商品名）ごとに、製造業者・製造期間・石綿の含有率・石綿の種類は記載されているものの、曝露の前提となる到達の可能性に直接関連する「製造数量」は記載されていない。1審被告チョダウーテが石綿含有石膏ボードを製造及び販売していた期間は、昭和46年から昭和61年までの間であり、その生産量が石膏ボード製品全体の生産量に占める割合はわずかに0.1%前後にすぎないのであるから、上記の点について、検討することなく、国交省データベースを形式的に当てはめて共同行為者を特定することはできない。

ナ 1審被告D I C（乙ノ）

（ア）加害行為の不存在について

1審被告D I Cの製品である石綿含有けい酸カルシウム板第1種（「ディックフネン」、「ディックフネンS」）及び石綿含有スレートボード・フレキシブル板（「ディックハイフネン」）の流通経路、加工態様、出荷数等に照らすと、本件訴訟における被災者らが上記製品に由来する石綿粉じんに曝露した可能性はないか、又はその可能性は極めて低い。

そうすると、1審被告D I Cによる製品の加工、販売行為は、本件訴訟の被災者らの生命、身体等について現実的危険性を及ぼす行為とはいえないのであるから、1審被告D I Cに被災者らの被侵害利益に対する加害行為はいずれも認められない。

(イ) 過失の不存在について

1審原告らは、1審被告D I Cに警告義務違反又は石綿不使用義務違反の過失がある旨主張する。

しかし、1審被告D I Cは、石綿含有建材メーカーから基礎となる石綿含有建材を購入してこれに塗装等をして販売していたもので、特段の事情がない限り、購入した石綿含有建材が法令に適合し、かつ、安全性を備えた欠陥のないものであると信じた1審被告D I Cの信頼は保護されるべきであるから、1審被告D I Cに過失はない。

(ウ) 共同不法行為者の特定について

1審被告D I Cが共同行為者と認められるためには、1審被告D I Cが被災者らに対し、石綿粉じんを曝露させた相当程度の可能性（危険性）が認められる必要があるところ、前記(ア)のとおり、被災者らが1審被告D I Cの製品に由来する石綿粉じんに曝露した可能性はないか、又はその可能性は極めて低いのであるから、1審被告D I Cは、被災者らとの関係で共同行為者とは認められない。

(エ) 関連共同性について

前記(ア)のとおり、被災者らが1審被告D I Cの製品に由来する石綿粉じんに曝露した可能性はないか、又はその可能性は極めて低いのであるから、1審被告D I Cの行為と他の企業との関連共同性は認められない。

また、1審原告らは、「直接取扱い建材」の石綿含有建材を製造又は販売する企業は、昭和50年改正特化則に基づく石綿の代替化の努力義務及び安衛法57条に基づく警告表示義務を負い、共同して履行する義

務があつた旨主張するが、これらの義務は、個々の企業に対して個別に課せられた義務というべきものであつて、すべての石綿含有建材を製造又は販売する企業に共同して履行することを課せられた義務とはいはず、このことから、関連共同性が認められるものでもない。

なお、1審被告D I Cは、「主要曝露建材」による予備的控訴の被告とはされていない。

(オ) 因果関係不存在による免責の抗弁

仮に、民法719条1項前段若しくは後段の適用又は類推適用によつて、1審被告D I Cの行為と被災者らの損害との間の因果関係が推定されるとしても、被災者らの石綿関連疾患は、1審被告D I Cの製品に由来する石綿粉じんの曝露によって生じたとは認められないから、1審被告D I Cの行為と被災者らの損害との間の因果関係は存在しない。

(カ) 他の1審被告らの主張の援用

その他、1審被告D I Cは、他の各1審被告らの主張を、1審被告D I Cに有利に援用する。

ニ 1審被告デンカ（乙ハ）

(ア) 東洋化学の販売していた製品につき、1審被告デンカには注意義務違反がないこと

東洋化学（1審被告デンカ（電気化学工業）の100%子会社であったが、平成15年4月1日、1審被告デンカ（電気化学工業）と合併して消滅した。）が販売していた製品（販売していただけであり、製造した事実はない。）は、住宅屋根用化粧スレート（「トヨベスト」「トヨかわら」）及び住宅外装専用化粧部材（「トヨモール」）であるが、これらは、いずれも屋外でしか使用されない製品であり、1審被告デンカは、そもそも、注意義務違反（警告義務違反及び石綿不使用義務違反）を負わない。

(イ) 東洋化学の販売製品の石綿粉じんが被災者らに到達する可能性はないこと

東洋化学の販売製品のうち、住宅屋根用化粧スレートに使用された石綿は合計 282.5 t であり、これは、1971年から2001年までの間に出荷された住宅屋根用化粧スレートの石綿使用量である 157 万 6020 t のわずか 0.0179% にすぎず、また、東洋化学に係る販売製品のうち、押出成型セメント板に使用された石綿は、77.90 t であり、これは、上記期間に出荷された押出型成型品の石綿使用量である 39 万 7980 t のわずか 0.0196% にすぎなかつたのである。

したがって、東洋化学の販売製品は、その販売量から明らかのように、建設現場の 99.99% で使用されておらず、東洋化学の製品から生ずる石綿粉じんが個別の 1 審原告らに到達した可能性は限りなくゼロに近く、1 審原告らの予備的主張に係る加害行為が到達する相当程度の可能性は何ら立証されていない。

(ウ) 東洋化学の販売製品は「直接取扱い建材」に当たらないこと

東洋化学の販売製品は、前記(ア)のとおり、主として屋外で使用される製品であり、東洋化学に予見可能性がなく、注意義務違反が認められる余地はなく、そして、東洋化学の販売製品から生ずる石綿粉じんが被災者らに到達する可能性があるとは認められないから、1 審原告らが主張する「直接取扱い建材」に東洋化学の販売製品が含まれる余地はない。

(エ) 他の 1 審被告らの主張の援用

その他、1 審被告デンカは、他の各 1 審被告らの主張を、1 審被告デンカに有利に援用する。

ヌ 1 審被告東洋テックス (乙ヒ)

1 審被告東洋テックスの製品（ロックウール吸音天井板）を製造又は販売し、これが国交省データベースに掲載されている事実は認めるが、この

建材の製造又は販売が被災者らの被害につながったとの事実を否認し、同1審被告が不法行為責任を負うとの主張は争う。

1審被告東洋テックスが製造又は販売していた製品の安全性は確保されていたのであり、同1審被告に何ら注意義務違反はない。上記製品は、岩綿とパルプで構成されており、含有されていたアスベスト（3%程度）は、不燃材の接着剤として用いられていた。そして、その表面は、アクリル樹脂系及び樹脂系の塗装がなされているため、アスベストの飛散もない。以上から、1審被告東洋テックスの製品が、他の建材と同列に扱われることがあってはならないのである。

また、1審被告東洋テックスは、昭和57年から、石綿を含有したロックウール吸音天井板を四国のみで製造及び販売していたことから、その製品のシェアは小さく、せいぜい5%以下であった（乙ヒ17）。

以上から、1審被告東洋テックスは、いずれの1審原告に対しても、損害賠償責任を負わない。

ネ 1審被告東レACE（乙フ）

(ア) 関連共同性が認められないこと

1審被告企業らには、客観的にも主觀的にも何らかの関連性もないため、関連共同性が認められず、民法719条1項前段を適用することはできない。

(イ) 民法719条1項後段の適用ないし類推適用について

民法719条1項後段の適用には、加害行為者がすべて特定される必要があるところ、1審原告らは、アスベストを製造又は販売していた企業をすべて網羅して被告としているわけではないので、本件に同項後段を適用することはできない。

1審原告らの予備的主張では、1審原告らは、共同不法行為責任を問う相手方に少し絞りをかけ、到達の相当程度の可能性のあるとされる「直

接取扱い建材」を主張する。

しかし、1審原告らの上記主張は、絞りをかけたといつても、広きに失するものであり、民法719条1項後段の類推適用の基礎を欠くというべきである。なぜならば、本件においては、せいぜい職種により使用した可能性の高い建材及び当該職種にある者の独自の要素（通常の大工であれば、使用しないような建材を追加したり、逆に、通常の大工であれば、使用する建材を削除したりといった要素）を加えた程度の抽象的特定にすぎないからである。

(ウ) 1審被告東レACEの製品の特殊性について

1審被告東レACEの製品は、第1種けいイ酸カルシウム板（「グラサル」）及び窯業系サイディング（「完璧」）である。「グラサル」は、性質・用途・対象建築物が特殊であり、JIS規格にも準拠していない海外からの高額な輸入品であり、この特殊性から、「グラサル会」に所属していた指定代理店・工事店を通じてしか販売・施工しない特殊な製品であった。そして、国交省データベースに登録されている「ファサークル」は、「グラサル」の試作品であり、一般に流通していない製品である。したがって、「グラサル」が、1審原告らに到達している可能性はない。

さらに、窯業系サイディングである「完璧」は、長さが3mもある製品で、専ら屋外で加工する製品であるから、1審被告東レACEが注意義務を負う前提を欠くものである。

(エ) 解体工との関係での注意義務（警告義務）について

仮に、1審被告東レACEについて、警告義務が認められるとしても、解体工との関係では、その職種の性質上、製品の警告表示を直接視認する立場にはなく、警告表示による結果回避可能性がなく、注意義務違反は認められない。

ノ 1審被告LIXIL（乙へ）

(ア) 1審被告LIXILが警告義務を負わないこと等

1審被告LIXILが製造した屋外用の石綿含有建材（サイディング等の外装材）は、屋外において切断、穿孔、研磨等の加工がされるため、これらの作業によって発生する石綿粉じんが作業場所周辺の空間に長時間滞留することが少ないから、1審被告LIXILが警告義務を負うものではない。

そして、1審原告らが主張する石綿不使用義務違反の過失の主張は争う。

1審原告らが主張する「直接取扱い建材」には、種類の異なる多数の建材が含まれており、1審被告企業らがそれの石綿含有建材を製造し、流通に置く行為には、弱い関連共同性は存在しない。また、昭和50年改正特化則の石綿の代替化努力義務や安衛法57条に基づく警告表示の義務は、1審被告企業らが、それぞれの石綿含有建材を製造又は販売していた者としての地位に基づき独自に負う義務であって、他の1審被告企業らとの関係で問題となる義務ではないし、1審被告らが一体となって上記義務の履行を怠ったわけではないから、これらの事情は、弱い関連共同性の根拠とすることはできない。

(イ) 配管工及び電工の「直接取扱い建材」について

1審被告LIXILが製造及び販売した石綿含有押出成形セメント板（別紙7「直接取扱い建材」②）は、配管工及び電工の「直接取扱い建材」ではない。なぜならば、これらは、いずれも外装材であって、配管工及び電工が扱う内壁材ではないからである。

ハ 1審被告ナイガイ（乙ホ）

(ア) 警告義務違反及び石綿不使用義務違反について

1審被告ナイガイが昭和56年1月以降、製造していた製品は、製造

期間が昭和58年から昭和62年までの間に製造した製品（「サーモボーデル」）のみである。また、1審被告ナイガイは、施工業者であって、同1審被告が製造した石綿含有建材は、同1審被告が施工する建設現場でしか使用されておらず、他者に販売されたり、市場に流通したりすることはない。本件では、1審被告ナイガイの施工現場で、同1審被告が製造した製品を使用したとの主張はなく、同1審被告で、昭和58年から昭和62年までの間、働いていたと主張する者もいないのであるから、1審被告ナイガイが、警告義務を負うべき者はいない。

仮に、上記のような者がいたとしても、1審被告ナイガイは、上記製品の切断作業をするときには、防じんマスクの着用を徹底しており、1審被告ナイガイは、警告義務を負わない。

また、国際的な規制状況をみると、昭和61年の石綿条約も、平成元年の職業曝露限界も、クロシドライト以外の石綿について製造禁止を要求するものではなく、適切な管理を行えば、使用することが可能であるとの考え方方に立っていたし、前記のとおり、同1審被告は、昭和62年には、石綿を含有していた製品の製造を中止し、その時点で、すべての石綿含有建材の製造を終えたから、1審被告ナイガイは、石綿不使用義務を負わない。

(イ) 本来的な択一的競合類型について

本来的な択一的競合類型として共同不法行為が成立するためには、被害者は、①共同行為者とされた者の加害行為がそれだけで単独で結果を発生させ得るものであったこと、②これらの共同行為者以外に疑いをかけることのできる者が一人もいないことを主張・立証する必要がある。

しかし、1審原告らの主張は、予備的主張における共同行為者の特定を行うに際し、職種ごとにその職種における作業内容を基に「直接取扱い建材」を限定し、さらに、注意義務の始期や製造期間等によって限定

を加えているものの、これは、もともと弱い関連共同性に基づく共同不法行為責任を追及するため、ある職種に属する被害者が「直接取扱い建材」によって直接曝露した可能性があるかどうかという観点から絞り込むものにすぎないから、前記①の要件を満たすものではない。そして、前記②の要件についていえば、1審原告らは、主位的主張においては、間接曝露も石綿関連疾患という結果発生に寄与しているとして、「直接取扱い建材」を販売していないメーカーも含め1審被告としているのであり、このような主位的主張を維持しつつ、加害者不明の共同不法行為責任の主張をすることは、矛盾するものであって、失当である。

(ウ) 絶対的曝露型択一的競合類型について

1審原告らは、筑豊じん肺控訴審判決を参考し、共同行為者とされる者が「絶対的曝露」をさせた以上、択一的競合として全責任を負うべきである旨主張する。

しかし、筑豊じん肺控訴審判決を引用して、本件において、共同不法行為責任を追及するのであれば、共同行為者とされる者の製造又は販売した建材製品に含有されていた石綿が被害者に現実に到達したことの主張・立証がなければならない。しかるに、1審原告らの「直接取扱い建材」による絞り込みの方法では、絶対的曝露と評価される期間到達した可能性すら認めることはできず、いわんや絶対的曝露と評価し得る現実の到達が認められることは明らかである。

(エ) 重合的競合類型の場合について

1審原告らが主張する重合的競合の類型では、複数の加害行為が被害者に到達し、かかる加害行為が重合して結果を発生させた場合であるところ、重合的競合として共同不法行為責任が成立するためには、絶対的曝露型択一的競合類型におけるのと同様、加害行為の現実の到達が主張・立証されなければならないが、本件では、その現実の到達の証明さ

れていないので、重合的競合の類型による共同不法行為は成立しない。

また、仮に、複数の1審被告企業らの製造又は販売する建材製品によつて、被害者が石綿粉じんに曝露し、それが重合したことにより、被害が発生したとしても、本件において、その被害に部分的にしか関与していないメーカーに、他者の関与行為に基づく被害を含めた全体の被害に対する責任を負わせるべき根拠はなく、重合的類型の主観的要件も満たさない。

(オ) 1審被告ナイガイのシェアが小さいこと

1審原告らは、1審被告ナイガイのシェアについて主張する（別紙8「シェア一覧」①参照）。

しかし、1審原告らは、1審被告ナイガイの「主要曝露建材」が1審原告らに到達したことについて高度の蓋然性をもって立証することができおらず、さらに、同1審被告のシェアは、0.14%から2.1%と極めて低く、1審原告らに同1審被告の製品が到達した可能性は極めて低い。

ヒ 1審被告ニチアス（乙マ）

(ア) 時機に後れた攻撃防御方法の却下

1審原告らのうち、1審被告ニチアスが製造又は販売した石綿含有建材の使用を記憶しているとの主張及びその立証は、いずれも時機に後れた攻撃防御方法として却下（民事訴訟法157条1項）されるべきである。

(イ) 警告義務の対象及び内容について

ゼネコン等の元請け業者は、自ら吹付け作業をするわけではないから、石綿含有吹付け材の個々の包装の警告表示を逐一確認して閲読する機会はなく、新設工事の場合、ゼネコン等に包装を通じて警告を実施しても意味がない。また、ゼネコン等は、包装の警告表示を待つまでもなく、

石綿の有害性について十分な知識を有しているはずであり、ゼネコン等が実際に警告するか否かは、包装の表示とは関係がない。

したがって、1審原告らの警告義務に関する主張は理由がない。

(ウ) 「直接取扱い建材」と警告義務違反との因果関係について

1審原告らが石綿含有建材の石綿粉じんに直接曝露したからといって、直ちにその者が警告表示を目にするとは限らず、警告表示が機能するとは限らないから、警告義務違反と損害との間の因果関係は認められない。

(エ) 肺がんの石綿起因性と喫煙との関係について

1審原告らのうち、肺がんに罹患した者は、肺がんが石綿以外にも様々な原因によって発生する非特異性疾患であるため、労災認定（労災保険法に基づく保険給付の要件の認定又は当該給付の支給決定のこと）をいう。以下同じ。）では労働災害を受けた者の救済という労災保険法上の政策的考慮から一定の疫学的手法を用いてその因果関係を判断しているが、民事損害賠償の要件である相当因果関係の判断においては、労災認定等に係る要件を満たしただけでは、その主張・立証としては足りない。

1審原告らのうち、喫煙者については、扁平上皮がん及び小細胞がんでは、プリンクマン指数600以上の曝露群、大細胞がんでは、プリンクマン指数1200以上の曝露群で、それぞれ肺がん発症が喫煙によるものとして因果関係を否定すべきであり、少なくとも、相対リスクが概ね10倍（寄与危険度割合9割）以上となる扁平上皮がんのプリンクマン指数800以上の曝露群、及び小細胞がんのプリンクマン指数1200以上の曝露群では、因果関係を否定すべきである。

(オ) 1審原告らの予備的主張について

1審原告らの予備的主張において、1審原告らについて、民法719条1項前段及び後段の要件事実（請求原因）である1審被告企業らのうち、少なくとも1社、又はそのうちのいずれかによる加害行為の主張す

ら欠如しているのであるから、1審原告らの予備的主張は理由がない。

民法719条1項後段について、「加害行為」は、個々の被災者らの権利・利益に対する具体的・現実的な「加害の危険性」を有するものでなければならず、抽象的・一般的な「加害の危険性」を有するだけでは足りない。

そして、ある石綿含有建材の製造又は販売が、ある被災者の生命、身体及び健康に対する具体的・現実的な危険性を有する加害行為であるためには、当該石綿含有建材が当該被災者に到達したことまでは必要ないが、最低限、当該被災者が就労していた建設現場に到達したことは必要である。

この加害行為を、数十年もわたる期間に就労した極めて多数の建設作業従事者の誰かに対する抽象的・一般的な権利侵害をもって認めることは、共同不法行為の成立範囲を際限なく拡大することになり不当である。

フ 1審被告ニチハ（乙ミ）

（ア）時機に後れた攻撃防御方法の却下

1審原告らの予備的主張は、いずれも時機に後れた攻撃防御方法として却下（民事訴訟法157条1項）されるべきである。

（イ）警告義務違反及び石綿不使用義務違反について

アスベストの危険性に対する知見の評価や条約等の規制経緯にかんがみれば、1審原告ら主張の警告義務の発生は、1審被告ニチハに対する関係では、どれほど早くなろうとも、石綿条約の採択された1986年（昭和61年）に遡ることではなく、また、1審原告ら主張の石綿不使用義務はそのはるかに後のことになるところ、1審被告ニチハが石綿含有建材を製造していたのは、1974年（昭和49年）から1981年（昭和56年）までのことであるから、1審被告ニチハには、警告義務違反及び石綿不使用義務違反がないことは明らかである。

(ウ) 民法719条1項後段の要件について

1審原告らは、「主要曝露建材」によって共同行為者の特定を行った旨主張する。しかし、1審原告らが主張する「主要曝露建材」は、確立された一様な基準の上に定立されたものでないことは明らかであって、1審原告らが無定見に選び出したものであるといわざるを得ず、相当ではない。

民法719条1項後段の折一的競合における共同行為者とは、単独で被害者の被害結果を発生させた加害者であると疑われてもやむを得ない程度に加害者である可能性が高い者をいうところ、1審被告ニチハが製造した製品が1審原告らに到達する相当程度の可能性を有する行為をした者という程度の可能性であれば、およそ不十分である。1審原告らは、その到達、曝露、疾患罹患の抽象的可能性を論じているにすぎず、民法719条1項後段の要件を満たしていない。

また、1審原告らは、筑豊じん肺控訴審判決を援用して、重合的競合が成立する旨主張する。しかし、重合的競合が成立するためには、1審被告企業らの製品につき、その曝露の程度（量）は別として、少なくとも、1審原告らに曝露（到達）していることは必要であるが、高度の蓋然性に達しない、到達の可能性の程度では、重合的競合が成立する余地はないし、1審被告ニチハは、1審原告らに対する被害や他社の建材メーカーの製造した建材における石綿使用状況及び個々の建設現場における競合の状況等について全く認識していないのであるから、重合的競合における主観的要件を満たしていない。

(エ) 1審被告ニチハのシェアについて

1審原告らは、1審被告ニチハの窯業系サイディングにおけるシェアを主張する（別紙8「シェア一覧」⑤参照）。

しかし、我が国における建設現場は全国に散在しているから、個別の

1審原告らが臨場する個々の建設現場は、全国に散在する建設現場のごく一部にすぎず、かつ、それは、均一ではないから、シェアと個別の1審原告らの石綿曝露の企業別割合とを同視することはできない。また、ある種類の建材がすべての建物に使用されるわけではないから、ある種類の建材が建物全体に使用される割合を検討し、それにシェアを乗ずるのでなければ、当該建材の使用可能性を論ずることにはならない。

そして、窯業系サイディング自体が、1審被告ニチハが製品を製造又は販売していた時期（1974年ないし1981年頃）には、あまり普及しておらず、その頃には、1審被告ニチハの製品自体があまり使用されなかつたのであるから、上記製品によって、1審原告らが石綿粉じんに曝露する可能性は高くはなく、1審原告らの主張のように、窯業系サイディング内のシェアをいくら論じても意味がない。

(オ) 自白の撤回に関する異議

1審原告らは、別紙5「直接取扱い建材による予備的請求の請求額等一覧表」において、1審原告1-25■及び1審原告2-41■の被告として1審被告ニチハを追加しているが、かかる追加請求は、1審原告らにおいて、いったん予備的請求の対象から除外し、そのことを1審被告ニチハが認めたにもかかわらず、再び1審被告ニチハを被告として追加するものであり、自白の撤回に当たり、異議がある。

ヘ 1審被告日東紡績（乙ム）

(ア) 「直接取扱い建材」について

1審原告らは、共同不法行為の前提として「直接取扱い建材」を主張するが、そもそも、職種が同一であっても、直接取り扱う建材に差異がある以上、直接取り扱った可能性のある建材を取り上げたとしても、1審被告企業らの関連共同性を基礎付けるものとはいえない。

なお、1審被告日東紡績は、石綿含有スレートボード・平板（番号2

72, 273) 及び石綿含有けい酸カルシウム板第1種(番号780)については、いずれも製造しておらず、販売をしていただけである。

(イ) 警告義務違反及び石綿不使用義務違反について

1審原告らが主張する警告義務違反及び石綿不使用義務違反の過失は、いずれも争う。

(ウ) 民法719条1項後段の解釈について

民法719条1項後段が適用されるためには、その本質的な要件である「加害者が特定され、当該特定された加害者以外に、加害者となり得る者が存在しないこと」という要件を満たす必要があると解されるところ、正確性に疑義のある国交省データベースの掲載情報を基礎とした建材の製造又は販売企業の特定によって、上記要件が主張・立証されていとはいえない。

(エ) 1審被告日東紡績のシェアについて

1審原告らは1審被告日東紡績の、ロックウール吹付け材のシェアが10%程度あるものと主張する(別紙8「シェア一覧」②参照)。

しかし、市場占有率と確率論とは別次元の問題であり、シェアが概ね10%を超える1審被告企業らの製造又は販売した建材が、1審原告らに到達した高度の蓋然性があるとすることには明らかに無理がある。

そして、1審被告日東紡績が製造及び販売した石綿含有吹付けロックウール(スプレーテックス)は、シェアが、昭和36年から昭和50年にかけて約3.6%ないし約4.6%程度の推定値にとどまること、②特定の下請け業者により施工されること、③有害性の低い白石綿のみを使用していたこと、④1審被告日東紡績において、石綿含有建材の販売又は製造に従事していた従業員のうち、中皮腫に罹患した従業員、石綿関連疾患によって死亡した従業員は、現時点において存在しないこと、⑤吹付け後の「コテ押え」という作業によって、吹付け表面が平滑にな

り、飛散しにくい状態となること等の事情からすると、石綿含有建材の到達の蓋然性は認められない。

また、1審被告日東紡績が昭和49年から昭和62年までの間に製造及び販売した別の製品（スプレーウェット）のシェアは、0%か、どれほど高くとも、0.9%程度にすぎず、また、上記製品は、特定の下請業者のみが取り扱うものであり、市場にほとんど流通していなかつたから、石綿含有建材の到達の蓋然性は認められない。

さらに、1審原告らが提出するシェアに関する証拠（甲C45の3、甲C50の2、甲C58等）は、どのような根拠に基づき調査をしたのか明らかにされておらず、その信用性が認められないことは明らかである。

したがって、1審原告らの上記主張は理由がない。

(オ) 他の1審被告らの主張の援用

その他、1審被告日東紡績は、他の各1審被告らの主張を、1審被告日東紡績に有利に援用する。

ホ 1審被告日本インシュレーション（乙メ）

(ア) 時機に後れた攻撃防御方法の却下

1審原告らの予備的主張及びその立証は、いずれも時機に後れた攻撃防御方法として却下（民事訴訟法157条1項）されるべきである。

(イ) 国交省データベースについて

国交省データベースでは、石綿含有保温材として、けいそう土保温材については、1種類（5社）、けい酸カルシウム保温材については、15種類（1審被告日本インシュレーションを含め5社）、バーミキュライト保温材については、1種類（1社）、パーライト保温材については、1種類（1社）、石綿保温材については、1種類（1社）が挙げられているが、保温材には、種々の製品があり、すべての企業・製品が網羅さ

れているわけではなく(同データベース自体にその旨記載されている。), 同データベースに記載されていない企業・製品も多数存在する。

(ウ) 1審原告らの予備的主張について

1審原告らがその主張の根拠としている前記(イ)の国交省データベースの情報は、協力を得られた特定の業界団体や特定の企業らの情報を基にしたものであり、情報源そのものが限られている上、廃業したメーカーの製品は含まれていないし、当該建材メーカーの確認のとれていないデータ等が含まれているから、この国交省データベースが、「加害者は、この数人のうち誰かであり、この数人以外に疑いをかけるものは一人もない」という民法719条1項後段の要件についての証明の資料となり得るものではない。

また、1審原告らは、本件において、択一的競合の類型の要件を満たすと主張するが、本件においては、間接曝露の場合を考えると、1審原告らが曝露を受けたのは、1審原告らが特定した1審被告企業ら以外の企業によって製造又は販売された製品によることが十分考えられ、「加害者らの各行為がそれだけでもたらし得るような危険性を有し、現実に発生した損害の原因となった可能性があること」という要件が決定的に欠けていることは明らかである。

さらに、1審原告らが主張する重合的要件のうち、客観的共同の要件は、1審原告らが主張する「直接取扱い建材」が現実に1審原告らに到達したことの立証がなされていない以上、認められない。

他方、主観的要件については、1審被告企業らは、個別の1審原告らと労働関係はもとより、個別の接点は全くなく、自社のみならず、他社の石綿含有建材から発生、飛散する石綿粉じんに曝露することの可能性があることの個別の認識がなかったことは、あまりにも明白である。

(エ) 1審被告日本インシュレーションのシェアについて

1審原告らは、保温工が取り扱う石綿含有建材のうち、その主要製品は、石綿含有けい酸カルシウム保温材であるところ、1審被告日本インシュレーションを含む4社は単独で20%程度のシェアを有している旨主張する（別紙8「シェア一覧」⑦参照）。

しかし、保温材には、けい酸カルシウム保温材のほか、種々の製品があり、1審原告らが取り扱っていた製品のうち、けい酸カルシウム保温材にのみ限定して考えること自体が合理性に乏しい。

「断熱材市場の全貌」（乙メ8（95頁））の記述をもとにすれば、1審被告日本インシュレーションのシェアが19.8%であり、他の三社のシェアが90%近いから、保温工である1審原告らには、石綿含有けい酸カルシウム保温材が到達した可能性があるといえなくもない。

しかし、前記（イ）のとおり、保温工が用いる保温材は多種であり、また、保温材を製造しているメーカーは、1審被告日本インシュレーションのを含む4社以外にも多数あるから、保温材のシェアのみをもとに論ずることは不合理である。

昭和52年の全保温材に占める1審被告日本インシュレーションの製品の割合（密度による体積換算）は、0.838%とわずか1%にも満たず、シェアが極めて小さいということができる。

（オ）石綿含有量及び飛散性等について

1審被告日本インシュレーションが製造又は販売しているけい酸カルシウム保温材に該当する製品は、石綿含有量が4ないし10%程度と極めて低く、また、基本的に切断・加工せず、切断加工するとしても、わずかであり、その場合でも、粉じんはほとんど発生せず、作業場所もほとんどが屋外でその粉じんを吸入することも少ない。

したがって、1審被告日本インシュレーションが製造又は販売した保温材が1審原告らのうち、保温工に到達したということについては、相

当程度の可能性すらないのであるから、1審被告日本インシュレーションが、同人らの石綿関連疾患による損害を賠償する責任のないことは明らかである。

マ 1審被告日本碍子（乙モ）

(ア) 加害行為の不存在について

1審被告日本碍子の製品（「NGK WALL」及び「ハイセラール複合板（腰板パネル）」）は、金属素材（鋼板）にホーロー加工（セラミック加工の一種）技術を利用したホーロー加工材であり、①堅牢性、②耐久性・耐候性及び③簡単施工という特性を有する製品であった。

そして、上記製品は、いずれも原材料コストがホーロー建材と石綿含有建材と二重にかかるため、製品単価は、競合製品よりも一般に2倍から3、4倍程度と高価であった。したがって、かかる製品は、一般に30年以上の耐久性を有する鉄骨鉄筋コンクリート造、又は鉄筋コンクリート造の大規模建物に使用されていた。1審被告日本碍子の製品は、昭和53年ないし昭和54年に販売を開始したものであり、ほとんどの製品は、販売後、それが使用された建物の竣工から現在まで30数年しか経過しておらず、1審被告日本碍子の製品が使用された建物について、解体工事が行われた可能性は極めて低いものである。

また、1審被告日本碍子の製品に含まれる石綿量は、石綿総輸入量に占める割合で、最大値として見積もっても0.037%にすぎないから、1審原告らが、1審被告日本碍子の製品を使用した建物の解体に関わった可能性はほとんど考えられない。

さらに、1審被告日本碍子の製品は、前記のとおり、外側が固い鋼板で覆われており、建物の一部解体工事では、通常、石綿粉じんが発生することはなく、また、上記製品は、外壁材として使用されていた建材であり、しかも、上記のとおり、外側が固い鋼板で覆わっていたから、建

物全体の解体工事でも、通常、石綿粉じんが発生することはなく、1審原告らのうち、解体工、とび及びはつり工が、1審被告日本碍子の製品に由来する石綿粉じんに曝露する危険はない。

(イ) 注意義務の不存在について

前記(ア)のとおり、1審被告日本碍子の製品は、いずれも1審原告らとの関係で、石綿粉じん曝露の危険性を有するものではないから、その製造又は販売に当たっての警告義務、中止義務が求められるものではなく、同1審被告に注意義務違反はない。

(ウ) 共同不法行為について—因果関係の不存在

1審原告らは、「直接取扱い建材」を前提に共同不法行為の主張をする。

しかし、少なくとも、1審被告日本碍子の製品は、前記(ア)のとおり、1審原告らのうち、解体工等の三職種にあった者との関係でも、石綿粉じん曝露の危険性を有するものではなく、1審原告らの石綿関連疾患の原因でもあり得ないから、1審原告らの主張は、その前提を欠くものである。しかも、前記(ア)のとおり、1審原告らのうち、解体工等三職種の者の中に、1審被告日本碍子の製品を使用した建物の解体工事に関与し、同製品に由来する石綿粉じんに曝露し、かつ、これに起因して石綿関連疾患を発症した可能性のある者は存在しない。

したがって、1審被告日本碍子の製品の製造又は販売行為と、1審原告らの損害との間の因果関係が推定されるか否かにかかわらず、いずれにせよ、因果関係は明確に否定されるというべきである。

(エ) 製造物責任を負わないこと

1審被告日本碍子の製品は、前記(ア)のとおり、その製品構造や特性等から、建設作業従事者に対する石綿粉じん曝露の危険性を有するものではなく、1審被告日本碍子の製品に「欠陥」はなく、また、前記(ア)の「N

「GK WALL」の製造は、平成4年をもって終了しているから、平成7年7月1日に施行された製造物責任法は適用されない。

(オ) 他の1審被告らの主張の援用

その他、1審被告日本碍子は、他の各1審被告らの主張を、1審被告日本碍子に有利に援用する。

ミ 1審被告日本バルカ一工業（乙ユ）

(ア) 加害行為の不存在について

そもそも、1審被告日本バルカ一工業は、石綿含有建材を製造又は販売をした事実はなく、それを製造、施工及び使用（その販売はしていない。）していたのは、同社の関連会社である訴外日本リンペット工事である。

仮に、1審被告日本バルカ一工業が石綿含有建材を製造したと評価されたとしても、それは、自ら使用するために製造したものであり、販売・流通に置いた事実はなく、1審原告らが、同1審被告の製品から生じた石綿粉じんに曝露した事実はない。

また、既に吹き付けられた石綿含有吹付け材を剥がすことによって石綿粉じんに曝露することの危険性に対しては、当該作業に従事する労働者を使用するゼネコンあるいはゼネコンから請け負った下請企業・孫請け企業等の建設工事管理者が石綿粉じんに曝露することを防止するための防じんマスクの着用等を講ずべきものであり、建材の製造及び使用企業がこれを行わなければならない性質のものではないから、これを行わなかったからといって、1審被告日本バルカ一工業に責任はない。

(イ) 共同行為者について

1審原告らは、「直接取扱い建材」によって共同行為者が特定されるとして、その中に1審被告日本バルカ一工業も含まれる旨主張する。

しかし、前記(ア)のとおり、1審被告日本バルカ一工業は、石綿含有建

材を製造又は販売した事実はないから、共同行為者に当たることはないし、1審原告らは、1審被告企業ら以外の企業が製造又は販売をした石綿含有建材によって健康被害を被ったのではないとの主張・立証がなされていないから、日本リンペット工事も、共同行為者に当たるとはいえない。

(ウ) 1審被告日本バルカーアイダのシェアについて

1審原告らは、吹付石綿に係る昭和44年の1審被告日本バルカーアイダのシェアを23%ないし33%程度である旨主張する（別紙8「シェア一覧」①参照）。

しかし、1審原告らがその根拠として提出する書証には、上記シェアの割合の記載はなく、その他、1審原告らが主張する1審被告バルカーアイダのシェアも、1審原告らが提出する書証に記載がないものであって、1審原告らの上記シェアの主張は、証拠に基づかないものである。

1審原告らが主張する1審被告日本バルカーアイダのシェアが、1審原告らが提出する書証の同被告の月間生産能力（施工面積）から推計した数値であったとしても、単純に施工面積から割り出した数値であり、それは、全国的なシェアなのか、特定の地域のシェアなのかも判然としないものであり、このような数値をもって1審被告日本バルカーアイダの全国のシェアであるとすることは、誤りである。

また、1審原告らが提出するシェアに関する書証は、いかなる調査の対象、調査範囲、調査数、選出方法、調査方法等に基づいてなされたのか記載がなく、それを裏付ける客観的資料も示されておらず、その調査の正確性や合理性を担保する情報は不明であり、信用することができない。

ム 1審被告ノザワ（乙ラ）

(ア) 加害行為の不存在について

1審原告らの予備的主張は、国交省データベースによって特定された企業の中から、1審原告らの職種や就労期間等に照らして、当該1審原告に製品が到達したことがおよそあり得ない1審被告企業らを排除することで共同行為者の範囲を絞り込んだものにすぎず、1審原告らに対する到達の事情について、個別的な事実・事情が主張されているわけではなく、妥当ではない。

仮に、本件において、1審原告らが予備的に主張する行為（被災者らが建設作業に従事する際に直接に取り扱うため石綿粉じんに曝露することが可能性のある石綿含有建材を製造又は販売して建材市場の流通に置いた行為）について、1審原告らが主張する警告義務違反が認められたとしても、それが直ちに加害行為となるわけではない。なぜならば、被災者らの石綿関連疾患の直接的な原因は、元請人や雇用主の安全配慮義務違反にあるから、共同不法行為が成立するためには、これらの者の安全配慮義務違反と一体性が認められることが必要不可欠だからである。

具体的には、被災者らが作業した各工事の時期、場所及び内容等を特定した上で、当該工事における石綿粉じんへの曝露状況及び被災者らに対する安全配慮義務違反行為を特定し、その上で、当該工事において、1審被告ノザワが製造又は販売をした製品の使用により石綿粉じんに曝露する可能性があったこと及び警告義務違反があったことが主張・立証されなければならないが、1審原告らは、個々の工事の曝露状況を前提としない抽象的な危険性を有する行為の主張しかしないので、択一的競合や重合的競合の基礎を欠くもので、共同不法行為が成立する余地はない。

(イ) 左官の混和材による曝露状況について

「ノザワテーリングを使用した左官作業における石綿粉塵濃度測定」と題する書面（乙ラ15）の測定結果の測定条件は、実際の作業形態と

大きく異なるものではなく、合理的な数値である。

上記の測定結果によれば、石綿粉じん濃度（f／cc）は、0.065本であるところ、石綿肺の閾値であり、かつ、肺がんが石綿粉じんに起因するものか否かの指標である累積曝露量（25本/cm³×年）に達するまで約384年を要するほど低いものである。また、中皮腫の累積曝露量の基準を大きく下回るものである。

そして、左官が取り扱う石綿含有建材は、混和材以外に仕上げ塗材及び下地調整塗材があり、他に曝露原因があり、間接曝露・堆積曝露による石綿粉じんへの曝露も考えると、左官には、混和材以外にも曝露原因がある。

左官が、直接取り扱う石綿含有建材は、混和材のみではないし、モルタルを塗る際に、仕上げ塗材や下地調整塗材も塗るため、混和材以外の石綿含有建材にも曝露するのであり、国交省データベースに掲載された情報には限界がある。

(ウ) タイル工の混和材による曝露状況について

1審原告らは、タイル工の個々の工事現場での具体的曝露状況等を何ら特定して主張しておらず、加害行為が特定されていないので、1審被告ノザワの「テーリング」がタイル工に到達したとの前提を欠く。

タイル工には、石綿含有吹付け材、仕上げ塗材及び仕上げ調整塗材による曝露の可能性もあり、また、間接曝露の可能性も認められるのであって、混和材以外の曝露原因も認められる。

(エ) 択一的競合の類型について

1審原告らは、昭和31年から平成3年までの35年間、混和材は、1審被告ノザワの製造及び販売した「テーリング」しかなかったから、左官及びタイル工につき、択一的競合の要件を満たす旨主張する。

しかし、混和材以外の曝露原因である仕上げ塗材や下地調整塗材も、

上記期間において、製造又は販売されていた可能性が高く、左官は、その間、間接曝露及び堆積曝露の可能性を受けていたことが認められるから、仮に、上記期間における混和材の製造又は販売をした建材メーカーが、1審被告ノザワ一社のみであったとしても、そのことのみをもって、左官であった1審原告らとの関係で、1審被告ノザワに択一的競合の要件を満たすものとはいえない。上記のことは、左官と同様、タイル工にも当てはまる。

(オ) 重合的競合の類型について

1審原告らが主張する重合的競合の類型（択一的類型でも同様である。）において、共同行為者を特定するための国交省データベースは、すべての石綿含有建材の製造又は販売企業を網羅的に掲載していない不完全なものである上、1審原告らによる1審被告企業らの選択基準も合理性に乏しいものであることからすれば、共同行為者の特定の要件を充足することはない。

また、1審原告らは、甲C第40号証等を根拠として1審被告ノザワのスレート波板のシェアを主張する（別紙8「シェア一覧」³⁷³⁸³⁹参照）。

しかし、甲C第40号証等から明らかなように、スレート板、フレキシブルボード、平板に関していえば、これらの統計資料は、石綿スレート協会に所属する各社の生産量を記載したものにすぎず、すべての製造又は販売企業を網羅しているものではない。

したがって、1審原告らの上記主張する1審被告ノザワのシェアによって1審原告らが主張する「直接取扱い建材」（「主要曝露建材」）が1審原告らに到達している高度の蓋然性があるとの根拠にはなり得ない。

(カ) 他の1審被告らの主張の援用

その他、1審被告ノザワは、他の各1審被告らの主張を、1審被告ノ

ザワに有利に援用する。

メ 1審被告ノダ（乙リ）

(ア) 共同行為ないし関連共同性がないこと

本件訴訟において、共同不法行為を論ずるに当たり、1審被告企業らが、製造せず、加工ないし販売したにすぎない建材については、そもそも、1審原告らが1審被告企業らに対して法的責任を問うことは適当ではないし（1審原告ら自身も、業として石綿含有建材を加工し、販売してきたことを自認しているからである。），1審原告らがあくまでも石綿含有建材を流通に置いた行為全般をもって共同不法行為を観念するのであれば、理由がないものである。

また、1審被告ノダは、他の1審被告企業らと資本関係や製品の共同開発の関係があるわけでもなく、独立して製品を製造又は販売していたにすぎないのであるから、他の1審被告企業らとの間に共同行行為ないし関連共同性はない。

(イ) 予見可能性の不存在について

1審原告らは、昭和40年頃までに、石綿が石綿関連疾患の原因となることについて知見が成立した旨主張する。しかし、1審原告らが根拠とする文献は、いずれも専門的な医学論文や海外の学会での発表内容であり（しかも、石綿鉱山や石綿紡織工場等の石綿粉じんそのものが高濃度で飛散する環境か、吹付工のような飛散性アスベスト建材を使用する者に関するものであり、非飛散性のアスベストとして使用したにすぎないケースのものではない。），一建材メーカーにすぎない1審被告ノダの予見可能性を論ずるに当たり参考にはならない。

(ウ) 建材への石綿の使用が適法であること

1審被告ノダが、石綿を建材に使用したことは、建基法等に基づいて法律上予定されていた行為であり、この行為について、過失ないし違法

性がないことは明らかである。

(エ) 因果関係の不存在について

1審被告ノダが販売した製品の特性から多量の石綿粉じんが発生することは想定されず、本件において、1審原告らは、1審被告ノダの建材から発生した石綿粉じんに曝露したとの事実は何ら示していないのであるから、1審被告ノダが因果関係の不存在について立証責任を負うことはない。

(オ) 1審原告らの予備的主張について

1審原告らは、1審原告らの職種から1審被告企業からの製造又は販売した建材のうち、「直接取扱い建材」という概念を主張して、それらを製造又は販売した1審被告企業らをもって共同行為者である旨主張する（なお、1審被告ノダは、「主要曝露建材」による予備的控訴の被告とはされていない。）。

しかし、個々の就労者の具体的な作業内容はかなりの差があり、1審原告らの主観に基づくカテゴリ分けに基づく主張には理由がなく、各就労者が特に触れる機会が多いという建材とまれにしか使用しない建材とをひとくくりにして論じることも不合理であり、各建材の特性やシェアの点を捨象して論じている点においても論理的でない。

なお、1審被告ノダの石綿含有建材のシェアは、極めて低く、特に1審被告ノダが製造した製品に関しては、製造期間がわずか約2年半程度と短く、かつ、窯業系サイディング市場におけるシェアは、平成元年で約0.29%，平成2年で0.098%にすぎなかつたものである（乙リ1、乙リ2）。

(カ) 他の1審被告らの主張の援用

その他、1審被告ノダは、他の各1審被告らの主張（消滅時効の主張を含む。）を、1審被告ノダに有利に援用する。

モ 1審被告福田金属箔粉工業（乙ル）

1審被告福田金属箔粉工業が製造する製品（石綿スレートボードフレキシブル板「カラーフネン一F」）は、解体工、とび、はつり工との関係でも、「直接取扱い建材」には当たらない。上記製品は、石綿含有部分が固形化されたスレート板の両面からアルミ板が貼られており、さらに、アルミ板が貼られていない面については、シラー処理（ウレタン系の樹脂を塗る処理）を施しており、石綿含有部分が露出しないよう製造されていたから、仮に、建物の解体作業において目隠しパネルが破壊されたことがあつたとしても、固形化された石綿含有部分が露出しないように製造されているのであるから、石綿粉じんが発生することはなく、仮に、それが発生したとしても、極少量である。

また、「カラーフネン一F」は、大工、電工及び配管工の各作業過程において、石綿粉じんを発生させるものではないから、これらの職種の者との関係でも、「直接取扱い建材」には当たらない。

したがって、1審被告福田金属箔粉工業の上記製品は、すべての1審原告らとの関係で「直接取扱い建材」には該当せず、同1審被告は、共同不法行為責任を負わない。

ヤ 1審被告フクビ化学工業（乙レ）

(ア) 時機に後れた攻撃防御方法の却下等

1審原告らの予備的控訴が、訴えの変更を含むものであれば、その訴えの変更是、民事訴訟法143条1項及び4項により許されない。

また、予備的控訴に係る1審原告らの予備的主張は、時機に後れた攻撃防御方法として却下（民事訴訟法157条1項）されるべきである。

(イ) 認否

1審原告らの警告義務の内容とその違反、石綿不使用義務違反及び加害者不明の共同不法行為の成立に係る主張は、否認ないし争う。

「直接取扱い建材」に関する、被災者らの建設作業従事者の種類、職務歴、作業状況、使用建材、粉じん曝露の有無及び曝露状況等については、知らない。

1審被告企業らの製造又は販売した製品の市場占有率については、知らない。

(ウ) 他の1審被告らの主張の援用

その他、1審被告フクビ化学工業は、他の各1審被告らの主張を、1審被告フクビ化学工業に有利に援用する。

ユ. 1審被告文化シャッター（乙ロ）

(ア) 製品の特徴

1審被告文化シャッターが製造していた唯一の石綿含有建材である「プレタイトPA50」（間仕切り）は、可動式間仕切りとして加工等をしないで容易に再利用が可能であることを強みとして販売された製品である。このような製品は、そもそも解体されることはなく、建設現場で切断や穿孔等の加工作業を行うことは全く想定していない製品であるから、1審原告らが上記製品から石綿粉じんの曝露を受けた可能性は皆無である。

(イ) 1審原告らの主位的主張について

1審原告らは、主位的主張として、民法719条1項前段又は後段に基づき、1審被告企業らは共同不法行為責任を負う旨主張する。しかし、民法719条1項前段に基づく共同不法行為責任については、各1審被告企業間に同項前段の関連共同性を認めることはできず、また、同項後段に基づく共同不法行為責任については、1審原告らの主張は共同行為者の特定性を欠き、主張自体失当である。

(ウ) 警告義務違反について

1審被告文化シャッターが製造していた前記(ア)の「プレタイトPA5

O」は、建設現場での切断・穿孔・研磨等の加工作業を要せず、建設現場で石綿粉じんを発生させないため、1審被告文化シャッターは、警告義務を負わない。

また、改修工事や解体工事を考慮しても、上記「プレタイトPA50」は、バールで壊したり、電動丸鋸で切断したりするような建材ではないため、改修工事や解体工事において、前記間仕切りから石綿粉じんが発生することはない。

したがって、1審被告文化シャッターは、前記間仕切りによって建設作業従事者が石綿関連疾患に罹患することにつき、予見可能性がなく、そのため、予見義務、警告義務、一時製造及び販売停止義務、製造及び販売中止義務等の結果回避義務も負わない。

(エ) 石綿不使用義務違反について

1審被告国が石綿含有建材の製造禁止措置を講じた平成15年ないし平成18年より前の時点において、石綿含有建材を製造又は販売したことをもって石綿含有建材を製造又は販売する者の安全確保義務に違反したということはできず、また、前記(ア)のとおり、1審被告文化シャッターが製造又は販売していた前記間仕切りは建設現場での切断・穿孔・研磨等の加工作業を要せず、建設現場で石綿粉じんを発生させないものであるから、1審被告文化シャッターは、石綿不使用義務に違反するものではない。

(オ) 1審原告らの予備的主張について

1審被告文化シャッターが製造していた前記(ア)の「プレタイトPA50」は、建設現場での加工を要せず、石綿粉じんに曝露する可能性がないから、1審原告らが主張する「直接取扱い建材」には当たらない。

なお、1審被告文化シャッターは、1審原告らの「主要曝露建材」による予備的控訴の被告とはされていない。

(カ) 製造物責任について

1審被告被告文化シヤッターが前記(ア)の「プレタイトPA50」を製造していた期間は、昭和56年から平成3年までの間であるため、平成7年7月1日に施行された製造物責任法は適用されない。

(キ) 他の1審被告企業らの主張の援用

その他、1審被告文化シヤッターは、他の各1審被告企業らの主張を、1審被告文化シヤッターに有利に援用する。

ヨ 1審被告エム・エム・ケイ（乙ワ）

(ア) 1審被告エム・エム・ケイの製品による石綿粉じんの曝露可能性について

押出成形セメント板の施工は、平成8年の押出成形セメント板協会の設立後は、同協会の取組等によって作られた標準仕様書等に基づき、同協会の設立前においては、メーカー各自の定めに基づき、専門業者が行っていた。そのため、1審被告エム・エム・ケイが製造及び販売した石綿含有建材のうち、押出成形セメント板については、これを専門に扱う業者を除く一般の建設作業従事者は直接取り扱うことのない建材である。

1審被告エム・エム・ケイは、石綿含有建材のうち、フレキシブル板については、蒲田工場、千葉工場及び名古屋工場において製造してきた。

千葉工場で製造していたフレキシブル板は、その9割超を積水ハウス向けに出荷するものとして製造してきたところ、同製品は、従来品よりも強度を要求された特別仕様のもので、千葉工場において、同社が指定するサイズに加工の上、納入するもので、一般の大工や内装工が加工する製品ではない。

1審被告エム・エム・ケイは、昭和58年以降、無石綿のけい酸カルシウム板（第1種）商品名「ヒシタイカ」を製造及び販売してきた。けい酸カルシウム板（第1種）に占める無石綿製品「ヒシタイカ」の割合・

数量は、平成5年以降は、その9割超を占めており、大工その他の建設作業従事者が1審被告エム・エム・ケイの製造及び販売するけい酸カルシウム板に由来する石綿粉じんに曝露する可能性は極めて低い。

(イ) 注意義務違反の不存在について

1審被告エム・エム・ケイは、安衛法57条に基づく適切な警告表示を行ってきたから、同1審被告の製造した建材に注意義務違反はない。

(ウ) 加害者不明の共同不法行為について

1審原告らは、民法719条1項後段の加害者不明の共同不法行為に関する、筑豊じん肺控訴審判決が判示する択一的競合又は重合的競合の要件を検討し、本件においても、これが当てはまると主張している。

しかし、1審原告らの主張を前提としても、建設現場においては、1審原告らが主張する「主要曝露建材」の製造又は販売企業には該当しない企業が製造又は販売した多種多様な建材に由来する石綿粉じんが飛散しており、被災者らがこれらの石綿粉じんに曝露した蓋然性は極めて高い。それゆえ、1審原告らが特定した加害行為者以外の者によって損害がもたらされた可能性が多分に存在するのであり、択一的競合の要件を満たさないことは明らかである。

また、重合的競合の類型については、大半の被災者らは、1審被告エム・エム・ケイが製造又は販売した建材が、自らが従事した建設現場において使用されていた旨述べておらず、また、一部の被災者らには、1審被告エム・エム・ケイが製造又は販売した建材について記憶している旨述べる者があるものの、当該建材の種類、使用時期、使用した建設現場名を特定して、述べている者はいない。したがって、1審原告らによる主張・立証では、個々の被災者らが従事する建設現場において、石綿粉じんに曝露する可能性のある状態に置かれた石綿含有建材を製造又は販売した企業を共同行為者として特定したといえないことは明らかであ

る。

(エ) 民法719条1項後段の類推適用について

民法719条1項後段の類推適用については、1審原告らにおいて、個別の被災者が従事する建設現場で石綿粉じんに曝露する可能性のある状態に置かれた石綿含有建材を製造又は販売した企業を共同行為者として特定する必要があるものと解される。

この点、1審原告らは、1審被告エム・エム・ケイのシェアについて主張する（別紙8「シェア一覧」⑤⑦⑧⑨⑪⑫参照）。

しかし、特定の種類の建材に占めるシェアが大きいことから、市場における流通量が多いことが推認されるものの、建設現場において、どの建材が使用されるかは流通量のみによって決まるものではなく、建材を請け負ったゼネコンや下請業者らの取引関係、当該建築物の性質及び用途、建築費用（建材の価格）、具体的な建設現場と建材の製造工場ないし保管場所との距離（運搬の容易さ）等の様々な要因が影響すると考えられることからすれば、単純にシェアが大きいことをもって、被災者らが主要原因企業の製造又は販売した石綿含有建材によって石綿粉じんに曝露したものと推認することはできない。

したがって、概ね10%以上のシェアを有する建材メーカーが販売した建材であれば、1年に1回程度は当該建材を取り扱った確率が高いという推認過程は、建設現場の実態を正解しないもので妥当ではない。

また、1審原告らが提出する証拠等を見ても、「主要曝露建材」とされている建材以外にも多種多様な建材に由来する石綿粉じんに曝露していることが明らかな者や「主要曝露建材」とされている建材に由来する石綿粉じんに曝露した可能性のある機会が極めて限られている者が多数存在しており、1審原告らにおいて、共同行為者を特定しているとはい難い。

そして、本件訴訟において、1審原告らが提出した一切の証拠等に照らしても、1審被告エム・エム・ケイが製造及び販売した「主要曝露建材」とされる石綿含有建材が、各被災者が実際に従事した建設現場において使用され、各被災者が当該建材に由来する石綿粉じんに曝露した事実は立証されていない。

(オ) 1審原告らの共同行為者の特定の方法が失当であること

1審原告らは、板金工、大工・内装工、解体工・とび・はつり工の被災者らとの関係で、1審被告エム・エム・ケイが加害者不明の共同行為者に当たる旨主張している。しかし、1審原告ごとに建設作業に加わった建設現場、作業内容、作業形態、取り扱った主要な建材等の事情は異なるのであって、一律に建材を限定して被告となる1審被告企業らを絞り込んでも、そのような1審原告らの主張は失当である。また、1審原告らの中には、鉄骨造の建物の建設作業に従事した大工も少なからず含まれているところ、大工は、鉄骨造の建物の建設現場において、石綿含有吹付け材という最も飛散性の高い石綿含有建材に少なからず接触していたものであり、かかる高度の曝露可能性を有する石綿含有吹付け材による石綿粉じん曝露の可能性を考慮していない1審原告らの主張は重大な欠陥がある。

以上のとおり、1審原告らが主張する加害者不明の共同不法行為責任が成立する余地はない。

ラ 1審被告明和産業（乙キ）

1審被告明和産業は、1審原告らが主張する建材（「グラスレート」等）を製造したことがないので、1審原告らの1審被告明和産業に対する請求が認められる余地はない。

1審原告らの主張のうち、1審被告明和産業に責任があるとの主張及び1審被告明和産業の主張に反する主張は、すべて否認ないし争う。その他、

1審被告明和産業は、他の各1審被告らの主張を、1審被告明和産業に有利に援用する。

リ 1審被告吉野石膏（乙ヲ）

(ア) 1審被告吉野石膏の製品の特徴について

1審被告吉野石膏は、1971年（昭和46年）ないし1987年（昭和62年）までの間、石綿含有建材を製造していた。

1審被告吉野石膏が製造していた石膏ボードは、石膏を主体とする芯材の両面を薄い原紙で挟み込んで成型した建材であるところ、無機化合物である石膏は、それ自体が燃えることはなく、両面を覆っている原紙部分も石膏に密着しており、それ自体が炎をあげて燃えることはない。

また、石膏は、相当量の結晶水を含んでいるため、結晶水の脱水（吸熱）反応によって加熱時の温度上昇を抑えることができる。このように、石膏ボードの耐火性・防火性は、石膏が本来持っているこれらの性質を活かしたものであり、特に石綿を付加して不燃性を付与する必要はなく、石膏の量を多くすることでその性能を高めることができる。1審被告吉野石膏は、特殊な用途への対応や製品の軽量化のため、一部の製品に限つて石綿含有石膏ボードを製造又は販売したが、以上のような特性を持つ石膏を芯材としているため、極めて少量の石綿含有量によって不燃性を実現することができる。

したがって、1審被告吉野石膏の石綿含有ボードは、限られた建設現場で使用されたにすぎず、しかも、同社の石綿含有ボード製造期間における全石膏ボード製品の生産量に占める割合はごくわずかであり、約9.31%は石綿を含まない通常のボードであったから、1審原告らが、1審被告吉野石膏の石綿含有ボードによって石綿粉じんに曝露した可能性はないか、極めて低い。

(イ) 内装制限について

1審被告吉野石膏が、製造又は販売した石綿含有ボードは、法令により高度な防耐火基準が求められている公共建造物、大型建造物等で使用され、同基準が原則として適用されない戸建住宅、共同住宅の建設現場で使用されることはあるが、準不燃材石膏ボードを使用すれば、建設作業従事者が石綿粉じんに曝露する可能性はない。

(ウ) 石膏ボードの発生と粉じんの発生について

石膏ボードは、軽くて切断が容易であったため、ほとんどの場合、カッターで切断していたことから、粉じんが発生し得るとしても、発生する場合は限定され、その量も少なかった。仮に、1審被告吉野石膏の石膏ボードの切断等により、ある程度の粉じんの発生があったとしても、その中に石綿が含まれていた可能性は極めて小さい。

(エ) 警告義務及び石綿不使用義務について

石綿含有建材といつても、その含有していた石綿の種類、飛散性、含有率は大きく異なる。それらの違いは、作業時間、作業範囲の広狭等とも相まって石綿関連疾患発症の危険性に大きく影響を及ぼすのであるから、それらの違いを捨象して、およそ石綿を含有した建材を製造又は販売していたものには、一律に、同時期に結果予見可能性が存在し、結果回避義務が発生したと考えるのは妥当ではない。1審被告吉野石膏が、製造及び販売を中止した昭和62年時点での知見の程度や当時の法規制を考慮すれば、1審被告吉野石膏が製造又は販売していた製品との関係では、それ以前の段階で警告義務が認められるような状況にはなかったから、1審原告らの警告義務違反の主張は理由がない。

また、日本国内で、クリソタイルの製造及び販売が禁止された平成15年ないし平成18年に至るまでの間、国際的にもクリソタイルは管理使用が可能であるとの知見が大勢を占めており、石綿含有建材の適切な管理使用をとっても、石綿関連疾患への罹患を予防することが不可能で

あるとの知見が確立していたとはいえず、1審原告らの石綿不使用義務違反の主張は理由がない。

(オ) 1審原告らの予備的主張について

1審原告らの予備的主張は、1審原告らの各自が各1審被告企業のどの製品をいつどこでどの建設現場で使用したのかについて、特定不可能であるとして主張せず、職種によってどのような種類の建物工事で、どのような種類の建材をどのような工法で取り扱う可能性があるのかを一般的な範囲で主張するものにすぎず、かかる1審原告らの主張は、加害行為が到達する可能性がゼロでない限り、民法719条1項の共同不法行為責任を免れないとするものであり、不法行為責任における責任主義の原則を無視し、同条同項の解釈の範囲を超えるものである。

なお、1審被告吉野石膏は、1審原告らの「主要曝露建材」による予備的控訴の被告とはされていない。

(カ) 他の1審被告らの主張の援用

その他、1審被告吉野石膏は、他の各1審被告らの主張を、1審被告吉野石膏に有利に援用する。

ル 1審被告淀川製鋼所（乙ン）

(ア) 主位的主張に係る共同不法行為に関する1審原告らの主張に理由がないこと

1審被告淀川製鋼所において、石綿含有建材を製造及び販売していた当時、石綿含有建材は法令上、その製造及び販売が是認されており、不法行為上違法と評価されるものではなく、加害行為に当たらない。

また、1審被告淀川製鋼所が、製造及び販売していた石綿含有建材は、それに含有される石綿の種類・割合、その飛散性の性質、施工・解体される場所の開放性、その製品のシェアがごく限られていること等の製品特性等の客観的事情によれば、建設作業従事者に対し、石綿粉じん曝露

による健康被害を生じさせるようなものではなかった。

そして、1審被告淀川製鋼所には、その製品の製造及び販売当時、過失がなく、1審原告らに対し、不法行為責任を負わない。

(イ) 「直接取扱い建材」に関する1審原告らの主張に理由がないこと

「直接取扱い建材」の特定の根拠となっている国交省データベースでは、同一種類に整理される具体的な建材（個別製品）の数は多く、それらを同一種類として整理される複数の具体的な建材は、製造面については、原材料（構成材料）や製造工程等が異なり、流通面については、流通経路や流通場所が異なり、施工面については、用途、使用部位（施工場所）、使用（施工）方法等が異なり、多種多様といわざるを得ない。要するに、同一区分に属する建材であるからといって、一律に扱えるものではないのである。

1審原告らの「直接取扱い建材」に関する共同不法行為の主張は、1審原告らの分類に基づく「職種」と職種ごとの「直接取扱い建材」の組み合わせに基礎を置く主張にすぎず、職種の点においても、建材の点においても、前記の個別性や多種多様性を無視して、無理に一律なものとして論じているものであるから、共同不法行為の成立に必要な加害行為の特定や1審被告淀川製鋼所の1審原告らに対する到達可能性（因果関係）について、何ら主張・立証されていない。

なお、1審被告淀川製鋼所は、1審原告らの「主要曝露建材」による予備的控訴の被告とはされていない。

(ウ) 大工・内装工・板金工・解体工・とび・はつり工について

1審被告淀川製鋼所の製品（「ヨドウォル」等）については、一般的・類型的にみて、大工・内装工が直接取り扱った可能性はない。

また、板金工・解体工・とび・はつり工についても、1審被告淀川製鋼所の製品が、「直接取扱い建材」に当たるものではない。

(エ) 1審被告淀川製鋼所には、1審原告らの被害発生への寄与度がなく免責されること

1審被告淀川製鋼所が製造及び販売した製品は、前記ア)の製品特性等に照らせば、1審原告らの石綿関連疾患の発生に寄与した相当程度の可能性を肯定することはおよそ不可能であるから、1審被告淀川製鋼所には、寄与度に応じた免責が完全に、又は少なくとも大幅に与えられるべきである。

(オ) 他の1審被告らの主張の援用

その他、1審被告淀川製鋼所は、他の各1審被告らの主張を、1審被告淀川製鋼所に有利に援用する。

(4) 争点4：損害等

(1審原告ら)

ア 1審原告1-17 [] , 1審原告2-38 [] 及び1審原告2-74 []
[] が石綿肺に罹患していること

石綿肺の診断基準として、①職業性石綿曝露歴（曝露開始から10年以上）があること、②胸部エックス線で下肺野を中心に不整形陰影があること、③肺機能検査で努力性肺活量が低下すること、④両側肺底部に吸気時（中期から後期）に捻髪音を聴取すること、⑤他の類似疾患や石綿以外の原因物質による疾患を除外することであるところ、1審原告1-17 [] , 1審原告2-38 [] 及び1審原告2-74 [] の3名は、上記①、②及び⑤の診断基準を満たさず、石綿肺に罹患したとは認められないのではないかが問題となる。

しかし、上記1審原告ら3名については、いずれも診断基準を満たすものである。

第1に、1審原告1-17 [] についてみると、昭和45年から平成11年までの29年間にわたり、タイル工として就労してきた者であり、前

記①の診断基準を満たす。また、相当程度進展した粒状影（塊状巣）あるいは大陰影が認められる患者の場合、不整形陰影が吸収されてしまい、判別が極めて困難となるから、胸部エックス線において、不整形陰影所見が認められなくとも、石綿肺を否定することはできない。

そして、同原告のエックス線所見には、塊状巣を伴う珪肺症で胸膜プラーカを認めるとされているから、このような胸膜の変化からも石綿肺の罹患が推認される。

また、1審原告1-17 [] のじん肺健康診断結果証明書の「胸部に関する臨床検査」の他覚所見の欄には、副雑音がプラスと記載されており、この副雑音は捻髪音である可能性が高く、この点からも、1審原告1-17 [] の石綿肺への罹患が強く推認される。このように、実質的に前記②の診断基準を満たしている。

さらに、じん肺健康診断結果証明書に「珪肺」と記載されているとしても、珪肺とじん肺は、いずれも労災補償上受け得る補償内容に差はなく、また、両立し得る疾患であるから、上記記載は、石綿肺に罹患していることを否定するものではなく、前記⑤の診断基準を満たしている。

第2に、1審原告2-38 [] についてみると、昭和45年から平成21年までの39年間にわたり、解体工として就労してきた者であり、前記①の診断基準を満たす。また、前記と同様、粒状影や大陰影に不整形陰影が吸収されてしまっているのであり、不整形陰影所見が認められなくとも、石綿肺を否定することはできない。そして、同原告の胸部エックス線所見には、付加的記載事項p1（胸膜肥厚等の胸膜の変化）が認められるとされているから、このような胸膜の変化からも石綿肺の罹患が推認され、前記②の診断基準も実質的に満たしている。

第3に、1審原告2-74 [] についてみると、建築物解体やはつり作業に38年間従事してきた者であり、前記①の診断基準を満たす。また、

前記と同様、粒状影や大陰影に不整形陰影が吸收されてしまっているのであり、不整形陰影所見が認められなくとも、石綿肺を否定することはできない。そして、同原告のエックス線所見には、付加的記載事項 p1（胸膜肥厚等の胸膜の変化）が認められるとされているから、このような胸膜の変化からも石綿肺の罹患が推認され、前記②の診断基準も実質的に満たしている。

さらに、じん肺健康診断結果証明書に「珪肺」と記載されているとしても、前記のとおり、そのことは、石綿肺に罹患していることを否定するものではなく、前記⑤の診断基準を満たしている。

以上のとおり、これらの3名の者は、石綿肺に罹患していることは明らかというべきである。

イ 1審被告国は責任割合を3分の1に限定すべきではないこと

1審被告国は、1審原告らに対し、発生した損害全額につき責任を負うというべきであるから、1審被告国は責任割合を3分の1に限定すべきではない。

その理由は、第1に、1審被告国は建基法2条7号ないし9号の指定・認定行為又は安衛法55条、57条の規制権限不行使と1審被告企業らの製造販売行為に基づき、共同不法行為が成立するから、1審被告国は、1審原告らが被った損害につき、全部責任を負うというべきだからである。

第2に、仮に、1審被告国と1審被告企業らとの間に共同不法行為が認められないとしても、1審被告国は規制権限の不行使に基づく違法行為と1審被告企業らの不法行為とは競合的不法行為の関係に立ち、この場合は、両者は、連帶責任を負う関係に立ち、1審被告国は、1審原告らが被った損害につき、全部責任を負うというべきだからである。

1審被告国は、特化則が改正された昭和50年以降、石綿代替化努力義務に相反して建基法2条に基づき大量の石綿含有建材を指定し続け、建材

市場を普及、拡大した本件において、1審原告らの被害発生の「危険の原因」の創出・拡大に決定的影響を及ぼしており、二次的責任ではなく、第一次的責任を負うべきであるから、いわゆる「補足性の理論」は相当ではない。

ウ 1審原告らが請求する慰謝料3500万円の損害額が妥当であること、本件と同種訴訟の慰謝料額との均衡から基準慰謝料額を定めるべきであること

1審原告らが請求している慰謝料3500万円は、①石綿関連疾患による被害の重大性、②1審被告らの加害行為の悪質性、③制裁的慰謝料論（違法行為の抑制、社会統制の手段という観点から損害賠償制度の制裁的・予防的側面を強調してこれらを損害賠償制度の目的として認めようとする考え方）、④これまでのじん肺訴訟判決などにみる慰謝料額の到達点、⑤1審被告企業らの救済金制度や企業と労働組合とのじん肺補償協定との比較、⑥交通事故訴訟における慰謝料額との比較等からみて、謙抑的、合理的である。

このように、本件では、1審原告らが受けた身体的・精神的被害の甚大さから、1審原告らが請求している3500万円の慰謝料額は極めて謙抑的な額であるが、本件と同種訴訟の慰謝料額との均衡から、最低でも、じん肺管理区分管理2で合併症のある者は、1500万円（原判決は1300万円）、管理3で合併症のある者は、1900万円（原判決は1800万円）、管理4の者（ないしこれに準ずる者）は、2300万円（原判決は2200万円）、じん肺死の者（石綿関連疾患による死亡）は、2600万円（原判決は2500万円）とすべきである。

エ 1審被告国が責任を負うべき期間に労働者として就労した期間が短期の者の減額の当否

1審被告国が責任を負うべき期間（以下「責任期間」という。）内に少

なくとも1年以上の労働者としての石綿粉じん曝露期間が必要か否か、また、罹患した石綿関連疾患の種類により、曝露期間を、石綿肺又は肺がんにつき、10年以上、びまん性胸膜肥厚につき、3年以上、中皮腫につき、1年以上の期間を要求すべきか否か、さらに、これらの曝露期間に満たない場合、その期間に比例して1審原告らの損害額を減額すべきか否かが、それぞれ問題となる。

1審被告国の責任期間中の労働者として就労した期間が短期間である者について損害額を減額することは、筑豊じん肺控訴審判決及びそれ以降の裁判例の判断、石炭じん肺訴訟における和解での1審被告国への対応に反するものである。

しかも、罹患した石綿関連疾患の種類によって、1審被告国の責任期間内の労働者としての就労期間に格差を設け、その間に満たない者の賠償額を減額することは、いかなる石綿関連疾患に罹患するか分からぬ将来の事情によって賠償額に格差を設けることになり、これは、不合理な差別であつて許されない。

したがつて、1審被告国の責任期間内のうちの労働者としての石綿粉じん曝露期間により損害額を減額することは許されないというべきである。

オ 肺がん罹患者で、喫煙歴のある1審原告らについて減額することの当否

1審原告らは、石綿粉じんによって肺がんに罹患したことは明らかであるが、喫煙により肺がんに罹患したことは何ら証明されていないから、喫煙歴を理由に一律に損害額を減額することは許されない。

また、1審被告国は、その販売促進政策の結果、喫煙の発がん性を十分に認識しながら、たばこの発がん性に関する警告表示について、極めて不十分な表示しかしなかつたのであるから、1審原告らは、喫煙の発がん性について十分な認識を持たなかつたにすぎないのである。

したがつて、仮に、1審原告らの肺がん罹患に喫煙が一定程度寄与して

いるとしても、その喫煙行為が1審被告国によって推し進められたものであり、1審被告国の重大な不作為によって喫煙防止（禁煙）が実施されるに至らなかつたのであるから、その結果を1審原告方に負担させることは、損害の公平な分担に反する。

カ 因果関係及び損害論に関する1審被告国の中の主張に理由がないこと

(ア) 1審被告国は、被災者らの中には、1審被告国の中の責任期間以外の石綿粉じんの曝露量が、その責任期間中の曝露量よりも多かつた可能性が極めて高い者もいるから、1審被告国の中の規制権限の不行使と1審原告らの石綿関連疾患との間の因果関係が明らかではない旨主張する。

しかし、被災者らの責任期間内の石綿粉じんの曝露量より責任期間外の曝露量の方が多かつたことに関する根拠を何ら示しておらず、単なる可能性を述べているにすぎない。

また、1審被告国の中の責任期間の前後を比較すると、昭和30年代は、石綿粉じん曝露の危険性が低いことから、むしろ、1審被告国の中の責任期間中の方が石綿粉じんの曝露の危険性が高いのである。

さらに、昭和50年改正特化則制定により、クロシドライトを含む吹付石綿は自主規制されたが、そのことによって、クロシドライトを含む石綿粉じん曝露の危険性が建設現場から一掃されたわけではなく、かえって、解体・改修作業による曝露の危険が高まつたといえるのであり、それ以降のクロシドライトを含む石綿粉じん曝露と1審原告らの石綿関連疾患との間の因果関係を認めることができるのである。

したがつて、1審被告国の中の因果関係に関する主張は理由がない。

(イ) 1審被告国は、慰謝料額算定に当たり、被災者らの労災保険給付額を考慮すべきである旨主張する。

しかし、最高裁昭和58年4月19日第三小法廷判決・民集37巻3号321頁は、「労働者に対する災害補償は、労働者の被つた財産上の

損害の填補のためにのみされるものであって、精神上の損害の填補の目的をも含むものではない」として、「労災保険による障害補償一時金及び休業補償金のごときは・・・財産上の損害の賠償請求権にのみ充てられるべき筋合のものであって、・・・慰藉料請求権には及ばないものというべきであり、従って・・・右各補償金を受領したからといってその全部ないし一部を・・・被った精神上の損害を填補すべきものとして認められた慰藉料から控除することは許されない」とした。労災保険等の給付を受けている事実を慰謝料額算定に当たって考慮することは、上記昭和58年最判の趣旨を没却することになり、許されない。

また、1審原告らごとに労災保険等の給付額を慰謝料額算定において考慮することは、慰謝料額から上記給付額を損益相殺することを認めるものであって、上記昭和58年最判に明確に反するものであり、許されない。

(1審被告国)

ア 原審において石綿肺の罹患が認められなかつた1審原告ら3名に関する主張に理由がないこと

石綿肺の画像診断上の特徴としては、不整形陰影が認められない者については、基本的に石綿肺に罹患したと推認することはできないのであって、胸膜の変化が認められるのであれば、石綿肺の罹患が推認されるとはいえない。じん肺健康診断結果証明書の記載に関する1審原告らの主張は、同証明書に珪肺とのみ記載された者については、石綿肺に罹患している可能性があるとの抽象的な可能性を指摘するにすぎず、さらに、1審原告1-17[]については、じん肺健康診断結果証明書に副雜音の記載があるからといって、これが直ちに捻髪音(ベラクロラ音)を意味するものではなく、同原告が石綿肺に罹患したことが強く推認されるものでもない。

したがつて、1審原告らの上記主張は理由がない。

イ 1審被告国の規制権限の不行使と被災者らの石綿関連疾患への罹患との間の因果関係があるとはいえないこと

被災者の中には、1審被告国の責任期間以外に、労働者や一人親方等として、建設現場において石綿粉じんに曝露され、その曝露量が、1審被告国の責任期間中の曝露量よりも多かった可能性が極めて高い者もいるから、その場合、仮に、1審被告国が責任期間内に規制権限を行使していたとしても、被災者らが石綿関連疾患に罹患していた可能性は十分にある。

また、昭和50年以前には、石綿含有建材や石綿含有吹付け材に、石綿中で毒性の強いクロシドライトが含まれ、建設現場において、発じん量が多いのが石綿吹付け作業であったから、石綿粉じん作業への規制に伴い、吹付け作業における石綿粉じん曝露の危険性は低下していった。昭和50年改正特化則によって代替化の努力義務が定められ、企業努力も行われた結果、石綿含有建材の石綿含有率は徐々に低下していった。

したがって、昭和40年代より後に高濃度の石綿粉じんに曝露していたということはできず、むしろ、昭和40年代以前の方が高濃度の石綿粉じんに曝露する機会があった可能性が高い。

よって、1審原告らが石綿粉じんに曝露したことが認められるとしても、1審被告国の責任期間外、特に昭和40年代以前に、石綿粉じん曝露があれば、1審被告国が責任期間内に規制権限を行使していたとしても、被災者らが石綿関連疾患に罹患しなかったといえるか疑問である。

仮に、上記の因果関係が認められるとしても、1審被告国の責任期間以外の期間の石綿粉じん曝露が、被災者らの石綿関連疾患の発症に寄与したこととは否定することができないから、少なくとも慰謝料額の減額事由として十分に斟酌される必要がある。

ウ 既に相当額の労災保険給付を受領し、今後も給付を受けることが見込まれるため、慰謝料額算定に当たって労災保険給付の総額が考慮されるべき

であること

慰謝料額の算定に当たっては、1審原告らが労災保険給付等を受給したことをその算定の基礎事情として考慮すべきであることはもとより、1審原告らの個別の労災保険給付等の額で慰謝料額に差異を設けたり、又は個別の減額事由として考慮したりするという判断をすべきである。

なぜならば、慰謝料額算定に当たって、労災保険給付等の受給を考慮することができるのには、実質的には、当該給付によって違法行為によって生じた経済的不安や苦痛が軽減されるからであり、その受給額の多寡に応じて、当該不安・苦痛が和らぐ程度も異なると解されるからである。

エ 喫煙歴を適正に損害額に反映させるべきであること

喫煙歴も、石綿曝露もない人の発がんリスクを1とすると、喫煙歴がある石綿曝露歴がない人では、10.85倍、喫煙歴がなく石綿曝露歴がある人では、5.17倍、喫煙歴も石綿曝露歴もある人では、53.24倍になるとされており、喫煙が肺がんのリスクを高めていることは明らかである。

したがって、喫煙歴のある肺がんに罹患した被災者らについては、民法722条2項を類推適用して一定の減額をすべきである。そして、その減額すべき割合は、被災者らの喫煙の程度に応じて決定すべきである。

具体的には、喫煙歴のある者については、少なくとも3割の、1日の喫煙本数×喫煙年数から算出されるブリンクマン指数が400を超える者については、少なくとも5割を超える減額がなされるべきである。

オ 損害論に関する1審原告らの主張に理由がないこと

(ア) 1審原告らは、1審被告国も3分の1の責任割合ではなく、全部責任を負うべきである旨主張する。

しかし、1審被告国において、原判決が判断したとおりに規制権限を行使していたとしても、1審原告らに生じた損害を全部回避し得たとは

いえず、1審被告国の規制権限の不行使と1審原告らに生じた全損害との間に相当因果関係が認められるはいえない。損害の公平な分担の見地からも、1審被告国の責任は、第一次的責任者である使用者の責任よりも限定された範囲にとどまるべきである。

(イ) 1審原告らは、原判決の慰謝料額の基準額が、近時のじん肺訴訟判決の認容額に比して低額である旨主張する。

しかし、1審原告らが挙げる近時のじん肺訴訟の判決と本件とは事案を異にする上、これらの裁判例と原審の基準額を比較しても不当に低額であると評価することはできない。

(ウ) 1審原告らは、原判決が、1審被告国の責任期間中の労働者として就労した期間が短期間である者について損害額を減額したことは、筑豊じん肺控訴審判決及びそれ以降の裁判例の判断、石炭じん肺訴訟における和解での1審被告国の対応に反する旨主張する。

しかし、本件と1審原告らが摘示する判決等とは問題とされる規制権限や労働者の粉じんの曝露状況が異なり、事案が全く異なるから、1審原告らの主張は、この点を看過したもので妥当ではない。

(1審被告企業ら)

【1審被告ケイミュー（乙ケ）】

(1) 以下の1審原告又は被災者（原告番号のみで示す。），すなわち、1審原告1-48, 1-102, 1-303, 2-19, 2-38, 2-46, 2-49, 2-54, 2-60, 2-74, 2-82, 2-101, 2-204, 2-223, 2-303については、1審原告らが提出する労災関係資料等の証拠によっても、石綿粉じんへの曝露と石綿関連疾患の罹患との間の因果関係が証明されているとはいえない。

(2) 喫煙は、有意に肺がんの発症に影響し、喫煙歴も、石綿曝露もない人の発がんリスクを1とすると、喫煙歴があつて石綿曝露歴がない人では、1

0. 85倍、喫煙歴がなく石綿曝露歴がある人では、5. 17倍、喫煙歴も石綿曝露歴もある人では、53. 24倍になるとされている。

1審被告ケイミューの建材を取り扱った場合、極めて微量の石綿粉じんにしか曝露しないことを考えると、相対的に喫煙の危険性が著しく高いものと評価することができるから、喫煙歴のある被災者らについては、その喫煙の肺がん発症に対する客観的な寄与割合を勘案した上で、1審被告ケイミューの責任割合が判断されるべきである。

【1審被告倉敷紡績（乙コ）】

- (1) 1審原告らが提出する労災関係資料等の証拠によっても、以下の1審原告又は被災者（原告番号のみで示す。），すなわち、1審原告1-5, 1-7, 1-26, 1-31, 1-40, 1-45, 1-57, 1-59, 1-70, 1-87, 1-93, 1-107, 1-123, 1-138, 1-139, 1-205, 1-207, 1-209, 2-2, 2-13, 2-19, 2-24, 2-38, 2-49, 2-51, 2-53, 2-54, 2-57, 2-69, 2-74, 2-82, 2-106については、石綿粉じんへの曝露と石綿関連疾患の罹患との間の因果関係が明らかにされておらず、また、1審原告1-39及び2-16については、その被災者の死亡と石綿粉じん曝露との間の因果関係が明らかにされていない。
- (2) 喫煙は、肺がんの最大要因であることは広く知られており、喫煙歴のある建設作業従事者が発症した肺がんについては、その原因として、まず、喫煙をその原因として考えるべきであり、仮に、喫煙とアスベストが共に肺がんの原因となっていると考えるとても、喫煙歴のある建設作業従事者については、その因果関係、損害（過失相殺等）の判断に当たっては、かかる事情が十分に考慮されるべきである。

【1審被告住友大阪セメント（乙ツ）】

1審被告住友大阪セメントの製品は、非飛散性アスベストであり、仮に、

1審原告らが、1審被告住友大阪セメントの製品から石綿粉じんを吸引したとしても、その曝露量は飛散性アスベストを製造していた他の企業の製品と比較すると、著しく低かったから、1審原告らの損害に関する1審被告住友大阪セメントの寄与度は相当程度低いから、責任の減免が図られるべきである。

また、1審原告らは、肺がんと有意な関係にある1審原告らの喫煙歴を考慮すべきであり、しかも、1審原告らには、マスクの着用義務違反が認められるから、1審原告らの損害につき、過失相殺がなされるべきである。

【1審被告太平洋セメント（乙ニ）】

- (1) 1審原告らが提出する労災関係資料等の証拠によっても、以下の1審原告又は被災者（原告番号のみで示す。），すなわち、1審原告1-14, 1-61, 1-306, 2-8, 2-19, 2-30, 2-32, 2-38, 2-40, 2-46, 2-72, 2-88については、石綿粉じんへの曝露と石綿関連疾患の罹患との間の因果関係が明らかにされているとはいえず、かえって、その主たる原因是、肺がんに罹患した者については、これらの者の長期間にわたる多量の喫煙にあると考えられ、また、1審原告1-75については、その被災者の死亡は既往症を原因とするものであり、肺がんに由来するものとはいえない。
- (2) 以下の1審原告又は被災者（原告番号のみで示す。），すなわち、1審原告1-1, 1-3, 1-5, 1-6, 1-14, 1-18, 1-22, 1-40, 1-41, 1-75, 1-79, 1-112, 1-128, 1-138, 1-139, 1-211, 1-215, 1-221, 2-10, 2-21, 2-39, 2-47, 2-50, 2-52, 2-58, 2-84, 2-91, 2-92, 2-100, 2-207, 2-209, 2-214, 2-305は、いずれも喫煙歴を有しており、肺がんの発症の主たる原因是、自らの喫煙によるものであるから、相応の減責が必要である。

【1審被告D I C（乙ノ）】

肺がんの発症については、石綿と喫煙の両方の曝露を受けると、肺がんの危険が相乗的に高くなるとされていることからすると、肺がんに罹患した被災者らのうち、喫煙歴がある者については、公平の観念からみて、過失相殺がなされて大幅に減額されるべきである。

また、1審被告D I Cの1審原告らに対する寄与度は極めて小さいから、損害額は大幅に減額されるべきである。

【1審被告ニチアス（乙マ）】

(1) 1審原告1-134 [REDACTED] が主に曝露したのは、コンクリート粉じんやヒューム等であり、石綿粉じんではなく、労災認定を受けたのも「じん肺」とこれに合併する続発性気管支炎であって、石綿関連疾患であるびまん性胸膜肥厚ではないから、1審原告1-134 [REDACTED] が罹患したじん肺は、石綿に起因する石綿肺とはいえない。

(2) 1審原告らのうち、肺がんに罹患した者は、肺がんが石綿以外にも様々な原因によって発生する非特異性疾患であり、喫煙者については、喫煙による肺がん発症の相対リスクの上昇の程度に照らし、肺がんに罹患した被災者らのうち、喫煙歴がある者については、過失相殺の類推適用等により大幅な減額要因として考慮されるべきである。そして、扁平上皮がん及び小細胞がんでは、プリンクマン指数200以上の曝露群、すべての病理組織型において、プリンクマン指数400以上の喫煙歴を減額要素として考慮すべきであり、少なくとも5割以上の減額がなされるべきである。

【1審被告文化シャッター（乙ロ）】

1審原告（被災者）らのうち、建設作業中、防じんマスク等を不着用であった者及び肺がんに罹患した者のうち、喫煙歴がある者については、公平の観点から過失相殺がされるべきである。

1審原告らの個別的事情の主張は、別紙10「原判決分冊2の付加訂正」（※添付省略）のとおり、付加訂正するほか、原判決分冊2の別紙「個別の原告等についての原告らの主張」（原判決分冊2の712頁から1235頁まで。ただし、第2章第1節第4において、本件各控訴を取り下げた亡[REDACTED]訴訟承継人1審原告1-58-1[REDACTED]、同1-58-2[REDACTED]、亡[REDACTED]訴訟承継人1審原告1-116-2[REDACTED]及び1審原告2-111[REDACTED]並びにその訴訟承継人が本件訴えを取り下げた[REDACTED]訴訟承継人1審原告1-219[REDACTED]の、それぞれに係る主張部分を除く。）のとおりであるから、これを引用する。

なお、上記引用部分において、被災者らの職種については、上記原審における主張を特に訂正しておらず（当審における1審原告らの職種に関する主張については、別紙5「直接取扱い建材による予備的請求の請求額等一覧表」及び別紙6「主要曝露建材による予備的請求の請求額等一覧表」の各「職種」欄の記載を参照），また、被災者又は1審原告の姓名については、外字によらないで表記している部分がある。

第4章 当裁判所の判断

第1節 争点1：1審被告国責任・労働関係法規に基づく規制権限の不行使の違法性

第1 規制権限の不行使の違法性等の判断基準

1 違法性判断の枠組み

(1) 総論

規制権限の不行使の違法性判断の枠組みは、争点1及び争点2に共通する前提となる判断枠組みであるので、最初にこの点から検討する。

国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的やその権限の性質等に照らし、具体的な事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の

適用上違法となるものと解するのが相当である（最高裁平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁，最高裁平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802頁，最高裁平成26年10月9日第一小法廷判決・民集68巻8号799頁参照）。

(2) 労働関係法規に基づく規制権限不行使の違法性判断の枠組み

これを本件についてみると、旧労基法（乙アB2）は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものとして労働条件を確保することを目的として（同法1条），使用者に対し、粉じん等による危害を防止するために必要な措置を講じる義務（同法42条），労働者を就業させる建設物等について、労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じる義務（同法43条），労働者を雇い入れた場合にその労働者に対して、当該業務に関し必要な安全及び衛生のための教育を施す義務（同法50条）等を定めている。また、安衛法（乙アB24）は、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的として（同法1条），事業者に対し、粉じん等による健康障害を防止するため必要な措置を講じる義務（同法22条），労働者を就労させる建設物その他の作業場について、換気その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じる義務（同法23条），危険又は有害な業務で、労働省令で定めるものに労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のため特別の教育を行う義務（同法59条3項），空気環境その他の作業環境について必要な測定をし、その結果を記録する義務（同法65条）等を定めている。これらの規定によって使用者又は事業者が講ずべき具体的措置、基準等を命令又は労働省令に委任している（旧労基法45条、52条4項、安衛法27条1項、59条3項、65条）。

そして、旧労基法においては、有害物の製造等の禁止を定め、製造等の禁止対象物の指定については労働省令に委任し（同法48条）、安衛法におい

ては、労働者に重度の健康障害を生ずる物の製造、使用等の禁止（同法55条）、労働者に健康障害を生じるおそれのある物で政令で定めるもの等についての容器等への警告表示の義務（同法57条）を定め、製造等の禁止対象物及び警告表示を行うべき物の指定を政令に委任している（同法55条、57条）。

このように、旧労基法及び安衛法が、前記具体的措置や基準、対象物の指定を命令又は労働省令等に包括的に委任した趣旨は、使用者又は事業者が講すべき措置の内容や定めるべき基準、対象物の指定が、多岐にわたる専門的、技術的事項であり、また、その内容等についてできる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正していくためには、これを主務大臣等に委ねるのが適当であるとされたことによるものである。

以上の前記各法律の目的及び前記各規定の趣旨にかんがみると、前記各法律の主務大臣であった労働大臣等の前記各法律に基づく規制権限は、粉じん作業等に従事する労働者の労働環境を整備し、その生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することをその主要な目的として、できる限り速やかに技術の進歩や医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものである（前掲最高裁平成26年10月9日判決参照）。

したがって、旧労基法及び安衛法に基づき、規制権限を有する労働大臣等が、その権限を定めた法令の趣旨、目的やその権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、適時にかつ適切に規制権限行使すべきであったかという観点から、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるかどうかを判断すべきものである。

そして、このことは、争点1の労働関係法規に基づく規制権限の不行使の違法性の判断についてのみならず、争点2の建基法に基づく規制権限の不行使の違法性の判断についても、同様に当てはまるものと解される。

2 1審被告国の主張に対する検討

この点、1審被告国は、①1審被告国がとってきた規制措置に一応の合理性が認められる場合には、規制権限の不行使の違法性は認められず、また、②規制の不遵守と規制の不備とは区別されるべきである旨主張する。

しかし、前記①の点（規制措置の一応の合理性）については、前記1のとおり、旧労基法及び安衛法の目的並びにこれらの法律の各規定の趣旨にかんがみると、労働大臣等の前記各法律に基づく規制権限は、粉じん作業等に従事する労働者の労働環境を整備し、その生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することをその主要な目的として、できる限り速やかに技術の進歩や医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものであり、そのことを前提として、1審被告国の規制権限の不行使が著しく不合理か否かが判断されるべきであるから、1審被告国がした規制措置に合理性があったかどうかは、その一事情として斟酌されるにとどまり、その一応の合理性の有無によって規制権限の不行使が著しく不合理か否かが判断されることになるものではない。

そして、前記②の点（規制の不遵守と規制の不備との区別）については、ある規制措置が十分でない場合、それが規制の不遵守によるものか、規制そのものの不備によるものは、規制全体の仕組みを考慮した上での事実認定の問題であるから（この点については、後記第4の2(3)アで検討する。），その区別自体が違法性の判断枠組みとなるものではない。

したがって、1審被告国の上記主張は採用することができず、1審被告国規制権限の不行使の違法性の有無は、前記1の観点から判断すべきものと解される。

3 規制権限の不行使の違法性等と医学的知見の集積状況等

本件のように、特定の作業に従事する者に、特定の疾患の発症を予防するための規制権限の行使が求められる場合、特定の要因と特定の疾病との間の因果

関係についての医学的知見が集積し、かつ、建設現場において、建設作業従事者が石綿粉じんに曝露し、健康被害を受ける客観的危険性が存在することを前提として、1審被告国において、建設作業従事者に石綿関連疾患が発症するとの具体的予見可能性が必要となる。そして、この予見可能性の存在は、1審被告国（労働大臣等）の過失を基礎付ける事情にもなる。

そこで、以下では、まず、石綿関連疾患の内容ごとに医学的知見の集積状況について検討する。なお、前記第2章第2節第5の2で付加訂正して引用した原判決・前提事実3(1)ないし(3)（原判決6ないし12頁。ただし、付加訂正後のもの。）のとおり、石綿肺、肺がん及び中皮腫については、その病理が異なり、それに応じて1審被告国が負うべき回避措置の内容が異なり得るから、これらを区別して医学的知見の集積時期を検討すべきであるところ、上記と同様に引用した原判決・前提事実3(4)及び(5)（原判決12ないし14頁。ただし、付加訂正後のもの。）のとおり、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水は、石綿肺に伴うことが多く、その回避措置は石綿肺と共通するから、以下では、石綿肺、肺がん及び中皮腫に係る医学的知見の集積時期について検討する（後記第2）。

次に、建設現場において、建設作業従事者が石綿粉じん曝露による健康被害を受ける客観的危険性及びそのことについての1審被告国の予見可能性について検討する（後記第3）。さらに、石綿の管理使用を前提とする1審被告国の方策の有効性・十分性を判断し（後記第4），最後に、1審被告国の上記予見可能性を基礎として石綿の管理使用を前提とする規制権限の不行使の違法性等（過失判断を含む。）を検討する（後記第5及び第6）。

第2 石綿関連疾患（石綿肺、肺がん及び中皮腫）に関する医学的知見の集積

1 認定事実

後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次のとおりの事実が認められる（以下、後掲証拠及び弁論の全趣旨によって認められる事実のことを、第2において、

「認定事実」と略称する。なお、証拠等は、認定事実ごとに掲記する。)。

(1) 石綿肺に関する研究報告等

(外国における研究報告及び国際会議等)

ア イギリスにおける初期の石綿肺の症例報告及び調査等

石綿作業における健康被害の最初の報告は、1898年(明治31年)，イギリスのルーシーの報告であった。それは、「アスベストの粒は鋭いガラスのように突き刺さる性質をもっていることが判明し，量にかかわらず室内の空気中に舞い上がり，浮遊し続けるのだった。その影響は想像されていたように健康に害を与える」というものであった。(甲A30(95頁))

その後、マレーは、1906年(明治39年)，石綿工場での作業に従事していた肺疾患の患者に肺線維症が生じていることを、剖検により初めて確認した。(甲A30(96頁)，甲A38の1・2(甲38の2(1頁))，甲A39の1・2(甲39の2(1頁)))

ビーティーは、1912年(明治45年)，動物実験により、石綿粉じんの吸入が軽度の線維症を引き起こすことを明らかにした。(甲A39の1・2(甲39の2(1頁)))

クークは、1924年(大正13年)，18年間、石綿工場に就業し，33歳で死亡した患者の剖検の結果、肺から石綿粉じんと見られる多数の粉じんを発見した。(乙アA20(39, 40頁))

ミアウェザー及びプライスは、1928年(昭和3年)から1929年(昭和4年)にかけて、石綿作業従事労働者の線維症が石綿産業における健康リスクに基づくものか否かを調査するため、純粹な、又は僅かな割合の木綿を含む石綿の粉じんに曝露している労働者約2200名のうち、サンプルとして選ばれた363名の肺線維症の有無を調査した。1930年(昭和5年)，ミアウェザー及びプライスは、調査対象の26.2%に当

たる 95 人に肺線維症が認められ、線維症の直接的な原因は、作業環境中の石綿粉じん濃度と石綿粉じん曝露期間の長さによるものであることを報告した（ミアウェザー報告）。（甲 A 39 の 1・2（甲 A 39 の 2（1, 4, 9, 22, 57 頁）））

ミアウェザー報告に基づき、イギリスでは、1931 年（昭和 6 年）、最初のアスベスト粉塵規制法（英國アスベスト産業規則）が制定された。
(甲 A 30 (98 頁), 甲 A 40 の 1・2)

イ アメリカ、カナダにおける研究報告等

ブルデンシャル保険会社の統計学者であるホフマンは、1918 年（大正 7 年）、労働者が石綿を採掘してこれに曝露することは、「疑いようもなく相当程度の危険性を伴う」と報告し、アメリカ及びカナダの保険会社では、アスベスト労働者は、その産業が健康を害する状態にあるとみなされたため、一般に保険契約の締結が拒否されるようになった。（甲 A 28 の 1・2（甲 A 28 の 2（4, 5 頁）），甲 A 30 (97 頁)）

ウ ドイツにおける研究報告等

ドイツでは、1914 年（大正 3 年），最初の石綿肺が報告された後、1931 年（昭和 6 年），石綿肺に関する 9 つの医学論文が発表され、その中には、ドレスデンとベルリンのアスベスト工場で 10 年以上石綿粉じんに曝露したすべての労働者が石綿肺に罹患したとの報告もあった。（甲 A 62 (113 頁)）

エ 國際會議等における研究報告等

ILO は、1930 年（昭和 5 年），南アフリカのヨハネスブルグにおいて、第 1 回国際けい肺會議を開催した。同會議には、オーストラリア、カナダ、ドイツ、イギリス、イタリア、オランダ、南アフリカ及びアメリカの 8 カ国が出席し、「鉱山における労働状況と粉じん防止」「けい肺の原因及び病理」「職業病としてのけい肺の診断」の各項目に関して討議が

行われた。ここでは、石綿肺以外の他のじん肺については、いまだ利用し得る重要な報告がなく、十分な研究も行われていないとして、討議はほとんどのけい肺に関するもののみとなった。（乙ア A 9 3（61ないし63頁））

また、会議後には、石綿粉じんの吸入は、一定のじん肺を形成し、時には結核を併発し死亡した報告もあること、このじん肺では肺組織中にいわゆる「石綿小体」が出現するが、この出現が必ずしも本病診断の確証とはならないこと、このじん肺の診断としては、けい肺と同様の立証方法を用いるべきであるが、このじん肺に結核がどの程度関係があり、他のじん肺にいかなる影響を及ぼすものであるかについては十分明らかではないことなどが報告された。（乙ア A 9 3（67, 68頁））

そして、ILOは、1930年（昭和5年）に発刊した百科辞典である「職業と健康」において、「前に挙げた全ての工程は、疑問の余地なく相当の危険性を含んでいる」として、石綿について警告を発した。（甲A 28の1・2（甲A 28の2（16頁）））

さらに、ILOは、1938年（昭和13年），スイスのジュネーブにおいて、第2回国際けい肺会議を開催した。我が国からも代表者が参加した上で、じん肺の問題について討議された。（甲A 49）

しかし、上記会議において、石綿肺についての討議が行われた形跡はうかがえない。

（我が国における研究報告等）

オ 戦前における研究報告等

内務省社会局の医学博士であった大西清治は、「石綿塵と結核」（昭和5年）において、マレー、クーク及びミアウェザーらの研究について紹介したが、同著には、我が国では、石綿肺に関しての報告に一例も接しないこと、石綿肺と結核がどのような関係にあるか、ほとんど明らかにされて

いないこと等が述べられている。（乙ア A 2 0 （3 9ないし4 3 頁））

大西清治は、「工業粉塵と塵肺」（昭和9年）において、じん肺が産業衛生上の重要問題であるとする一方で、従来、我が国では、じん肺に関する医学的研究もあまり行われず、この問題を論じた著作はほとんど皆無であったと述べた。（甲ア A 6 3 （1 3 3, 1 3 4 頁））

名古屋医科大学の教授であった鯉沼茆吾は、「職業病と工業中毒」（昭和13年）において、アスベスト肺及びI L O第1回国際けい肺会議（前記エ）の報告を掲載した。（甲ア A 1 0 ）

医学博士であった石川知福は、「塵埃衛生の理論と実際」（昭和13年）において、石綿肺に関し、ミアウェザー及びプライスの研究を紹介したが、石綿産業が発達途上にあり、かつ、石綿肺に関する調査報告がいまだない我が国において、彼らの研究が正しいか否かは将来の研究により解決し得ると述べた。（甲ア A 1 1, 甲ア A 9 3 （8 0 頁））

石川知福は、「環境衛生学」（昭和17年）において、石綿工場において飛散する粉じんが、諸種の健康障害を発症せしめる旨記述するが、その詳細については、前記「塵埃衛生の理論と実際」の参照を求めるのみで記載しなかった。（甲ア A 5 0 （1 7 9 頁））

カ 昭和15年保険院報告、保険院調査

保険院社会保険局健康保険相談所大阪支所の保健技師であった助川浩らは、昭和12年から昭和15年にかけて、アスベスト工場において、石綿取扱作業に従事する労働者を対象にエックス線撮影を中心とした臨床的調査研究（保険院調査）を行い、昭和15年3月（発行は、同年5月），「アスベスト工場に於ける石綿肺の発生状況に関する調査研究」（昭和15年保険院報告）としてまとめた。（甲ア A 1 2 （「例言」及び「奥付」））

保険院調査は、我が国における最初の石綿肺に関する系統的調査研究であった。（甲ア A 1 2 （1 頁））

保険院調査は、けい肺に関しては各方面において調査研究が行われ、その被害が深刻であることは部分的ではあるが報告されている一方、石綿粉じんの被害についてはその報告がなく、健康保険においても職業病ではなく、私病として扱われていることから、我が国においても、諸外国と同じく石綿肺が存在するのか、存在するならいかなる要因の下に発生するか、いかなる症状経過を呈するかを調査研究し、石綿肺の予防及び療養の給付の参考に資することを目的としたものであった。（甲A12（2，3頁））

保険院調査は、大阪府泉州地域等に所在する19の石綿工場の1024名の労働者から、保温板、パッキング等を製造する工場を除外した、14の石綿紡績工場の650名の労働者に対して行われ、種々の臨床検査の他、勤続年数3年以上の者及び勤続年数3年未満であっても胸部に異常があり必要と認められた者の計251名に対してエックス線撮影が行われた。（甲A12（3，5，8ないし16頁））

また、保険院調査では、労研式吸着式じん埃計を用いた空中浮遊じん埃数の測定も行われた。（甲A12（6頁））

昭和15年保険院報告は、勤続年数の増加とともに石綿肺罹患率が増加すること、発じん量の多い混綿、織場、槐綿において罹患率が高いことなどから、粉じん飛散量と勤続年数が石綿肺罹患の二大因子であり、病期の進行は、勤続年数に比例して增多すると指摘した。（甲A12（32頁））

その上で、昭和15年保険院報告は、石綿紡績従事者は石綿肺と結核の危険に二重にさらされており、その予防と治療の適切な対策樹立が必要であることを指摘した。（甲A12（94頁））

ただし、保険院調査は、我が国で最初の石綿肺の疫学的調査であり、エックス線写真の撮影方法（画像の読解）、診断基準等の正確性についての十分な裏付けがなかった。（乙アA155（10，11，17ないし22頁））

キ 戦後、じん肺法制定に至るまでの研究報告等

(ア) 宝来による研究報告等

奈良県立医科大学教授であった宝来は、昭和27年、奈良県の石綿工場において作業従事者の二次検診を実施し、エックス線検査により作業従事者203名中10名に石綿肺を発見し、そのうちの1例は、昭和30年に我が国最初の石綿肺剖検例となった。（甲A15（126, 127頁））

昭和32年12月1日発行の「奈良医学雑誌」に掲載された宝来ほか著の「石綿肺に関する研究」においては、石綿肺の発生機転の解明については将来の研究結果に期待すること、今後継続検診によって臨床像を明らかにする予定であることなどが述べられている。（甲A16（251頁））

また、宝来は、昭和31年1月に至り、同様の検診を実施したところ、5年以上勤続する従業員50名中29名に石綿肺が確実とする所見があり、10名に石綿肺が疑わしいとする所見が認められ、5年以上勤務者は、勤続年数が増加するに従い石綿肺有所見者の割合が増加することを認めた。本研究の報告書では、本研究において、我が国で初めて喀痰中に石綿小体が検出されたが、石綿小体の排出は必ずしも石綿肺の成立を意味するものではないこと、石綿小体の検出は、診断決定の補助手段となり得るが、石綿肺の臨床像を明らかにする段階に至っておらず、今後の調査研究に期待するところが大きいと述べられている。（甲A16（253ないし257頁））

(イ) その他の研究者らによる研究報告等

東京労災病院の吉見は、昭和29年、石綿工場の検診を開始し、臨床所見等につき発表した。（甲A55（472頁））

国立療養所大阪厚生園院長の瀬良は、昭和31年、大阪泉南地方の石綿加工工場の検診を開始し、臨床所見等につき発表した。（甲A55（4

74頁))

北海道大学医学部公衆衛生学教室の左部勝は、昭和31年、北海道の石綿鉱山作業者を対象に石綿肺の検診を行い、その報告書を昭和32年8月、「石綿鉱山及びその附属工場における石綿肺症について」として公刊し(発行は昭和33年12月)，本研究によって、石綿鉱山作業者の職場の石綿粉じんの濃度及び勤務年数に応じて石綿肺の発生頻度、エックス線所見が高度になることが認められたとする一方、その臨床像は、今後動態的観察により検討すべき課題と思われると述べている。(甲A55(474頁), 乙アA94(1, 15頁))

(ウ) 1審被告国によるけい肺巡回検診等

労働省が、昭和23年から昭和25年までに6回実施した、けい肺巡回検診において、検査対象となった約4万6000名の労働者のうち、約6600名が患者と認められ、じん肺と診断するほかないものが600名、けい肺と診断されたものは、約6000名であった。(甲A14(38ないし40頁))

これを受け、1審被告国は、昭和30年、けい特法を制定し、けい肺について健康診断等を定めたが、石綿肺は、その対象とはなっていなかった。(乙アB11)

そこで、労働省は、昭和31年通達において、使用者に対し、有害なおそれのある業務について特殊健康診断を自発的に実施するよう勧奨し、「有害のおそれのある作業」には、「けい肺を除くじん肺を起し又はそのおそれある粉じんを発散する場所に於ける業務」として、石綿取扱作業が含まれていた。(乙アB12)

(エ) 労働省労働衛生試験研究

労働省は、昭和31年度から昭和34年度にかけて、労働衛生試験研究として、石綿肺に関する研究を、宝来を代表者、吉見、瀬良らを班員

とする研究班に委嘱した。昭和31年度及び昭和32年度には、「石綿肺の診断基準に関する研究」が、昭和34年度には、「石綿肺等のじん肺に関する研究」が、それぞれ研究テーマとされ、各年度末には、研究報告書が公刊された。（甲A15（127ないし129頁）、甲A19、乙アA23、乙アA24）

昭和31年度の研究に係る報告書（報告・昭和32年3月31日）によれば、我が国における石綿肺に関する研究は、非常に少なく、保険院調査がわずかの資料を提供しているにすぎなかつたが、戦後になって、前記ア(イ)のとおり、宝来、瀬良及び吉見らによる調査研究が行われ、石綿肺の様相がわずかに明らかになっており、昭和30年には、我が国最初の石綿肺患者の剖検例によって病理組織像の一部が明らかになるなどして石綿肺に関する関心が高まってきたところ、同年にけい特法が制定されたが、けい肺と同系統の職業性疾患である石綿肺については、その全体像が十分判明していないので、取扱いの基準についての資料が必要となつたことから、本研究が行われることとなつたとされている。（乙アA24（1頁））

昭和31年度の研究では、まず、石綿肺罹患者の実態を把握することが第1の目標とされ、次に、石綿肺罹患者について、各種臨床検査を行い、その臨床像を詳細にすること、さらに、石綿肺診断の基準を検討することが目標とされた。

したがつて、石綿鉱山及び加工場において、検診を実施して石綿肺罹患者の頻度を調査し、罹患者に各種検査を行い、臨床所見を明らかにし、また、実験的研究から石綿肺の発生及びその組織像を追究し、併せて臨床との関係を検索し、さらに、根本問題として石綿粉じんの性状の研究から有害の程度及び石綿肺発生過程の要因をつかみ、石綿肺発生の一要因である粉じん環境を調査すること等が研究事項とされた。（乙アA2

4 (1, 2頁))

昭和32年度の研究に係る報告書(報告・昭和33年3月31日)は、次のようなものである。

昭和31年度に、北海道石綿鉱山及び附属工場並びに東京、大阪、奈良の石綿工場従業員の検診を実施し、エックス線検査により全従業員の10ないし20%に検出された石綿肺有所見者について、各種の臨床検査を実施し、石綿肺の臨床所見をある程度明らかにすることができたこと、石綿肺の発生要因である石綿粉じんについて基礎的検索を行い、併せて石綿粉じん環境についても調査したこと、家兎ラッテを用いて実験的研究を行い、石綿肺の発生過程を追究し、石綿肺の診断基準をどのように設定するかという点にまで到達した。そこで、昭和32年度は、未検の鉱山、工場従業員の検診を実施し、併せて昨年実施の従業員の継続検診を行い、経過を観察し、再び臨床各種検査を行い、所見の確実性について検討した上、石綿粉じんの性状の検索、石綿粉じん環境の調査をさらに詳細に行い、動物実験も加えて我が国の石綿肺の全貌を明らかにし、石綿肺の診断基準に関する根幹的事項を決定することを目的として行われたものであるとされている。(乙アA23(1, 2頁))

昭和32年度の研究に係る報告書においては、昭和31年度の研究及び昭和32年度の研究を踏まえ、総括として、2年間の調査研究によって、石綿肺の概略を明らかにすることができ、診断基準の設定にまで到達したとした上で、これらの研究の結果として、以下の点が報告された。

(乙アA23(7頁))

- ① 石綿肺の発生には石綿粉じんが最も大きい役割を持ち、我が国の石綿工場の加工材料の主たるものである輸入されたクリソタイル石綿は、比表面積が非常に大きく、特殊な吸着能を持ち、生体に特異な反応を与えることが想像されること

- ② 石綿粉じん環境は、いずれの工場においても恕限度（後記第3の1(12)ア参照）を越えた悪条件であり、長期間の作業は石綿肺発生必至の状態に置かれていること
- ③ 石綿工場使用のクリソタイル石綿を用いて動物実験を行った結果、人体における石綿肺類似の所見を認めたこと
- ④ 人体剖検例を2年間に6例経験し、不整形の線維増殖、石綿小体、大食喰細胞、多核巨細胞等石綿粉じんによって惹起する組織変化を観察したこと
- ⑤ 石綿鉱山、附属工場、都市の石綿工場従業員は、エックス線検査によれば、その10ないし20%が石綿肺の有所見者であり、石綿肺有所見者は勤務年数と平行し、5年をすぎる頃から認められ、20年以上になると、ほとんどが石綿肺有所見を示すようになること
- ⑥ 石綿肺のエックス線所見は、微細線様陰影と微細点様陰影が主体であるが、多くの場合、微細線様陰影が優先して認められ、陰影が現れる部位は下肺野のみのものもあるが、全肺野にわたるものもあり、陰影が比較的粗の場合もあるが密の場合もあり、密度がさらに増してびまん性陰影となり、肋膜変化を伴ってびまん性度を一層強くする場合もあり、肋膜癒着像の明らかなもの、肺気腫像を伴うものもあり、さらに、合併症により部分的に浸潤陰影を認めるものがあること
- ⑦ 石綿肺の心肺機能は、軽症者には障害を認める者は少ないが、重症者には障害を認める者があり、肺機能障害の様相は換気能障害と肺胸毛細管ブロックの拡散障害の混合型のことであること
- ⑧ 石綿肺の一般臨床検査による所見は、慢性経過肺疾患と共通するものであるが、喀痰中石綿小体の検出は、他のじん肺との鑑別に役立ち、針生検による肺組織の検索は、確定診断の決定手段となること
- (オ) じん肺法及びじん肺法施行規則

昭和35年3月31日、石綿肺を含むじん肺等に関する医学的知見等を踏まえ、じん肺に関して適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講じることにより、労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与することを目的として、じん肺法が制定された。じん肺法施行規則1条（別表第一の23号）において、石綿吹付け作業はじん肺にかかるおそれのある粉じん作業（じん肺法2条1項2号）として定められていた。（乙アB19）

(2) 肺がん及び中皮腫に関する研究報告等

(外国における研究報告及び国際会議等)

ア 肺がんに関する初期の研究報告等

石綿の発がん性に関する研究は、1934年（昭和9年）から1935年（昭和10年）年にかけて、イギリスにおいて、ウッド及びグロインが、米国において、リンチ及びスミスが、それぞれ石綿肺に併発する肺がんの症例を報告したことに始まった。（甲A5、乙アA40（109頁）、甲A30ないし甲A311（枝番号分を含む。））

その後、1938年（昭和13年）、ドイツにおいて、ノルトマンが、従前の研究を含めた症例6例を分析し、石綿肺と肺がんに因果関係があると結論付けた。（甲A312の1・2（甲312の2（8頁）））

これを受けたドイツ政府は、1943年（昭和18年）、世界に先駆けて石綿に起因する肺がん及び中皮腫を労災補償の対象とした。（甲A43（136頁））

また、1942年（昭和17年）、アメリカにおいて、ヒューパーが「職業性の腫瘍及び関連疾患」と題する論文を発表し、石綿肺と肺がんについて、発がんの危険性を示唆する証拠があると述べた。（甲A28の1・2（甲A28の2（40頁）））

リンチは、1947年（昭和22年）の米国呼吸器科医学会において、

過去18年間に経験した石綿肺40例を検討したところ、肺がんを合併した石綿肺は3例（7.5%）であったのに対し、過去10年間の一般剖検2683例中の肺がん合併率は1%であったことを報告した。（甲A307の1（8頁）・2、甲A313の1・2）

ミアウェザーは、1949年（昭和24年）、肺がん合併率が、けい肺患者では、1.32%にすぎないのに対し、石綿肺患者では、13.2%に上ることを報告した。（甲A307の1（8、9頁）、甲A307の2）

さらに、グロインは、1951年（昭和26年）、解剖事例に基づき、肺がん発生率が、けい肺患者では、6.9%にすぎないのに対して、石綿肺患者では、14.1%に上ることを発見した。（甲A77の1・2（甲A77の2（1頁）））

イ 中皮腫に関するワグナー報告等

（ア）初期の研究報告等

石綿労働者に発生した中皮腫については、1935年（昭和10年）にイギリスのグロイン、1952年（昭和27年）にカナダのカルティエ、1953年（昭和28年）にドイツのヴァイス、1954年（昭和29年）にドイツのライヒネル、1955年（昭和30年）にイギリスのポンサーがそれぞれ報告を行っていた。（甲A4（109頁））

（イ）ワグナー報告（昭和35年）

中皮腫と石綿との関連について疫学調査を促す契機となったのは、1960年（昭和35年）の南アフリカのワグナーによる報告（ワグナー報告）であった。（甲A4（109頁））

ワグナーは、1960年（昭和35年）に出版された論文（昭和35年ワグナー報告）において、胸腹中皮腫であるとの診断を受けた33例について、病理診断の再検討、剖検肺中の石綿小体の有無、患者本人及び同居者の職歴、居住歴等の調査を行い、そのうち32例にクロシドラ

イトへの曝露の可能性が認められたと報告した。（甲A29（1頁），
甲A307の1（10頁）・2，乙アA89（17頁），原審・証人
(調書24頁)）

もっとも、石綿小体が剖検肺中から発見されたのは、8例のみであり、
ワグナー自身、「残りの25例は石綿粉じん曝露については状況証拠し
かない」「これらの腫瘍と石綿曝露を関連づける病理学的証拠は決定的
なものではない」とした。（甲A29（13頁））

ウ 疫学的調査等

(ア) ドール報告（昭和30年）

ドールは、これまでの研究においては、調査群の性別構成に関して詳
細が明らかにされておらず、また、動物実験の結論が確定的ではなかっ
たことから、石綿粉じん曝露と肺がんとの関係について、イギリスの石
綿織物工場の労働者を対象とした2種類の調査を行い、1955年（昭
和30年），下記調査結果を報告した（ドール報告）。（甲A77の1・
2（甲A77の2（1頁）），甲A307の1（11頁）・2）

第一の調査は、1935年（昭和10年）から1952年（昭和27
年）にかけて、死因に石綿肺の関与の可能性が疑われたため剖検された
労働者105名の剖検例の解析であり、そのうち、18名から肺がんが
発見された。（甲A77の1・2（甲A77の2（7頁の表1）），甲
A307の1（11頁）・2）

第二の調査は、石綿曝露作業に計20年以上従事していた男性113
名の、作業従事歴が20年経過した時点から1954年（昭和29年）
末まで平均9年間の生死の追跡調査（いわゆる後ろ向きコホート）であ
る。これらの者のうち、肺がんによる死亡者は11名であったが、イン
グランド・ウェールズ地区の男性の死亡状況から予測される肺がんの期
待死亡数は、0.8名であったことから、一般集団に対して10倍超の

死亡リスクであることが示された。また、死亡リスクは、1933年（昭和8年）以前の石綿曝露作業の従事年数が長いほど、有意に高いことが認められた。（甲A77の1・2（甲A77の2（9頁の表4）），甲A307の1（11頁）・2）

もっとも、本研究においては、喫煙の影響といった要因は、データが存在しないため考慮されておらず、また、調査対象者が113名と疫学的調査としては小規模なものであった。（乙アA89（15，16頁））

（イ）ブラウン・トルアン報告（昭和33年）

ブラウン及びトルアンは、従来の石綿曝露と肺がんの関係に関する研究が、剖検例といった特定の選ばれたサンプルに対して行われており、疫学的統計的手法が充たすべき要件を満足させるものではなかったとの観点から、1950年（昭和25年）から1955年（昭和30年）にかけて、カナダのケベック州の石綿鉱山労働者を対象として研究を行い、同研究報告書は、1958年（昭和33年）に公刊された（ブラウン・トルアン報告）。（乙アA98の1・2（乙アA98の2（1，15，21頁）））

本研究においては、少なくとも5年の石綿曝露期間を有し、1950年（昭和25年）に現役で石綿鉱山において就労していた労働者5958名の、6年間の観察期間中の死亡診断書の検証によって死因の裏付けがされた（大規模な前向きコホートによる研究）（乙アA98の1・2（乙アA98の2（6，7頁）））

その結果、肺がんによる死亡が確定的な者の割合は、10万人中25.3人、疑わしい者の割合を含めた割合は、10万人中33.8人であり、ケベック州における肺がん死亡率（10万人中22.5人）、カナダ全土の成人男性の肺がん死亡率（10万人中20.8人）にかなり近く、アメリカの成人男性の肺がん死亡率にも比肩するものであった。このこ

とから、ブラウン及びトルアンは、肺がんによる死亡率は曝露期間と曝露量によって上昇するものではなく、このことは、石綿の発がん性に対する強力な反証を与える事実であると結論付けた。（乙ア A 9 8 の 1・2（乙ア A 9 8 の 2（22頁）））

(ウ) マンクーソーによる報告（昭和38年）

マンクーソーは、1963年（昭和38年），米国高齢者生存者保健局（B O A S I）のデータを用いて、石綿製品を製造しているC社につき、ある時期にC社に労働していた従業員数（調査時点での退職者を含む。）男性1266人、女性229人を調査対象とし、1940年（昭和15年）から1960年代半ばまでの追跡調査をしたところ、石綿肺による死亡が男性22人、女性6人で、新生物による死亡は、それぞれ48人と10人であった。新生物の内訳としては、肺がんが19人と最も多く、男女別に男性で観察死亡数が15人と期待死亡数（5.42人）の2.8倍、女性で観察死亡数が4人と期待死亡数（0.19人）の21.1倍、さらに、腹膜中皮腫が男性2人、女性一人に認められた。（甲A 3 0 7 の 1（13頁）・2，甲A 3 1 4 の 1・2（甲A 3 1 4 の 1（41頁・Table4），甲A 3 1 4 の 2（1頁）））

(エ) セリコフによる報告（昭和39年）

セリコフは、従来の石綿作業と肺がんとの関連性に関する研究には、死亡した特定のグループの検視に関する統計は、アスベスト労働者全体のグループを反映していないことや、曝露、喫煙習慣及び個人の経歴といったデータを欠く場合が多いこと等の問題点を指摘している。（甲A 3 1 5 の 1・2（甲A 3 1 5 の 2（2頁）））

セリコフは、特定の労働組合に加入する断熱工632人を対象に、1943年（昭和18年）から1962年（昭和37年）12月末日までの20年間の生死及び死因を追跡して調査を行った。（甲A 3 1 5 の 1・

2 (甲A315の2 (3, 4, 7, 8頁))

なお、調査の対象は、石綿含有量2%から20%程度の資材に断続的にのみ曝露する断熱工であり、労働環境は、非常に粉じんの多い環境からわずかの粉じんにしか曝露しない環境まで様々であった。(甲A315の1・2 (甲A315の2 (10頁)))

本調査の結果、アメリカの全白人男性であれば、6.6名(期待値)が肺がん及び胸膜がんにより死亡するところ、調査対象では、42名が肺がんで死亡、3名が胸膜中皮腫(胸膜がん)により死亡しており、アスベスト労働者では、一般の合衆国白人男性と比較して6.8倍高くなっている。(甲A315の1・2 (甲A315の2 (7, 8頁)))

仮に、調査対象が全員喫煙者であったとした場合、喫煙者の肺がんによる死亡が、一般男性の3.4倍になるとのデータを前提にした場合でも、肺がんによる死亡は、3.4倍になるにすぎないから、肺がんによる死亡が白人男性の一般集団に比べて6.8倍も高いことは、労働者の喫煙習慣では説明することができず、石綿曝露が肺がん及び中皮腫の死亡率に有意な差を生じさせていると考えなければ説明がつかない、とした。(甲A315の1・2 (甲A315の2 (8頁)))

(オ) ニューハウスによる報告(昭和40年)

ニューハウスは、イギリスのロンドン病院で過去50年間に病理学的に中皮腫と診断され、職歴と居住歴が判明した76名と、これと同性かつ生年が5年幅で同じである同病院の入院患者76名を対照群とした症例対照研究を行った。(甲A307の1 (13頁)・2)

上記症例群76名のうち、31名に石綿の職業性曝露、9名に家庭内曝露が認められたが、石綿曝露歴がなかった36名を、中皮腫に罹患していない入院患者と比較すると、ロンドン市内にあったケープアスベスト工場との距離が800m以内の居住歴を有する者が、前者については、

30. 6%，後者については、7. 5%と、前者に有意に多いことが示された。 (甲 A 307 の 1 (14 頁) ・ 2)

この報告は、家庭内曝露のような低濃度曝露でも中皮腫を発症し得ることを示唆した。 (乙ア A 89 (18 頁))

(カ) エンターラインとケンドリックによる報告 (昭和 42 年)

エンターライン及びケンドリックは、1967 年 (昭和 42 年)，アメリカにおける石綿製品製造工場の労働者と木綿繊維工場の労働者におけるがん死亡率を調査し、全米白人の期待値と観察値の比 (標準化死亡比、SMR) によって対照したところ、石綿製品製造労働者の呼吸器系がんについての SMR は、木綿繊物労働者が 31. 1 であるのに対し、石綿作業従事者のうち、建築材製造労働者が 130. 4、摩擦材製造労働者が 123. 7、石綿繊維織物労働者が 228. 6 であり、石綿作業従事者が高率であり、石綿作業従事者の中でも死亡率に差異があることが明らかとなつた旨を報告した。 (乙ア A 40 (111, 112 頁))

(キ) ハリスによる報告 (昭和 43 年)

ハリスは、1968 年 (昭和 43 年)，海軍造船所における断熱作業労働者について調べたところ、石綿に曝露した群においては、中皮腫の発生が曝露開始以後の経過時間とともに、急激に増加したことが認められたと報告した。 (甲 A 5, 乙ア A 40 (118 頁))

(ク) マクドナルドによる報告 (昭和 46 年)

マクドナルドは、1971 年 (昭和 46 年)，カナダのケベック州にある石綿鉱山の労働者 1 万 0421 名を退職後も含めて追跡したところ、極めて高い石綿粉じん曝露を受けた場合には、死亡の増加が示唆されたものの、ケベック州の一般人口における死亡率と比して、肺がんや中皮腫による死亡の有意な増加はないという報告を行つた。 (乙ア A 89 (18 頁)，原審・証人 [] (調書 25 頁))

(イ) セリコフらによる報告（昭和39年から昭和46年）

セリコフらは、1960年（昭和35年）から1971年（昭和46年）にかけて、断熱材製造工場においてアモサイトのみに曝露した労働者230名について調査を行い、全死亡では、期待死亡値が4.6.4であるのに対して、観察値は105であり、肺、胸膜、気管支、気管のがんでは、期待死亡値が2.4であるのに対して、観察値が27と高かつたこと、がん死亡のうち、肺がん25例、胸膜中皮腫2例、腹膜中皮腫3例が認められたことを報告した。なお、セリコフは、上記の追跡調査を継続して行い、1976年（昭和51年），当初の報告と同じ傾向の結果が得られたと報告した。（乙ア40（110, 137頁））

(ロ) 昭和47年のワグナーによる報告（昭和47年）

ワグナーは、1972年（昭和47年），マクドナルド報告の対象であったカナダのケベック州のクリソタイル鉱山地域と、昭和35年のワグナー報告の対象であるノースウェストケープのクロシドライト地域との中皮腫発生の様相が異なっていることから、クロシドライトがクリソタイルやアモサイトに比して、中皮腫発生により強く関与しているのではないかと報告し、その原因を、クリソタイルとクロシドライトの鉱物学的・物理学的特性の差に求めた。（甲A5, 乙アA40（117頁））

また、ワグナーは、2, 3週間程度、石綿に曝露したにすぎない者に中皮腫が発生した例や中皮腫が発見された場合でもしばしば石綿曝露の事実が認められない例があることなどから、比較的少量の曝露で中皮腫が起こる可能性があることを述べている。（乙アA40（125頁））

(ハ) G i l s o nによる「石綿がん—その過去と将来の危険性」と題する講演（昭和47年）

G i l s o nは、1972年（昭和47年）の「石綿がん—その過去と将来の危険性」と題する講演において、前記(ロ)の昭和47年のワグナー

による報告等を引用し、中皮腫に関しては、非常に少量の曝露でも検知するができる影響を与えているように思われ、肺がんを発生するに必要な石綿粉じんの曝露量より少ない量で中皮腫は生ずるようであると述べた。（甲A5、乙アA40（120、125、126頁））

エ 喫煙と肺がん及び中皮腫に関する研究報告等

セリコフは、1968年（昭和43年）の喫煙と肺がんとの関係についての疫学的調査において、石綿断熱作業労働者のうち、喫煙歴を持つ群では、石綿曝露もなく喫煙歴もない群に比して、約92倍の相対危険度が認められ、石綿曝露者のみで考える場合、喫煙者群は非喫煙者群に比して、相対危険度が約12倍であったと報告した。ハ蒙ドとセリコフによる1973年（昭和48年）の報告でも、同様の傾向を認めた。（甲A5、乙アA40（119頁））

その一方で、喫煙と中皮腫との関係については、1970年（昭和45年）のセリコフの報告では、胸膜中皮腫については、例数が少なかったため結論を下すことができず、腹膜中皮腫は喫煙がその発生率を高めるとは認められないとされ、前記（コ）の昭和47年のワグナーによる報告では、中皮腫については、喫煙との関連は認められないとされた。（甲A5、乙アA40（120頁））

オ 動物実験による研究報告等

（ア）吸入実験

a フォーヴァルトが、1951年（昭和26年）に、ワグナーが、1963年（昭和38年）に、ホルトが、1966年（昭和41年）に、それぞれ行った動物を石綿粉じんに曝露させる研究では、肺がんの発生は認められなかった。（乙アA40（23頁））

b グロスらは、1967年（昭和42年），ラットにクリソタイル粉じんを連続曝露させる実験を行い、ラットの31%に肺がんが発生し

たことを報告し、これは、動物に対する石綿吸入実験により、陽性成績を得た実験であった。（乙アA40（24頁））

(イ) 漿膜腔内注入実験

- a スミスらは、1965年（昭和40年），ハムスターの胸腔内に石綿を注入する実験により、中皮腫の発生及び転移を認めた。（乙アA40（2.9頁））
- b ワグナー及びベリーは、1969年（昭和44年），アモサイト，クリソタイル及びクロシドライトをラット胸腔内に注入する実験を行い、それぞれの試料について中皮腫の発生を認めた。（乙アA40（29頁））
- c スタントンは、1969年（昭和44年），石綿その他の試料を懸濁液とし、この液で飽和させたガラス線維製のガーゼでラットの肺の表面を覆う実験を行い、短期間かつ高率に中皮腫を発生させることに成功した。（乙アA40（30頁））
- d スタントン及びレンチは、1972年（昭和47年），各種の石綿ガラス線維などを用い、ラットにおける漿膜腔内注入実験により発がん性を調査したところ、アモサイト、クリソタイル、UICC標準クロシドライト等では、高率の中皮腫が発生したが、磨碎により微細粉末化したUICC標準クリソタイルでは、発生率は低下し、両名は、これらの結果から、石綿のがん原性はその物理化学的性質よりも、その形状に関連していると報告した。（乙アA40（30頁））

カ 国際会議等

(ア) ILOレポート（昭和32年）

ILO事務局が、1957年（昭和32年），ILO第5回化学工業委員会に提出したレポート「職業病と職業性中毒からの労働者の保護」の中の「化学物質の吸入による人体への影響」の項において、石綿が取

り上げられ、石綿肺は少なくとも肺がんの一因になるとされてきていると記述されているものの、その根拠となる文献は引用されていなかった。

(甲 A 1 4 6 (53頁), 甲 A 3 0 7 の 1 (17, 18頁) • 2)

(イ) WHO 「がん予防に関する専門家委員会」 (昭和38年, 報告書の発行は昭和39年)

WHOは、1963年(昭和38年)、がん予防の国際的な知見を点検し、それをいかに実現化し得るかを目的として、がん予防に関する専門家委員会を開催した。本会議の報告書は、1964年(昭和39年)に刊行されたが、そこでは、石綿が「職業性発がん物質」として「十分な証拠がある」ものとして列挙され、石綿による疾患として肺がんが例示されていた。(甲 A 3 0 7 の 1 (18頁) • 2)

(ウ) ニューヨーク科学アカデミー (アスベストの生物学的影響に関する会議, 昭和39年)

1964年(昭和39年)10月、ニューヨーク科学アカデミーの主催により、「アスベストの生物学的影響に関する会議」と題する国際会議が開催された。これは、石綿による健康への影響を主要テーマとして公式に取り上げた世界で初めての会合である。セリコフ、ヒューパーらが参加し、職業環境での石綿の人体曝露、一般環境での石綿の人体曝露、石綿の中皮腫発生への影響等について議論がされた。(甲 A 1 4 0 の 1 (146ないし148頁))

(エ) UICC 報告と勧告 (昭和40年)

a UICC 報告と勧告の発表

UICC (国際対がん連合) は、1933年(昭和8年)に結成された非政府非営利の国際的な民間組織であり、専門性を有する学術団体としての性格を有し、数年ごとに世界がん会議を開催している団体である。(甲 A 3 0 7 の 1 (18頁) • 2)

1964年、ニューヨーク科学アカデミーシンポジウムの際、UICCの地理病理部門が主催し、石綿とがんに関する専門家からなる「アスベスト及びがんについてのワーキンググループ」が開催され、UICCは、1965年（昭和40年）、その検討結果を「UICC「報告と勧告」（「アスベストとがんに関する作業委員会の報告と勧告」）として発表した。（乙アA89（18頁）、乙アA90の1・2）

本報告の内容（後記b 検討課題、後記c 石綿粉じん曝露とがんとの関係、後記d 疫学的研究を必要とする諸問題についての勧告）は、次のとおりである。

b 検討課題

- ① 単一種類の石綿纖維に曝露した集団、地域における胸膜及び腹膜の中皮腫の発生率を調査する。
- ② 中皮腫の診断基準を確立し、診断の標準化の助けとなる試料を集め、協議のためのパネルを設立する。
- ③ 石綿纖維の生物学的、物理学的及び化学的特性を調査している研究施設への配置用として、主要なタイプの石綿纖維とそれが抽出された有機物の標準サンプルを提供することが有用かどうかを調査し、有用かつ実用的と判断されれば、そのための施設を選定する。

（乙アA90の1・2（乙アA90の2（1頁）））

c 石綿粉じん曝露とがんとの関係

商業的に重要かつ主要な石綿には、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあり、石綿への曝露と悪性腫瘍の発生との間に関係があることを示す証拠がある。

石綿粉じん曝露との関連が示されている腫瘍の種類は、①肺がん、②胸膜と腹膜のびまん性中皮腫であり、消化器悪性腫瘍との関係も示唆されており、卵巣腫瘍との関連の可能性もある。（乙アA90の1・

2 (乙アA90の2 (2頁))

ここでいう関係や関連 (原文では; association, associated) は、広い意味で、無視することができない関連性があるという表現であって、因果関係があるという踏み込んだ趣旨の表現ではない。 (原審・証人 [] (調書25, 26頁))

最初の粉じんへの曝露から関係する腫瘍が発生するまでの潜伏期間は、非常に長く、通常20年以上であり、最高60年もの潜伏期間があつた例も報告されているため、現在では、石綿粉じんへの曝露は著しく減少しているが、石綿に関連した悪性腫瘍は、今後も多年にわたつて発生することが予想される。

関連する肺がんは、どれか単一の石綿繊維への曝露に限定されたものではないことを指摘する証拠が現在ある。リスクの程度が吸入した繊維の種類に関連しているか否かを緊急に調査することが必要である。

いくつかの国からの中皮腫の証拠は、クロシドライトへの曝露が特に重要かもしれないと示唆しているが、クロシドライトのみが中皮腫と関連していると結論付けることはできず、この問題については、更に調査する必要がある。

ある種の石綿は、天然のままの状態では、油、蠅、その他の有機物を含有していることが分かっており、更に、採掘後の石綿繊維は、炭化水素を吸収しやすいものがある。少量あるいはごく微量のニッケル、クロム等の様々な元素との結合が見られる種類の繊維もあることから、石綿粉じんへの曝露後の腫瘍の形成において、このような結合物質がどのような役割を果たすかは、未だ明らかにされていない。

すべての国において、様々な用途への石綿の使用が激増していることに関連付けて考えると、石綿粉じんへの曝露からの、現在広く認識されている以上に深刻で広範囲に広がる危険が存在するであろうこと

が、これらの発見によって示唆されている。

(以上、乙ア90の1・2(乙アA90の2(2頁)))

d 疫学的研究を必要とする諸問題についての勧告

- ① 石綿肺、肺がん及び中皮腫と他の腫瘍を発生、増殖させるリスクについて、纖維の種類の重要性を調査すべきこと。
- ② 粉じん量（曝露の濃度及び持続期間を含む。）と組成並びに石綿肺、肺がん、中皮腫及び他のがんの発生率に対する粉じんの物理的状態との関係を研究すべきこと。
- ③ 石綿粉じんへの更なる曝露を避けることの効果を調査すべきこと。
- ④ 石綿及び他の要因とのあらゆる関係を調べるために、過去及び今後の胸膜及び腹膜のびまん性中皮腫の症例の更なる調査を行うべきこと。
- ⑤ これまで広範に調査されることのなかつた石綿粉じん曝露集団にまで有病率及び死亡率の研究を拡大すべきこと。

(乙ア90の1・2(乙アA90の2(2, 3頁)))

(オ) ILO専門家会議(昭和47年)

ILOは、1972年(昭和47年)1月、「職業がんの管理と予防に関する専門家会議」を開催し、その報告書には、①クロシドライドが、胸膜(肋膜)中皮腫及び腹膜中皮腫の主要原因物質と考えられていること、②その他の形態の石綿(ことにクリソタイル、アモサイト)は、一種のじん肺、石綿肺を発生させることは多年知られているが、それが肺に発がん作用を及ぼすことが確かめられたのは、ごく最近であったこと、③肺がんは、肺にすでにじん肺の兆候がある労働者にだけ発生することが記述されている。(甲ア307の1(20頁)・2、乙アA6(40頁))

(カ) IARC報告(昭和47年)

I A R C (国際がん研究機関) は、WHOの下部機関であり、人のがんの原因と発がんの機序に関する研究を調整し、実行するとともに、がんの予防と制御のための科学的な方略を開発することを使命とする国際機関である。 (甲A307 (20, 21頁) · 1)

I A R Cは、1972年(昭和47年)10月、「アスベストの生物学的影響に関する作業会議」を開催し、U I C C報告と勧告(昭和40年)において勧告として取り上げられていた課題に対する回答という形で報告書がまとめられた(I A R C報告)。(甲A307 (21頁) · 1)

その内容は、次のとおりである(甲A31 (102ないし105頁)、甲A316の1・2。以下の頁数は、甲A316の2の訳文の頁数である。)。

① 市販されている主要な種類の石綿はすべて肺がんを惹起し得るのか?

その通りである。1964年(昭和39年)以降、肺がんの発現率に関し、曝露一反応の関連性を明らかにした疫学的研究により、因果関係を証明する証拠が増えてきている。数種の動物で、すべてのタイプ(種類)の石綿により肺がんが引き起こされたことは、この結論を支持しているといえる。しかしながら、ヒトにおける疫学的研究からは繊維の種類及び曝露の性質によりリスクに明らかな差があることが明らかにされている。(2, 3頁)

② 都会で一般の人々が遭遇するような低レベルの石綿粉じん曝露でも肺がんのリスクが高まることを証明する証拠はあるのか?

一部には、過去の粉じん測定法を基にし、また、一部には、産業内の仕事の種類を基にしている曝露一反応の関連性についての証拠から、職業曝露のレベルが低い場合には、過度の肺がんリスクは検出されな

いことが示唆されている。このような低いレベルでの職業曝露であっても、一般の人々が一般の大気汚染のために曝露されるものに比べれば遥かに高いレベルであるといえる。（3頁）

③ 1964年（昭和39年）以降に、石綿への過去の曝露と中皮腫との関連性についての証拠が変化したか？

多くの国の石綿に曝露された母集団における更なる予測的（前向きの）及び回顧的（後向きの）死亡率研究により、証拠は更にかなり強力なものとなった。市販のすべてのタイプの石綿とも、アンソフィライト以外はすべて、この疾患を引き起し得るという証拠が得られている。このリスクは、職業ごとに、また、石綿の種類ごとに、大きく異なることを示す証拠も増えている。クロシドライトがリスクが最も高く、アモサイトでは、リスクはそれより低く、クリソタイルでは、リスクは明らかに低い。アモサイトとクリソタイルに関しては、採掘業や粉碎業よりも製造業の方が、リスクが高くなると思われる。母集団の研究からも、中皮腫の患者の一部では、石綿への曝露との既知の関連性がないことを証する証拠も得られている。（3、4頁）

④ 都会で一般の人が遭遇するような低レベルの石綿粉じん曝露でも、中皮がんのリスクが高まることを証明する証拠はあるのか？

クロシドライトの鉱山や様々なタイプの石綿繊維の混合物を使用している工場の近隣では、中皮腫と大気汚染との関連性を示す証拠が得られている。この証拠は、何年も前の状態に関するものである。クリソタイルやアモサイトの鉱山の近隣に存在するような石綿大気汚染により中皮腫のリスクが特に高くなるということを証明する証拠はない。都会と田舎とでは、中皮腫の発現率に差があるといわれているが、その原因は立証されていない。現在のところ、一般の人々へのリスクを証明する証拠はない。（4頁）

⑤ 1964年（昭和39年）以降、喫煙、燐、石油、微量元素などのがんのリスクを高める他の要因について、重要性を証する証拠に変化があったか？

喫煙は、男性でも女性でも、石綿に曝露される労働者における肺がんのリスクを高める重要な要因である。石綿労働者は自らの健康を守るために喫煙をやめるべきであるということには、特に強い根拠がある。喫煙と中皮腫との関連性は、証明されていない。燐と石油が中皮腫の発現を高める重要な要因であることを試験することを目的としたこれまでの動物実験では、これらの汚染物は関連性があるということはあり得ないことが明らかにされている。動物実験で、微量元素が石綿がんの発生に重要な因子となる可能性があることを示唆する充分な手掛かりは得られていない。（4、5頁）

(キ) IARCモノグラフ（昭和48年）

前記(カ)のIARCにおける会議の結果は、昭和48年、「IARCモノグラフ第2巻」として出版された。（乙アA1の1・2）

そこでは、次のとおり、報告されている。

- ① 動物の胸腔内への石綿の注入によって、主に商業的に用いられる石綿全種類が中皮腫を発生させ得ることが示されていること
- ② クリソタイルの採掘と破碎の作業者での肺がん、中皮腫のリスクは小さいという実質的な証拠がある一方（おそらく同じことは、アモサイトにも当てはまる。），クロシドライト採掘、粉碎が行われている地域では、中皮腫の高リスクと相関があることが示されていること
- ③ 肺がんの過剰リスクは、過去の強い曝露の結果であることが通常であること
- ④ 最初の石綿粉じん曝露から中皮腫の発現までの期間は長く、通常は30年以上であり、腫瘍は、他の石綿関連疾患がない場合でも起こり

得ること

- ⑤ 現時点では、一般集団が、大気中、飲料、飲料水、食物、薬剤に存在する過去のレベルの石綿への曝露で、がんのリスクが増加するという証拠はないこと
 - ⑥ 石綿作業者においては、他の集団よりもかなり大きな程度に喫煙が肺がんのリスクを増大させること
- (乙アA1の1・2 (乙アA1の2 (2頁)))

(我が国における研究報告等)

キ UICC「報告と勧告」(昭和40年)までの研究報告等

- (ア) 我が国においては、石綿粉じんと肺がんに関する研究の嚆矢としては、鈴木武夫「労働衛生に於ける諸問題」(昭和26年)、岡西順二郎「アメリカにおける肺癌について」(昭和29年)、佐野辰雄「特集 珪肺と塵肺」(昭和30年)、日本安全衛生協会「肺臓がんの原因と環境」(昭和31年)、滝一郎「職業癌」(昭和31年)などがあるが、これらは、石綿の発がん性、外国における研究、報告を紹介するなどにとどまり、自ら調査研究等を行ったものではなかった。(甲A163ないし甲A167)
- (イ) その後、昭和30年にドール報告が公刊され、我が国においても、昭和34年に坂部弘之及び鯉沼茆吾らが、昭和35年に滝一郎が、それぞれドール報告を紹介した。(甲A18(134頁), 甲A78(64頁), 甲A168(369頁))
- (ウ) 鯉沼茆吾らは、ドール報告に否定的見解に立つ者もあること及び動物実験の結果では、石綿と肺がんの関係を認め得ないとされていることなどを記述し、また、坂部弘之は、我が国では、なお石綿肺に合併した肺がんの報告はないことを記述している。(甲A18(134頁), 甲A78(64頁))

(エ) 瀬良らは、昭和35年、我が国で初の石綿肺合併肺がんの剖検例を報告したが、瀬良自身、症例ががん年齢であったことや発生位置及び未分化腺がんであったことから、石綿肺と肺がんの間に直接の関係はない結論付けている。（乙ア A 28 (74, 75頁)）

(オ) 神奈川労働基準局労働衛生課長の山本秀夫は、昭和36年、「職業病管理」と題する書籍中、「粉じん」と題する論文において、「石綿肺には肺がんが合併する率が高いといわれる。」と述べた。（甲 A 20 (44頁)）

(カ) 関西医科大学教授であった東田敏夫は、昭和37年、「職業病」と題する書籍で、「職業上取り扱う可能性がある発癌性物質と癌の種類」として、「(発癌物質) アスベストー(職業癌の種類) 肺癌」を挙げていたが、結論の提示に留まり、その理由は記載されていなかった。（甲 A 21 (138頁・第9表 [A])）

ク UICC 「報告と勧告」（昭和40年）以降の研究報告等

(ア) じん肺と肺がんとの因果関係に関する研究（昭和40年）

労働省は、昭和40年度に災害医学に関する研究委託として、東京大学名誉教授の岡治道を主任研究者として、土屋健三郎、吉見及び佐野辰雄等を共同研究者とする「じん肺と肺癌との因果関係に関する研究」を行った。（甲 A 140 の 1 (159頁), 甲 A 145 (27頁)）

昭和41年、「災害医学に関する研究委託結果報告書」として出版された同研究の報告には、「じん肺中、石綿肺は長大じんによる慢性の気管支炎症をおこし、拡張気管支部の上皮増殖は著しい。この部に原発性肺癌の合併の多いことは英、独、米、等の諸外国でも確認されているもので、両者に因果関係を認める論拠は十分と考えられる。」とされた。（甲 A 145 (32頁)）

本報告書において、慶應義塾大学医学部衛生学・公衆衛生学教室の土

屋健三郎は、「塵埃暴露と肺ガンとの関係」という報告で、アスベストと肺がんとの関係についての疫学的研究、特に積極的な相関関係を支持する研究は、その数も多いが、その因果関係について否定する研究者も少數ではあるが存在することを前提に、土屋自身は、石綿と肺がんとの関係は疫学的な証拠から十分に支持するに足るとした上で、肺がんの原因が石綿のある種のものに限られるのか、あるいは、石綿に付随している他の物質であるのか、あるいは、複数であるのかといった問題は残されていると述べた。（甲A145（48, 50, 51頁））

また、本報告書において、関東労災病院の吉見は、「じん肺と肺がんの文献より」という報告で、発がん物質と考えられているものには、アスベスト等があること、石綿肺と肺がんの合併例がイギリス、カナダ、ドイツ、アメリカの多数の学者によって多くの症例が報告されていること、外国の研究者の名前を引用して両者の関連について蓋然性を認めている学者が多いこと、他方で、ブラウン・トルアン報告を挙げて関連性に疑問を持っている学者も少なくないこと、我が国における石綿肺合併肺がんは、2例にすぎないため、統計的考察も不可能であり、一般論としては、関連性否定の立場を取るべきであろうと考えられることなどを述べた。そして、吉見は、昭和41年、上記報告と同趣旨の論文（「じん肺と肺がん」）を日本災害医学会会誌に寄稿した。（甲A22, 甲A145（54ないし60頁））

(イ) 第9回世界がん会議（昭和41年）

昭和41年、UICCにより東京で第9回世界がん会議が開催され、ヒューパーら外国の研究者と国内の研究者が参加し、「がんと環境；アスベスト肺」のテーマの下、「中皮腫とアスベスト曝露」、「胃腸がんの発症との関連におけるアスベスト曝露」、「アスベストに関連した油とワックス」、「アスベストとがん」等の研究に関する報告がなされた。

その中で、ジャン・リーベンらは、石綿労働者のみならず、石綿労働者の2歳半の子どもや石綿工場の近隣に住んでいた者にも中皮腫の発症が見られたことを報告した。また、D.O.B Hourihaneは、東ロンドンにおける慢性中皮腫の患者について、その多くは肺中にアスベストがあるにも関わらず、産業的な曝露がないという点を強調した。（甲A140の1（160頁）、甲A171の1・2（甲A171の2（1,2頁））

(ウ) 職業がんに関する非公式会合（昭和41年）

前記(イ)の第9回世界がん会議に際し、日本産業衛生学会職業性腫瘍研究会は、世界がん会議に参加した在外研究者及び我が国の研究者による職業がんに関する非公式の会合を開催した。同会合では、ヒューバーが、南アフリカのアスベスト鉱山での中皮腫や肺がんの発生やペンシルベニア州の石綿取扱者への中皮腫発生などを報告した。その一方で、石綿自体の発がん性を立証することができなかったとの報告、ハムスターの気道内へのクリソタイル、クロシドライト及びアモサイトの注入によって中皮腫（メゾテリオーマ）の発生がなかったとの報告もなされた。（甲A169（36, 37頁））

(エ) 石西伸「石綿と悪性新生物」（昭和42年）

九州大学医学部衛生学教室の助教授であった石西伸は、昭和42年、福岡医学雑誌上に「石綿と悪性新生物」と題する論文を発表し、その中で、ドール報告を初め、昭和30年代から昭和40年代初頭にかけての石綿と肺がん及び中皮腫との関係について、疫学的研究及び動物実験による研究を紹介し、石綿の発がん性の作用機序に言及した上で、石綿に発がん性があるという事実は、その発がん機構の解明は十分ではないが、疫学的及び実験動物学的に疑うことのできない事実であると述べた。（甲A23）

(オ) 坂寄俊雄ら「現代の労働災害と職業病」（昭和42年）

立命館大学教授であった坂寄俊雄、同大学教授であった窪田隼人及び関西医科大学助教授であった細川汀は、昭和42年、「現代の労働災害と職業病」と題する書籍において、1962年（昭和37年）のヒューパーの報告を引用して、石綿が呼吸器を通じて肺、肋膜、腹膜への発がん性を有するとの表を掲載した。（甲A24（119, 120頁））

(カ) 倉恒匡徳「職業ガン」（昭和43年）

昭和43年に出版された「職業病とその対策」と題する書籍の中で、倉恒匡徳は、「職業ガン」と題する論文において、ブラウン・トルアン報告及び動物に対する発がん性は実験者によって結論が一致していないことなどを挙げつつ、ニューハウスらの疫学研究が、石綿と中皮腫の因果関係について間接的に支持しており、疫学的証拠と実験的証拠からすれば、石綿が職業ガン因子であることは確かであると考えられるとする一方で、その発がん機構は全く分かっていないのが現状であるとも述べている。（甲A26（399, 400頁））

(キ) 第16回国際産業衛生会議（昭和44年）

昭和44年、東京で第16回国際産業衛生学会が開催され、「じん肺」のセッションにおいて、職業性の石綿肺の他に、肺がんや中皮腫が石綿に起因する疾患であること、アメリカ、イギリス、南アフリカ、西ドイツ等の国々における疫学調査の結果を通じて、石綿曝露に関連した胸膜や腹膜の中皮腫が極めて頻繁に発生していることが報告された他、南アフリカのウェブスターによって、胸膜中皮腫と診断された、石綿曝露の証拠が明確な125例のうち、31例は、環境曝露の可能性が高いという推定が報告された。（甲A147（11, 12頁））

(ク) 佐野「じん肺と肺がんの関連性」（昭和44年）

佐野辰雄は、昭和44年に発行された「労働科学」に掲載された「じ

ん肺と肺がんの関連性」と題する論文において、石綿肺患者と石綿粉じん吸入者に肺がんの多い事実は、次第に確実なものとされるようになつたとする一方、石綿粉じん自身のがん原性はなお未確定であるとした。

(乙ア A 1 0 0 (384, 389頁))

（イ）労働の科学（昭和46年）

昭和46年9月に発行された「労働の科学」は、石綿肺を特集し、以下の3つの論文を掲載した。（甲A8, 甲A82）

a 濑良「石綿作業と肺疾患」

瀬良は、昭和46年、労働省安全衛生部労働衛生課・中央労働衛生専門官の寄稿（後記c参照）もある雑誌「労働の科学」に「石綿作業と肺疾患」を発表した。瀬良は、同論文において、石綿と肺がんに因果関係があることについては、今や異論のないところであると冒頭で述べ、近年建築関係等で石綿吹付け作業が盛んに行われているが、石綿吹付け作業者39名中6名（15.4%）に石綿肺（1型2名（作業期間5年、7年3か月），2型2名（作業期間6年、7年），3型2名（作業期間3年11か月、5年6か月）が認められ、比較的短い作業期間で発症しているのは注目すべきであること、このうち1例は、7年で呼吸困難を訴え、エックス線像2型、以後入院治療したが進展し、5年後呼吸不全で死亡したもので、石綿吹付け作業による我が国最初の死亡例であること、他に6年で2型になった者で1年10か月後に死亡した例もあり、吹付け作業については強力な予防指導を要するものと思われること等を述べた。（甲A8（4, 6頁））

b 松下秀鶴及び河合清之「アスベストの発がん性」

労働省労働衛生研究所の松下秀鶴及び河合清之は、本論文において、石綿に発がん性があるということは、疫学的にも実験腫瘍学的にも疑う余地がないと結論付けている。（甲A8（20, 21頁））

c 内藤栄治郎「石綿障害予防対策の現状と関係法規」

労働省安全衛生部労働衛生課・中央労働衛生専門官であった内藤栄治郎は、本論文において、昭和30年代後半には、石綿障害についての研究が進み、ある種の石綿については、石綿肺に加えてがん原性も疑われるに至ったこと、石綿が特に旧特化則の対象物質とされたのは、石綿肺がけい肺に劣らず、重篤な肺疾患であるのみならず、ある種のものは、肺がん、又は中皮腫を起こす疑いがあるため、その解明は、今後の調査研究に待つとしても、予防は、有害化学物質と同等に取り扱う必要があるとされたためであることを述べている。(甲A82(26, 27, 29, 33頁))

(コ) 昭和46年1月5日付け「石綿取扱い事業場の環境改善等について」

(昭和46年基発第1号)、旧特化則制定等(昭和46年)

労働省労働基準局長は、昭和46年1月5日付け「石綿取扱い事業場の環境改善等について」(昭和46年基発第1号)を発出し、その冒頭において、「最近、石綿粉じんを多量に吸入するときは、石綿肺をおこすほか、肺がんを発生することもあることが判明し、また、特殊な石綿によって胸膜などに中皮腫という悪性腫瘍が発生するとの説も生まれてきた。」として、さらなる局所排気装置の設置、性能の向上等に努めるよう通達で指導した。(乙アB23)

また、労働省は、産業界における新技術の導入、新原材料の採用等の急速な進展につれ、各種有害物等による健康障害の増加がみられ、これら障害の防止について最近とみに社会的関心が高まっているとして、労働環境技術基準委員会を設置し、同委員会において、石綿を含む有害物等の規制について技術的な検討を行い、その検討結果は、昭和46年1月21日付け「有害物等による障害の防止に関する対策について」(乙アB15)にまとめられ(ただし、石綿は、有害物等一覧表の備考欄に

がん原性物質であることを示す「A」の記入がされていない。) ; 昭和46年4月28日、旧特化則を制定し、石綿を第二類物質(微量でも有害な作用を有する物質)として規制対象にした。(甲A443(264頁), 乙アB15, 乙アB17, 原判決・前提事実8(2)エ(原判決24頁))

昭和50年改正特化則では、石綿は、所定事項の掲示や作業の記録等の特別の管理を必要とする特別管理物質と定められている。(昭和50年改正特化則38条の3, 38条の4) (乙アB29)

(サ) 昭和47年度環境庁公害研究委託費によるアスベストの生体影響に関する研究報告(昭和47年)

労働省労働衛生研究所の坂部弘之は、「昭和47年度環境庁公害研究委託費によるアスベストの生体影響に関する研究報告」において、海外における石綿肺、石綿による肺がん、中皮腫の研究報告等を紹介した上で、前記力(カ)の昭和47年のIARC報告の内容を記載した。(甲A31(51頁以下, 102頁以下))

(シ) 昭和53年報告書(「石綿による健康障害に関する専門家会議検討結果報告書」) (昭和53年)

a 昭和53年報告書

労働省は、昭和51年、「石綿による健康被害に関する専門家会議」(座長瀬良)に石綿による健康被害の検討を委嘱し、同会議は、昭和53年9月18日付で、労働省労働基準局長に対し、昭和53年報告書(「石綿による健康障害に関する専門家会議検討結果報告書」)を提出した。(甲A5, 乙アA40)

その概要は、次のとおりである。(甲A5, 乙アA40。以下の頁数は、これらの書証の頁数である。)

b 概要

(a) 肺がん

石綿肺への肺がん合併（石綿肺合併肺がん）については、研究報告が多く、石綿曝露と石綿肺合併肺がん発生との関連が明らかにされている。（170頁）

① 石綿肺との関連

石綿肺の進展度と肺がんの合併率との間には直線的な関連はなく、軽度所見や無所見の石綿曝露労働者にも肺がんの発生が認められている。他方、石綿曝露と肺がん発生の病因論的解明は、こうした肺がん症例の真の原因を判別するにはなお不十分であり、今後の重要な研究課題といえる。しかし、石綿肺の存在は、石綿曝露の証拠となるので、これに合併した肺がんは、石綿に起因した肺がんとして取り扱うべきものと考えられる。（170頁）

② 石綿曝露との関連

最近の疫学調査結果から、石綿曝露量が大となるにつれて、肺がん発生の超過危険が大きくなる傾向が見られ、症例としては石綿曝露期間が概ね10年を超える労働者に発生したものが多い。

しかし、高濃度で比較的短期間曝露を受けた作業者若しくは一時的に高濃度の石綿曝露を受ける作業が間欠的に行われる業務に従事した労働者に肺がん発生がみられたこともあるので、これらの症例における肺がんと石綿曝露との関連性については、個別に詳細な検討が加えられるべきものと考える。（170, 171頁）

③ 潜伏期間

石綿曝露開始から肺がん発生までの期間は、20年以上とする報告が多いが、近年これ以下で発生したとする報告もかなりある。

（171頁）

④ 喫煙との関連

石綿曝露労働者においては、喫煙によって肺がん発生の危険が著しく増加する。したがって、予防の観点からは喫煙をしないことが望ましい。（171頁）

⑤ 石綿の種類と形状

現時点の知見では、すべての種類の石綿繊維に肺がん発生の危険性があると考えるのが妥当である。（171頁）

(b) 中皮腫

現在では、疫学的調査と動物実験により、石綿曝露と胸膜及び腹膜の中皮腫の発生とが関連付けられている。（171頁）

① 石綿肺との関連

中皮腫は、肺がんとは異なり、石綿肺がなくても発生し、むしろ石綿肺と合併した中皮腫の症例は少ない。（172頁）

② 石綿曝露

中皮腫については、石綿肺合併肺がんの場合と異なり、例数が少ないため石綿曝露との量一反応関係を考察することが難しい。中皮腫の症例報告から見た石綿曝露期間は、10年以上の場合が比較的多いが、5年未満といった短い例もある。また、石綿粉じん濃度が低くても中皮腫が発生した例もあり、肺がんを発生するに必要な曝露量よりも少量で発生する可能性がある。（172頁）

③ 潜伏期間

石綿曝露開始から中皮腫発生までの期間は、石綿肺合併肺がんの場合よりも長い傾向にある。しかし、20年以下の発生例も報告されている。（173頁）

④ 喫煙との関連

中皮腫と喫煙に関しては、両者の関連性を明らかに示す報告はない。（173頁）

⑤ 石綿の種類と形状

クロシドライトは、アモサイトやクリソタイルに比して中皮腫発生により強く関与していると考えられるが、一般に単一の線維のみの曝露を受けている例は少ないので結論は難しい。また、アンソフィライトでは、中皮腫は発生しないとする見解もあるが、現時点における知見では、特定の石綿線維の中皮腫発生に関する影響を否定することは困難である。（173頁）

2 判断

(1) 石綿肺について

前記1(1)の認定事実によれば、次のとおり認められる。

ア イギリスにおいて、昭和5年にミアウェザー報告が発表され、また、ILOが同年に開催した第1回国際けい肺会議後において、石綿粉じんの吸入によってじん肺が起こる旨の指摘がされるなど、欧米諸国において、石綿粉じん曝露と石綿肺発症の関係を示す研究等が存在したが、我が国においては、昭和5年に発表された文献（大西清治「石綿塵と結核」）には、ミアウェザーらの研究等が紹介され、昭和13年に発表された文献（鯉沼茆吾「職業病と工業中毒」）には、昭和5年に開催された第1回国際けい肺会議における報告内容が掲載されるなどしたものの、昭和12年に保険院調査が開始されるまで、石綿肺に関する系統的調査が行われることはなく、また、石綿粉じんに起因する労働者の症例の集積もなかった。

イ 昭和12年から昭和15年にかけて、大阪府の石綿工場における石綿肺の発症状況を調査した保険院調査が行われ、昭和15年3月の昭和15年保険院報告によって、石綿労働者の石綿肺の発症状況や粉じん飛散量と勤続年数が石綿肺罹患の二大因子であること等が報告された。しかし、その後、戦争により石綿肺に関する研究は中断され、昭和27年頃から調査・研究が再開された。昭和30年には、我が国で初めての石綿肺患者の剖検

例が報告され、これらの調査研究、報告等を踏まえ、労働省の委託により、石綿肺等のじん肺に関する昭和31年度研究及び昭和32年度研究が行われ、各種の臨床検査や石綿粉じんの分析、濃度測定、動物実験、エックス線所見の研究等を踏まえて、昭和33年3月31日、昭和32年度研究の研究成果報告が発表された。同報告において、総括として、2年間の調査研究によって石綿肺の概略を明らかにすることができ、診断基準の設定にまで到達したと報告された。そして、昭和35年3月31日、石綿肺を含むじん肺等に関する医学的知見等を踏まえ、じん肺法及びじん肺法施行規則が制定された。

ウ これらの事実によれば、遅くとも昭和32年度研究の研究成果報告が発表された昭和33年3月頃には、石綿粉じん曝露によって石綿肺を発症することについての医学的知見が集積されたものと認めるのが相当である。

エ 1審原告ら及び1審被告国の主張に対する検討

(ア) 1審原告らの主張について

この点、1審原告らは、原審において、石綿肺の知見は、遅くとも昭和15年保険院報告が提出された昭和15年3月末時点に成立した旨主張する。

この点に関する判断は、原判決分冊1・382頁9行目の「しかしながら、」から22行目末尾までのとおりであるから、これを引用する。

ただし、同頁11行目から12行目にかけての「上記1(1)に認定したとおりであって、」を「、我が国における石綿肺に関する研究が非常に少なく、保険院調査がわずかの資料を提供しているにすぎなかつたところ、戦後になって、石綿肺に関する関心が高まり、石綿肺については、その全体像が十分判明していないので、取扱いの基準についての資料が必要となつたことをいうものであつて、」と改める。

(イ) 1審被告国の主張について

この点、1審被告国は、原審において、石綿肺の知見の集積時期はじん肺法が制定された昭和35年より早まるものではない旨主張する。

しかし、前記ウのとおり、石綿粉じん曝露によって石綿肺を発症することについての医学的知見は、遅くとも昭和32年度研究の研究成果報告が発表された昭和33年3月頃には集積されたものと認められるから、1審被告国の上記主張は採用することができない。

(2) 肺がんについて

前記1(2)の認定事実によれば、次のとおり認められる。

ア 欧米においては、戦前から石綿肺に肺がんが合併する症例が報告されていたが、昭和20年代にかけても、けい肺患者の解剖事例に基づき、肺がんの発生確率が高いという知見があるにとどまっていた。石綿と肺がんの関係性に関する疫学的調査の嚆矢は、昭和30年のドール報告であったが、ドール報告は喫煙の影響を考慮しない後ろ向きコホート研究であり、その対象も小規模であった上、昭和33年のブラウン・トルアン報告においては、大規模な前向きコホートによって石綿の発がん性を否定する見解が示された。

イ フォーヴァルトは、昭和26年に、ワグナーは、昭和38年に、それぞれ動物実験の結果を報告しているが、それらは、石綿の発がん性に否定的であるなど、いまだ石綿の発がん性に関する知見は確立したとはいえない状況であった。

ウ WHOが開催した、昭和38年のがん予防に関する専門家委員会の報告書において、石綿による疾患として肺がんが例示され、昭和40年のUICC報告と勧告において、石綿曝露と悪性腫瘍との間に関係のあることが認められたものの、因果関係を認めるには至らず、纖維の種類によるリスクの差異、粉じん量による発がん率の差異、石綿と他の要因との関係等、種々の調査研究課題が設定された。

エ グロスらは、昭和42年、動物実験により石綿曝露による肺がんの発生を確認し、セリコフは、昭和43年、喫煙と肺がんの関係を研究するなど、各種研究が行われていた。そして、昭和47年のIARC報告において、UICC報告と勧告において勧告として取り上げられていた課題に対する回答が与えられ、すべての種類の石綿と肺がんとの間に因果関係が認められるとの総括がされた。

オ 他方、我が国においては、昭和30年代半ば頃までは、ドール報告等外国の研究の紹介がなされていたのみであり、昭和41年に第9回世界がん会議等が我が国（東京）で開催されるなど、外国の知見が流入することはあっても、その症例は、昭和41年に至るまでわずか2例しかなく、統計的考察も不可能であり、関連性を否定する知見も存在した。

カ しかし、昭和45年前後に至り、外国の研究の進展がさらに我が国に伝えられ、石綿粉じんのがん原性はなお未確定であるとする見解を残しつつも、石綿と肺がんの因果関係について異論がないとする見解が多数を占めるようになった。

キ そして、1審被告国は、昭和46年1月、「石綿取扱い事業場の環境改善等について」と題する通達を発出し；同年4月、石綿を第二類物質として規制対象とする旧特化則を制定した。昭和47年、前記エのIARC報告が労働省労働衛生研究所の坂部弘之によって我が国に紹介された。

ク これらの事実によれば、遅くとも昭和47年のIARC報告で、UICC報告と勧告において勧告として取り上げられていた課題に対する回答が与えられ、すべての種類の石綿と肺がんとの間に因果関係が認められるとの総括がされ、同年には、その内容が労働省労働衛生研究所の坂部弘之によって我が国に紹介されているから、昭和47年頃には、石綿粉じん曝露によって肺がんを発症することについての医学的知見が集積されたものと認めるのが相当である。

ケ 1審原告らの主張に対する検討

この点、1審原告らは、石綿の肺がん性の知見は、昭和30年のドール報告で確立しており、仮に、そうでないとしても、1審被告国は、昭和46年に旧特化則を制定し、石綿を第二類物質（微量でも有害な作用をもたらす物質）に指定しているのであるから、遅くとも旧特化則制定時（昭和46年）において、石綿と肺がん等の関係に関する医学的知見が確立していた旨主張する。

しかし、石綿の肺がん性の知見が昭和30年のドール報告で確立したとはいはず、その知見の集積時期が昭和47年頃であることは、前記ア及びクで説示したとおりである。

また、昭和46年1月21日付け「有害物等による障害の防止に関する対策について」では、石綿は、有害物等一覧表の備考欄にがん原性物質であることを示す「A」の記入がされていないこと（前記1(2)ク(コ)）、労働省安全衛生部労働衛生課・中央労働衛生専門官であった内藤栄治郎は、昭和46年9月に発行された「労働の科学」において、石綿が特に旧特化則の対象物質とされたのは、石綿肺がけい肺に劣らず重篤な肺疾患であるのみならず、ある種のものは、肺がん、又は中皮腫を起こす疑いがあるため、その解明は、今後の調査研究に待つとしても、予防は、有害化学物質と同等に取り扱う必要があるとされたためであることを述べていること（前記1(2)ク(ケ)c）に照らすと、石綿は、発がん性物質の疑いがあることから、予防的措置の観点から、旧特化則の対象にされたのであって、その時点で、上記の医学的知見が確立していたとまではいえないというべきである。

したがって、1審原告らの上記主張は採用することができない。

(3) 中皮腫について

前記1(2)の認定事実によれば、次のとおり認められる。

ア 石綿労働者への中皮腫の発生は、戦前から報告されていたが、疫学的研

究は、昭和35年のワグナー報告が初めてであり、また、ワグナー自身、石綿小体が剖検肺中から発見されたのは、33例中、8例のみであり、残りの25例は状況証拠しかなく、中皮腫と石綿曝露を関連付ける病理学的証拠は決定的なものではないとしていた。

イ 石綿と中皮腫の関連性に関する疫学的調査については、昭和40年、UICC報告と勧告において、石綿曝露と中皮腫との間に関係のあることが認められたものの、因果関係を認めるには至らず、肺がんと同様に、纖維の種類によるリスクの差異、粉じん量による発がん率の差異、石綿と他の要因との関係等の種々の調査研究課題が設定された。

ウ スミスらやスタントン等による動物実験が実施され、石綿の注入による中皮腫の発生が確認されるとともに、ニューハウスが、昭和40年、家庭内曝露のような低濃度曝露でも、中皮腫を発症し得ることを示唆した。

エ マクドナルドは、昭和46年に、セリコフが、昭和39年から昭和46年にかけて、ワグナーが、昭和47年に、それぞれ単一の種類の石綿纖維への曝露による中皮腫への影響を調査研究し、昭和47年のIARC報告において、UICC報告と勧告に対する回答が与えられ、アンソフィライトを除くすべての種類の石綿が中皮腫を惹起し得ると総括された。

オ さらに、昭和40年、ニューハウスが、昭和41年の第9回世界がん会議でジャン・リーベンらが、それぞれ、家庭内曝露や石綿工場の近辺に居住したことが原因で中皮腫が発症していることを報告し、昭和47年にワグナーやジルソンが、中皮腫に関しては肺がんを発生するに必要な石綿粉じんの曝露量より少ない量で生ずるようであると報告し、昭和47年のIARC報告でも、石綿を使用する工場の近隣の大気汚染について言及がなされた。

カ 他方、我が国においては、我が国の研究者や国際会議を通じて、石綿曝露による中皮腫発症に関する外国の研究は紹介されていたものの、独自の

疫学的調査等は行われず、昭和40年代に入っても、ニューハウスらの疫学研究を引用し、石綿と中皮腫の因果関係が間接的に支持されているといった程度の知見（倉恒匡徳「職業ガン」（昭和43年））しか存在しなかつた。

キ 昭和46年に発出された「石綿取扱い事業場の環境改善等について」と題する通達も、中皮腫について、「特殊な石綿によって胸膜などに中皮腫という悪性腫瘍が発生するとの説も生まれてきた。」として、その疑いがあるとされているにすぎなかつた。しかし、昭和47年に、前記エのIARC報告が労働省労働衛生研究所の坂部弘之によって我が国に紹介され、昭和53年の「石綿による健康被害に関する専門家会議検討結果報告書」でも、昭和47年までのワグナーやジルソンの報告に基づき、肺がんを発生するに必要な曝露量よりも少量で中皮腫が発生する可能性があると述べられた。

ク これらの事実によれば、我が国においては、中皮腫に関する研究等が十分に行われているとはいえないが、昭和47年には、IARC報告によって石綿と中皮腫発症の因果関係が認められ、その内容が労働省労働衛生研究所の坂部弘之によって我が国に紹介されているから、遅くとも昭和47年頃には、石綿肺及び肺がんよりも少量の石綿粉じん曝露によって中皮腫を発症することについての医学的知見が集積されたものと認めるのが相当である。

ケ 1審原告らの主張に対する検討

この点、1審原告らは、石綿粉じんの少量曝露でも、中皮腫が発症するとの知見は、ニューヨーク科学アカデミー（昭和39年）とその直後に開催されたUICCの地理病理学委員会の後援に係るアスベストとがんに関するワーキンググループの「報告と勧告」によって確立し、仮に、そうでないとしても、1審被告国は、昭和46年に旧特化則を制定し、石綿を第

二類物質（微量でも有害な作用をもたらす物質）に指定しているのであるから、遅くとも旧特化則制定時（昭和46年）において、石綿と中皮腫等の関係に関する医学的知見が確立していた旨主張する。

しかし、石綿の中皮腫発症に関する知見が、昭和40年の上記「報告と勧告」によって確立したとはいえないことは、前記イ及びクで説示したおりである。また、1審被告国が昭和46年に旧特化則を制定し、石綿を第二類物質に指定したことをもって、その時点で、石綿と中皮腫の関係についての医学的知見が確立していたといえないことは、前記(2)ケのとおりであって、1審原告らの上記主張は採用することができない。

(4) 石綿関連疾患（石綿肺、肺がん及び中皮腫）の医学的知見の集積時期のまとめ

以上で検討した石綿関連疾患の医学的知見の集積時期は、次のとおりである。

① 石綿肺

石綿粉じん曝露によって石綿肺を発症することについての医学的知見が集積したのは、昭和33年3月頃である。

② 肺がん及び中皮腫

石綿粉じん曝露によって肺がん又は中皮腫を発症することについての医学的知見が集積したのは、昭和47年頃である。

第3 建設現場において、建設作業従事者が石綿粉じん曝露による健康被害を受ける客観的危険性及びそのことについての1審被告国の予見可能性

1 認定事実

後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次のとおりの事実が認められる（以下、後掲証拠及び弁論の全趣旨によって認められる事実のことを、第3において、「認定事実」と略称する。なお、証拠等は、認定事実ごとに掲記する。）。

(1) 我が国における石綿使用状況

我が国においては、明治20年に石綿製品の輸入を開始して以降、石綿は、当初軍需工業を中心に使用されていたが、昭和初期には石綿セメント製品等の生産が開始され、その優れた耐熱性、防音性等のため、重要な工業材料として広く使用され、石綿製品の種類は3000種類以上あったといわれている。

我が国の石綿の輸入量は、戦後（昭和25年以降）増加の一途を辿ったが、昭和40年以降の増加が顕著であり、昭和45年には、30万t近くに達し、昭和49年には、約35.2万tと最高を記録した。その後、平成2年以降、石綿条約等の影響によってその使用量が急速に減少していったものの、平成5年頃までは20万t以上の使用量があった。そして、その後も石綿に対する規制の強化と共に減少し続け、平成18年改正安衛令によって石綿の使用が全面的に禁止されたことから、同年に輸入量は、ゼロとなった。昭和5年から平成17年までに、我が国には合計1000万t近い石綿が輸入されていたところ、我が国に輸入された石綿のうち、約8割が建材に使用されていた。（乙アA19、乙アA107（4頁）、当審判決・前提事実第2の4、第3の1）

(2) 石綿含有建材の種類

石綿含有建材は、①石綿含有吹付け材、②石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆板、③石綿含有成形板に分けられる。（当審判決・前提事実第3の2）

石綿含有建材としては、石綿含有吹付け材（吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有パーライト吹付け、石綿含有ひる石（バーミキュライト）吹付け）、保温材等（保温材として、石綿保温材、けいそう土保温材、けい酸カルシウム保温材、パーライト保温材、バーミキュライト保温材等、断熱材として、屋根用折版石綿断熱材、煙突石綿断熱材、耐火被覆材として、石綿含有けい酸カルシウム板第2種）、石綿スレート（スレート波板、住宅用屋根スレート等）、ボード類（サイディング、フレキシブル板、平板、軟

質板，パーライト板，パルプセメント板，スラグ石膏板，けい酸カルシウム板第1種，押出成形セメント板等），ビニル床タイル，石綿セメント円筒（パイプ），各種充てん材等がある。（甲A36（4，5頁），乙アA35（27ないし37頁））

石綿含有成形板のうち，特に石綿セメント製品は，使用量が多く，昭和57年には，石綿の68%，昭和61年には，78.2%，平成8年には，93%が石綿セメント製品に用いられていた。（当審判決・前提事実第3の2(3)）

(3) 我が国における住宅供給政策による住宅建築と石綿含有建材

戦後の住宅不足を解消するため，公営住宅の供給や住宅金融公庫融資が1審被告国の施策として行われてきたが，大都市周辺の住宅不足はなかなか解消されなかった。（甲A141（59頁））

そこで，昭和30年に，当時の住宅不足数を270万戸と推定した上，同年を初年度として10年の間にこれを解消するとともに，毎年の新規需要18万から25万戸を充足することを目標とする，住宅建設十箇年計画を策定し，大都市地域を中心に広域的な住宅供給を行うことを目的として，日本公営住宅法（昭和30年法律第53号）に基づき，昭和30年7月に日本住宅公団が設立された。これによって，①公営住宅，②住宅金融公庫の融資による住宅，③日本住宅公団の建設する住宅という，住宅行政の三本柱が確立した。（甲A141（59頁），甲A143（5頁））

その後，1審被告国は，前記住宅建設十箇年計画を短縮し，昭和32年度から5年で住宅事情を安定させる方針のもとに，同年時点での233万戸の住宅不足数をほぼ5年で解消し，この間に民間自力建設を約170万戸，政府施策分として約110万戸の合計約280万戸の建設を目標とする住宅建設五箇年計画を策定した。（甲A141（59頁），甲A143（7頁））

また，1審被告国は，昭和35年の国民所得倍増計画の中で，昭和45年

度までの10年間に1000万戸の住宅を建設することが盛り込まれたのを受け、昭和36年度から昭和40年度に「1世帯1住宅」の実現と不良住宅居住、老朽住宅居住、狭小過密居住の解消に努め、併せて不燃堅ろう化、居住水準の向上、居住環境の整備を図ることとし、5年間の住宅建設戸数を400万戸、うち政府施策分として160万戸を建設することとした。（甲A141（59頁）、甲A221）

1審被告国は、昭和39年に、昭和45年度までの7年間に760万戸の住宅を建設し、「一世帯一住宅」を実現することを目標とする住宅建設七箇年計画を策定したが、当時の世帯の細分化等による住宅需要の増加傾向が計画を上回っていることが判明したため、これを改定するとともに、抜本的な住宅対策を確立して深刻な住宅難に対処することとなり、昭和41年6月に住宅に関する総合的な計画立法としての住宅建設計画法が制定され、同法の下に、5年ごとに計画を策定することとした。第一期住宅建設五箇年計画では、建設必要戸数は670万戸（持家335万戸、借家270万戸、給与住宅65万戸）と算出されていたところ、結果としては、674万戸が建設され、総戸数の上では目標を達成したが、住宅難世帯は、なお相当数存在し、特に大都市地域における勤労者の住宅難は依然として深刻なものであった。そこで、昭和46年に第二期住宅建設五箇年計画を策定し、同期中に概ね一人一室の規模を有する950万戸（持家525万戸、借家及び給与住宅425万戸）の住宅の建設を図るものとし、これによって、住宅の量的不足は一応解消された。（甲A141（479ないし485、509頁））

1審被告国は、昭和51年、昭和55年までの計画期間とする第三期住宅建設五箇年計画を策定した。第三期住宅建設五箇年計画では、住宅の質の向上に特に重点が置かれ、昭和60年を目指にすべての国民がその家族構成、居住地域に応じた良好な水準の住宅を確保し得ることを長期目標とし、前半分の昭和55年度までの計画として位置付けられたものである。（甲A14

1 (509頁))

第三期住宅建設五箇年計画では、計画期間中の建設戸数を860万戸と算出した。第三期住宅建設五箇年計画の総住宅建設戸数は769万8000戸となり、当初の計画を下回る結果となった。昭和55年時点で、第一期から第三期までの間に戸数面での量的充足は進み、全体として居住水準の着実な改善が見られたが、大都市圏を中心として問題が残されていること、持家取得を通じての居住水準改善意欲が強まっていること等の指摘がされた。（甲A141（509, 510, 514, 515頁））

(4) 日本住宅公団の住宅の不燃化

日本住宅公団は、住宅不足の著しい地域における勤労者のための住宅建設、耐火性能を有する集合住宅の建設、行牧区画にとらわれない広域圏の住宅建設、大規模かつ計画的な住宅開発の達成を目的とした。短期間に一定水準以上の住宅を設計、積算、発注、工事監理を行い、住宅不足を解消するという目的から、設計面では「標準設計システム」を導入し、工事に共通した仕様書を作成することで、技術水準の統一や監理要領の整理を図り、設計の省力化や施工技術の向上を目指した。（甲A426の1（66頁））

日本住宅公団が作成した仕様書には、工事共通仕様書（工事に関する全般的な事項を規定したもの）と特別共通仕様書（工事共通仕様書に定めた事項についての詳細を定め、個別の製造企業を指定する等したもの）があった。

（甲A426の1（66頁））

工事共通仕様書においては、昭和30年から昭和33年までの間、「木工事」の野縁の材料として「石綿大平板」が、昭和36年以降は「石綿セメント板」が挙げられ、同年以降「工法」として「石綿セメント板類」の使用が記載されていた。また、昭和38年以降「内装工事」に内装材として「石綿セメント板」が挙げられ、昭和50年以降は「石綿スレート」も内装材として記載された。その一方、昭和33年から昭和62年までの間は、「衛生設

備工事」及び「上水道工事」において「水道用石綿セメント管」が挙げられていた。さらに、昭和36年から昭和62年までの間は、「暖房設備工事」において、防火、断熱、絶縁、パッキンの目的で、「石綿ヒモ」等のアスベスト含有製品が挙げられている。防露・保温目的での被覆材として「石綿入りけいそう土」が、機械暖房設備工事の「保温工事」において「アスベストセメント」が保温材として示されていた。特別共通仕様書における石綿含有建材の指定は、昭和63年まで行われた。(甲A426の1(66, 67頁))

(5) プレハブ化の促進と石綿含有建材の使用

従来の建築生産方式は、手作業による現場一品生産方式であったが、工事量が増加するにつれ、熟練労働者の不足が深刻な問題となつたことから、建設省は、公共住宅をプレハブ化して建築生産を近代化することが急務であると考えるようになった。そこで、建設省住宅局を中心となって、昭和34年7月、建築研究所、住宅金融公庫、日本住宅公団等で構成される公共住宅用規格部品協議会が設立された。そこでは、公団住宅で大量に使用されて価格が低下することで、住宅金融公庫の住宅や公営住宅でも使用可能となり、一層のコストダウンと品質の向上が見込める部材を選定して、公共住宅用規格部材として採用する方針が確認された。(甲A141(478頁), 甲A426の1(68頁), 甲A426の2(7頁))

昭和35年4月には、社団法人日本住宅協会に「公共住宅建設合理化促進委員会」が設立され、その下部に「公共住宅用規格部品委員会」が置かれ、それまでの前記協議会の事業が引き継がれた。(甲A141(478頁))

住宅金融公庫は、昭和37年から、鉄骨系プレハブ住宅(不燃組立構造住宅)の技術診査を行い、融資の適合性を承認する制度を発足させ、さらに、昭和39年には、木質系、鉄骨系、コンクリート系構造のプレハブ住宅に関しても同様の制度を創設するなどした。(甲A141(478頁))

1960年(昭和35年)代半ばから住宅供給の一環として促進されたブ

レハブ住宅では、石綿建材そのものや石綿含有建材が使用されていた割合は少なくなかった。（甲A426の1（69頁））

(6) 1審被告国による木材資源の有効利用や建築物の不燃化の促進に伴う石綿含有建材の使用

昭和34年に通産省から発行された「日本の建材工業」には、通産省は、国内資源保護の見地から、木材防腐特別措置法の適用や木材代替品の利用合理化に関する閣議決定等により、木材資源の有効利用と木材代替品の普及促進に力を入れてきた、耐久力があって火災に強い等の性質を持つ新建材の普及は、上記の国家的要請に大きく貢献するなどと記載されている。（甲A-142（「はしがき」））

(7) 建築関連法規と石綿含有建材の使用

昭和25年制定当初の建基法では、2条9号において、「不燃材料」の例示として石綿板が定められ、さらに、昭和45年改正建基法により、「不燃材料」の例示である「石綿板」が「石綿スレート」と改められたほか、例示以外の不燃材料の具体的な内容が政令に委任され、これを受けた昭和45年改正建基令108条の2は、建設大臣が指定するものを「不燃材料」とすることとした。（原判決・前提事実10(3)ア（原判決53、54頁））

また、建設大臣は、多数の石綿含有建材を使用した構造を、耐火構造として個別に指定したほか、昭和39年建設省告示第1675号において、柱及び梁については鉄骨を吹付け石綿で覆うなどしたものや、外壁のうち非耐力壁については石綿スレート又は石綿パーライト板を張るなどしたもの等を耐火構造として指定し、昭和44年建設省告示第2999号に伴い発出された通達において、石綿等の普遍的又は標準的な材料を加工し、又は組み合わせた耐火構造に係る場合は、原則として、通則的な指定を行うとすることで、石綿含有建材を使用した構造を耐火構造として通則的に指定した。これらに基づいて、建設大臣は、石綿含有建材を使用した構造を、防火構造として個

別に指定したが、平成16年には、国交省告示第1173号（甲B25）により石綿含有建材を使用した構造が削除された。（原判決・前提事実10(3)イ（原判決54ないし56頁））

以上のような建築関係法令の制定及び改正等により、耐火構造や防火材料等として指定・認定された石綿含有建材の使用が促される結果となったものと推認される。

(8) J I S

J I Sとは、日本工業規格のことをいい、昭和24年に制定された工業標準化法に基づき、主務大臣が制定する国家規格のことをいう。（甲A173（7頁））

昭和52年10月25日発行の「せきめん」によれば、石綿スレート協会は、それまでに、10種類の石綿含有建材がJ I Sの制定を受けたとしている。（甲C1の382（11頁））

もっとも、昭和63年以降、石綿含有製品におけるJ I S規格は、順次廃止されていき、平成9年3月には石綿板が、平成16年には石綿含有の住宅屋根用化粧スレートがJ I S規格から廃止されるに至った。（甲A149（12頁））

(9) 建設業における重層的下請構造及び建設工事の作業工程

ア 建設業における重層的下請構造

建設業は、その経営内に生産労働者を常時保有しておらず、下請制度が利用されている。建設業は、下請制度の依存率が高く、それは、100%に近く、しかも、その下請けは決して補助的なものではなく、主要な工程の主役としての役割を担っている。工程ごとの職業的分業の明確な建設工事では、一工事の下請けが少なくとも10、多いときは数百に及ぶ。（甲A213（108頁））

このように、建設業は、重層的下請構造に特徴があり、建設作業従事者

の圧倒的多数は、小規模企業の従業員又は個人事業主ないし一人親方であるという特徴を有している。（甲A212（162頁），弁論の全趣旨）

また、建設作業従事者の職種は、大工、左官、とびのほか、電気・機械・管工事等の各専門工事業者の多数の下請業者が工事過程に関与する。（甲A213（109頁））

そして、前記の重層的下請構造の下では、元請業者の労働管理が不徹底になりがちであり、建設業においては、建設作業従事者は、労働災害に遭う危険も高い。（甲A213（139ないし141頁））

イ 建設現場における作業工程と気密性

新築工事の建設現場では、建設される建物が作業場でもあり、工場のような定常的な作業は少なく、臨時的な作業が多く、その一部は、屋外作業となる。建設の進行により、足場としてのシートの設置、外壁の取付け、サッシの取付けによって作業場の気密性は増していき、シート設置後は、建物内に粉じんが滞留する可能性がある。（甲A468（1頁））

したがって、シート養生が設置され、建物の柱と屋根ができれば、屋外作業とはいはず、現場に入る建設作業従事者は、屋内か、屋内に近い状態で粉じんの曝露を受ける可能性がある。（甲A468（1頁））

密閉度の高まる内装工事の段階で、大工、左官、電工、サッシ工、塗装工、配管工等の多くの建設作業従事者が建物内で作業を行うことになる。（甲A468（1頁））

(10) 建設作業従事者の職種等による石綿粉じん曝露の可能性

職種ごとの建設現場における石綿粉じん曝露の可能性は、以下のとおりである。

ア 吹付工

吹付工は、鉄骨建造物、鉄筋コンクリート建造物において、防火、防熱等のため、石綿含有吹付け材を建築物の天井、壁面、柱等に吹き付けるこ

とによって石綿含有吹付け材の層を作る工事を行う。近隣へ防じんが飛散しないようするため、建物全体の外周に養生シートを設置するため、吹付け作業は、基本的に屋内作業と同様の作業となる。

吹付工は、吹付け作業を行うに際して、石綿含有吹付け材を袋から取り出して圧送装置に投入する際、舞い上がった石綿粉じんに曝露することがある。そして、石綿含有吹付け材を天井等に吹き付ける際、跳ね返ってきた石綿含有吹付け材に含まれる石綿に曝露することがある。

また、吹付工は、各職種の建設作業従事者と同時並行で作業を行うことがあり、その際には、各職種の建設作業従事者の作業により発生した石綿粉じんに曝露することがある。（甲A35（13頁）、甲A231（枝番号分を含む。）、甲A529、当審・1審原告2-90 []、弁論の全趣旨）

イ 左官

左官工事は、コンクリート打設中（基礎工事、躯体工事）及び仕上げ工事（下地、仕上げ）において行われる。

左官は、石綿を含有したセメントと砂を主たる材料とするモルタルやプレミックス材、モルタル混和材を建設現場で練り上げ、床や壁等に塗る作業を行う。モルタル等の練り上げの際には、材料が水に馴染むまでの間、粉じんが舞い上がるため、左官は、混和材等に含有された石綿に起因する石綿粉じんに曝露することがある。

大規模な建設現場では、モルタル等を練り上げる作業を専門に行う業者（いわゆる捏ね屋）がいることがあったが、左官がプレミックス材の配合を行う場合もあった。また、左官は、石膏ボードの普及に伴い、石膏ボードの切断、やすりがけを行うようになった。そのため、切断、やすりがけによって発生した石綿粉じんに曝露することがある。

左官は、モルタルを塗り込む部分に吹付材が固まって付着しているとき

には、へらで削ってこそげ落とすことがあるが、これによって発生する石綿粉じんに曝露することがある。

左官は、電工、配管工、保温工と同時並行で作業を行うことがあり、その際、これらの建設作業従事者が発生させた石綿粉じんに曝露することがある。また、大工がボード張り等をしている際に同時並行で作業をすることもあり、その際には、大工がボードを切断したり、やすりがけをしたりする際に発生した石綿粉じんに曝露することがある。（甲A35（18ないし22頁）、甲A116（枝番号分を含む。）、甲A584（枝番号分を含む。）、原審・1審原告1-131 [redacted]、弁論の全趣旨）

ウ 塗装工

塗装工は、仕上げ工事の段階において、天井や壁のボード貼りがなされた後、建物の天井や内壁、外壁の仕上げに塗料を塗る作業を行う。塗装工は、塗装する前に、ボードの継ぎ目にパテを塗り込み、これが乾燥した後、下地の凹凸をなくし平坦にするための下地調整作業としてモルタルやボードのサンダーがけを行うが、その際にモルタル等から粉じんが発生し、モルタルやボードに石綿が含有されている場合には、石綿粉じんに曝露することがある。そして、鉄骨造建築物においては、吹付け石綿を剥がして塗装を行う場合があり、このときに発生する石綿粉じんに曝露することがある。

また、塗装工は、他の職種の建設作業従事者と同時に作業をすることがあり、その際には、これらの作業によって発生した石綿粉じんに曝露することがある。

さらに、塗装工は、清掃の際、床に堆積している石綿粉じんに曝露することがある。（甲A35（18ないし20頁）、甲A117（枝番号分を含む。）、甲D21第6号証、甲D68第6号証、甲D85第6号証、甲D108第4号証・第5号証、原審・1審原告1-15 [redacted]、弁論の全趣旨）

旨)

エ タイル工

タイル工事は、下地の調整とタイルの貼り付けとに大きく分けられるが、タイル工が左官に代わって下地の調整を行うこともあった。

タイルの貼り付けは、通常、2、3人で組んで行い、①墨出し外枠の上から糸を垂らして貼るタイルの位置を決めること、②タイルを貼ること、という順序で行う。タイル工は、下地の調整を行う場合、モルタルに混和材を混ぜるとき、石綿の粉じんを吸い込む可能性がある。鉄骨に吹き付けられた断熱材を剥がしてタイル貼りをするときには、剥がした断熱材の石綿粉じんに曝露することがある。

また、タイル工は、大工等と同時並行で作業を行うことがあり、その際には、各職種の建設作業従事者の作業により発生した石綿粉じんに曝露することがある。（甲A35（18ないし21頁）、甲A121（枝番号分を含む。）、原審・1審原告1-17 [redacted]、弁論の全趣旨）

オ エレベーター設置工

エレベーター設置工は、基本的に鉄筋コンクリート造（RC造）や鉄骨造の建物において、エレベーターを設置する工事を行う。RC造の場合、エレベーターのレールを取り付ける際、サポートブラケットを壁面に取り付けるためにアンカーボルト用の穴をあけ、石綿粉じんに曝露することがあった。

鉄骨造の場合、鉄骨の梁に吹き付けられている吹付け材を削って剥がし、表面をきれいにしてから溶接する際に、石綿粉じんに曝露することがあった。（上記の吹付け材を削る作業等については、1審原告1-134 [redacted] の労災保険の申請関係の資料（甲D134第5号証の2・3）では、特に言及されていないが、同原告は、労災保険の申請に際して、エレベーター設置工の典型的な曝露態様のみを述べたにとどまるとも解されるので、上

記事実は、上記認定を左右するものではない。）。

エレベーター設置工は、シャフトの中という狭い場所で作業を行うため、舞い上がった粉じんのある状態で石綿粉じんに曝露することがあるエレベーター設置工は、吹付工等と同時並行で作業を行うことがあり、その際には、各職種の建設作業従事者の作業により発生した石綿粉じんがシャフト内に入り込み、石綿粉じんに曝露することがある。（甲A35（40頁）、甲A222（枝番号分を含む。），当審・1審原告1-134 [REDACTED]，弁論の全趣旨）

カ サッシ工

サッシ工は、建築物の開口部にサッシ（建具）を取り付ける工事を行う。サッシ工事は、建物の外壁工事の後に行われる。鉄骨造建物において、ガラリ、高窓、カーテンボックス、プライドボックスのサッシの溶接前に石綿含有吹付け材を剥がす際に石綿粉じんに曝露がある。具体的には、サッシに取り付けた取付用金具（サッシアンカー）を取り付ける場合、梁に吹き付けられている吹付け材を剥がす作業をするとき、削り取った吹付け材が飛散し、これに曝露がある。

また、サッシ工は、吹付工、配管工、電工等と同時並行で作業を行うことがあり、その際には、各職種の建設作業従事者の作業により発生した石綿粉じんに曝露がある。（甲A35（18ないし20頁）、甲A359、甲A604、甲A604の2、当審・証人 [REDACTED]，弁論の全趣旨）

キ 墨出し大工

墨出し大工は、建築図面に書かれた寸法を建設現場に墨等を使って原寸で位置を出す仕事を行う。墨出し大工は、建材を切断・加工することはないが、位置出しのため、柱に吹き付けられた石綿含有吹付け材を剥がして、石綿粉じんに曝露がある。また、墨出し大工は、吹付工、配管工、

保温工、電工等と同時並行で作業を行うことがあり、その際には、各職種の建設作業従事者の作業により発生した石綿粉じんに曝露することがある。そして、建設現場の清掃作業で堆積した石綿粉じんに曝露することがある。

(甲 A 3 6 0, 弁論の全趣旨)

ク 防災シャッター工

防災シャッター工は、火災時における延焼防止と避難路確保のため、建築物の開口部に鉄鋼重量シャッターを取り付ける工事を行う。防災シャッター工は、梁に電気ケーブルを固定するための金具を取り付けるため、鉄骨の梁に吹き付けられた石綿含有吹付け材を剥がす際に石綿粉じんに曝露することがある。そして、狭い天井スペース内で作業をする際、天井スペース内に堆積した石綿含有吹付け材等が舞い上がり、石綿粉じんに曝露することがある。

また、防災シャッター工は、電工等と同時並行で作業を行うことがあり、その際には、各職種の建設作業従事者の作業により発生した石綿粉じんに曝露することがある。(甲 A 3 8 1, 弁論の全趣旨)

ケ ALC工

ALC工は、建物の屋根、床、外壁、間仕切り等に使用されるALC(軽量気泡コンクリート板)の取付けを行う。ALC工は、躯体に下地鋼材を溶接する前に梁等に吹き付けられた石綿含有吹付け材を剥がす際に石綿粉じんに曝露することがある。そして、目地等に充填するモルタルを練る際にも石綿粉じんに曝露することがある。

また、ALC工は、大工、電工等と同時並行で作業を行うことがあり、その際には、各職種の建設作業従事者の作業により発生した石綿粉じんに曝露することがある。(甲 A 3 8 1, 弁論の全趣旨)

コ 空調設備工

空調設備工は、冷暖房の空調機器を建物内に設置し、電気配線、冷媒配